

中華人民共和国産及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する関税定率法第8条第5項に規定する調査開始の件（令和3年財務省告示第163号）で告示した調査に係る調査結果報告書

## 目次

1 総論 .....	- 1 -
1－1 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴 .....	- 1 -
1－1－1 品名 .....	- 1 -
1－1－2 銘柄及び型式 .....	- 1 -
1－1－3 特徴 .....	- 1 -
1－2 調査対象貨物の供給者及び供給国 .....	- 1 -
1－3 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。） .....	- 1 -
1－3－1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 .....	- 1 -
1－3－2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 .....	- 2 -
1－4 調査の対象とした事項の概要 .....	- 2 -
1－4－1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 .....	- 2 -
1－4－2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 .....	- 2 -
1－5 調査開始の経緯 .....	- 2 -
1－5－1 課税申請 .....	- 2 -
1－5－2 調査開始の決定 .....	- 3 -
1－6 調査開始後の経緯 .....	- 4 -
1－6－1 質問状等の送付及び回答の状況 .....	- 4 -
1－6－1－1 供給者への質問状等の送付等 .....	- 5 -
1－6－1－2 調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付等 .....	- 7 -
1－6－1－3 輸入者への質問状等の送付等 .....	- 9 -
1－6－1－4 本邦生産者への質問状等の送付等 .....	- 12 -
1－6－1－5 産業上の使用者への質問状等の送付等 .....	- 13 -
1－6－2 当初質問状回答書の不備等の指摘 .....	- 15 -
1－6－3 代替国に係る選定通知の送付等 .....	- 18 -
1－6－3－1 代替国に係る選定通知（1回目） .....	- 18 -
1－6－3－2 代替国に係る選定通知（2回目） .....	- 20 -
1－6－3－3 代替国候補の供給者への質問状等の送付等 .....	- 24 -
1－6－4 追加質問状の送付等 .....	- 26 -
1－6－4－1 追加質問状の送付及び回答 .....	- 26 -
1－6－5 証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明等 .....	- 27 -
1－6－5－1 証拠の提出及び証言 .....	- 27 -
1－6－5－2 対質の申出 .....	- 29 -
1－6－5－3 意見の表明 .....	- 29 -
1－6－5－3－1 調査対象貨物に対する意見の表明等に係る検討 .....	- 29 -
1－6－5－3－1－1 ニュージーランドにおける中国産及びインドネシア産溶融亜鉛めつき鉄線に対する不当廉売関税に関する調査結果の本調査への影響 .....	- 29 -
1－6－5－3－1－2 調査対象貨物から除外されるべき貨物の存在 .....	- 31 -
1－6－5－3－1－3 その他 .....	- 32 -
1－6－5－4 情報の提供 .....	- 32 -
1－6－6 現地調査 .....	- 32 -
1－6－6－1 供給者に対する現地調査の実施 .....	- 32 -
1－6－6－2 本邦生産者に対する現地調査の実施 .....	- 34 -
1－6－6－3 代替国供給者に対する現地調査の実施 .....	- 34 -



2－1－7 端数処理の基本的考え方	- 63 -
2－2 市場経済条件の浸透事実	- 63 -
2－2－1 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方	- 63 -
2－2－2 市場経済の条件が浸透している事実に関する検討	- 63 -
2－2－2－1 中国政府による産業界に対する関与	- 64 -
2－2－2－1－1 中央政府による産業界に対する関与	- 64 -
2－2－2－1－2 地方政府による産業界に対する関与	- 67 -
2－2－2－1－3 中国政府による産業界に対する関与についての結論	- 72 -
2－2－2－2 特定貨物の生産等に対する政府の介入	- 72 -
2－2－2－2－1 生産等の決定に影響を及ぼす法令等	- 72 -
2－2－2－2－2 中国における国内生産者の状況	- 75 -
2－2－2－2－3 特定貨物の生産等に対する政府の介入についての結論	- 80 -
2－2－2－3 主要な投入財（原材料等）の状況	- 80 -
2－2－2－3－1 軟鋼線材の価格	- 80 -
2－2－2－3－2 亜鉛の価格	- 84 -
2－2－2－3－3 主要な投入財の状況についての結論	- 85 -
2－2－2－4 労働者の賃金の決定	- 85 -
2－2－2－5 生産手段の政府による所有又は管理	- 86 -
2－2－2－6 会計処理及び財務状況	- 88 -
2－2－3 市場経済の条件が浸透している事実に関する証言及び意見に係る検討	- 88 -
2－2－3－1 中国WTO加盟議定書第15条(a)(ii)の失効後は中国に対して非市場経済方式を利用することはできないと解釈すべきとの証言及び意見	- 88 -
2－2－3－2 ベカルト青島との関係では中国において市場経済の条件が浸透している旨の証言及び意見	- 89 -
2－2－4 市場経済条件の浸透事実についての結論	- 92 -
2－3 代替国候補の選定及び正常価格	- 92 -
2－3－1 代替国候補の選定	- 92 -
2－3－2 代替国選定に関する意見の検討	- 92 -
2－3－3 代替国の正常価格	- 94 -
2－4 中国の供給者	- 94 -
2－4－1 ベカルト青島	- 95 -
2－4－1－1 本邦向け輸出価格	- 95 -
2－4－1－2 通貨の換算	- 96 -
2－4－1－3 不当廉売差額率（ベカルト青島）	- 96 -
2－4－2 天津華源時代及び天津華源線材	- 96 -
2－4－2－1 供給者	- 96 -
2－4－2－2 正常価格	- 101 -
2－4－2－3 本邦向け輸出価格	- 101 -
2－4－2－4 通貨の換算	- 102 -
2－4－2－5 不当廉売差額率（天津華源時代及び天津華源線材）	- 102 -
2－4－3 知り得た供給者のうち調査に協力しなかった供給者及びその他の中国の供給者	- 103 -
2－4－3－1 不当廉売差額率	- 103 -
2－4－4 中国の供給者の不当廉売差額率	- 103 -
2－5 韓国の供給者	- 103 -
2－5－1 韓国線材	- 104 -
2－5－1－1 正常価格	- 104 -
2－5－1－2 本邦向け輸出価格	- 104 -
2－5－1－3 通貨の換算	- 105 -

2－5－1－4 不当廉売差額率（韓国線材） .....	- 105 -
2－5－2 知り得た供給者のうち調査に協力しなかった供給者及びその他の韓国の供給者 .....	- 105 -
2－5－2－1 不当廉売差額率.....	- 105 -
2－5－3 韓国の供給者の不当廉売差額率 .....	- 106 -
2－6 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項についての結論 .....	- 106 -
3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 .....	- 107 -
3－1 同種の貨物の検討 .....	- 107 -
3－1－1 物理的及び化学的特性 .....	- 107 -
3－1－2 製造工程 .....	- 107 -
3－1－3 流通経路 .....	- 108 -
3－1－4 用途 .....	- 108 -
3－1－5 價格の決定方法 .....	- 108 -
3－1－6 代替性 .....	- 109 -
3－1－7 貿易統計上の分類.....	- 110 -
3－1－8 同種の貨物の認定に係る意見等の検討 .....	- 110 -
3－1－9 同種の貨物の検討についての結論.....	- 112 -
3－2 本邦の産業.....	- 112 -
3－3 累積的な評価 .....	- 113 -
3－3－1 当該輸入貨物の供給国 .....	- 113 -
3－3－2 当該輸入貨物の不当廉売差額.....	- 113 -
3－3－3 当該輸入貨物の輸入量 .....	- 114 -
3－3－4 原産国の異なる溶融亜鉛めっき鉄線の間の競争状態 .....	- 114 -
3－3－5 累積的な評価に係る意見等の検討.....	- 114 -
3－3－6 累積的な評価についての結論.....	- 115 -
3－4 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響 .....	- 115 -
3－4－1 当該輸入貨物の輸入量 .....	- 115 -
3－4－2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響 .....	- 116 -
3－4－3 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討 .....	- 118 -
3－4－4 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論 .....	- 120 -
3－5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響.....	- 121 -
3－5－1 生産高（生産量） .....	- 121 -
3－5－2 生産能力・稼働率（操業度） .....	- 121 -
3－5－3 在庫 .....	- 122 -
3－5－4 販売及び市場占拠率 .....	- 122 -
3－5－5 利潤 .....	- 123 -
3－5－6 投資及び投資収益 .....	- 125 -
3－5－7 資金流出入（キャッシュフロー） .....	- 125 -
3－5－8 資本調達能力 .....	- 126 -
3－5－9 雇用 .....	- 126 -
3－5－10 賃金 .....	- 126 -
3－5－11 生産性 .....	- 127 -
3－5－12 成長 .....	- 127 -
3－5－13 国内価格に影響を及ぼす要因 .....	- 128 -
3－5－14 不当廉売価格差の大きさ .....	- 129 -



5－3－3－1	供給者に係る反論 .....	- 156 -
5－3－3－2	供給者に係る再反論 .....	- 156 -
5－3－3－3	供給者に係る検討 .....	- 157 -
5－3－4	ファクツ・アヴェイラブルの適用に係る反論等の検討 .....	- 157 -
5－3－4－1	ファクツ・アヴェイラブルの適用に係る反論 .....	- 157 -
5－3－4－2	ファクツ・アヴェイラブルの適用に係る再反論 .....	- 160 -
5－3－4－3	ファクツ・アヴェイラブルの適用に係る検討 .....	- 161 -
5－3－5	正常価格に係る反論等の検討 .....	- 165 -
5－3－5－1	正常価格に係る反論 .....	- 165 -
5－3－5－2	正常価格に係る再反論 .....	- 165 -
5－3－5－3	正常価格に係る検討 .....	- 166 -
5－3－6	本邦向け輸出価格に係る反論等の検討 .....	- 166 -
5－3－6－1	本邦向け輸出価格に係る反論 .....	- 166 -
5－3－6－2	本邦向け輸出価格に係る再反論 .....	- 168 -
5－3－6－3	本邦向け輸出価格に係る検討 .....	- 168 -
5－3－7	不当廉売差額率に係る反論等の検討 .....	- 169 -
5－3－7－1	不当廉売差額率に係る反論 .....	- 169 -
5－3－7－2	不当廉売差額率に係る再反論 .....	- 169 -
5－3－7－3	不当廉売差額率に係る検討 .....	- 170 -
5－4	重要事実を支持する意見 .....	- 170 -
5－5	重要事実に係る反論・再反論の検討についての結論 .....	- 171 -
6	結論 .....	- 171 -

(別添) 主要証拠等目録

注 : 【 】で囲んだ部分は、秘密情報に係る要約である。



査対象貨物と極めて類似した性質を有する他の貨物をいう<sup>4</sup>。

### 1－3－2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

- (6) 平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで。

### 1－4 調査の対象とした事項の概要

#### 1－4－1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

- (7) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項に関して、  
(ア) 同種の貨物の正常価格（関税定率法（明治 43 年法律第 54 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）  
(イ) 調査対象貨物の本邦向け輸出価格  
(ウ) これらの正常価格と本邦向け輸出価格との差額（以下「不当廉売差額」という。）  
(エ) その他不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項について調査した。

#### 1－4－2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

- (8) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関して、  
(ア) 不当廉売された調査対象貨物の輸入量  
(イ) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の同種の貨物の価格に及ぼす影響  
(ウ) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響  
(エ) その他不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し参考となるべき事項について調査した。

### 1－5 調査開始の経緯

#### 1－5－1 課税申請

- (9) 令和 3 年 3 月 31 日、法第 8 条第 4 項の規定による求めとして、「中華人民共和国及び大韓民国産の溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税を課することを求める書面」（以下「申請書」という。）が、日亜鋼業株式会社、NS 北海製線株式会社、株式会社ガルバート・ジャパン及び株式会社ワイヤーテクノの 4 者の連名で提出された。

表 1 申請者の名称及び住所

名称	住所
日亜鋼業株式会社	兵庫県尼崎市中浜町十九番地
NS 北海製線株式会社	北海道江別市上江別四百七十番地
株式会社ガルバート・ジャパン	岩手県釜石市鈴子町二十三番十五号
株式会社ワイヤーテクノ	大阪府大阪市鶴見区今津北三丁目三番八号

<sup>4</sup> 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定（平成 6 年条約第 15 号）（以下「協定」という。）2.6

- (10) 申請者は、以下「**3－2 本邦の産業**」に記載のとおり、本邦において同種の貨物を生産及び販売している者であり、令和元年10月1日から令和2年9月30日までにおける同種の貨物の本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は申請適格（本邦における総生産高の四分の一以上）<sup>5</sup>を満たしていた。
- (11) 令和3年6月7日、調査当局は、中国政府及び韓国政府に対し、かかる申請があり申請書を受領した旨を通知<sup>6</sup>した。

### 1－5－2 調査開始の決定

- (12) 申請書を検討した結果、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、申請者として収集した十分な証拠が提出されており、また、申請に対する支持の状況は本邦産同種の貨物の本邦における総生産高の50%を超えていたこと<sup>7</sup>から、調査を開始する必要があると認められたため、令和3年6月14日、申請に基づく調査の開始を決定<sup>8</sup>し、その旨を直接の利害関係人（調査対象貨物の供給者及び輸入者並びに申請者並びに財務大臣が本調査に特に利害関係を有すると認める者をいう。以下同じ。）と認められた者に対し、書面により通知<sup>9</sup>（申請書（開示版）の写しを添付）するとともに、官報で告示<sup>10</sup>した（令和3年6月14日財務省告示第163号）（以下「調査開始告示」という。）。
- (13) 調査開始告示において、「令第十条第一項前段及び第十条の二第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、令第十二条第一項の規定による証拠等の閲覧、令第十二条第一項の規定による対質の申出、令第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限」を次のとおりとした。
- (ア) 証拠の提出及び証言についての期限 令和3年9月14日  
(イ) 証拠等の閲覧についての期限 政令第16条第1項に規定する不当廉売関税を課すことの決定、同条第2項に規定する不当廉売関税を課さないことの決定又は同条第3項に規定する調査を取りやめることの決定に係る告示の日  
(ウ) 対質の申出についての期限 令和3年10月14日  
(エ) 意見の表明についての期限 令和3年10月14日  
(オ) 情報の提供についての期限 令和3年10月14日
- (14) また、調査開始告示において、「本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。」、「本調査の開始にあたり、令第十条第二項前段及び第十条の二第二項前段の規定による証拠の提出を求めるため、前記三（一）の供給者及びその他の調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載する。」及び「当該質問状の送付を受けた利害関係者は所定の期限までに回答を行うものとし、利害関係者であるにもかかわらず、本告示の日か

<sup>5</sup> 政令第5条第1項第1号

<sup>6</sup> 協定5.5

<sup>7</sup> 協定5.4、政令第7条第1項第7号、不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）6.(2)三①

<sup>8</sup> 法第8条第5項

<sup>9</sup> 政令第8条第1項

<sup>10</sup> 政令第8条第1項

ら七日以内に当該質問状の送付を受けなかった者は、本告示の日から十四日以内に前記(二)の宛先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出た上で、財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状を入手し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行うものとする。」旨を告示した。

- (15) 令和3年6月14日、調査当局は、中国政府及び韓国政府に対し、調査開始を決定した旨を書面により通知<sup>11</sup>（申請書（開示版）の写しを添付<sup>12</sup>）した。

また、同日、財務大臣は、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会委員に対し、調査開始を決定した旨を通知し、その後、同年8月2日に開催された関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会において調査開始について説明<sup>13</sup>した。

なお、本調査の開始決定に際し、同年6月9日、財務大臣及び経済産業大臣は、本調査を開始する必要があると認め、相互にその旨を通知<sup>14</sup>した。

## 1－6 調査開始後の経緯

### 1－6－1 質問状等の送付及び回答の状況

- (16) 令和3年6月14日、調査対象貨物の供給者及び輸入者並びに本邦産同種の貨物の生産者（以下、これらの者を総称して「利害関係者」という。）並びに産業上の使用者（以下、利害関係者及び産業上の使用者を総称して「利害関係者等」という。）に対して、「不当廉売関税の課税に関する調査への協力のお願い（利害関係者等共通）」（以下「お願い紙（令和3年6月）」という。）、「確認票」及び「質問状」を送付し、期限を定めて回答を求めるとともに、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定6.8及び同附属書II、政令第10条第4項並びにガイドライン10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことを明示した。

また、お願い紙（令和3年6月）、確認票及び質問状を財務省<sup>15</sup>及び経済産業省<sup>16</sup>のホームページに掲載し公表し、調査開始告示の日から7日以内に財務大臣から質問状等の送付を受けていない利害関係者等のうち、本件調査に参加する意思を表明しようとする者は、調査開始告示の日から14日以内に指定された連絡先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出るとともに、上記の質問状等に回答の上、質問状等の所定の期限までに回答を提出するよう明示した。さらに、質問状等に対し、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、協定6.8及び同附属書II、政令第10条第4項並びにガイドライン10.に基づき、政府は知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示した。

- (17) 調査当局は、調査対象貨物の供給者に対するお願い紙（令和3年6月）、確認票及び質問状の送付と同時に、駐日本國中華人民共和國大使館及び駐日本國大韓民國大使館に対し当該質問状を送付し、駐日本國中華人民共和國大使館に対しては調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た以下(19)(ア)の4者、駐日本國大韓民國大使館に対しては調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た以下(19)(ア)の6者に対して当該質問状を送付したことを伝えるとともに、当該供給者以外の者で調査対象貨物の生産又は輸出を行っている者がある場合、証拠の提出の機会を設けるため諸手続についての案内等を追送する用意があることを伝え、

<sup>11</sup> 協定12.1

<sup>12</sup> 協定6.1.3

<sup>13</sup> ガイドライン6.(3)

<sup>14</sup> 政令第18条

<sup>15</sup> [https://www.customs.go.jp/tokusyu/chosakamotsu\\_index.htm](https://www.customs.go.jp/tokusyu/chosakamotsu_index.htm)

（以下、確認票及び質問状等を掲載した財務省のホームページアドレスは同様。）

<sup>16</sup> [https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/trade-remedy/investigation/harigane/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/investigation/harigane/index.html)

（以下、確認票及び質問状等を掲載した経済産業省のホームページアドレスは同様。）











- (v) 株式会社中司商店（以下「中司商店」という。）
- (w) 日本化線株式会社（以下「日本化線」という。）
- (x) 伊勢屋金網工業株式会社（以下「伊勢屋金網工業」という。）
- (y) 有限会社小山金網工業（以下「小山金網工業」という。）
- (z) 栗原建材産業株式会社（以下「栗原建材産業」という。）
- (aa) 三立産業株式会社（以下「三立産業」という。）
- (ab) 鶴見金網株式会社（以下「鶴見金網」という。）
- (ac) 株式会社佐藤製線所（以下「佐藤製線所」という。）
- (ad) 日広鋼機株式会社（以下「日広鋼機」という。）
- (ae) 筑豊金網工業株式会社（以下「筑豊金網工業」という。）
- (af) 株式会社カネヒサ（以下「カネヒサ」という。）
- (ag) 坂野興業株式会社（以下「坂野興業」という。）

(31) 確認票に関して、「**表5 輸入者当初質問状等の送付及び回答等の状況**」のとおり、確認票回答の提出期限である令和3年6月28日までに、上記(30)の輸入者33者うち18者<sup>33</sup>から確認票回答の提出があった。このうち9者<sup>34</sup>については、調査対象期間中に調査対象貨物の輸入の実績がある旨の回答があり、当該9者うち6者<sup>35</sup>から本調査に協力する旨の回答があつた。

一方、確認票回答の提出があつた残りの9者<sup>36</sup>については、輸入の実績はなく、購入の実績がある旨の回答があつたことから、産業上の使用者に該当する者としてのみ取り扱うこととした。

(32) 輸入者当初質問状の調査項目BからEに係る回答書の提出期限の延長について、その延長要望の提出期限である令和3年7月14日までに、上記(31)に記載した本調査への協力を表明した6者うち1者<sup>37</sup>から提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

なお、他の輸入者からは提出期限の延長の申出はなかつた。

(33) 輸入者当初質問状に関して、「**表5 輸入者当初質問状等の送付及び回答等の状況**」のとおり、輸入者当初質問状の回答書（以下「輸入者当初質問状回答書」という。）の提出期限である令和3年7月14日までに、上記(31)に記載した本調査への協力を表明した6者うち1者<sup>38</sup>から調査項目Aに係る回答書の提出が、1者<sup>39</sup>から調査項目AからEに係る回答書の提出があつた。

また、当該提出期限後に他の1者<sup>40</sup>から調査項目AからEに係る回答書の提出があつたため、これを自発的な証拠の提出として受領した。

(34) 輸入者当初質問状の調査項目BからEに係る回答書について、回答書提出期限の延長後の提出期限である令和3年8月4日までに、上記(32)のとおり、回答書の提出期限の延長の申出があつた輸入者1者から提出があつた。

<sup>33</sup> 小財スチール、【産業上の使用者A社】、小岩金網、JFE建材、ノブハラ、森本興業、【輸入者A社】、ベカルトジャパン、イゲタ金網、藤田鉄網商工、片山鉄建、中司商店、栗原建材産業、鶴見金網、佐藤製線所、日広鋼機、筑豊金網工業、カネヒサ

<sup>34</sup> 小財スチール、森本興業、【輸入者A社】、ベカルトジャパン、藤田鉄網商工、片山鉄建、中司商店、筑豊金網工業、カネヒサ

<sup>35</sup> 小財スチール、森本興業、ベカルトジャパン、藤田鉄網商工、中司商店、カネヒサ

<sup>36</sup> 【産業上の使用者A社】、小岩金網、JFE建材、ノブハラ、イゲタ金網、栗原建材産業、鶴見金網、佐藤製線所、日広鋼機

<sup>37</sup> ベカルトジャパン

<sup>38</sup> ベカルトジャパン

<sup>39</sup> 中司商店

<sup>40</sup> 藤田鉄網商工





**表 6 本邦生産者当初質問状等の送付及び回答等の状況**

本邦生産者名	確認票・ 当初質問 状等の送 付日	確認票回答 日	生産実績 及び協力 可否	当初質問状 回答日（調 査項目 A）	当初質問状 回答延長要 望（調査項 目 B～F）	当初質問状 回答日（調 査項目 B～ F）
(a)日亜鋼業	6/14	6/28	有 協力する	7/19	7/12	8/4 (調査項目 B、C、 E、F)
(b)NS 北海製線	6/14	6/28	有 協力する	7/20	7/12	8/4 (調査項目 B、C、 E、F)
(c)ガルバート・ジャ パン	6/14	6/28	有 協力する	7/19	7/12	8/4 (調査項目 B、C、 E、F)
(d)ワイヤーテクノ	6/14	6/28	有 協力する	7/19	7/12	8/4 (調査項目 B、C、 E、F)
(e)東京製綱	6/14	7/2 (期限外)	有 協力する	8/3 (期限外)	—	8/3 (期限外)
(f)サクラテック	6/14	回答無し	—	回答無し	—	回答無し

### 1－6－1－5 産業上の使用者への質問状等の送付等

(41) 令和3年6月14日、調査対象貨物の産業上の使用者として調査当局が知り得た以下の21者に対し、お願い紙（令和3年6月）、調査対象期間中に調査対象貨物又は本邦産同種の貨物を購入したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「産業上の使用者に対する質問状」（以下「産業上の使用者当初質問状」という。）を送付<sup>46</sup>とともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

- (a)小財スチール
- (b)【産業上の使用者A社】
- (c)小岩金網
- (d)トーアミ
- (e)中国金網工業
- (f)JFE 建材
- (g)伊勢安金網
- (h)ノブハラ
- (i)愛商
- (j)朝日金網
- (k)藤田鉄網商工
- (l)松井金網工業
- (m)日本化線
- (n)伊勢屋金網工業
- (o)小山金網工業
- (p)栗原建材産業
- (q)三立産業
- (r)鶴見金網

<sup>46</sup> 政令第13条第2項









### 1-6-3 代替国に係る選定通知の送付等

(48) 同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合は、正常価格を算出する際に、中国の国内販売価格等ではなく、代替国で生産された同種の貨物の国内販売価格等（以下「代替国価格」という。）を用いることができるとされている<sup>76</sup>。

#### 1-6-3-1 代替国に係る選定通知（1回目）

(49) 令和3年6月14日、同日時点で調査当局が知り得た全ての中国の供給者4者<sup>77</sup>、輸入者33者<sup>78</sup>及び本邦生産者6者<sup>79</sup>並びに中国政府に対して、また、同年6月30日、調査開始後に調査当局が知り得た中国の供給者1者<sup>80</sup>に対して、「中華人民共和国産及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税に関する調査」における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国候補の選定」に係る意見の求めについて（以下「代替国選定1回目通知」という。）を通知し、中国を原産地とする調査対象貨物の生産者が、当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合における代替国を選定するために、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われていると推定される代替国の候補及びその選定理由について、「表9 代替国候補及びその選定理由」を示すとともに、意見を求めた。

**表9 代替国候補及びその選定理由**

代替国候補	代替国候補の選定理由
トルコ共和国、メキシコ合衆国、タイ王国、南アフリカ共和国、インドネシア共和国、フィリピン共和国、インド、台湾、スペイン王国、大韓民国、イタリア共和国、ニュージーランド、カナダ、ベルギー王国、ドイツ連邦共和国、アメリカ合衆国及び日本国	日本国政府が調査したところ、左記17か国・地域において溶融亜鉛めっき鉄線の生産及び販売が行われていると考えられることから、代替国候補として選定した。

(50) 代替国選定1回目通知に対して、意見の提出期限である令和3年6月28日<sup>81</sup>又は同年7月14日<sup>82</sup>までに、申請者4者<sup>83</sup>及び輸入者1者<sup>84</sup>から「表10 調査当局が示した代替国候補を不適切と考える理由」及び「表11 提案された代替国候補及び提案する理由」のとおり意見の提出があった。

<sup>76</sup> 世界貿易機関への中華人民共和国の加入に関する議定書（以下「中国WTO加盟議定書」という。）及び政令第2条第3項

<sup>77</sup> ベカルト青島、天津華源時代、天津華源線材、天津市巨翔

<sup>78</sup> 小財スチール、【産業上の使用者A社】、小岩金網、トーアミ、中国金網工業、JFE建材、伊勢安金網製作所、ノブハラ、愛商、阪和興業、森本興業、【輸入者A社】、ベカルトジャパン、朝日金網、イゲタ金網、日之出金網、藤田メッシュ工業、藤田鉄網商工、松井金網工業、片山鉄建、サクラテック、中司商店、日本化線、伊勢屋金網工業、小山金網工業、栗原建材産業、三立産業、鶴見金網、佐藤製線所、日広鋼機、筑豊金網工業、カネヒサ、坂野興業

<sup>79</sup> 日亜鋼業、NS北海製線、ガルバート・ジャパン、ワイヤーテクノ、東京製綱、サクラテック

<sup>80</sup> 瀋陽新隆泰貿易

<sup>81</sup> 令和3年6月14日に通知した者に対する意見の提出期限

<sup>82</sup> 令和3年6月30日に通知した者に対する意見の提出期限

<sup>83</sup> 日亜鋼業、NS北海製線、ガルバート・ジャパン、ワイヤーテクノ

<sup>84</sup> 片山鉄建

**表 10 調査当局が示した代替国候補を不適切と考える理由**

不適切と考える 代替国候補	理由
インド、フィリピン共和国、インドネシア共和国、南アフリカ共和国、タイ王国、メキシコ合衆国、トルコ共和国、スペイン王国、大韓民国、イタリア共和国、ニュージーランド、カナダ、ベルギー王国、ドイツ連邦共和国及びアメリカ合衆国	・左記の 15 か国所在の生産者については、正常価格を算定するために必要な、溶融亜鉛めっき鉄線のグレードごとの各国における通常の商取引の価格、各國から第三国への輸出価格及び各國の溶融亜鉛めっき鉄線の生産者の生産・販売コスト構造に関する情報を入手・使用することができないため。
タイ王国	・同国ではここ 10 年ほど、溶融亜鉛めっき鉄線又はその母材である軟鋼線材について、非市場経済国である中国からのダンピング価格での中国産品の輸出による国内市場の浸食が著しく、これを受けた国内市場価格が低迷している。したがって、タイ王国における市場価格を正常価格として用いることには限界があるため。 ・合理的に本調査への協力が期待しにくいと考えるため。 ・同国における溶融亜鉛めっき鉄線の生産において、中国産の安い軟鋼線材が主原料として用いられていると思われることから、国内市場価格が押し下げられていると推察されるため。
南アフリカ共和国	・同国産溶融亜鉛めっき鉄線は、特定の顧客に対して特定の品種のみ輸出されていることから、同国内では、中国から本邦に輸出されているような一定程度の幅を持った品種を製造していない可能性があると思われる。したがって、同国産品と中国産品との間に対称性はないと考えられるため。 ・合理的に本調査への協力が期待しにくいと考えるため。
インドネシア共和国	・同国における溶融亜鉛めっき鉄線の生産において、中国産の安い軟鋼線材が主原料として用いられていると思われることから、国内市場価格が押し下げられていると推察されるため。
フィリピン共和国	・同国における溶融亜鉛めっき鉄線の生産において、中国産の安い軟鋼線材が主原料として用いられていると思われることから、国内市場価格が押し下げられていると推察されるため。
インド	・2019 年、同国の鉄鋼業界が申し立てたセーフガード措置発動に係る求めは同国政府において認められなかったとの情報がある等、溶融亜鉛めっき鉄線に係る国内市場は、通商措置による困難が残存していると考えられ、国内市場価格は信用しにくいため。 ・合理的に本調査への協力が期待しにくいと考えるため。 ・同国における溶融亜鉛めっき鉄線の生産において、中国産の安い軟鋼線材が主原料として用いられていると思われることから、国内市場価格が押し下げられていると推察されるため。
メキシコ合衆国	・同国では、中国からの鉄鋼製品に対して不当廉売関税を課す等しておらず、本調査対象貨物に近接した商品が存在する模様である。加えて、NAFTA／USMCA（米国、メキシコ、カナダ協定）を構成するアメリカ合衆国やカナダが鉄鋼製品分野でここ数年、セーフガード措置を取っていたこともあり、北米の国内市場価格は公正なものと評価しにくいため。 ・合理的に本調査への協力が期待しにくいと考えるため。
トルコ共和国	・同国と関税同盟を締結している欧州連合が鉄鋼製品についてセーフガード措置を取っている関係で、2018 年以降、幅広い鉄鋼製品についてセーフガード措置を取っていることから、国内市場価格の信頼性に疑いがあるため。 ・合理的に本調査への協力が期待しにくいと考えるため。
大韓民国	・同国では、中国からの溶融亜鉛めっき鉄線を含む線材製品に対して不当廉売関税を発動しているにもかかわらず、中国からの同製品の輸入は抑制されていないことから、国内市場価格は低迷している模様である。また、当該不当廉売関税のための調査において、韓国当局は、極めて高い損害マージンを認定していることから、国内市場価格をそのまま正常価格として用いることは適切ではないように思われるため。 ・合理的に本調査への協力が期待しにくいと考えるため。

不適切と考える 代替国候補	理由
スペイン王国、イタリア共和国、カナダ、ベルギー王国、ドイツ連邦共和国及びアメリカ合衆国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欧州諸国及びアメリカ合衆国は鉄鋼製品に対して幅広くセーフガード措置を適用している。また、カナダについても、近時まで線材製品に対してセーフガード措置を適用してきた。このような中で形成された国内市場価格を正常価格とはしにくい状況にあるため。</li> <li>・合理的に本調査への協力が期待しにくいと考えるため。</li> </ul>

**表 11 提案された代替国候補及び提案する理由**

代替国候補	提案する理由
日本国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代替国価格の調査に協力する意向の企業が存在しており、本邦生産者についての情報を入手・使用することが可能であるため。</li> <li>・同国における溶融亜鉛めっき鉄線の生産において、中国産の安価な軟鋼線材を主原料として用いていないため。</li> </ul>
台湾	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JIS 規格を有している生産者がおり、中国から本邦向けに輸出されている产品と比較可能なグレードの製品が生産されていると考えられるため。</li> <li>・同地域における溶融亜鉛めっき鉄線の生産において、中国産の安価な軟鋼線材が主原料として用いられていない可能性があるため。</li> <li>・中国産溶融亜鉛めっき鉄線の輸入による同地域内市場価格の低迷が生じていない可能性があるため。</li> </ul>
タイ王国	・回答者の輸入取引の主力国となっているため。

### 1－6－3－2 代替国に係る選定通知（2回目）

(51) 代替国選定1回目通知に係る上記の意見を踏まえ、令和3年7月19日、同日時点で調査当局が知り得た全ての中国の供給者5者<sup>85</sup>、輸入者24者<sup>86</sup>及び本邦生産者6者<sup>87</sup>並びに中国政府に対して、「中華人民共和国産及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税に関する調査における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国の選定」について」(以下「代替国選定2回目通知」という。)を通知し、上記(50)の意見について以下の検討結果を示した。

(ア) トルコ共和国、メキシコ合衆国、タイ王国、南アフリカ共和国、インドネシア共和国、フィリピン共和国、インド、スペイン王国、大韓民国、イタリア共和国、ニュージーランド、カナダ、ベルギー王国、ドイツ連邦共和国及びアメリカ合衆国に対する、代替国候補に所在する生産者に関する情報の入手・使用及び合理的な本調査への協力に対する懸念については、具体的な理由が示されておらず、今後の調査において、調査対象貨物に係る正常価格算定のための情報を入手し使用できる可能性は否定されないため、これらの国は代替国候補から除外しない。

(イ) タイ王国、インドネシア共和国、フィリピン共和国及びインドに対する、溶融亜鉛めっき鉄線が中国産の安価な軟鋼線材を主原料として生産されて国内市場価格が押し下げられているという推察及び南アフリカ共和国に対する、南アフリカ共和国産品と中国産品との間に対称性はないという意見については、証拠がなく、代替国候補として不適当であると判断することはできないため、これらの国は代替国候補から除外しない。

<sup>85</sup> ベカルト青島、天津華源時代、天津華源線材、天津市巨翔、瀋陽新隆泰貿易

<sup>86</sup> 小財スチール、トーアミ、中国金網工、伊勢安金網製作所、愛商、阪和興業、森本興業、【輸入者A社】、ベカルトジャパン、朝日金網、日之出金網、藤田メッシュ工業、藤田鉄網商工、松井金網工業、片山鉄建、サクラテック、中司商店、日本化線、伊勢屋金網工業、小山金網工業、三立産業、筑豊金網興業、カネヒサ、坂野興業

<sup>87</sup> 日亜鋼業、NS 北海製線、ガルバート・ジャパン、ワイヤーテクノ、東京製綱、サクラテック

(ウ) トルコ共和国、メキシコ合衆国、インド、スペイン王国、大韓民国、イタリア共和国、カナダ、ベルギー王国、ドイツ連邦共和国及びアメリカ合衆国に対する、鉄鋼製品等に不当廉売関税等の通商措置が発動されていること等を理由として国内市場価格を使用することが不適切であるという意見については、通商措置が発動されていることをもって代替国候補として不適当であると判断することはできないため、これらの国は代替国候補から除外しない。

(エ) 日本国、台湾、タイ王国について、提案された代替国候補の理由は、いずれも政令第2条第1項第4号に規定する「当該輸入貨物の供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国」の選定の基準となる理由とは言えない。

(52) 代替国選定2回目通知においては、各代替国候補における令和元年（2019年）又は令和2年（2020年）の1人当たりのGNI<sup>88</sup>が中国に近い順に優先順位<sup>89</sup>を付け、調査当局が知り得た全ての代替国候補の生産者（以下「代替国供給者」という。）34者を記載した「表12 代替国候補の優先順位リスト」を示すとともに、「令和3年6月14日及び6月30日付けで「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」を送付済みの大韓民国の生産者（下記（表1）<sup>90</sup>記載の7者）を除く全ての代替国候補の生産者に対して、質問状を送付し、調査に必要な情報を収集する」旨等を明示し、代替国の候補等について意見を求めた。

また、これら代替国候補について、日本国政府は、「複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合には、下記（表1）<sup>91</sup>の優先順位が高い国・地域に所在する生産者の情報を使用することとし、「同一国内の複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合には、日本国政府が適当と判断した生産者の情報を使用することとする」旨を明示した。

表12 代替国候補の優先順位リスト<sup>92</sup>

優先順位	代替国候補	生産者の名称
1	トルコ共和国	Karel demir tel san.ve ticaret ltd.,sti
		Özyasar Tel ve Galvanizleme A.S.
2	メキシコ合衆国	Deacero S.A.P.I de C.V.
3	タイ王国	ASIAN WIRE PRODUCTS COMPANY LIMITED
		Thai Wire Products Public Company Limited
		TSN Wires Co., Ltd.（以下「TSN Wires」という。）
4	南アフリカ共和国	Consolidated Wire Industries
5	インドネシア共和国	PT. Bekaert Wire Indonesia（以下「ベカルトインドネシア」という。）
6	フィリピン共和国	Sterling Steel Incorporated
		Uni-Five Steel Corporation
7	インド	Tata Wiron（Division of Tata Steel Ltd）
8	台湾	官田鋼鐵股份有限公司
		Shian Tzong Industrial Ltd
9	スペイン王国	Moreda Riviere Trefilerias, S.A.
10	イタリア共和国	Tecnofil S.p.A.

<sup>88</sup> 調査当局が収集及び分析した関係証拠「1人当たりのGNI（2019年又は2020年）」。（データは2020年の1人当たりGNI。2020年のデータがなかった国については、2019年のデータを使用。）

<sup>89</sup> 日本国に関しては、調査の過程で、日本国以外の国の生産者に関する情報が使用できない場合も考えられることから、代替国候補としたが、調査を実施する当事国であることを考慮し、優先順位を最後とした。

<sup>90</sup> 「表12 代替国候補の優先順位リスト」

<sup>91</sup> 同上

<sup>92</sup> 各代替国候補における生産者の並び順は、アルファベット順及び五十音順による。

優先順位	代替国候補	生産者の名称
11	大韓民国	CHUNG WOO ROPE
		DAE A STEEL WIRE
		DONGYEONG TRADING
		韓國線材
		HANIL STEEL WIRE
		Jinheung Iron & Steel
		JINHEUNG STEEL
12	ニュージーランド	EURO CORPORATION LIMITED
13	カナダ	Tree Island Steel Ltd
14	ドイツ連邦共和国	DORSTENER DRAHTWERKE H.W. Brune & Co. GmbH
		Westfälische Drahtindustrie GmbH
15	ベルギー王国	Bekaert S.A.
16	アメリカ合衆国	Davis Wire Corporation
17	日本国	NS 北海製線
		サクラテック
		東京製綱
		日亜鋼業
		ワイヤーテクノ
		ガルバート・ジャパン

(53) 代替国選定 2 回目通知に対して、意見の提出期限である令和 3 年 8 月 2 日までに、中国の供給者 1 者<sup>93</sup>及び輸入者 1 者<sup>94</sup>から、「表 13 代替国候補等に関する意見」のとおり意見の提出があった。

表 13 代替国候補等に関する意見

意見	理由
トルコ共和国、メキシコ合衆国及び南アフリカ共和国は代替国として不適切	・左記 3 か国の代替国供給者は、いずれも利害関係者との関連性がなく、これらの供給者が多大な手間と費用をかけて質問状への回答を行うことを期待することは難しいため、調査当局が、必要な情報を入手・使用できない可能性が高い。
タイ王国は代替国として不適切	・代替国供給者の TSN Wires は、タイ王国の国内では同種の貨物を少量しか販売しておらず、そのほとんどを関連会社の日亜鋼業等に販売しているため、TSN Wires の取引価格が、タイ国内における同種の貨物の市場価格を正確に反映しているとは言えない。また、タイ王国では、中国から日本に輸出されている調査対象貨物の品目に比べて製造されている品目が少なく、中国産同種の貨物との間に対称性が認められない。 ・したがって、TSN Wires からの提出資料に基づいて、調査対象貨物に係る正常価格の算定が行われることは、適正な正常価格の算定の基礎が担保されておらず、公平・公正な調査手続の基礎を欠いている。 ・タイ王国の TSN Wires 以外の代替国供給者は、いずれも利害関係者との関連性がなく、これらの供給者が費用をかけて質問状への回答を行うことを期待することは難しいため、調査当局が、必要な情報を入手・使用できない可能性が高い。
インドネシア共和国は代替国として最も適切	・インドネシア共和国のベカルトインドネシアで製造している製品は、同種の貨物であることから、同国において調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売は行われているといえる。また、同国では、中国から日本に輸出されている調査対象貨物と同様の幅を持った品目を製造しており、中

<sup>93</sup> ベカルトインドネシア

<sup>94</sup> ベカルトインドネシア

意見	理由
	<p>国産同種の貨物との間に対称性が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベカルトインドネシアは、ベカルト青島及びベカルトイシャパンの質問状の回答作成にも協力しており、今後、ベカルトインドネシアが、代替国質問状への調査協力依頼を受けた場合には、調査に協力し、代替国質問状への回答を行うことが十分に可能であるといえる。</li> <li>・ベカルトインドネシアは、インドネシア共和国内における同種の貨物の唯一の生産者であることから、仮に同者が主原料として中国産の軟鋼線材を使用していたとしても、市場価格が押し下げられているということではなく、同者の取引価格は、インドネシア共和国内における同種の貨物の国内市場価格を正確に反映しているといえる。</li> <li>・インドネシア共和国は、調査当局が代替国供給者に関する情報を入手・使用できる GNI が中国に最も近い国であり、また、インドネシア共和国を代替国候補から除外すべき正当な理由も存在しないことから、同国が代替国として最も適切である。</li> </ul>

(54) 上記(53)の意見について、調査当局は以下のとおり検討し、「**2－3－2 代替国選定に関する意見の検討**」に記載のとおり代替国を選定した。

- (ア) トルコ共和国、メキシコ合衆国、南アフリカ共和国及びタイ王国に所在する代替国供給者に関する情報の入手・使用についての懸念については、具体的な理由が示されておらず、今後の調査において調査対象貨物に係る正常価格算定のための情報を入手し使用できる可能性は否定されないため、これらの国は代替国候補から除外しない。
- (イ) タイ王国に所在する代替国供給者 1 者<sup>95</sup>に関し、適正な正常価格算定の基礎が担保されていないことを理由に代替国供給者として適切でないという意見については、証拠がなく、同者の価格を用いることが不適当であると判断することはできないため、同者を代替国供給者から除外しない。
- (ウ) インドネシア共和国に関し、調査当局が代替国供給者に関する情報を入手・使用できる GNI が中国に最も近い国である等、同国が代替国として最も適切である旨の意見については、上記(ア)のとおり、インドネシア共和国以外の国からも情報を入手し使用できる可能性は否定されないため、「**表 12 代替国候補の優先順位リスト**」の優先順位は変更しない。

(55) 代替国選定 1 回目通知及び代替国選定 2 回目通知の送付状況並びにそれらに対する意見書の提出状況については、「**表 14 利害関係者への代替国選定通知の送付及び回答の状況**」のとおりであった。

**表 14 利害関係者への代替国選定通知の送付及び回答の状況**

利害関係者名	1回目通知		2回目通知	
	送付日	意見の提出日	送付日	意見の提出日
ベカルトインドネシア	6/14	—	7/19	8/2
天津華源時代	6/14	—	7/19	—
天津華源線材	6/14	—	7/19	—
天津市巨翔	6/14	—	7/19	—
瀋陽新隆泰貿易	6/30	—	7/19	—
小財スチール	6/14	—	7/19	—

<sup>95</sup> TSN Wires

【産業上の使用者 A 社】	6/14	—	※産業上の使用者であるため送付せず。	
小岩金網	6/14	—	※産業上の使用者であるため送付せず。	
トーアミ	6/14	—	7/19	—
中国金網工業	6/14	—	7/19	—
JFE 建材	6/14	—	※産業上の使用者であるため送付せず。	
伊勢安金網製作所	6/14	—	7/19	—
ノブハラ	6/14	—	※産業上の使用者であるため送付せず。	
愛商	6/14	—	7/19	—
阪和興業	6/14	—	7/19	—
森本興業	6/14	—	7/19	—
【輸入者 A 社】	6/14	—	7/19	—
ベカルトジャパン	6/14	—	7/19	8/2
朝日金網	6/14	—	7/19	—
イゲタ金網	6/14	—	※産業上の使用者であるため送付せず。	
日之出金網	6/14	—	7/19	—
藤田メッシュ工業	6/14	—	7/19	—
藤田鉄網商工	6/14	—	7/19	—
松井金網工業	6/14	—	7/19	—
片山鉄建	6/14	6/25	7/19	—
サクラテック	6/14	—	7/19	—
中司商店	6/14	—	7/19	—
日本化線	6/14	—	7/19	—
伊勢屋金網工業	6/14	—	7/19	—
小山金網工業	6/14	—	7/19	—
栗原建材産業	6/14	—	※産業上の使用者であるため送付せず。	
三立産業	6/14	—	7/19	—
鶴見金網	6/14	—	※産業上の使用者であるため送付せず。	
佐藤製線所	6/14	—	※産業上の使用者であるため送付せず。	
日広鋼機	6/14	—	※産業上の使用者であるため送付せず。	
筑豊金網興業	6/14	—	7/19	—
カネヒサ	6/14	—	7/19	—
坂野興業	6/14	—	7/19	—
日亜鋼業	6/14	6/28	7/19	—
NS 北海製線	6/14	6/28	7/19	—
ガルバート・ジャパン	6/14	6/28	7/19	—
ワイヤーテクノ	6/14	6/28	7/19	—
東京製綱	6/14	—	7/19	—

### 1－6－3－3 代替国候補の供給者への質問状等の送付等

(56) 令和3年7月19日、「表12 代替国候補の優先順位リスト」に示した調査当局が知り得





行うことを明示した。

- (63) これに対して、提出期限である令和 3 年 11 月 16 日までに、供給者 4 者<sup>117</sup>から、供給者追加質問状（令和 3 年 11 月）回答書の提出があり、中国の供給者 3 者<sup>118</sup>から、市場経済追加質問状（令和 3 年 11 月）回答書の提出があった。
- (64) 令和 3 年 11 月 2 日、代替国当初質問状回答書の確認を主な目的とする追加調査のため、代替国供給者 1 者<sup>119</sup>に対して「代替国の生産者及び輸出者に対する追加質問状」（以下「代替国追加質問状（令和 3 年 11 月）」という。）を送付したところ、提出期限である令和 3 年 11 月 16 日までに、代替国追加質問状（令和 3 年 11 月）の回答書（以下「代替国追加質問状（令和 3 年 11 月）回答書」という。）の提出があった。
- (65) 令和 3 年 11 月 2 日、産業上の使用者当初質問状回答書の確認を主な目的とする追加調査のため、産業上の使用者 1 者<sup>120</sup>に対して「産業上の使用者に対する追加質問状」（以下「産業上の使用者追加質問状（令和 3 年 11 月）」という。）を送付したところ、提出期限である同年 12 月 9 日までに、産業上の使用者追加質問状（令和 3 年 11 月）の回答書（以下「産業上の使用者追加質問状（令和 3 年 11 月）回答書」という。）の提出があった。
- (66) 上記(62)から(65)に記載の追加質問状の送付の状況、及び追加質問状の回答状況については、「表 16 追加質問状の送付及び回答状況」のとおりであった。

**表 16 追加質問状の送付及び回答状況**

送付先	追加質問状（令和 3 年 11 月） 送付日	追加質問状（令和 3 年 11 月） 回答日
<供給者追加質問状（令和 3 年 11 月）>		
ベカルト青島	11/2	11/16
天津華源時代	11/2	11/16
天津華源線材	11/2	11/16
韓国線材	11/2	11/16
<市場経済追加質問状（令和 3 年 11 月）>		
ベカルト青島	11/2	11/16
天津華源時代	11/2	11/16
天津華源線材	11/2	11/16
<代替国追加質問状（令和 3 年 11 月）>		
ベカルトインドネシア	11/2	11/16
<産業上の使用者追加質問状（令和 3 年 11 月）>		
JFE 建材	11/25	12/9

## 1－6－5 証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明等

### 1－6－5－1 証拠の提出及び証言<sup>121</sup>

<sup>117</sup> ベカルト青島、天津華源時代、天津華源線材、韓国線材

<sup>118</sup> ベカルト青島、天津華源時代、天津華源線材

<sup>119</sup> ベカルトインドネシア

<sup>120</sup> JFE 建材

<sup>121</sup> 政令第 10 条第 1 項及び第 10 条の 2 第 1 項

(67) 証拠の提出に関して、その期限である令和3年9月14日までに、供給者3者及び輸入者1者から「表17 証拠の提出」とおり証拠の提出があった（上記「1-6-1 質問状等の送付及び回答の状況」等に記載のとおり、期限を超過して提出された確認票、質問状回答書及び不備改め版回答書については、調査当局は、調査に支障のない範囲で、自発的な証拠の提出としてこれを受領した。）。

**表17 証拠の提出**

提出者	提出日
<供給者>	
ベカルト青島	9/14
天津市巨翔	9/11
韓国線材	9/14
<輸入者>	
ベカルトジャパン	9/14

(68) 上記(67)に記載した天津市巨翔からの証拠の提出の経緯は以下のとおり。

(ア) 令和3年9月11日、天津市巨翔から、同者に係る確認票及び【企業名】に係る確認票が提出された。

(イ) 天津市巨翔に係る確認票は、その提出期限（令和3年6月28日）を大幅に超過した後に提出されたものであった。また、同年9月14日が上記(13)に記載した政令第10条1項に基づく証拠の提出期限であったところ、当該確認票は、同項に基づく証拠として提出時に必要となる形式上の要件を満たすものではなかった。

このため、同年9月22日及び同月24日、調査当局は、天津市巨翔に対し、同者から同月11日に提出された書面が、上記(19)に記載した調査当局が政令第10条第2項に基づいて回答を求めた確認票の回答書として提出したのか、あるいは、同月14日が提出期限の政令第10条第1項に基づく証拠として提出したのかについて確認するとともに、後者の場合は、上記のとおり形式上の要件を満たしていないため、追加で提出すべき書面がある旨を連絡した。

(ウ) これに対し、令和3年9月27日、天津市巨翔から追加で書面が提出された。この結果、同者に係る確認票は、政令第10条第1項に基づく証拠の提出としての形式上の要件が満たされたため、調査当局は、天津市巨翔に対し、同者に係る確認票を政令第10条第1項に基づく証拠として受領する旨を連絡した。一方、【企業名】に係る確認票については、調査当局は、天津市巨翔に対し、【企業名】から提出されるべきであり、天津市巨翔からの提出のため受領できない旨を併せて連絡した。なお、【企業名】から令和3年9月28日に確認票等の提出があったが、上記(13)に記載した政令第10条1項に基づく証拠の提出期限を超過していたことから、調査当局は、証拠として受領しなかった。

(69) 証言に関して、その申出の期限である令和3年8月31日までに、供給者1者<sup>122</sup>及び輸入者1者<sup>123</sup>から申出があり、「表18 証言」のとおり証言の聴取が行われた。

**表18 証言**

証言者	証言の申出日	証言の聴取日	証言聴取記録送付日	証言聴取記録回答日

<sup>122</sup> ベカルト青島

<sup>123</sup> ベカルトジャパン

ベカルト青島	8/31	9/13	9/21	9/28
ベカルトジャパン	8/31	9/13	9/21	9/28

(70) 「表 18 証言」に関して、令和 3 年 8 月 31 日付けの供給者 1 者及び輸入者 1 者からの証言の申出に対して、同年 9 月 6 日、調査当局から証言の聴取の日時及び場所並びにその他証言の聴取のために必要な事項を当該供給者及び輸入者にそれぞれ通知し、同年 9 月 13 日、証言の聴取がそれぞれ行われた。

当該各証言については、書面（以下「証言聴取記録」という。）に作成され、利害関係者に對し閲覧に供した。

#### 1－6－5－2 対質の申出<sup>124</sup>

(71) 対質の申出に関して、その期限である令和 3 年 10 月 14 日までに、対質の申出をした利害関係者はいなかった。

#### 1－6－5－3 意見の表明<sup>125</sup>

(72) 意見の表明に関して、その期限である令和 3 年 10 月 14 日までに、供給者 2 者、輸入者 3 者及び産業上の使用者 3 者並びに申請者 4 者から、「表 19 意見の表明」のとおり意見の表明があった。

**表 19 意見の表明**

提出者	提出日
<供給者>	
ベカルト青島	10/14
韓国線材	10/14
<輸入者>	
小財スチール	10/14
ベカルトジャパン	10/14
藤田鉄網商工	10/14
<産業上の使用者>	
小財スチール	10/14
ノブハラ	6/24
藤田鉄網商工	10/14
<申請者>	
日亜鋼業、NS 北海製線、ガルバート・ジャパン及びワイヤーテクノ（以上 4 者連名）	10/14

#### 1－6－5－3－1 調査対象貨物に対する意見の表明等に係る検討

##### 1－6－5－3－1－1 ニュージーランドにおける中国産及びインドネシア産溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税に関する調査結果の本調査への影響

<sup>124</sup> 政令第 12 条第 1 項

<sup>125</sup> 政令第 12 条の 2 第 1 項

(73) ニュージーランドにおける中国産及びインドネシア産溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税に関する調査結果の本調査への影響について、ベカルト青島<sup>126</sup>、ベカルトジャパン<sup>127</sup>及び申請者<sup>128</sup>から、以下の意見の表明等があった。

(74) ベカルト青島及びベカルトジャパンからの証言及び意見

(ア) ニュージーランドにおける調査において、ニュージーランド調査当局により、「個々の取引における正常価格と輸出価格との比較」(transaction-to-transaction methodology)によってベカルト青島の不当廉売差額率を計算した結果、僅少であると結論付けられた。

(イ) ニュージーランドにおける調査と日本における本調査では、調査対象貨物の範囲に差異がある（前者では線径 2.0mm から 4.5mm の範囲に限定。後者では炭素含有量が全重量の 0.25%未満で線径が 1.50mm 以上。）。もっとも、【価格の決定方針】。

また、為替による影響を除けば、ベカルト青島は、ニュージーランドに対する金額と同様の金額で日本に対しても該当製品を輸出している。

(ウ) したがって、日本における本調査においても、ベカルト青島に係る不当廉売差額率は少なくとも僅少（2%以下）となることは明らかである。

(75) 申請者からの意見

(ア) ニュージーランドにおける調査と本調査は、調査対象期間も調査対象製品も完全に同一というわけではなく、あくまで別法域における別個の調査であるから、本邦の手続に則って不当廉売関税が課税されるべきかが判断される必要がある。

(イ) 中国鉄鋼産業には市場経済条件が浸透していないと考えられるため、代替国価格を使わなかつたニュージーランド調査当局の手法は、本邦における本調査においてそのまま妥当するものではなく、検討の前提が異なる。

(ウ) したがって、ニュージーランドにおける調査結果は、本邦における調査に何らの影響を及ぼすものではない。

(76) 上記(74)及び(75)の意見に関し、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 本調査とニュージーランドにおける調査は、協定に基づく調査である点においては同様であるが、それぞれの調査に適用される国内法令は異なり、また、調査内容（調査対象貨物<sup>129</sup>、調査対象期間等）も異なる、別個の調査である。

このため、本邦における本調査は、協定の他、本邦の法令等に基づき、本邦の手続に則って行うものであることは明らかである。

(イ) よって、ベカルト青島及びベカルトジャパンが主張するニュージーランドにおける調査の結果は、本邦における本調査に何ら影響を及ぼさない。

(77) 以上により、上記(74)のベカルト青島及びベカルトジャパンによる主張は受け入れられない。

<sup>126</sup> 証言（ベカルト青島、令和3年9月13日）、意見の表明（ベカルト青島、令和3年10月14日）

<sup>127</sup> 証言（ベカルトジャパン、令和3年9月13日）、意見の表明（ベカルトジャパン、令和3年10月14日）

<sup>128</sup> 意見の表明（日亜鋼業、NS 北海製線、ガルバート・ジャパン及びワイヤーテクノ、令和3年10月14日）

<sup>129</sup> ニュージーランドの調査対象貨物は、直徑 2 mm から 4.5 mm の高張力、中張力及び低張力の亜鉛めっき鉄線（外装鉄線及び PVC 被膜亜鉛めっき鉄線を除く）である。

## 1－6－5－3－1－2 調査対象貨物から除外されるべき貨物の存在

- (78) 本調査における調査対象貨物から除外されるべき貨物が存在することについて、ベカルト青島<sup>130</sup>、韓国線材<sup>131</sup>、ベカルトジャパン<sup>132</sup>及び申請者<sup>133</sup>から、以下の意見の表明等があった。
- (79) ベカルト青島及びベカルトジャパンからの証言及び意見については次の内容の記載があった。
- (ア) 溶融亜鉛めっき鉄線の線径の差は、外形上の差異のみならず、付着した亜鉛量と比例してその防錆機能・性質面においても大きく異なるため、課税対象となる調査対象產品は、線径によって限定されるべきである。  
ニュージーランドの調査でも、線径の違いを理由として調査対象貨物は限られた線径のものに限定された。
- (イ) したがって、本調査において調査対象貨物を広く定めることは、ベカルト青島の高い技術力をもってのみ製造し得る同者の独自製造商品を含めることになるため不当である。
- (80) 韓国線材からの証拠の提出及び意見については次の内容の記載があった。
- (ア) 韓国線材が日本に輸出している厚さ 2.3 ミリメートル未満の溶融亜鉛めっき鉄線は、本邦生産者が生産していない厚さであり、本邦產品の代替可能性がなく、韓国が輸出しない場合でも、韓国以外の国から輸入しなければならない製品である。
- (イ) したがって、本邦產品に代替可能性がない厚さ 2.3 ミリメートル未満の韓国産溶融亜鉛めっき鉄線は、本邦の産業に損害を与えていないため、不当廉売関税の対象から除外すべきである。
- (81) 申請者からの意見については次の内容の記載があった。
- (ア) ベカルト青島から調査対象貨物から除外されるべき貨物が存在するとの主張がされているが、調査対象貨物を限定する方法に係る具体的な主張は見受けられず、また、限定するべきと考える理由も不明確である。
- (イ) そもそも、協定には、調査対象貨物（the product under consideration）に関する定義はなく、WTO における先例も、調査対象貨物を決定する方法を導くものは何もないとして、調査対象貨物の決定に係る調査当局の義務を何ら示していない。
- (ウ) もっとも、一定の範疇に属する貨物の調査対象貨物からの除外については、各国でも適用例は存在しているが、通常は、輸入国の国内産業では製造していない、あるいは製造できない物理的化学的性状を有する一部の特殊な貨物を調査対象貨物から除外するものである。そのような場合、調査当局は、国内産業の意見を求めた上で、除外を求める輸出者の主張を認めるか否かを判断するものであるが、申請者は、国内産業として現段階で何らの見解を提出する機会を与えられておらず、そのような機会のないままで、ベカルト青島製品の一部が、調査対象貨物から除外されることは適切ではない。

<sup>130</sup> 証言（ベカルト青島、令和3年9月13日）、意見の表明（ベカルト青島、令和3年10月14日）

<sup>131</sup> 証拠の提出（韓国線材、令和3年9月14日）、意見の表明（韓国線材、令和3年10月14日）

<sup>132</sup> 証言（ベカルトジャパン、令和3年9月13日）、意見の表明（ベカルトジャパン、令和3年10月14日）

<sup>133</sup> 意見の表明（日亜鋼業、NS 北海製線、ガルバート・ジャパン及びワイヤーテクノ、令和3年10月14日）

(エ) したがって、ベカルト青島製品の一部が、調査対象貨物から除外されることは適切ではない。

(82) 上記(79)、(80)及び(81)の意見に関し、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 本調査における調査対象貨物の線径は、「横断面の寸法が 1.5 ミリメートルを超えるもの」としているが、不当廉売差額率を計算する際の輸出価格と正常価格との比較は、協定 2.4 に基づき、価格の比較に影響を及ぼす差異（物理的な特性における差異やその他価格の比較に影響を及ぼしていると立証されたあらゆる差異等）に対して、それぞれの場合に応じて妥当な考慮を払って、公正に行われる。

(イ) ベカルト青島及びベカルトジャパンは、調査対象貨物を特定の線径に限定すべき具体的な証拠を示していない。また、ニュージーランドの調査において、調査対象貨物が限られた線径のものに限定されたという主張については、上記(76)のとおり、本邦における本調査に何ら影響を及ぼさない。

韓国線材は、本邦生産者が生産していない線径であることをもって、代替可能性はなく本邦の産業に損害を与えていないとしているが、具体的な証拠を示していない。

(ウ) したがって、線径は価格の比較に影響を及ぼす差異として考慮されるべきであり、線径に上限を設けて調査対象貨物から除外することは適切ではない。

(83) 以上により、上記(79)のベカルト青島及びベカルトジャパンによる意見並びに上記(80)の韓国線材による意見は受け入れられない。

### 1－6－5－3－1－3 その他

(84) 上記意見の他、藤田鉄網商工から、調査対象貨物により製造される菱形金網は、社会安定の維持及び安全安心に必要な社会基盤に関連する事業に必要不可欠な産業資材であることから、本調査の決着内容によっては多大な影響を受けることが予想されるために、より一層の慎重性をもって判断することを望む旨の意見の表明<sup>134</sup>があった。

### 1－6－5－4 情報の提供<sup>135</sup>

(85) 情報の提供に関して、その期限である令和 3 年 10 月 14 日までに、情報の提供を行った産業上の使用者はいなかった。

### 1－6－6 現地調査

#### 1－6－6－1 供給者に対する現地調査の実施

(86) 令和 3 年 11 月 8 日、上記(22)の供給者当初質問状回答書を提出した供給者 4 者<sup>136</sup>に対して、「表 20-1 現地調査（供給者に係るもの）の実施状況」のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を提示した「中華人民共和国産及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）」を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認<sup>137</sup>を行った。

<sup>134</sup> 意見の表明（藤田鉄網商工、令和 3 年 10 月 14 日）

<sup>135</sup> 政令第 13 条第 1 項

<sup>136</sup> ベカルト青島、天津華源時代、天津華源線材、韓国線材

<sup>137</sup> 協定 6.7 及び附属書 I 並びにガイドライン 9.(1)－①イ及びロ

- (87) これに対して、供給者4者から回答期限である令和3年11月15日までに、提示した日程での現地調査受入れの同意を得た。
- (88) 供給者4者から現地調査受入れの同意を得た後、外務省から在中華人民共和国日本国大使館を通じて中国政府に対して、中国の供給者3者<sup>138</sup>に対する現地調査への異議の有無について確認<sup>139</sup>を依頼した。同様に、外務省から在大韓民国日本国大使館を通じて韓国政府に対して、韓国の供給者1者<sup>140</sup>に対する現地調査への異議の有無について確認<sup>141</sup>を依頼した。
- (89) これに対して、在中華人民共和国日本国大使館から外務省を通じて、中国の供給者3者に対する現地調査について、中国政府の異議がない旨の回答を得た。  
 また、在大韓民国日本国大使館から外務省を通じて、韓国の供給者1者に対する現地調査について、韓国政府の異議がない旨の回答を得た。
- (90) 令和3年11月22日<sup>142</sup>、同年12月20日<sup>143</sup>、同月24日<sup>144</sup>及び令和4年1月17日<sup>145</sup>、現地調査の受入れに同意した供給者4者<sup>146</sup>に対し、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「中華人民共和国産及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る現地調査の実施について」を送付<sup>147</sup>し、うち3者<sup>148</sup>に対しては、「表20-1 現地調査（供給者に係るもの）の実施状況」のとおり、現地調査受入れの同意があった日程のとおり、現地調査を実施した<sup>149</sup>。

**表20-1 現地調査（供給者に係るもの）の実施状況**

対象者	現地調査受入可否等確認通知日	現地調査受入可否等回答日	現地調査項目等の通知日	現地調査実施日	現地調査日程等の変更通知日	現地調査実施日（日程変更後）
ベカルト青島	11/8	11/15	12/20	1/17～1/20	—	—
天津華源時代	11/8	11/15	12/24	(1/24～1/26) ※日程変更前	1/18	2/7～2/10 ※日程変更後
天津華源線材	11/8	11/9	11/22	12/13～12/16	—	—
韓国線材	11/8	11/9	1/17	2/14～2/16	—	—

- (91) 上記(90)の現地調査を実施した供給者3者の他、残りの1者<sup>150</sup>については、令和4年1月14日付けで、同者から「中華人民共和国産及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る現地調査日程の延期の要望についてが提出され、同者の所在地域である天津市において新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）の感染者

138 ベカルト青島、天津華源時代、天津華源線材

139 協定6.7及び附属書I並びにガイドライン9.(1)−①ハ

140 韓国線材

141 協定6.7及び附属書I並びにガイドライン9.(1)−①ハ

142 天津華源線材

143 ベカルト青島

144 天津華源時代

145 韓国線材

146 ベカルト青島、天津華源時代、天津華源線材、韓国線材

147 協定6.7及び附属書I並びにガイドライン9.(1)−②

148 ベカルト青島、天津華源線材、韓国線材

149 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止等の観点から、現地調査は、財務省（東京都千代田区霞が関3-1-1）からオンラインにて実施した。

150 天津華源時代

が確認された影響により、現地調査受入れに同意した当初日程（令和4年1月24日～同月26日）での対応が困難になったことから、現地調査を令和4年2月7日～同月10日に変更して欲しい旨の要望があった。

(92) これに対して、調査当局は、当該要望の理由が正当であり、また、調査の迅速な進行に支障がないと認められたことから、当該要望を受け入れ、同者からの要望のとおり、現地調査日程を変更することとし、令和4年1月18日、同者に対し、変更後の現地調査日程等を記載した「「中華人民共和国産及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る現地調査の実施に関する変更について」を送付した。

また、変更後の日程について、外務省から在中華人民共和国日本国大使館を通じて中国政府に対して通知した上で、同者に対して「表20-1 現地調査（供給者に係るもの）の実施状況」のとおり、現地調査を実施した<sup>151</sup>。

### 1-6-6-2 本邦生産者に対する現地調査の実施

(93) 令和3年10月29日、上記(39)及び(40)の本邦生産者当初質問状回答書を提出した本邦生産者4者<sup>152</sup>のうち2者<sup>153</sup>に対して、「表20-2 現地調査（本邦生産者に係るもの）の実施状況」のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を提示した「「中華人民共和国産及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）」を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認<sup>154</sup>を行った。

(94) これに対して、本邦生産者2者から回答期限である令和3年11月5日までに、提示した日程での現地調査受入れの同意を得た。

(95) 令和3年11月15日、現地調査の受入れに同意した本邦生産者2者に対して、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「「中華人民共和国産及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る現地調査の実施について」を送付<sup>155</sup>し、「表20-2 現地調査（本邦生産者に係るもの）の実施状況」のとおり現地調査を実施した<sup>156</sup>。

表20-2 現地調査（本邦生産者に係るもの）の実施状況

対象者	現地調査受入可否等確認通知日	現地調査受入可否等回答日	現地調査項目等の通知日	現地調査実施日
日亜鋼業	10/29	11/2	11/15	12/8
ガルバート・ジャパン	10/29	11/2	11/15	11/29

### 1-6-6-3 代替国供給者に対する現地調査の実施

(96) 令和3年11月8日、上記(59)及び(60)の代替国当初質問状回答書を提出した代替国供給者

<sup>151</sup> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止等の観点から、現地調査は、財務省（東京都千代田区霞が関3-1-1）からオンラインにて実施した。

<sup>152</sup> 日亜鋼業、NS北海製線、ガルバート・ジャパン、ワイヤーテクノ

<sup>153</sup> 日亜鋼業、ガルバート・ジャパン

<sup>154</sup> ガイドライン9.(1)-①イ及びロ及び(3)

<sup>155</sup> ガイドライン9.(1)-②及び(3)

<sup>156</sup> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止等の観点から、現地調査は、経済産業省（東京都千代田区霞が関1-3-1）からオンラインにて実施した。

2者<sup>157</sup>のうちの1者<sup>158</sup>に対して、「表 20-3 現地調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）の実施状況」のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を提示した「「中華人民共和国産及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税に関する調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）」に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）」を送付<sup>159</sup>し、現地調査の受入れの可否等の確認を行った。

- (97) これに対して、代替国供給者1者から回答期限である令和3年11月15日までに、提示した日程での現地調査の受入れの同意を得た。
- (98) 代替国供給者1者から現地調査受入れの同意を得た後、外務省から在インドネシア共和国日本国大使館を通じてインドネシア共和国政府に対して、代替国供給者1者に対する現地調査の実施について通知<sup>160</sup>した。
- (99) これに対して、在インドネシア共和国日本国大使館から外務省を通じて、代替国供給者1者に対する現地調査について、インドネシア共和国政府は了知した旨の回答を得た。
- (100) 令和3年11月30日、現地調査の受入れに同意した代替国供給者1者に対して、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「「中華人民共和国産及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税に関する調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）」に係る現地調査の実施について」を送付<sup>161</sup>し、「表 20-3 現地調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）の実施状況」のとおり現地調査を実施した<sup>162</sup>。

**表 20-3 現地調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）の実施状況**

対象者	現地調査受入 可否等確認通知日	現地調査受入 可否等回答日	現地調査項目 等の通知日	現地調査実施日
ベカルトインドネシア	11/8	11/15	11/30	12/21～12/23

#### 1－6－6－4 供給者、本邦生産者及び代替国供給者に対する現地調査後の手続

- (101) 現地調査終了後、調査当局は現地調査結果報告書を作成し、現地調査対象者である供給者4者、本邦生産者2者及び代替国供給者1者に対して、同報告書を送付の上、期限を定めて、同報告書の内容に関して明らかな事実誤認があり修正を要望する場合は、修正を要望する箇所等の必要事項を記載した書面を提出するよう求めた。この際、提出された修正要望に係る同報告書への反映については、日本国政府が当該修正要望の内容が適当であると認める場合に限ることを明示した。
- (102) これに対して、「表 20-4 現地調査結果報告書に関する修正要望の確認状況」のとおり、現地調査対象者である供給者3者<sup>163</sup>及び本邦生産者2者<sup>164</sup>から、提出期限までに、それぞ

157 日亜鋼業、ベカルトインドネシア

158 ベカルトインドネシア

159 協定6.7及び附属書I及びガイドライン9.(1)ー①イ及びロを準用

160 協定6.7及び附属書I及びガイドライン9.(1)ー①ハを準用

161 協定6.7及び附属書I及びガイドライン9.(1)ー②を準用

162 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止等の観点から、現地調査は、財務省（東京都千代田区霞が関3-1-1）からオンラインにて実施した。

163 ベカルトインドネシア、天津華源時代、天津華源線材

164 日亜鋼業、ガルバート・ジャパン

れに係る現地調査結果報告書の内容に明らかな事実誤認があるとして、修正を要望する書面が提出された<sup>165</sup>。

調査当局は、現地調査対象者から提出された修正要望の内容を検討し、当該修正要望の内容が適当であると認めたものについては、現地調査結果報告書を修正した。

**表 20-4 現地調査結果報告書に関する修正要望の確認状況**

対象者	現地調査結果報告書 送付日	明らかな事実誤認による修正の要望書提出日
<供給者>		
ベカルト青島	2/18	3/4
天津華源時代	3/9	3/23
天津華源線材	1/25	2/9
韓国線材	3/9	提出なし
<本邦生産者>		
日亜鋼業	1/6	1/14
ガルバート・ジャパン	12/21	12/28
<代替国供給者>		
ベカルトインドネシア	1/21	提出なし

### 1－6－7 第三国產品輸入者に対する協力依頼

- (103) 令和4年1月14日、本邦生産者1者<sup>166</sup>に対する現地調査において情報が得られた、南アフリカ産同種の貨物の輸入者1者<sup>167</sup>に対して、「不当廉売関税の課税に関する調査への協力のお願い」、調査対象期間中における調査対象貨物及び本邦産又は第三国産同種の貨物の取扱状況を確認するための「第三国産同種の貨物の輸入者又は使用者に対する質問状」(以下「第三国產品質問状」という。)を送付し、協力を求めた。
- (104) これに対して、【第三国產品輸入者A社】から、第三国產品質問状の回答書(以下「第三国產品質問状回答書」という。)の提出期限である令和4年1月28日までに、回答書の提出があった。
- (105) 第三国產品質問状等の送付の状況、及び第三国產品質問状回答書の提出状況については、「表21 第三国產品質問状等の送付及び回答の状況」のとおりであった。

**表 21 第三国產品質問状等の送付及び回答の状況**

送付先	第三国產品質問状等 送付日	第三国產品質問状 回答日
【第三国產品輸入者A社】	1/14	1/27

### 1－6－8 調査対象貨物を変更することに関する検討

<sup>165</sup> 令和4年2月7日、天津華源線材から、天津市における新型コロナウイルス感染症による厳しい状況及び中国政府による防疫管理措置等によって、同者の事務処理に支障が生じていること等を理由に、提出期限を同月10日まで延長して欲しい旨の要望があった。これに対し、調査当局は、当該要望の理由が正当であり、また、調査の迅速な進行に支障がないと認められたことから、当該要望を受け入れ、提出期限を延長した。その結果、延長後の提出期限までに、同者から修正を要望する書面が提出された。

<sup>166</sup> 日亜鋼業

<sup>167</sup> 【第三国產品輸入者A社】

## 1－6－8－1 調査対象貨物の変更に関する追加質問状等の送付等

(106) 上記「1－6－6 現地調査」までの調査において、調査対象貨物と同種の貨物と思われる、ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線が、調査対象貨物の供給国から本邦向けに輸出されていることを確認した。

ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線は、調査対象貨物と同様に、日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項（日本産業規格）に規定する日本産業規格をいう。）G3547（亜鉛めっき鉄線）に適合するものとして製造され、販売される可能性があることから、調査対象貨物をほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線に変更すること（以下「調査対象貨物の変更」という。）について判断するため、利害関係者に対して政令第 10 条第 2 項前段の規定による証拠の提出及び政令第 12 条の 2 第 2 項の規定による意見の表明を求めるとともに、調査に協力している産業上の使用者に対して同項の規定による意見の表明及び政令第 13 条第 2 項の規定による情報の提供を求ることとし、以下「1－6－8－1－1 供給者への追加質問状（令和 4 年 3 月）等の送付等」、「1－6－8－1－2 輸入者への追加質問状（令和 4 年 3 月）等の送付等」、「1－6－8－1－3 本邦生産者への追加質問状（令和 4 年 3 月）等の送付等」、「1－6－8－1－4 申請者への追加質問状（令和 4 年 3 月）等の送付等」及び「1－6－8－1－5 産業上の使用者への追加質問状（令和 4 年 3 月）等の送付等」のとおり、追加質問状等を送付した。

### 1－6－8－1－1 供給者への追加質問状（令和 4 年 3 月）等の送付等

(107) 令和 4 年 3 月 14 日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た以下の供給者 13 者に対し、調査対象貨物の変更に関する、「不当廉売関税の課税に関する追加調査への協力のお願い（利害関係者共通）」（以下「追加調査のお願い紙（令和 4 年 3 月）」という。）及び「海外供給者に対する追加質問状」（以下「供給者追加質問状（令和 4 年 3 月）」という。）を送付し、期限を定めて回答を求めるとともに、追加調査のお願い紙（令和 4 年 3 月）において「追加質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、AD 協定 6.8 及び同附属書 II、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことを明示した。

<中国の供給者>

- (a)ベカルト青島
- (b)天津華源時代
- (c)天津華源線材
- (d)瀋陽新隆泰貿易
- (e)天津市利偉天金属科技有限公司（以下「天津市利偉天」という。）
- (f)瀋陽奎鼎貿易有限公司（以下「瀋陽奎鼎貿易」という。）

<韓国の供給者>

- (g)韓国線材
- (h)Jinheung Iron & Steel
- (i)DAE A STEEL WIRE
- (j)JINHEUNG STEEL
- (k)CHUNG WOO ROPE
- (l)HANIL STEEL WIRE
- (m)DONGYEONG TRADING

(108) 調査当局は、調査対象貨物の供給者に対する追加調査のお願い紙（令和 4 年 3 月）及び供給者追加質問状（令和 4 年 3 月）の送付と同時に、駐日本國中華人民共和國大使館及び駐日本國大韓民國大使館に対し当該追加質問状を送付し、駐日本國中華人民共和國大使館に対しては調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た上記(107)の中国の供給者 6 者、

駐日本大韓民国大使館に対しては調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た上記(107)の韓国の供給者7者に対して当該追加質問状を送付したことを伝えるとともに、中国政府又は韓国政府が、協定6.2の規定に基づき調査対象貨物の変更に関して証拠の提出及び意見の表明を行う場合には、供給者追加質問状(令和4年3月)の回答提出期限までに回答するよう依頼した。

- (109) 供給者追加質問状(令和4年3月)に関して、「**表22 供給者追加質問状(令和4年3月)等の送付及び回答の状況**」のとおり、提出期限である令和4年3月28日までに、供給者4者<sup>168</sup>から供給者追加質問状(令和4年3月)の回答書(以下「供給者追加質問状(令和4年3月)回答書」という。)の提出があった。
- (110) 供給者追加質問状(令和4年3月)等の送付の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況の詳細については、「**表22 供給者追加質問状(令和4年3月)等の送付及び回答の状況**」のとおりであった。

**表22 供給者追加質問状(令和4年3月)等の送付及び回答の状況**

供給者名	追加質問状 (令和4年3月)等 送付日	追加質問状 (令和4年3月) 回答日
(a)ベカルト青島	3/14	3/28
(b)天津華源時代	3/14	3/28
(c)天津華源線材	3/14	3/28
(d)瀋陽新隆泰貿易	3/14	回答無し
(e)天津市利偉天	3/14	回答無し
(f)瀋陽奎鼎貿易	3/14	回答無し
(g)韓国線材	3/14	3/23
(h)Jinheung Iron & Steel	3/14	回答無し
(i)DAE A STEEL WIRE	3/14	回答無し
(j)JINHEUNG STEEL	3/14	回答無し
(k)CHUNG WOO ROPE	3/14	回答無し
(l)HANIL STEEL WIRE	3/14	回答無し
(m) DONGYEONG TRADING	3/14	回答無し

### 1-6-8-1-2 輸入者への追加質問状(令和4年3月)等の送付等

- (111) 令和4年3月14日、調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た以下の41者に対し、調査対象貨物の変更に関する、追加調査のお願い紙(令和4年3月)及び「輸入者に対する追加質問状」(以下「輸入者追加質問状(令和4年3月)」といふ。)を送付し、期限を定めて回答を求めるとともに、追加調査のお願い紙(令和4年3月)において「追加質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、AD協定6.8及び同附属書II、政令第10条第4項並びにガイドライン10.に基づき、政府は、知ることができた事実(ファクト・アヴェイラブル)に基づいて本件に関する最終的な決定を行うこと」を明示した。
- (a)小財スチール  
(b)トーアミ

<sup>168</sup> ベカルト青島、天津華源時代、天津華源線材、韓国線材

- (c)中国金網工業
- (d)伊勢安金網製作所
- (e)愛商
- (f)阪和興業
- (g)森本興業
- (h)【輸入者 A 社】
- (i)ベカルトジャパン
- (j)朝日金網
- (k)日之出金網
- (l)藤田メッシュ工業
- (m)藤田鉄網商工
- (n)松井金網工業
- (o)片山鉄建
- (p)サクラテック
- (q)中司商店
- (r)日本化線
- (s)伊勢屋金網工業
- (t)小山金網工業
- (u)三立産業
- (v)筑豊金網工業
- (w)カネヒサ
- (x)坂野興業
- (y)青森昭和産業株式会社（以下「青森昭和産業」という。）
- (z)東日本線材工業株式会社（以下「東日本線材工業」という。）
- (aa)株式会社メイホウテック（以下「メイホウテック」という。）
- (ab)株式会社森田製作所（以下「森田製作所」という。）
- (ac)有限会社福山金網工業（以下「福山金網工業」という。）
- (ad)エムプロム株式会社（以下「エムプロム」という。）
- (ae)株式会社セントラルマティクス（以下「セントラルマティクス」という。）
- (af)株式会社メタルワン鉄鋼製品販売（以下「メタルワン鉄鋼製品販売」という。）
- (ag)株式会社トヨフク（以下「トヨフク」という。）
- (ah)株式会社山一ハガネ（以下「山一ハガネ」という。）
- (ai)岡谷鋼機株式会社（以下「岡谷鋼機」という。）
- (aj)株式会社大豪貿易（以下「大豪貿易」という。）
- (ak)株式会社信栄商会（以下「信栄商会」という。）
- (al)株式会社メタックス（以下「メタックス」という。）
- (am)チャイナパックジャパン株式会社（以下「チャイナパックジャパン」という。）
- (an)住友電気工業株式会社（以下「住友電気工業」という。）
- (ao)古河電気工業株式会社（以下「古河電気工業」という。）

(112) また、令和 4 年 3 月 23 日、上記(111)の輸入者 41 者のうち、送付先住所の相違により送付物が到着しなかった 1 者<sup>169</sup>に対し、追加調査のお願い紙（令和 4 年 3 月）及び輸入者追加質問状（令和 4 年 3 月）を再度送付し、期限を定めて回答を求めた。

(113) 輸入者追加質問状（令和 4 年 3 月）に関して、「**表 23 輸入者追加質問状（令和 4 年 3 月）等の送付及び回答の状況**」のとおり、提出期限である令和 4 年 3 月 28 日<sup>170</sup>又は同年 4

---

<sup>169</sup> 森田製作所

<sup>170</sup> 令和 4 年 3 月 14 日に送付した者に対する輸入者追加質問状（令和 4 年 3 月）の提出期限

月 6 日<sup>171</sup>までに、輸入者 12 者<sup>172</sup>から輸入者追加質問状（令和 4 年 3 月）の回答書（以下「輸入者追加質問状（令和 4 年 3 月）回答書」という。）の提出があった。

- (114) 輸入者追加質問状（令和 4 年 3 月）等の送付の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況の詳細については、「表 23 輸入者追加質問状（令和 4 年 3 月）等の送付及び回答の状況」のとおりであった。

**表 23 輸入者追加質問状（令和 4 年 3 月）等の送付及び回答の状況**

輸入者名	追加質問状 (令和 4 年 3 月) 等送付日	追加質問状 (令和 4 年 3 月) 回答日
(a)小財スチール	3/14	3/17
(b)トーアミ	3/14	回答無し
(c)中国金網工業	3/14	回答無し
(d)伊勢安金網製作所	3/14	回答無し
(e)愛商	3/14	回答無し
(f)阪和興業	3/14	回答無し
(g)森本興業	3/14	回答無し
(h)【輸入者 A 社】	3/14	回答無し
(i)ベカルトジャパン	3/14	3/28
(j)朝日金網	3/14	回答無し
(k)日之出金網	3/14	回答無し
(l)藤田メッシュ工業	3/14	回答無し
(m)藤田鉄網商工	3/14	3/15
(n)松井金網工業	3/14	回答無し
(o)片山鉄建	3/14	回答無し
(p)サクラテック	3/14	回答無し
(q)中司商店	3/14	3/25
(r)日本化線	3/14	回答無し
(s)伊勢屋金網工業	3/14	回答無し
(t)小山金網工業	3/14	回答無し
(u)三立産業	3/14	回答無し
(v)筑豊金網工業	3/14	3/18
(w)カネヒサ	3/14	3/28
(x)坂野興業	3/14	回答無し
(y)青森昭和産業	3/14	回答無し
(z)東日本線材工業	3/14	3/24
(aa)メイホウテック	3/14	3/25
(ab)森田製作所	3/23	4/4
(ac)福山金網工業	3/14	回答無し
(ad)エムプロム	3/14	3/25
(ae)セントラルマティクス	3/14	回答無し
(af)メタルワン鉄鋼製品販売	3/14	回答無し
(ag)トヨフク	3/14	回答無し
(ah)山一ハガネ	3/14	回答無し
(ai)岡谷鋼機	3/14	回答無し
(aj)大豪貿易	3/14	回答無し
(ak)信栄商会	3/14	回答無し
(al)メタックス	3/14	3/18
(am)チャイナパックジャパン	3/14	回答無し
(an)住友電気工業	3/14	3/28
(ao)古河電気工業	3/14	回答無し

<sup>171</sup> 令和 4 年 3 月 23 日に送付した者に対する輸入者追加質問状（令和 4 年 3 月）の提出期限

<sup>172</sup> 小財スチール、ベカルトジャパン、藤田鉄網商工、中司商店、筑豊金網工業、カネヒサ、東日本線材工業、メイホウテック、森田製作所、エムプロム、メタックス、住友電気工業

### 1-6-8-1-3 本邦生産者への追加質問状（令和4年3月）等の送付等

- (115) 令和4年3月14日、本邦産同種の貨物の生産者として調査当局が知り得た以下の6者に対し、調査対象貨物の変更に関する、追加調査のお願い紙（令和4年3月）及び「本邦生産者に対する追加質問状」（以下「本邦生産者追加質問状（令和4年3月）」という。）を送付し、期限を定めて回答を求めるとともに、追加調査のお願い紙（令和4年3月）において「追加質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、AD協定6.8及び同附属書II、政令第10条第4項並びにガイドライン10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うこと」を明示した。
- (a)日亜鋼業  
(b)NS北海製線  
(c)ガルバート・ジャパン  
(d)ワイヤーテクノ  
(e)東京製綱  
(f)サクラテック
- (116) 本邦生産者追加質問状（令和4年3月）に関して、「表24 本邦生産者追加質問状（令和4年3月）等の送付及び回答の状況」とおり、提出期限である令和4年3月28日までに、本邦生産者4者<sup>173</sup>から本邦生産者追加質問状（令和4年3月）の回答書（以下「本邦生産者追加質問状（令和4年3月）回答書」という。）の提出があった。
- (117) 本邦生産者追加質問状（令和4年3月）等の送付の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況の詳細については、「表24 本邦生産者追加質問状（令和4年3月）等の送付及び回答の状況」とおりであった。

**表24 本邦生産者追加質問状（令和4年3月）等の送付及び回答の状況**

本邦生産者名	追加質問状 (令和4年3月) 等送付日	追加質問状 (令和4年3月) 回答日
(a)日亜鋼業	3/14	3/25
(b)NS北海製線	3/14	3/25
(c)ガルバート・ジャパン	3/14	3/25
(d)ワイヤーテクノ	3/14	3/25
(e)東京製綱	3/14	回答無し
(f)サクラテック	3/14	回答無し

### 1-6-8-1-4 申請者への追加質問状（令和4年3月）等の送付等

- (118) 令和4年3月14日、申請者に対し、調査対象貨物の変更に関する、追加調査のお願い紙（令和4年3月）及び「申請者に対する追加質問状」（以下「申請者追加質問状（令和4年3月）」という。）を送付し、期限を定めて回答を求めるとともに、追加調査のお願い紙（令和4年3月）において「追加質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、AD協定6.8及び同附属書II、政令第10条第4項並びにガイドライン10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うこと」を明示した。
- (119) 申請者追加質問状（令和4年3月）に関して、「表25 申請者追加質問状（令和4年3月）等の送付及び回答の状況」とおり、提出期限である令和4年3月28日までに、申請

<sup>173</sup> 日亜鋼業、NS北海製線、ガルバート・ジャパン、ワイヤーテクノ

者 4 者による連名で申請者追加質問状（令和 4 年 3 月）の回答書（以下「申請者追加質問状（令和 4 年 3 月）回答書」という。）の提出があった。

- (120) 申請者追加質問状（令和 4 年 3 月）等の送付の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況の詳細については、「**表 25 申請者追加質問状（令和 4 年 3 月）等の送付及び回答の状況**」のとおりであった。

**表 25 申請者追加質問状（令和 4 年 3 月）等の送付及び回答の状況**

申請者名	追加質問状 (令和 4 年 3 月) 等送付日	追加質問状 (令和 4 年 3 月) 回答日
日亜鋼業、NS 北海製線、ガルバート・ジャパン及びワイヤーテクノ（以上 4 者連名）	3/14	3/28

#### 1－6－8－1－5 産業上の使用者への追加質問状（令和 4 年 3 月）等の送付等

- (121) 令和 4 年 3 月 14 日、調査対象貨物の産業上の使用者として調査当局が知り得た者のうち、上記(43)のとおり、産業上の使用者当初質問状回答書を提出した産業上の使用者 6 者<sup>174</sup>に対し、調査対象貨物の変更に関する、「不当廉売関税の課税に関する追加調査への協力のお願い（産業上の使用者）」及び「産業上の使用者に対する追加質問状」（以下「産業上の使用者追加質問状（令和 4 年 3 月）」という。）を送付し、期限を定めて回答を求めた。
- (122) 産業上の使用者追加質問状（令和 4 年 3 月）に関して、「**表 26 産業上の使用者追加質問状（令和 4 年 3 月）等の送付及び回答の状況**」のとおり、提出期限である令和 4 年 3 月 28 日までに、産業上の使用者 6 者<sup>175</sup>から産業上の使用者追加質問状（令和 4 年 3 月）の回答書（以下「産業上の使用者追加質問状（令和 4 年 3 月）回答書」という。）の提出があった。
- (123) 産業上の使用者追加質問状（令和 4 年 3 月）等の送付の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況の詳細については、「**表 26 産業上の使用者追加質問状（令和 4 年 3 月）等の送付及び回答の状況**」のとおりであった。

**表 26 産業上の使用者追加質問状（令和 4 年 3 月）等の送付及び回答の状況**

産業上の使用者名	追加質問状（令和 4 年 3 月）等送付日	追加質問状（令和 4 年 3 月）回答日
(a)小財スチール	3/14	3/17
(b)JFE 建材	3/14	3/25
(c)藤田鉄網商工	3/14	3/15
(d)鶴見金網	3/14	3/15
(e)佐藤製線所	3/14	3/25
(f)日広鋼機	3/14	3/17

#### 1－6－8－2 調査対象貨物の変更に関する証拠の提出、意見の表明及び情報の提供

##### 1－6－8－2－1 調査対象貨物の変更に関する証拠の提出

- (124) 調査対象貨物の変更に関する証拠の提出に関して、その期限である令和 4 年 3 月 28 日<sup>176</sup>又は同年 4 月 6 日<sup>177</sup>までに、証拠を提出した利害関係者はいなかった。

<sup>174</sup> 小財スチール、JFE 建材、藤田鉄網商工、鶴見金網、佐藤製線所、日広鋼機

<sup>175</sup> 小財スチール、JFE 建材、藤田鉄網商工、鶴見金網、佐藤製線所、日広鋼機

<sup>176</sup> 令和 4 年 3 月 14 日に送付した者に対する証拠の提出期限

<sup>177</sup> 令和 4 年 3 月 23 日に送付した者に対する証拠の提出期限

## 1-6-8-2-2 調査対象貨物の変更に関する意見の表明

(125) 調査対象貨物の変更に関する意見の表明に関して、その期限である令和4年3月28日<sup>178</sup>又は同年4月6日<sup>179</sup>までに、申請者4者から、「表27 意見の表明（調査対象貨物の変更に関するもの）」のとおり意見の表明があった。

表27 意見の表明（調査対象貨物の変更に関するもの）

提出者	提出日
<申請者>	
日亜鋼業、NS北海製線、ガルバート・ジャパン及びワイヤーテクノ（以上4者連名）	3/28

## 1-6-8-2-3 調査対象貨物の変更に関する情報の提供

(126) 調査対象貨物の変更に関する情報の提供に関して、その期限である令和4年3月28日までに、情報の提供を行った産業上の使用者はいなかった。

## 1-6-8-3 調査対象貨物の変更に対する追加質問状（令和4年3月）回答等に係る検討

### 1-6-8-3-1 ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線と調査対象貨物に関する回答等

(127) 上記(109)の供給者追加質問状（令和4年3月）回答書を提出した供給者4者のうち、調査対象期間中にはほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線を本邦向けに生産又は輸出した実績があると回答した供給者は1者<sup>180</sup>であり、同者が本邦向けに生産又は輸出した、ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線と調査対象貨物には性質上実質的に違いがないが、【製造上のメリットの内容】が向上し、【製造上のメリットの結果】につながる旨の回答があった。

(128) 上記(113)の輸入者追加質問状（令和4年3月）回答書を提出した輸入者12者のうち、調査対象期間中にはほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線の輸入実績があると回答した輸入者は1者<sup>181</sup>であり、当該輸入実績は中国産である旨及び同者が輸入している、中国産ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線と調査対象貨物は性質上実質的に違いがない旨の回答があった。

(129) 上記(116)の本邦生産者追加質問状（令和4年3月）回答書を提出した本邦生産者4者<sup>182</sup>全てから、調査対象期間中にはほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線の生産実績がある旨の回答があった。また、ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線に含有されているほう素は、販売先からの要望ではなく、軟鋼線材の母材であるビレット（鋼片）に含まれる窒素による時効硬化（時間の経過とともに硬くなる現象）の抑制のために、鉄鋼メーカーが軟鋼線材の製造過程において添加していることから、本邦生産者、輸入者及び産業上の使用者はほう素の添加について意識しておらず、ほう素の添加の有無により、製造工程、製品管理（コスト管理）、流通経路、用途等に違いはなく、ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線は同種の貨物に含まれる旨の回答があった。

(130) 上記(119)の申請者追加質問状（令和4年3月）回答書を提出した申請者4者から、以下

<sup>178</sup> 令和4年3月14日に送付した者に対する意見の表明の提出期限

<sup>179</sup> 令和4年3月23日に送付した者に対する意見の表明の提出期限

<sup>180</sup> ベカルト青島

<sup>181</sup> エムプロム

<sup>182</sup> 日亜鋼業、NS北海製線、ガルバート・ジャパン及びワイヤーテクノ

のとおり回答があった。

(ア) 軟鋼線材にほう素が添加される理由は、軟鋼線材の母材であるビレット（鋼片）に不純物等としての窒素が多く含まれる場合<sup>183</sup>、時効硬化が生じやすく、この時効硬化を抑制するためであり、鉄鋼メーカーによる製鋼（ビレットの製造）段階でほう素が少量添加されている。ほう素の添加により、ビレット（鋼片）に含有される窒素量にかかわらず、軟鋼線材の品質は同等となり、軟鋼線材を原材料として製造される溶融亜鉛めっき鉄線の加工性・柔軟性といった品質も同等に確保することができる。このため、ほう素の添加の有無にかかわらず、製造される溶融亜鉛めっき鉄線の物理的・化学的特性に実質的な差異はない。

また、溶融亜鉛めっき鉄線の原材料となる軟鋼線材及び溶融亜鉛めっき鉄線に関するJIS規格、中国の軟鋼線材に関するGB規格、韓国の軟鋼線材及び溶融亜鉛めっき鉄線に関するKS規格のいずれにおいても、ほう素を少量含有するものとしないものの間に差異が設けられていないことも、ほう素の添加の有無により実質的な違いが生じないことを示す事実である。中国や韓国の軟鋼線材に関する製品規格では、ほう素に関する明示的な言及はないが、日本のJIS規格と異なり、他の微量元素を添加することを禁止する文言もなく、ほう素含有量については何らコントロールをしていないものと思われる。

なお、中国や韓国的一部の軟鋼線材メーカーのホームページや製品カタログでは、ほう素を一定量含有している軟鋼線材も存在している模様である。

(イ) 上記(ア)のとおり、同等の品質の軟鋼線材を投入して溶融亜鉛めっき鉄線を製造しているため、その製造に要する時間も含め、ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線と調査対象貨物で製造工程上の差異は生じない。

(ウ) 亜鉛めっき鉄線のJIS規格（JIS G 3547）の充足はほう素添加の有無に左右されないため、ほう素の添加により、販売先、流通経路及び用途に差異は生じない。

(131) 上記(122)の産業上の使用者追加質問状（令和4年3月）回答書を提出した産業上の使用者6者の中、調査対象期間中にはほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線を使用目的で購入していたと回答した産業上の使用者は1者<sup>184</sup>であり、購入した本邦産ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線を使用して生産した製品の最終用途と、調査対象貨物又は同種の貨物を使用して生産した製品の最終用途に違いはない旨の回答があった。

(132) 上記(125)の意見の表明において、ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線と調査対象貨物の異同に関して、以下の意見の表明があった。

(ア) 中国及び韓国においても、電炉製又は高炉製のビレットを母材とする軟鋼線材があると思われることから、上記(130)(ア)と同様、溶融亜鉛めっき鉄線の原材料である軟鋼線材にほう素が少量添加されることを十分に考えられる。

(イ) 上記(119)の申請者追加質問状（令和4年3月）回答書に記載のとおり、中国産及び韓国産ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線と調査対象貨物の間には、製品の物理的・化学的特性、製造工程、販売先・流通経路、用途等の観点から実質的な違いはない。

(ウ) 申請者は、ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線と調査対象貨物を区別することなく、一体と考えていた。また、ほう素を少量添加する目的やほう素の添加の有無にか

<sup>183</sup> 申請者追加質問状回答書では、一般に、電炉製のビレットを母材とする軟鋼線材は、高炉製のビレットを母材とする軟鋼線材に比して、相対的に不純物としての窒素を多く含むものの、何らかの理由で、後者について窒素が相対的に多く含まれている場合もある旨が記載されている。

<sup>184</sup> 佐藤製線所

かわらず、製造される溶融亜鉛めっき鉄線の物理的・化学的特性に実質的な差異はないこと等から、海外供給者、輸入者及び産業上の使用者についても、ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線と調査対象貨物を一体のものとして認識していたと考えられる。このため、調査対象貨物を拡大しても不意打ち防止の観点から特段の問題はない。

(133) 上記(125)の意見の表明において、調査対象貨物をほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線に拡大することを支持する旨の以下の意見の表明があった。

(ア) ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線を調査対象貨物の範囲に加える方向での拡大に賛成する。

調査対象貨物の範囲は、AD 協定 2.1 条で何ら規定されておらず、本邦において法令上の制限もなく、調査対象貨物の範囲に関する明確な基準はない。合理的に一体と考えられるものを一体として捉えるべきものである。

(イ) 海外供給者があえてほう素を少量含有する軟鋼線材を原材料として溶融亜鉛めっき鉄線を製造し、HS コードを 7217.20 ではなく、7229.90 として本邦向けに輸出することで、課税を逃れる可能性があるにもかかわらず、便宜的に HS コードに基づいて両者を区分し、前者にのみ課税を行うことは、実効的な課税の観点から不合理である。

### 1－6－8－3－2 ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線に係る不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する回答

(134) 上記(119)の申請者追加質問状（令和 4 年 3 月）回答書において、申請書に記載の調査対象貨物に係る不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する主張は、ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線についても同様に当てはまることが、調査の供給国ごとに示された。

(135) 中国産ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線については、以下のとおり。

(ア) 中国産ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線の正常価格について、当該鉄線に添加されるほう素は極めて少量であり、ほう素は安価な物質であるため、その添加コストは極めて小さく、ほう素が添加されていること以外の製造工程は同様であることから、中国産ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線と調査対象貨物を比較して、材料費、労務費に差異はないと考えられる。また、製造される溶融亜鉛めっき鉄線の品質も、上記(130)(ア)のとおり、ほう素の添加の有無により異ならないため、それを別商品として管理しているとは考えにくいことから、両者の販管費にも差異はないと考えられる。このように、製造に係るコスト及び販売に係るコストが同一と考えられ、物理的・化学的特性も同一である製品を異なる価格で販売しているとは考えられない。

これらのことから、申請書において中国産溶融亜鉛めっき鉄線の正常価格として用いた、タイから本邦に輸出される同種の貨物の輸出価格は、中国産ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線にも当てはまると考えられる。

(イ) 中国産ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線の本邦への輸出価格についても、中国産ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線と調査対象貨物は、物理的・化学的特性等が同一であり、いずれも JIS 規格品であることから、輸入者は、両者を区別することなく輸入しており、輸出価格に差異がないと考えられる。

このため、申請書における中国産溶融亜鉛めっき鉄線の輸出価格についても、中国産ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線にも当てはまると考えられる。

(ウ) 中国産ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線の輸入の事実については、中国の軟鋼線材メーカーである江蘇沙鋼集団の製品カタログを参照すると、ほう素を含有してい

ると思われる製品コードがあることからも、ほう素を一定量含有している軟鋼線材が存在していると考えられ、ほう素を少量含有する軟鋼線材を原材料とする中国産溶融亜鉛めっき鉄線が本邦向けに輸出されていると考えられる。

この点、ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線について、HS コード 7229.90 で本邦に輸入されているものが一定程度存在する可能性を完全に否定するものではないが、少なくとも、申請者が入手した、中国産溶融亜鉛めっき鉄線のミルシートにほう素に関する記載はなく、需要者がほう素の添加の有無に注意を払っているものでもないことから、輸出者として特段区別することなく、ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線は、HS コード 7217.20 で輸出申告されたものが大多数であると思われる。これまでの調査手続においても、中国の利害関係者から、ほう素を少量含有している点に着目した主張がなされていないことも踏まえると、ほう素を少量含有しているかにかかわらず、溶融亜鉛めっき鉄線の大部分が HS コード 7217.20 で輸入されたという理解は妥当なものと考える。

(エ) したがって、中国産調査対象貨物について不当廉売された輸入の事実があるとした申請書の記載は、中国産ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線についても同様に当てはまり、中国産ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線についても、不当廉売された輸入の事実があると言える。

(オ) 上記(134)の輸入の事実に関連する本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、上記(ア)及び(イ)のとおり、中国産ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線と調査対象貨物との間に実質的な価格差はないと考えられる。

(カ) また、上記(ウ)のとおり、ほう素を少量含有しているかにかかわらず、溶融亜鉛めっき鉄線の大部分が HS コード 7217.20 で輸入されたと理解できるため、申請書に記載している HS コード 7217.20 の輸入量に基づく分析を実質的に修正する必要があると言えるほどの有意な輸入数量の上乗せは生じないと考えられる。このため、中国産ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線についても、申請書の記載と同様に、本邦の産業に実質的な損害等を生じさせているという主張は合理的である。

(キ) したがって、中国産溶融亜鉛めっき鉄線の輸入による本邦の産業に対する実質的な損害等が生じたという申請書の記載は、中国産ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線についても同様に当てはまるところから、中国産ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線の輸入についても、本邦の産業に実質的な損害等が生じたと言える。

(136) 韓国産ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線については、以下のとおり。

(ア) 韓国産ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線の正常価格について、当該鉄線に添加されるほう素は極めて少量であり、ほう素は安価な物質であるため、その添加コストは極めて小さく、ほう素が添加されていること以外の製造工程は同様であることから、韓国産ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線と調査対象貨物を比較して、材料費、労務費に差異ないと考えられる。また、製造される溶融亜鉛めっき鉄線の品質も、上記(130)(ア)のとおり、ほう素の添加の有無により異ならないため、それぞれを別商品として管理しているとは考えにくいことから、両者の販管費にも差異ないと考えられる。このように、製造に係るコスト及び販売に係るコストが同一と考えられ、物理的・化学的特性も同一である製品を異なる価格で販売しているとは考えられない。

これらのことから、申請書において韓国産溶融亜鉛めっき鉄線の正常価格として用いた韓国国内販売価格は、韓国産ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線にも当てはまると考えられる。

(イ) 韓国産ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線の本邦への輸出価格についても、韓国産ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線と調査対象貨物は、物理的・化学的特性等が同一であり、いずれも JIS 規格品であることから、輸入者は、両者を区別することなく輸入しており、輸出価格に差異がないと考えられる。

このため、申請書における韓国産溶融亜鉛めっき鉄線の輸出価格についても、韓国産ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線にも当てはまると考えられる。

(ウ) 韓国産ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線の輸入の事実については、韓国の鉄鋼メーカーである POSCO のホームページを参照すると、JIS という項目の軟鋼線材の規格に、ほう素を一定量含有していると思われる軟鋼線材の製品コードがあり、韓国的主要な軟鋼線材メーカーである KOSTEEL CO.,Ltd. は POSCO から軟鋼線材の原材料であるビレット（鋼片）を調達しているとのことである。これらのことから、ほう素を少量含有する軟鋼線材を原材料とする韓国産溶融亜鉛めっき鉄線が本邦向けに輸出されていると考えられる。

この点、ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線について、HS コード 7229.90 で本邦に輸入されているものが一定程度存在する可能性を完全に否定するものではないが、ほう素を少量含有しているかにかかわらず、溶融亜鉛めっき鉄線の大部分が HS コード 7217.20 で本邦に輸入されたという理解が妥当なものと考えられることは、韓国産についても上記(135)(ウ)と同様である。

(エ) したがって、韓国産調査対象貨物について不当廉売された輸入の事実があるとした申請書の記載は、韓国産ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線についても同様に当てはまることから、韓国産ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線についても、不当廉売された輸入の事実があると言える。

(オ) 上記(134)の輸入の事実に関する本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、上記(ア)及び(イ)に記載のとおり、韓国産ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線と調査対象貨物との間に実質的な価格差はないと考えられる。

(カ) また、上記(ウ)のとおり、ほう素を少量含有しているかにかかわらず、溶融亜鉛めっき鉄線の大部分が HS コード 7217.20 で輸入されたと理解できるため、申請書に記載している HS コード 7217.20 の輸入量に基づく分析を実質的に修正する必要があると言えるほどの有意な輸入数量の上乗せは生じないと考えられる。このため、韓国産ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線についても、申請書の記載と同様に、本邦の産業に実質的な損害等を生じさせているという主張は合理的である。

(キ) したがって、韓国産溶融亜鉛めっき鉄線の輸入による本邦の産業に対して実質的な損害等が生じたという申請書の記載は、韓国産ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線についても同様に当てはまることから、韓国産ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線の輸入についても、本邦の産業に実質的な損害等が生じたと言える。

### 1－6－8－3－3 調査対象貨物の変更に関する検討

(137) 上記(127)から(136)に関し、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線と調査対象貨物の異同に関し、供給者、輸入者、本邦生産者及び申請者から提出された各追加質問状（令和4年3月）回答書において、ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線と調査対象貨物は、物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、用途等に実質的な違いはないことが認められた。また、産業上の使用者から提出された産業上の使用者追加質問状（令和4年3月）回答書におい

て、ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線を使用して生産した製品の最終用途と、調査対象貨物又は同種の貨物を使用して生産した製品の最終用途に違いはない旨の回答が得られたことからも、両者に実質的な違いがないことが裏付けられた。

これらのことから、ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線と調査対象貨物に実質的な違いはなく、実質的に同一であると認められた。

(イ) また、上記(135)(キ)及び(136)(キ)のとおり、申請者から、申請書に記載された調査対象貨物に係る不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての主張が、ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線にも同様に当てはまることが調査対象貨物の供給国である中国及び韓国のそれぞれについて示された。

(ウ) 加えて、申請者から、調査対象貨物をほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線に拡大することを支持する旨の意見の表明がなされ、それ以外の利害関係者等から、調査対象貨物をほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線に拡大することに反対する旨の証拠の提出や意見の表明等はなされなかった。

(エ) 以上のことから、調査対象貨物をほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線に拡大した上で調査を継続することが適當と認められたため、調査対象貨物を変更することとした。

## 1-7 調査対象貨物の変更及び調査期間の延長

(138) 上記(137)のとおり、調査対象貨物をほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線に拡大した上で調査を継続することが適當と認められたため、令和4年4月28日、調査開始告示で告示した調査対象貨物を変更することとし、調査開始告示の一部を改正した旨を直接の利害関係人と認められる者に対し、書面により通知<sup>185</sup>するとともに、官報で告示<sup>186</sup>した（令和4年4月28日財務省告示第125号）（以下「一部改正後の調査開始告示」という。）。

(139) 一部改正後の調査開始告示において、「調査対象貨物（ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線に限る。）に係る令第十条第一項前段及び第十条の二第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、令第十二条第一項の規定による対質の申出、令第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限」を次のとおりとした。

(ア) 証拠の提出及び証言についての期限 令和4年7月28日

(イ) 対質の申出についての期限 令和4年8月29日

(ウ) 意見の表明についての期限 令和4年8月29日

(エ) 情報の提供についての期限 令和4年8月29日

(140) また、一部改正後の調査開始告示において、「調査対象貨物の変更に係る経緯は、財務省及び経済産業省のホームページにおいて入手することができる。」、「調査対象貨物（ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線に限る。）に係る令第十条第二項前段及び第十条の二第二項前段の規定による証拠の提出を求めるため、調査対象貨物の変更の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載する。」及び「当該質問状の送付を受けた利害関係者は所定の期限までに回答を行うものとし、利害関係者であるにもかかわらず、調査対象貨物の変更の日から七日以内に当該質問状の送付を受けなかつた者は、調査対象貨物の変更の日から十四日以内に前記（二）の宛先

<sup>185</sup> 政令第8条第1項

<sup>186</sup> 政令第8条第1項、ガイドライン6.(5)三

に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出た上で、財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状を入手し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行うものとする。」旨を告示した。

- (141) 令和4年4月28日、調査対象貨物の変更に関し、利害関係者に対して追加的な証拠の提出等の機会を与えるとともに、当該調査の透明性を確保しつつ証拠等の十分な検討を行うためには一層の時日を要するため、当該調査の期間を6か月延長して令和4年12月13日までとすることとし、その旨を直接の利害関係人と認められる者に対し、書面により通知するとともに、官報で告示<sup>187</sup>した（令和4年4月28日財務省告示第126号）。
- (142) また、同日、中国政府及び韓国政府に対し、調査対象貨物を変更することとし、調査開始告示の一部を改正した旨及び調査期間を延長することとした旨を書面により通知し、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会委員に対しても、調査対象貨物を変更することとし、調査開始告示の一部を改正した旨及び調査期間を延長することとした旨を通知した。

## 1－8 調査対象貨物の変更後の経緯

### 1－8－1 追加質問状等の送付及び回答の状況

- (143) 令和4年4月28日、一部改正後の調査開始告示に伴い、調査対象貨物（ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線に限る。）に関しては、上記「1－4－1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」及び「1－4－2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」について追加調査するため、また、調査対象貨物（ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線を除く。）に関しては、調査当局が必要と認めた範囲に限り追加調査するため、利害関係者等に対して、「不当廉売関税の課税に関する追加調査への協力のお願い（変更後の調査対象貨物に関する調査）（利害関係者等共通）」（以下「追加調査のお願い紙（令和4年4月）」という。）、「確認票（変更後の調査対象貨物に関する調査）」（以下「確認票（令和4年4月）」という。）及び追加質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるとともに、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定6.8及び同附属書II、政令第10条第4項並びにガイドライン10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことを明示した。

また、追加調査のお願い紙（令和4年4月）、確認票（令和4年4月）及び追加質問状<sup>188</sup>を財務省<sup>189</sup>及び経済産業省<sup>190</sup>のホームページに掲載し公表し、一部改正後の調査開始告示の日から7日以内に財務大臣から質問状等の送付を受けていない利害関係者等のうち、本件調査に参加する意思を表明しようとする者は、一部改正後の調査開始告示の日から14日以内に指定された連絡先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出るとともに、上記の質問状等に回答の上、質問状等の所定の期限までに回答を提出するよう明示した。さらに、質問状等に対し、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、協定6.8及び同附属書II、政令第10条第4項並びにガイドライン10.に基づき、政府は知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示した。

<sup>187</sup> 法第8条第6項ただし書、政令第9条

<sup>188</sup> 上記(140)のとおり、利害関係者であるにもかかわらず、調査対象貨物の変更の日から七日以内に当該質問状の送付を受けなかった者が回答対象となる追加質問状のみ掲載した。

<sup>189</sup> [https://www.customs.go.jp/tokusyu/chosakamotsu\\_index.htm](https://www.customs.go.jp/tokusyu/chosakamotsu_index.htm)  
(以下、確認票（令和4年4月）及び追加質問状等を掲載した財務省のホームページアドレスは同様。)

<sup>190</sup> [https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/trade-remedy/investigation/harigane/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/investigation/harigane/index.html)  
(以下、確認票（令和4年4月）及び追加質問状等を掲載した経済産業省のホームページアドレスは同様。)

(144) 調査当局は、調査対象貨物の供給者に対する追加調査のお願い紙（令和4年4月）、確認票（令和4年4月）及び追加質問状の送付と同時に、駐日本国中華人民共和国大使館及び駐日本国大韓民国大使館に対し当該追加質問状を送付し、駐日本国中華人民共和国大使館に対しては調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た上記(107)の6者、駐日本国大韓民国大使館に対しては調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た上記(107)の7者に対して当該質問状を送付したことを伝えるとともに、当該供給者以外の者で調査対象貨物のうち「ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線」の生産又は輸出を行っている者がある場合、証拠の提出の機会を設けるため諸手続についての案内等を追送する用意があることを伝え、そのような生産者及び輸出者に係る情報の提供を依頼した。

また、調査当局が知り得た供給者及び輸入者に対して、それぞれに係る確認票（令和4年4月）において、中国及び韓国の生産者及び輸出者の情報の提供を求めるとともに、財務省及び経済産業省のホームページにおいて本調査に係る確認票及び質問状が入手可能であることを当該者に伝達して欲しい旨を依頼した。

(145) 確認票（令和4年4月）及び追加質問状の送付等の状況、並びにこれらに対する回答書の提出状況等については、「表28 確認票（令和4年4月）及び追加質問状の送付並びに回答等の状況」のとおりであった。

具体的には、以下「1-8-1-1 供給者への追加質問状（令和4年4月）等の送付等」、「1-8-1-2 調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する追加質問状（令和4年4月）等の送付等」、「1-8-1-3 輸入者への追加質問状（令和4年4月）等の送付等」、「1-8-1-4 本邦生産者への追加質問状（令和4年4月）等の送付等」及び「1-8-1-5 産業上の使用者への追加質問状（令和4年4月）等の送付等」において述べる。

なお、確認票（令和4年4月）回答において、期限を超過して回答を提出した者については、調査に支障のない範囲で、自発的な証拠の提出又は情報の提供としてこれを受領した。

**表28 確認票（令和4年4月）及び追加質問状の送付並びに回答等の状況**

利害関係者等の区分	送付数	確認票（令和4年4月）						追加質問状（令和4年4月）	
		回答数						回答数	
		A 件	B 件	B/A %	C 件	C/B %	D 件	D/A %	
					生産	輸出	生産	輸出	
供給者	13	4	30.8	2	1	50.0	25.0	4	30.8
(市場経済の条件が浸透している事実に関するもの)	1	0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0.0
輸入者	41	8	19.5	1		12.5		1	2.4
本邦生産者	6	4	66.7	4		100.0		4	66.7
産業上の使用者	6	4	66.7	2		50.0		2	33.3

(注1) 上表中の「実績」とは、「供給者」は、ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線の「生産」又は「本邦向け輸出」、「(市場経済の条件が浸透している事実に関するもの)」は「中国におけるほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線の生産」、「輸入者」は、中国産又は韓国産ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線の「輸入」、「本邦生産者」は、本邦におけるほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線の「生産」、及び「産業上の使用者」は、中国産、韓国産又は本邦産ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線の「購入」に係る実績があった場合をいう。

(注2) 上表中の割合(%)の表示項目については、小数点以下2桁目の数字を四捨五入している。

### 1-8-1-1 供給者への追加質問状（令和4年4月）等の送付等

(146) 令和4年4月28日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た上記(107)の供給者追加質問状（令和4年3月）を送付した供給者13者に対し、追加調査のお願い紙（令和4年4月）、調査対象期間中にほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線を生産したか否か、本邦に輸出したか否か及び本調査へ協力するか否か並びに調査対象貨物の変更に伴いこれまでに提出した回答書等を修正する必要の有無等を確認するための「確認票（令和4年4月）」並びに供給者当初質問状回答書を提出した供給者に対しては、供給者当初質問状回答書の修正内容等の回答を求める内容、供給者当初質問状回答書を提出しなかった供給者に対しては、ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線について回答を求める内容の「海外供給者に対する追加質問状」（以下「供給者追加質問状（令和4年4月）」という。）を送付<sup>191</sup>するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、追加調査のお願い紙（令和4年4月）において「「確認票」又は「追加質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、AD協定6.8及び同附属書II、政令第10条第4項並びにガイドライン10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うこと、及び「政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する」場合があることを明示した。

(147) 確認票（令和4年4月）に関して、「表29 供給者追加質問状（令和4年4月）等の送付及び回答等の状況」のとおり、上記(146)の供給者13者のうち、確認票（令和4年4月）回答の提出期限である令和4年5月12日までに4者<sup>192</sup>から確認票（令和4年4月）回答の提出があった。

当該4者のうち、1者<sup>193</sup>からは、調査対象期間中にほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線の生産及び輸出の実績がある旨及び調査対象貨物の変更に伴い、これまでに提出した回答書等を修正する必要がある旨の回答があった。別の1者<sup>194</sup>からは、調査対象期間中にほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線の生産実績があり、輸出実績はない旨及び調査対象貨物の変更に伴い、これまでに提出した回答書等を修正する必要がない旨の回答があった。また、残りの2者<sup>195</sup>からは、調査対象期間中にほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線の生産及び輸出の実績がない旨の回答があった。

(148) 供給者追加質問状（令和4年4月）に関して、「表29 供給者追加質問状（令和4年4月）等の送付及び回答等の状況」のとおり、供給者4者<sup>196</sup>から、提出期限である令和4年6月6日までに供給者追加質問状（令和4年4月）の回答書（以下「供給者追加質問状（令和4年4月）回答書」という。）の提出があった。

供給者追加質問状（令和4年4月）の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表29 供給者追加質問状（令和4年4月）等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表29 供給者追加質問状（令和4年4月）等の送付及び回答等の状況

供給者名	確認票 (令和4年4月) ・追加質問状 (令和4年4月) 等の送付日	確認票 (令和4年4月) 回答日	ほう素を少量 含有する溶融 亜鉛めっき鉄 線の生産・輸 出の実績	これまで に提出し た回答書 等を修正 する必要	追加質問状 (令和4年 4月)回答 日
------	--	------------------------	--	--------------------------------------	------------------------------

<sup>191</sup> 政令第10条第2項

<sup>192</sup> ベカルト青島、天津華源時代、天津華源線材、韓国線材

<sup>193</sup> ベカルト青島

<sup>194</sup> 韓国線材

<sup>195</sup> 天津華源時代、天津華源線材

<sup>196</sup> ベカルト青島、天津華源時代、天津華源線材、韓国線材

				の有無	
(a)ベカルト青島	4/28	5/11	生産 輸出 有 有	修正あり	6/6
(b)天津華源時代	4/28	5/12	生産 輸出 無 無	修正なし	6/6
(c)天津華源線材	4/28	5/12	生産 輸出 無 無	修正なし	6/6
(d)瀋陽新隆泰貿易	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(e)天津市利偉天	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(f)瀋陽奎鼎貿易	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(g)韓国線材	4/28	5/12	生産 輸出 有 無	修正なし	6/6
(h)Jinheung Iron & Steel	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(i)DAE A STEEL WIRE	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(j)JINHEUNG STEEL	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(k)CHUNG WOO ROPE	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(l)HANIL STEEL WIRE	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(m) DONGYEONG TRADING	4/28	回答無し	—	—	回答無し

### 1－8－1－2 調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する追加質問状（令和4年4月）等の送付等

(149) 令和4年4月28日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た上記(107)の中国の供給者6者のうち、調査対象貨物（ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線に限る。）の生産者（上記(13)の期限まで、調査対象貨物（ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線を除く。）と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する証拠等を提出する機会が与えられていた者を除く。）に該当するか確認を要する供給者1者<sup>197</sup>に対し、「不当廉売関税の課税に関する追加調査への協力のお願い（中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下同じ。）における調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の有無に関するもの）」（以下「追加調査のお願い紙（市場経済）（令和4年4月）」という。）、ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線の生産実績の有無及び市場経済の条件が浸透している事実を示すことを希望するか否かを確認するための「確認票（市場経済条件が浸透している事実の有無に関するもの）（変更後の調査対象貨物に関する調査）」（以下「市場経済確認票（令和4年4月）」という。）及び「中華人民共和国における国内向け同種の貨物及び第三国向け同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の有無に関する調査の追加質問状」（以下「市場経済追加質問状（令和4年4月）」という。）を送付<sup>198</sup>するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

(150) 市場経済確認票（令和4年4月）においては、供給者に対して、供給者が市場経済の条件が浸透している事実を調査当局に示すことを希望しない場合には、政府は、政令第2条

<sup>197</sup> 瀋陽奎鼎貿易。なお、中国の供給者のうち4者（ベカルト青島、天津華源時代、天津華源線材、瀋陽新隆泰貿易）は上記(24)のとおり、2者（天津市利偉天、瀋陽奎鼎貿易）は上記(16)のとおり、質問状等に回答し、所定の期限までに提出できる機会が与えられていた。うち、瀋陽奎鼎貿易は、調査対象貨物の変更日の前までに、調査に参加する意思の表明はなかったため、ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線のみの生産実績を有する可能性があった。

<sup>198</sup> 政令第10条の2第2項

第3項に規定する市場経済の条件が浸透している事実があることが確認できなかったものとして、同条第1項第4号の価格<sup>199</sup>を正常価格として用いることがある旨を明示した。

また、追加調査のお願い紙（市場経済）（令和4年4月）においては、市場経済確認票（令和4年4月）及び市場経済追加質問状（令和4年4月）に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合には、政府は、同種の貨物の生産及び販売には市場経済の条件が浸透している事実があることが確認できなかったものと判断する旨を明示した。

(151) 市場経済確認票（令和4年4月）に関して、「表30 市場経済追加質問状（令和4年4月）等の送付及び回答等の状況」のとおり、市場経済確認票（令和4年4月）回答の提出期限までに市場経済確認票（令和4年4月）回答の提出はなかった。

(152) 市場経済追加質問状（令和4年4月）に関して、「表30 市場経済追加質問状（令和4年4月）等の送付及び回答等の状況」のとおり、市場経済追加質問状（令和4年4月）の回答書の提出期限である令和4年6月6日までに回答書を提出した中国の供給者はいなかった。

市場経済追加質問状（令和4年4月）の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表30 市場経済追加質問状（令和4年4月）等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

**表30 市場経済追加質問状（令和4年4月）等の送付及び回答等の状況**

供給者名	市場経済確認票 (令和4年4月) ・市場経済追加質 問状（令和4年4 月）等の送付日	市場経済確認票 (令和4年4月) 回答日	ほう素を少量含有 する溶融亜鉛めっ き鉄線の生産実績 及び協力可否	市場経済追加質問 状（令和4年4 月）回答日
瀋陽奎鼎貿易	4/28	回答無し	—	回答無し

### 1-8-1-3 輸入者への追加質問状（令和4年4月）等の送付等

(153) 令和4年4月28日、調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た上記(111)の追加質問状（令和4年3月）を送付した41者に対し、追加調査のお願い紙（令和4年4月）、調査対象期間中にはう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線を輸入したか否か及び本調査へ協力するか否か並びに調査対象貨物の変更に伴いこれまでに提出した回答書等を修正する必要の有無等を確認するための「確認票（令和4年4月）」並びに輸入者当初質問状回答書を提出した輸入者に対しては、輸入者当初質問状回答書の修正内容等の回答を求め、輸入者当初質問状回答書を提出しなかった輸入者に対しては、輸入者当初質問状の質問項目を基にほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線について回答を求める「輸入者に対する追加質問状」（以下「輸入者追加質問状（令和4年4月）」という。）を送付<sup>200</sup>するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、追加調査のお願い紙（令和4年4月）において「「確認票」又は「追加質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、AD協定6.8及び同附属書II、政令第10条第4項並びにガイドライン10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」こと、及び「政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する」場合があることを明示した。

(154) 確認票（令和4年4月）に関して、「表31 輸入者追加質問状（令和4年4月）等の送付及び回答等の状況」のとおり、上記(153)の輸入者41者のうち、確認票（令和4年4月）

<sup>199</sup> 脚注29と同じ。

<sup>200</sup> 政令第10条第2項

回答の提出期限である令和4年5月12日までに8者<sup>201</sup>から確認票（令和4年4月）回答の提出があった。

当該8者のうち、1者<sup>202</sup>から調査対象期間中にはう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線の輸入実績がある旨、及び調査対象貨物の変更に伴い、これまでに提出した回答書等を修正する必要はない旨の回答があった。

- (155) 輸入者追加質問状（令和4年4月）に関して、「表31 輸入者追加質問状（令和4年4月）等の送付及び回答等の状況」とおり、輸入者1者<sup>203</sup>から、提出期限である令和4年6月6日までに輸入者追加質問状（令和4年4月）の回答書（以下「輸入者追加質問状（令和4年4月）回答書」という。）の提出があった。

輸入者追加質問状（令和4年4月）の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表31 輸入者追加質問状（令和4年4月）等の送付及び回答等の状況」とおりであった。

表31 輸入者追加質問状（令和4年4月）等の送付及び回答等の状況

輸入者名	確認票（令和4年4月） ・追加質問状 (令和4年4月) 等の 送付日	確認票（令和4年4月） 回答日	ほう素を少 量含有する 溶融亜鉛め っき鉄線の 輸入実績	これまでに 提出した回 答書等を修 正する必要 の有無	追加質問状 (令和4年4 月) 回答日
(a)小財スチール	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(b)トーアミ	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(c)中国金網工業	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(d)伊勢安金網製作所	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(e)愛商	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(f)阪和興業	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(g)森本興業	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(h)【輸入者A社】	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(i)ベカルトジャパン	4/28	5/12	無	—	回答無し
(j)朝日金網	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(k)日之出金網	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(l)藤田メッシュ工業	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(m)藤田鉄網商工	4/28	5/12	有	修正無し	5/12
(n)松井金網工業	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(o)片山鉄建	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(p)サクラテック	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(q)中司商店	4/28	5/6	無	—	回答無し
(r)日本化線	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(s)伊勢屋金網工業	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(t)小山金網工業	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(u)三立産業	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(v)筑豊金網工業	4/28	5/2	無	—	回答無し
(w)カネヒサ	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(x)坂野興業	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(y)青森昭和産業	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(z)東日本線材工業	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(aa)メイホウテック	4/28	5/9	無	—	回答無し
(ab)森田製作所	4/28	回答無し	—	—	回答無し

<sup>201</sup> ベカルトジャパン、藤田鉄網商工、中司商店、筑豊金網工業、メイホウテック、岡谷鋼機、メタックス、住友電気工業

<sup>202</sup> 藤田鉄網商工

<sup>203</sup> 藤田鉄網商工

(ac)福山金網工業	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(ad)エムプロム	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(ae)セントラルマティクス	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(af)メタルワン鉄鋼製品販売	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(ag)トヨフク	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(ah)山一ハガネ	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(ai)岡谷鋼機	4/28	5/9	無	—	回答無し
(aj)大豪貿易	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(ak)信栄商会	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(al)メタックス	4/28	5/9	無	—	回答無し
(am)チャイナパックジャパン	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(an)住友電気工業	4/28	5/12	無	—	回答無し
(ao)古河電気工業	4/28	回答無し	—	—	回答無し

#### 1－8－1－4 本邦生産者への追加質問状（令和4年4月）等の送付等

(156) 令和4年4月28日、本邦産同種の貨物の生産者として調査当局が知り得た上記(115)の本邦生産者追加質問状（令和4年3月）を送付した6者に対し、追加調査のお願い紙（令和4年4月）、調査対象期間中にはう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線を輸入したか否か及び本調査へ協力するか否か並びに調査対象貨物の変更に伴いこれまでに提出した回答書等を修正する必要の有無等を確認するための「確認票（令和4年4月）」並びに本邦生産者当初質問状回答書を提出した本邦生産者に対しては、本邦生産者当初質問状回答書の修正内容等の回答を求め、本邦生産者当初質問状回答書を提出しなかった本邦生産者に対しては、本邦生産者当初質問状の質問項目を基にはう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線について回答を求める「本邦生産者に対する追加質問状」（以下「本邦生産者追加質問状（令和4年4月）」という。）を送付<sup>204</sup>するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、追加調査のお願い紙（令和4年4月）において「「確認票」又は「追加質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、AD協定6.8及び同附属書II、政令第10条第4項並びにガイドライン10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

(157) 確認票（令和4年4月）に関して、「表32 本邦生産者追加質問状（令和4年4月）等の送付及び回答等の状況」のとおり、上記(156)の本邦生産者6者のうち、確認票（令和4年4月）回答の提出期限である令和4年5月12日までに4者<sup>205</sup>から確認票（令和4年4月）回答の提出があった。

当該4者全てから、調査対象期間中にはう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線の生産の実績がある旨、及び調査対象貨物の変更に伴い、これまでに提出した回答書等を修正する必要はない旨の回答があった。

(158) 本邦生産者追加質問状（令和4年4月）に関して、「表32 本邦生産者追加質問状（令和4年4月）等の送付及び回答等の状況」のとおり、本邦生産者4者<sup>206</sup>から、提出期限である令和4年6月6日までに本邦生産者追加質問状（令和4年4月）の回答書（以下「本邦生産者追加質問状（令和4年4月）回答書」という。）の提出があった。

本邦生産者追加質問状（令和4年4月）の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表32 本邦生産者追加質問状（令和4年4月）等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

<sup>204</sup> 政令第10条第2項

<sup>205</sup> 日亜鋼業、NS北海製線、ガルバート・ジャパン、ワイヤーテクノ

<sup>206</sup> 日亜鋼業、NS北海製線、ガルバート・ジャパン、ワイヤーテクノ

**表 32 本邦生産者追加質問状（令和 4 年 4 月）等の送付及び回答等の状況**

本邦生産者名	確認票 (令和 4 年 4 月) ・追加質問状（令和 4 年 4 月）等の送付日	確認票（令和 4 年 4 月）回答日	ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線の生産実績	これまでに提出した回答書等を修正する必要の有無	追加質問状（令和 4 年 4 月）回答日
(a) 日亜鋼業	4/28	5/12	有	修正無し	5/12
(b) NS 北海製線	4/28	5/12	有	修正無し	5/12
(c) ガルバート・ジャパン	4/28	5/12	有	修正無し	5/12
(d) ワイヤーテクノ	4/28	5/12	有	修正無し	5/12
(e) 東京製綱	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(f) サクラテック	4/28	回答無し	—	—	回答無し

### 1－8－1－5 産業上の使用者への追加質問状（令和 4 年 4 月）等の送付等

- (159) 令和 4 年 4 月 28 日、調査対象貨物の産業上の使用者として調査当局が知り得た者のうち、上記(41)のとおり、産業上の使用者当初質問状回答書を提出した産業上の使用者 6 者<sup>207</sup>に対し、追加調査のお願い紙（令和 4 年 4 月）、調査対象期間中にほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線を購入したか否か及び本調査へ協力するか否か並びに調査対象貨物の変更に伴いこれまでに提出した回答書等を修正する必要の有無等を確認するための「確認票（令和 4 年 4 月）」並びに産業上の使用者当初質問状回答書の修正内容等の回答を求める「産業上の使用者に対する追加質問状」（以下「産業上の使用者追加質問状（令和 4 年 4 月）」という。）を送付<sup>208</sup>するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。
- (160) 確認票（令和 4 年 4 月）に関して、「**表 33 産業上の使用者追加質問状（令和 4 年 4 月）等の送付及び回答等の状況**」のとおり、上記(159)の産業上の使用者 6 者のうち、確認票（令和 4 年 4 月）回答の提出期限である令和 4 年 5 月 12 日までに 3 者<sup>209</sup>から確認票（令和 4 年 4 月）回答の提出があり、当該提出期限後に他の 1 者<sup>210</sup>から確認票（令和 4 年 4 月）回答の提出があった。  
 これら確認票（令和 4 年 4 月）回答のあった 4 者のうち、2 者<sup>211</sup>から調査対象期間中にほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線の購入の実績がある旨、及び調査対象貨物の変更に伴い、これまでに提出した回答書等を修正する必要はない旨の回答があった。
- (161) 産業上の使用者追加質問状（令和 4 年 4 月）に関して、「**表 33 産業上の使用者追加質問状（令和 4 年 4 月）等の送付及び回答等の状況**」のとおり、上記(159)の産業上の使用者 6 者のうち、提出期限である令和 4 年 6 月 6 日までに 2 者<sup>212</sup>から産業上の使用者追加質問状（令和 4 年 4 月）の回答書（以下「産業上の使用者追加質問状（令和 4 年 4 月）回答書」という。）の提出があった。  
 産業上の使用者追加質問状（令和 4 年 4 月）の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「**表 33 産業上の使用者追加質問状（令和 4 年 4 月）等の送付及び回答等の状況**」のとおりであった。
- (162) 上記(159)の 6 者以外の産業上の使用者から、確認票（令和 4 年 4 月）回答及び産業上の使用者追加質問状（令和 4 年 4 月）回答書の提出はなかった。

<sup>207</sup> 小財スチール、JFE 建材、藤田鉄網商工、鶴見金網、佐藤製線所、日広鋼機

<sup>208</sup> 政令第 13 条第 2 項

<sup>209</sup> JFE 建材、藤田鉄網商工、佐藤製線所

<sup>210</sup> 鶴見金網

<sup>211</sup> 藤田鉄網商工、佐藤製線所

<sup>212</sup> JFE 建材、藤田鉄網商工

**表 33 産業上の使用者追加質問状（令和 4 年 4 月）等の送付及び回答等の状況**

産業上の使用者名	確認票（令和 4 年 4 月）・追加質問状（令和 4 年 4 月）等の送付日	確認票（令和 4 年 4 月）回答日	ほう素を少量含有する溶融亜鉛めつき鉄線の購入実績	これまでに提出した回答書等を修正する必要の有無	追加質問状（令和 4 年 4 月）回答日
(a)小財スチール	4/28	回答無し	—	—	回答無し
(b)JFE 建材	4/28	5/10	無	—	5/10
(c)藤田鉄網商工	4/28	5/12	有	修正無し	5/12
(d)鶴見金網	4/28	5/30（期限外）	無	—	回答無し
(e)佐藤製線所	4/28	5/11	有	修正無し	回答無し
(f)日広鋼機	4/28	回答無し	—	—	回答無し

**1－8－2 代替国供給者への追加質問状（令和 4 年 4 月）の送付**

(163) 令和 4 年 4 月 28 日、一部改正後の調査開始告示に伴い、上記(48)の代替国価格の算定に係る代替国当初質問状回答書及び代替国追加質問状（令和 3 年 11 月）回答書に関する追加調査のため、代替国供給者 1 者<sup>213</sup>に対し、「代替国の生産者及び輸出者に対する追加質問状」（以下「代替国追加質問状（令和 4 年 4 月）」という。）を送付したところ、「表 34 代替国追加質問状（令和 4 年 4 月）等の送付及び回答等の状況」のとおり、提出期限である令和 4 年 6 月 6 日までに、代替国追加質問状（令和 4 年 4 月）の回答書（以下「代替国追加質問状（令和 4 年 4 月）回答書」）の提出があった。

**表 34 代替国追加質問状（令和 4 年 4 月）等の送付及び回答等の状況**

代替国供給者名	追加質問状（令和 4 年 4 月）送付日	追加質問状（令和 4 年 4 月）回答日
ベカルトインドネシア	4/28	6/6

**1－8－3 変更後の調査対象貨物に係る証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明及び情報の提供****1－8－3－1 証拠の提出及び証言<sup>214</sup>**

(164) 証拠の提出に関して、その期限である令和 4 年 7 月 28 日までに、証拠の提出をした利害関係者はいなかった。

(165) 証言に関して、その申出の期限である令和 4 年 7 月 14 日までに、証言の申出をした利害関係者はいなかった。

**1－8－3－2 対質の申出<sup>215</sup>**

(166) 対質の申出に関して、その期限である令和 4 年 8 月 29 日までに、対質の申出をした利害関係者はいなかった。

**1－8－3－3 意見の表明<sup>216</sup>**

(167) 意見の表明に関して、その期限である令和 4 年 8 月 29 日までに、意見の表明をした利害

<sup>213</sup> ベカルトインドネシア

<sup>214</sup> 政令第 10 条第 1 項及び第 10 条の 2 第 1 項

<sup>215</sup> 政令第 12 条第 1 項

<sup>216</sup> 政令第 12 条の 2 第 1 項

関係者はいなかった。

#### 1－8－3－4 情報の提供<sup>217</sup>

- (168) 情報の提供に関して、その期限である令和4年8月29日までに、情報の提供をした産業上の使用者はいなかった。

#### 1－9 秘密の情報

- (169) 利害関係者等が自発的に提出した書面（申請書、証拠及び意見の表明に係る書面等）、調査当局の求めに応じて提出された書面（質問状回答書等）及び調査当局が作成した書面（現地調査結果報告書等）に係る秘密情報について、調査当局は、秘密の理由書の提出を求め、これを受領<sup>218</sup>した。

この際、他の利害関係者の閲覧に供するため、これらの書面に係る開示版の書面の提出を求め、これを受領した。

#### 1－10 証拠等の閲覧

- (170) 利害関係者等が自発的に提出した書面、調査当局の求めに応じて提出された書面及び調査当局が作成した書面（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）について、利害関係者に対し閲覧に供した<sup>219</sup>。

#### 1－11 開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘

- (171) 利害関係者に対して、閲覧に供した質問状回答書等に係る秘密情報の範囲及び秘密情報の要約の適切性について意見を求めたが、これに対して、利害関係者から意見の提出はなかった。

- (172) 利害関係者の閲覧に供するための開示版質問状回答書等における秘密情報の要約の適切性及び秘密情報とした理由に係る調査当局からの指摘事項について、利害関係者等に対し次のとおり通知し、期限を付して、開示版要約を修正した回答書（以下「開示版修正回答書」という。）及び秘密情報とした理由を見直し修正した秘密の理由書を提出する意思がある場合には、これらの書面を提出するよう求めた。

（ア） 令和3年8月10日、供給者4者<sup>220</sup>、輸入者3者<sup>221</sup>及び産業上の使用者2者<sup>222</sup>に対して、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。

（イ） 令和3年9月2日、供給者4者<sup>223</sup>、輸入者1者<sup>224</sup>、本邦生産者3者<sup>225</sup>及び産業上の使用者2者<sup>226</sup>に対して、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。

---

217 政令第13条第1項

218 協定6.5、政令第7条第6項及び第7項、第10条第1項及び第2項並びに第10条の2第1項及び第2項

219 政令第11条

220 ベカルト青島、天津華源時代、天津華源線材、韓国線材

221 ベカルトジャパン、藤田鉄網商工、中司商店

222 藤田鉄網商工、鶴見金網

223 ベカルト青島、天津華源時代、天津華源線材、韓国線材

224 ベカルトジャパン

225 ガルバート・ジャパン、ワイヤーテクノ、東京製綱

226 小財スチール、JFE建材

(ウ) 令和3年10月1日、産業上の使用者1者<sup>227</sup>に対して、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。

(エ) 令和3年10月19日、供給者1者<sup>228</sup>及び代替国供給者1者<sup>229</sup>、に対して、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。

(173) 上記(172)の通知に対して、次のとおり開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書が提出され、これを閲覧に供した。

(ア) 上記(172)(ア)の通知に関し、供給者4者、輸入者3者及び産業上の使用者2者から、提出期限である令和3年8月24日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出があった。

(イ) 上記(172)(イ)の通知に関し、供給者3者<sup>230</sup>、輸入者1者、本邦生産者3者から、提出期限である同年9月16日までに、供給者1者<sup>231</sup>から提出期限である同年9月24日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出があった。なお、産業上の使用者2者から回答はなかった。

(ウ) 上記(172)(ウ)の通知に関し、産業上の使用者1者から、提出期限である同年10月15日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出があった。

(エ) 上記(172)(エ)の通知に関し、供給者1者及び代替国供給者1者から、提出期限である同年10月26日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出があった。

(174) 質問状回答書における開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘及び修正版回答書の提出状況については、「表35 供給者、輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者並びに代替国供給者による質問状回答書への開示範囲の指摘の通知及び修正版等の提出状況」とおりであった。

**表35 供給者、輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者並びに代替国供給者による質問状回答書への開示範囲の指摘の通知及び修正版等の提出状況**

供給者、輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者並びに代替国供給者	開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘の通知送付日	開示版修正回答書秘密の理由書等の提出日
<供給者>		
ベカルト青島	8/10（1回目） 9/2（2回目）	8/24（1回目） 9/24（2回目）
天津華源時代	8/10（1回目） 9/2（2回目） 10/19（3回目）	8/24（1回目） 9/16（2回目） 10/20（3回目）
天津華源線材	8/10（1回目） 9/2（2回目）	8/24（1回目） 9/16（2回目）
韓国線材	8/10（1回目） 9/2（2回目）	8/24（1回目） 9/16（2回目）
<輸入者>		

<sup>227</sup> 佐藤製線所

<sup>228</sup> 天津華源時代

<sup>229</sup> ベカルトインドネシア

<sup>230</sup> 天津華源時代、天津華源線材、韓国線材

<sup>231</sup> ベカルト青島

ベカルトジャパン	8/10（1回目） 9/2（2回目）	8/24（1回目） 9/16（2回目）
藤田鉄網商工	8/10	8/23
中司商店	8/10	8/12
<本邦生産者>		
ガルパート・ジャパン	9/2	9/16
ワイヤーテクノ	9/2	9/16
東京製綱	9/2	9/16
<産業上の使用者>		
小財スチール	9/2	提出無し
JFE 建材	9/2	提出無し
藤田鉄網商工	8/10	8/22
鶴見金網	8/10	8/19
佐藤製線所	10/1	10/13
<代替国供給者>		
ベカルトインドネシア	10/19	10/26

## 1－12 知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）の適用

(175) 調査当局が知り得た供給者 13 者、輸入者 41 者及び本邦生産者 6 者に対して、質問状等を送付し、回答を求めるに当たって、指定された期限までに回答しない場合、日本国政府は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

また、調査開始告示において、調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状等を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状等を財務省及び経済産業省のそれぞれのホームページに掲載した。調査開始告示の日から 7 日以内に財務大臣から質問状等の送付を受けていない利害関係者のうち、本件調査に参加する意思を表明しようとする者に対し、調査開始告示の日から 14 日以内に指定された連絡先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出るとともに、当該質問状等に回答の上、質問状等の所定の期限までに回答を提出するよう求めたほか、質問状等に対し、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示した。

さらに、一部改正後の調査開始告示において、調査対象貨物の変更の日において把握している利害関係者に対し、追加質問状等を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該追加質問状等を財務省及び経済産業省のそれぞれのホームページに掲載した。一部改正後の調査開始告示の日から 7 日以内に財務大臣から質問状等の送付を受けていない利害関係者等のうち、本件調査に参加する意思を表明しようとする者に対し、一部改正後の調査開始告示の日から 14 日以内に指定された連絡先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出るとともに、当該質問状等に回答の上、質問状等の所定の期限までに回答を提出するよう求めたほか、質問状等に対し、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示した。

## 2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

### 2-1 総論

#### 2-1-1 調査対象貨物

(176) 調査対象貨物は、中国及び韓国で生産され本邦に輸出された溶融亜鉛めっき鉄線であり、当該貨物の詳細は、上記「1-1 調査の対象とした貨物の品名、銘柄、型式及び特徴並びに供給者及び供給国」に記載のとおりである。

#### 2-1-2 調査対象貨物と比較する同種の貨物

(177) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の有無を調査するための調査対象貨物と比較する同種の貨物は、調査対象貨物と全ての点で同じである溶融亜鉛めっき鉄線、又はそのような溶融亜鉛めっき鉄線がない場合には、全ての点で同じではないが極めて類似した性質を有する溶融亜鉛めっき鉄線とした。

#### 2-1-3 不当廉売差額の基本的考え方

(178) 不当廉売差額は、調査対象期間に本邦へ輸出するために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）と、輸出国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）との差額とする<sup>232</sup>こととした。

(179) 不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出する<sup>233</sup>こととした。証拠の提出がなかった生産者については、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて<sup>234</sup>、不当廉売差額を算出することとした。なお、同一供給国の複数の供給者が関係している場合において、これら全ての供給者を特定することが実行可能でないときは、当該国を指定する<sup>235</sup>こととした。

(180) 輸出価格と正常価格との比較は、商取引の同一の段階で行うこととし、原則として、供給者の工場渡しの段階での価格比較ができるようそれぞれ必要な調整を行った上で加重平均する<sup>236</sup>こととした。調整は、実際の取引価格を基礎とすることとし、原則として、価格比較のための通貨単位に換算し、輸出取引及び国内販売取引におけるそれぞれの顧客への販売価格から、供給者が支払った、割戻し、割引、その他販売価格の修正、内国間接税、倉庫保管費、倉庫移動費、テスト・検査費、梱包費、国内運賃、国内保険料、国内における荷役・通関諸費用、その他の国内輸送費用、供給国の輸出税、供給国から本邦の港までの国際運賃、国際保険料、日本国内における荷役・通関諸費用、本邦の輸入関税、日本国内運賃、その他の輸送費用、技術サービス費、製造物責任に係る費用、ワランティ、ロイヤルティ、販売手数料、第三者に対する支払い、広告宣伝費及び販売促進費、その他の直接販売費、その他の間接販売費・一般管理費、在庫金利費用、与信費用、その他費用を控除すべきかどうか検討し、輸入関税の払戻しについては加算することとした。

(181) 価格比較のための通貨単位は、供給国における通貨単位とし、通貨の換算が必要な場合は、原則として、供給者から提出された証拠に示された販売日における為替レートで換算す

<sup>232</sup> 協定2、法第8条第1項及び政令第2条並びにガイドライン7.

<sup>233</sup> 協定2.2.1.1及び協定6.10

<sup>234</sup> 協定6.8及び同附属書II、政令第10条第4項並びにガイドライン10.

<sup>235</sup> 協定9.2

<sup>236</sup> 協定2.4、協定2.4.2及び政令第2条第4項

る<sup>237</sup>こととした。

- (182) 算出した不当廉売差額を輸出価格で除した数値が 2%未満である場合には、当該不当廉売差額は僅少である<sup>238</sup>とした。

#### 2－1－4 正常価格の算出の基本的考え方

- (183) 正常価格は、調査対象貨物の原産国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格（以下「国内販売価格」という。）<sup>239</sup>とし、通常の商取引における国内販売価格がない場合又は国内市場が特殊な状況にあるため若しくは国内販売量が少ないため国内販売価格を用いることが適当でないと認められる場合<sup>240</sup>には、調査対象貨物の原産国から本邦以外の国（以下「第三国」という。）に輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格（以下「第三国向け輸出価格」という。）<sup>241</sup>、又は調査対象貨物の生産費に調査対象貨物の原産国で生産された同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「構成価格」という。）<sup>242</sup>とする<sup>243</sup>こととした。
- (184) 単位当たりの生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格（以下「コスト割れ価格」という。）による同種の貨物の原産国の国内市場における販売又は第三国への販売については、その販売が長い期間にわたり相当な量（単位当たりの費用を下回る価格による販売の量が正常価格を決定するために検討の対象となる取引の 20%以上である場合）で、かつ、合理的な期間内に全ての費用を回収することができない価格で行われている場合には、価格を理由として当該販売を通常の商取引には当たらないものとみなし、正常価格の決定において含めないこととした。ただし、販売の際の単位当たりの費用を下回る価格であっても、当該価格が調査対象期間における単位当たりの費用の加重平均を上回る場合には、当該価格は、合理的な期間内に費用を回収することができるものであるとみなす<sup>244</sup>こととした。

#### 2－1－5 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方

- (185) 上記「2－1－4 正常価格の算出の基本的考え方」にかかわらず、中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格について、当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において、当該同種の貨物の生産及び販売について、市場経済の条件が浸透している事實を確認できない場合には、政令第 2 条第 3 項に基づき、代替国価格として以下のいずれか<sup>245</sup>を使用することとした。
- (ア) 代替国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格  
(イ) 代替国から輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格  
(ウ) 代替国における同種の貨物の生産費に同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格

#### 2－1－6 輸出価格の算出の基本的考え方

- (186) 輸出価格は、本邦へ輸入される貨物に係る供給国における輸出のための販売価格とし、輸

---

237 協定 2.4.1

238 協定 5.8

239 政令第 2 条第 1 項第 1 号

240 政令第 2 条第 2 項

241 政令第 2 条第 1 項第 2 号

242 政令第 2 条第 1 項第 3 号

243 協定 2.2、法第 8 条第 1 項及び政令第 2 条第 2 項

244 協定 2.2.1

245 政令第 2 条第 1 項第 4 号

出者から提出された証拠により本邦への輸入の事実について検討する<sup>246</sup>こととした。

- (187) 輸出のための販売価格がない場合又は輸出者が輸入者と連合しているため、当該輸出のための販売価格を用いることが適當でないと認められる場合には、輸出のための販売価格は、輸出者及び輸入者と連合していない者に対して、本邦内において最初に販売される販売価格に基づき算出される価格とする<sup>247</sup>こととした。

## 2-1-7 端数処理の基本的考え方

- (188) 通貨の換算、不当廉売差額率の算出に際しては、証拠の数値をそのまま計算に用い、算出した数値について小数点第3位を四捨五入することとした。

## 2-2 市場経済条件の浸透事実

### 2-2-1 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方

- (189) 上記(185)の市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるもの<sup>248</sup>とした。

- (ア) 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（中国を原産地とする調査対象貨物の原産国の中中央政府、地方政府又は公的機関をいう。（エ）において同じ。）の重大な介入がない事実  
(イ) 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実  
(ウ) 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実  
(エ) 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実  
(オ) 会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

### 2-2-2 市場経済の条件が浸透している事実に関する検討

- (190) 市場経済の条件が浸透している事実に関する検討は、以下のとおり、「2-2-2-1 中中国政府による産業界に対する関与」について分析した上で、上記「2-2-1 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方」に記載の各事実について検討することとした。なお、「1-6-1-2 調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付等」に記載のとおり、市場経済当初質問状については、中国に所在する調査対象貨物の供給者として令和3年6月30日までに調査当局が知り得た者に対して送付とともに財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表したところ、中国の供給者3者<sup>249</sup>から回答があり、その他の者からは回答がなかった。また、上記「1-8-1-2 調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する追加質問状（令和4年4月）等の送付等」に記載のとおり、市場経済追加質問状（令和4年4月）については、中国に所在する調査対象貨物の供給者として令和4年5月12日までに調査当局が知り得た者（調査対象貨物（ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線を除く。）の生産者である場合に、上記(13)の期限まで、調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する証拠等の提出機会が与えられていた者を除く。）に対して

<sup>246</sup> 協定2.1及び法第8条第1項

<sup>247</sup> 協定2.3、協定2.4、法第8条第36項、政令第3条及びガイドライン7.(3)

<sup>248</sup> 中国WTO加盟議定書第15条(a)柱書き及び同(i)、政令第2条第3項、調査開始告示十(一)及びガイドライン7.(6)

<sup>249</sup> ベカルト青島、天津華源時代、天津華源線材

送付するとともに財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表したところ、回答はなかった。

## 2-2-2-1 中国政府による産業界に対する関与

- (191) 市場経済当初質問状調査項目 A-2-2において、中国の供給者に対し、政府の計画等のうち、調査対象貨物及び同種の貨物の製造、販売、輸出、輸入及び原材料の購入等の事業に関する部分の抜粋の提出を求めた。これに対し、市場経済当初質問状に回答した3者から、「中華人民共和国の国民経済及び社会発展に関する第13次5カ年計画綱要」(以下「第13次5カ年計画」という。)、「中華人民共和国の国民経済及び社会発展に関する第14次5カ年計画並びに2035年までの長期目標綱要」(以下「第14次5カ年計画」という。)、「中国製造2025」、「山東省の国民経済及び社会発展に関する第13次5カ年計画綱要」の関連部分の抜粋、「天津市工業経済発展第13次5カ年計画」の関連部分の抜粋、「天津市静海区工業経済発展第13次5カ年計画」の関連部分の抜粋及び「双塘鎮国民経済及び社会発展第13次5カ年計画」の関連部分の抜粋が提出された。これらについて、調査当局は以下のとおり、中央政府及び地方政府に分けて検討した。

### 2-2-2-1-1 中央政府による産業界に対する関与

- (192) 中国では、建国後の1953年以来、基本的に5年ごとに、5カ年計画が採択されている。5カ年計画は、開始前年の秋に、中国共産党中央委員会総会が「政府への提案」の形で基本方針を採択し、翌年3月に開催する全国人民代表大会で政府案が採択される。近年では、2016年から2020年まで適用の第13次5カ年計画、2021年から2025年まで適用の第14次5カ年計画が、それぞれ採択された。市場経済当初質問状に回答した3者全てから、これらの文書の提出があった<sup>250</sup>。特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実<sup>251</sup>に関する事項の調査対象期間は、生産者の会社設立の時から令和3年(2021年)3月31日までであり<sup>252</sup>、その間は、主に第13次5カ年計画の影響を受けたと考えられた。
- (193) 第13次5カ年計画の位置付けについては、その冒頭で、「その主な目的は、国家戦略の意図を説明し、経済と社会の発展における壮大な目標、主な任務及び重大な措置を明確にすることにある。本綱要是、市場を主体とする行為の指導方向であり、政府の履行する職責の重要な根拠であり、全国の各民族・人民の共通のビジョンである。」<sup>253</sup>と述べられている。
- (194) 第13次5カ年計画には、溶融亜鉛めっき鉄線産業及び同産業に原材料を供給する鉄鋼産業<sup>254</sup>に關係し得るものとして、次の記載があった。
- (ア) 国有企業を搖るぎなく強化・レベルアップ・拡大させ、自主イノベーション能力及び国際競争力を持つ一連の国有基幹企業を育成し、国有経済の活力、抑制力、影響力及び

<sup>250</sup> 市場経済当初質問状回答書(ベカルト青島)(添付資料A-2-2-②)、市場経済当初質問状回答書(天津華源時代)(添付資料A-2-2-①及びA-2-2-②)及び市場経済当初質問状回答書(天津華源線材)(添付資料A-2-2-①及びA-2-2-②)

<sup>251</sup> 政令第2条第3項

<sup>252</sup> 調査開始告示五(一)ただし書

<sup>253</sup> 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中華人民共和国の国民経済及び社会発展に関する第十三次5カ年計画綱要」(国立研究開発法人科学技術振興機構ホームページ:  
[https://spc.jst.go.jp/policy/national\\_policy/downloads/r\\_plan135.pdf](https://spc.jst.go.jp/policy/national_policy/downloads/r_plan135.pdf)) p.1

<sup>254</sup> 「溶融亜鉛めっき鉄線」は、第13次5カ年計画等に記載されている「鉄鋼」に明らかに含まれているとは言えないため、市場経済の条件が浸透している事実に関する検討に当たっては、「鉄鋼産業」と「溶融亜鉛めっき鉄線産業」を区別し、前者を、後者に対して主たる原材料の軟鋼線材を供給する産業と整理して分析を行った。

リスク抵抗能力を強化し、国家戦略的目標に更に奉仕する<sup>255</sup>。

- (イ) 政府による価格形成への干渉を減らし、競争的領域の商品及びサービス価格を全面的に自由化し、電力、石油、天然ガス、交通運輸、電信等の領域における競争的段階価格を自由化する。(中略) 水道料金の形成メカニズムを整理する。(中略) 価格決定手続を規範化し、コスト管理・審査を強化し、コストの公開を推進する<sup>256</sup>。
- (ウ) 権限リスト、責任リスト及びネガティブリストの管理モデルを構築かつ健全化し、政府と市場、社会の権限・責任の境界を画定する。行政審査制度改革を深化し、企業経営に対する政府の干渉を最大限に減らし、政府の審査認可範囲を最大限に縮小する<sup>257</sup>。
- (エ) 「中国製造 2025」を深く実施し、製造業の革新能力と基礎能力の向上を重点に、情報技術と製造技術の深い融合を推進し、製造業がハイエンド、スマート、グリーン、サービスの方向に発展するよう促し、製造業の競争における新たな優位性を育成する<sup>258</sup>。
- (オ) 製造工程、技術、エネルギー消費、環境保護、品質、安全等を制約条件とする推進メカニズムを構築し、業界規範及び参入管理を強化し、時代遅れの生産能力を断固として淘汰する<sup>259</sup>。
- (カ) 工業企業構造調整特別奨励補助資金を設立し、合併再編、債務の再編、破産・清算及び資産の活用により、鉄鋼、石炭等の業界における過剰生産能力の撤退を加速し、撤退企業を分類して秩序的に、かつ、積極的かつ適切に処理し、人員配置等の業務を適切に行う<sup>260</sup>。
- (キ) 電力、鉄鋼、建材、化学工業等の重点産業における炭素排出量を効果的に制御し、工業、エネルギー、建築、交通等の重点領域の低炭素発展を推進する<sup>261</sup>。
- (ク) 第 13 次 5 カ年計画の効果的実施を保障し、中国共産党の指導の下で各級政府の職責をより良く履行し、各種主体の活力及び創造力を最大限に喚起し、全党・全国・各民族・人民の小康社会の全面的建設に向けて強い相乗効果を形成する<sup>262</sup>。

- (195) 第 13 次 5 カ年計画には、「政府による価格形成への干渉を減ら」すことや、「企業経営に対する政府の干渉を最大限に減ら」こと等の記載が認められる。これは、従来から中国において政府による介入が広範に行われてきたことの証左であると考えられる。また、溶融亜鉛めっき鉄線産業に原材料を供給する鉄鋼産業については、「鉄鋼、石炭等の業界における過剰生産能力の撤退を加速」することや、「電力、鉄鋼、建材、化学工業等の重点産業における炭素排出量を効果的に制御」すること等の政策目標の記載が認められる。そして、「第 13 次 5 カ年計画の効果的実施を保障」するため、「中国共産党の指導の下で各級政府の職責をより良く履行し、各種主体の活力及び創造力を最大限に喚起し、全党・全国・各民族・人民の小康社会の全面的建設に向けて強い相乗効果を形成する」旨述べられており、中国共産党の指導の下、地方政府がそれぞれの職責に応じて計画を実行し、産業活動に深く介入する体制であることが認められた。

---

<sup>255</sup> 前掲「中華人民共和国の国民経済及び社会発展に関する第十三次五カ年計画綱要」p.21

<sup>256</sup> 同上 p.23

<sup>257</sup> 同上 p.24

<sup>258</sup> 同上 p.37

<sup>259</sup> 同上 p.38

<sup>260</sup> 同上 p.38

<sup>261</sup> 同上 p.91

<sup>262</sup> 同上 p.142

- (196) また、上記(194)(エ)に記載の「中国製造 2025」という行動計画が、第 13 次 5 カ年計画の採択に先立つ 2015 年 5 月に、中国政府（国務院）により公表されている。これは、「製造強国という戦略を進め、統一計画と将来に対する洞察力を強化」<sup>263</sup>するための第 1 次 10 カ年行動綱領であり、国務院は、各省・自治区・直轄市人民政府、国務院各部・委員会、各直轄機構に対しその内容を「真剣に実行・貫徹」<sup>264</sup>することを求めている。市場経済当初質問状に回答した 3 者のうちの 1 者からは、当該計画の提出があった<sup>265</sup>。当該計画において、中国政府は、同国を 2025 年までに世界の製造強国に仲間入りさせ、2035 年までに世界の製造強国の中等レベルに到達させ、中国建国 100 周年を迎える 2049 年までに同国を世界の製造強国の先頭グループ入りさせるという「戦略の方針と目標」<sup>266</sup>と、当該計画を実現するための具体的な施策に関する「戦略の任務と重点」<sup>267</sup>及び「支援と保障」<sup>268</sup>を示しており、当該計画は同国（中国）の製造業の発展に係る中国政府の具体的な関与の意思を表明するものと認められた。
- (197) 中国製造 2025 には、溶融亜鉛めっき鉄線産業及び同産業に原材料を提供する鉄鋼産業に対する中国政府の具体的な関与を裏付けるものとして、次の内容の記載があった。
- (ア) 鉄鋼・非鉄金属・化学・建材・軽工業・印刷染色などの伝統製造業のグリーン改造を全面的に推進し、余熱・余圧回収や水の循環利用、重金属汚染減量化、有毒有害原料の代替、スラグ資源化、脱硫・脱硝・除塵などのグリーン工程技術・設備の研究開発と普及に努め、クリーンで高効率な铸造・鍛造・プレス・溶接・表面処理・切削などの加工工程の応用を加速し、グリーン生産を実現する<sup>269</sup>。
- (イ) 重点産業やハイエンド製品、鍵となる要素の技術革新を支援し、企業の先進的で適正技術の採用を誘導し、製品構成を最適化し、デザイン・製造・工程・管理のレベルを全面的に引き上げ、鉄鋼産業、石油化学産業、建設機械産業、軽工業産業、紡績産業などのバリューチェーンのハイエンドへの発展を促進する<sup>270</sup>。
- (ウ) マクロ調整を強化・改善し、「一部を解消し、一部を移転し、一部を統合し、一部を淘汰する」という原則に照らして、産業別と類別の政策を取り、生産能力過剰という矛盾を適切に解決する。生産力の過剰が深刻な産業に対する動態監視分析を強化し、警報メカニズムを構築・改善し、生産力過剰産業からの企業の自主撤退を誘導する。市場メカニズムの役割を適切に發揮させ、法律・経済・技術と必要な行政手段を総合的に運用し、遅れた生産設備の淘汰を加速する<sup>271</sup>。
- (エ) 生産要素価格の市場化改革を加速し、市場を主体とした価格決定メカニズムを整備し、公共資源を合理的に配慮する<sup>272</sup>。
- (オ) 国有企業改革を深化させ、企業ガバナンス構造を改善し、混合所有制経済を秩序よく発展させ、各種の産業独占の打破を進め、非公有制経済に対する不合理な制限を取り消

263 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中国製造 2025」（国立研究開発法人科学技術振興機構ホームページ：<https://www.jst.go.jp/crds/pdf/2015/FU/CN20150725.pdf>） p.2

264 同上 p.2

265 市場経済当初質問状回答書（ベカルト青島）（添付資料 A-2-2-⑥）

266 前掲「中国製造 2025」 p.6

267 同上 p.7

268 同上 p.22

269 同上 p.14・15

270 同上 p.19

271 同上 p.19

272 同上 p.22

す<sup>273</sup>。

(カ) 金融分野の改革を深め、製造業の融資ルートを広げ、融資コストを引き下げる。政策金融・開発金融・商業金融の特長を積極的に発揮させ、次世代情報技術やハイエンド設備、新材料などの重点分野に対する支援を強化する。(中略) 製造業企業に対する国家開発銀行の融資増加を奨励し、製造業企業の特長に合った製品や業務の金融機関によるイノベーションを導く<sup>274</sup>。

(キ) 既存のチャネルを十分に利用し、製造業に対する財政資金の支援を強化する。インテリジェント製造や「4つの基礎」の発展、ハイエンド設備などの製造業の転換・アップグレードの鍵となる分野を重点とし、製造業の発展に良好な政策環境を整える。(中略) 製造業の転換・アップグレードに有利な税収政策を実施し、增值税改革を推進し、企業の研究開発費用の計算・審査方法を整備し、製造業企業の税収負担を軽減する<sup>275</sup>。

(ク) 国家製造強国建設指導グループを設立する。國務院の指導者が代表を務め、國務院関連部門・団体の責任者がメンバーとなる。指導グループの主な職責は、(中略) 部門・地方の事業展開を指導する一などが挙げられる。(中略) 各地区・各部門は、製造強国建設の重大な意義を十分に認識し、組織・指導を強化し、業務メカニズムを整備し、部門の連携と上下の連動を強化しなければならない。また各地区は、現地の実情を考慮し、具体的な実施計画を研究・制定し、政策・措置の細則を定め、各項の任務の遂行を確保しなければならない<sup>276</sup>。

(198) 上記(197)のとおり、中国製造 2025 には、「生産能力が過剰な産業に関して、「市場メカニズムの役割を適切に発揮させ、法律・経済・技術と必要な行政手段を総合的に運用し、遅れた生産設備の淘汰を加速する」旨記載されており、生産設備の淘汰が、市場メカニズムに加えて、行政手段を用いて実現することが目指されていることが認められた。また、「生産要素価格の市場化改革を加速し、市場を主体とした価格決定メカニズムを整備」する旨記載されており、これを 2025 年までに実現することが目指されているため、調査対象期間において、中国では生産要素価格の決定が必ずしも市場メカニズムによるものではなかったことが認められた。さらに、政策金融、財政支援、税制優遇等により、製造業を支援することが示されており、これらの施策が、國務院の指導の下、各地区・各部門が一体となって遂行されるものであることが認められた。

## 2-2-2-1-2 地方政府による産業界に対する関与

(199) 中国では、中国共産党が「政府への提案」の形で採択する基本方針を踏まえ、全国人民代表大会で策定される社会及び経済の両方に關わる 5 カ年計画の実現を図るため、産業分野あるいは地方ごとに詳細化した下部計画が、各担当部局において策定される。下部計画においては、対象分野についての現状の分析、方針と目標、重点分野の特定、具体的施策が盛り込まれ、5 カ年計画の具体化が図られるようになっている。

(200) 市場経済当初質問状に回答した 3 者のうちの 1 者<sup>277</sup>からは、同者が所在する山東省の人民政府が制定した「山東省の国民経済及び社会発展に関する第 13 次 5 カ年計画綱要」(対

<sup>273</sup> 同上 p.22

<sup>274</sup> 同上 p.23

<sup>275</sup> 同上 p.23

<sup>276</sup> 同上 p.25

<sup>277</sup> ベカルト青島

象期間 2016 年～2020 年) の提出があった。同計画には次の内容の記載があった<sup>278</sup>。

(ア) 国有企業の改革を深化する。経営と意思決定の標準化、資産価値の維持と向上、競争への公平な参加、企業効率の向上、企業の活力の向上、社会的責任の遂行を重点として、現代の企業制度の改善を加速する<sup>279</sup>。

(イ) 電力・石油・ガス体制の改革を深化する。資源性製品の価格形成メカニズムを改善し、都市インフラの価格形成、調整及び補償メカニズムの改善を加速し、住宅用水、電気及びガスの段階的価格制度を改善する<sup>280</sup>。

(ウ) 供給側の調整に更に重点を置き、過剰生産能力の削減、在庫削減、レバレッジ解消、コストの削減、欠点の補修などの主要なタスクを把握し、供給システムの品質と効率の向上を改善し、投資の有効性を高め、持続可能な開発の新しい原動力を強化する<sup>281</sup>。

(エ) 伝統産業を改造し向上させる。優勢産業の中堅企業の改善に力を入れ、構造の最適化、産業チェーンの改善、バリューチェーンの向上を主攻方向とし、化学工業、機械、鉄鋼、建材、家電、制紙、紡績などの業界の質向上、モデル転換、アップグレード、換骨奪胎を加速させる。(中略) 伝統的な製造業の技術レベルを高め、グリーン低炭素循環の産業生態系を確立する<sup>282</sup>。

(オ) 地域的な汚染物質の総合排出基準を実施し、汚染物質の排出を環境アセスメント審査の前提条件とし、鉄鋼、セメント、石油化学、化学工業、有色などの業界の高汚染プロジェクトを厳しく制限し、増産と汚染削減を確保する<sup>283</sup>。

(201) 「山東省の国民経済及び社会発展に関する第 13 次 5 カ年計画綱要」は、中央政府の基本方針を基に、山東省における 2016 年から 2020 年までの 5 年間の開発戦略等を示したものであり、上記(200)のとおり、同計画には、国有企業の改革、資源性製品の価格形成メカニズムの改善、過剰生産能力の削減、鉄鋼業の炭素排出量の制御等、第 13 次 5 カ年計画と整合した地方政府の具体的施策が掲げられている。同計画を提出した中国の生産者からは、同者の溶融亜鉛めっき鉄線事業は、同計画における推奨事業ではないが、同者は、同計画に記載の【業種】の関連企業に対して、調査対象貨物と同種の貨物を販売している旨説明があった<sup>284</sup>。

(202) 市場経済当初質問状に回答した 3 者のうちの残りの 2 者<sup>285</sup>からは、2 者が所在する天津市の人民政府が制定した「天津市工業経済発展第 13 次 5 カ年計画」並びに天津市静海区の人民政府が制定した「天津市静海区工業経済発展第 13 次 5 カ年計画」及び「双塘鎮国民経済及び社会発展第 13 次 5 カ年計画」が提出された。

(203) 「天津市工業経済発展第 13 次 5 カ年計画」には、次の内容の記載があった<sup>286</sup>。

(ア) 累計で製鉄生産能力 50 万トン、製鋼生産能力 40 万トン、コークス生産能力 86 万ト

<sup>278</sup> 市場経済現地調査提出資料（ベカルト青島）（通番 4）。なお、提出された日本語訳の一部に意味が不明瞭な箇所があったため、併せて提出のあった中国語原文を基に、調査当局において修正した。

<sup>279</sup> 同上 p.25

<sup>280</sup> 同上 p.26

<sup>281</sup> 同上 p.29

<sup>282</sup> 同上 p.43

<sup>283</sup> 同上 p.49・50

<sup>284</sup> 現地調査結果報告書（ベカルト青島）（第 2.2.(1)② [調査内容]）

<sup>285</sup> 天津華源時代、天津華源線材

<sup>286</sup> 市場経済現地調査提出資料（天津華源時代）（通番 20）

ン、セメント生産能力 250 万トン、印染生産能力 2000 万メートル、焼結生産能力 140 万トンを淘汰し、1 年前に国が下した「第 12 次 5 カ年計画」の立ち後れた生産能力を淘汰する任務を完成した<sup>287</sup>。

- (イ) 競争力の強い優位企業を育成する。優位企業レベルの向上計画を実施し、鉄鋼、石化、装備、軽工業、医薬などの重点業界と企業の再編・統合を加速させ、国際競争力のある大企業グループを着実に強化し、2020 年までに全市百億グループが 100 社に達し、千億グループが 10 社に達し、2・3 社の大企業が世界製造業 500 強に進出することを目指している<sup>288</sup>。
- (ウ) モデルに沿って革新し、サービスを転換する。クリーンな生産を行い、グリーンに転換する。総量を厳格に制御し、鉄鋼の生産能力を圧縮する。(中略) 高品質、ハイエンド路線を堅持し、良質鋼管、高級金属製品、高品質板材と高強棒線材の四大高品質分野を重点的に発展させ、高品質鋼材、ハイエンド製品の割合を高め、良質鋼管、高級金属製品は国際先進レベルに到達させ、高品質板材、高強棒線材、アルミニウム高度加工製品などは国内のトップレベルに到達させ、製品競争力を向上させる<sup>289</sup>。
- (エ) 投資の重要な役割を十分に發揮し、先進製造業産業集団の拡大をめぐって、いくつかの重点プロジェクトの実施を加速させ、第 1 陣は重点プロジェクト 251 項目を手配し、総投資は 7044 億元で、プロジェクトがすべて完成した後、販売収入は 1 兆元増加する見通し<sup>290</sup>。
- (オ) 法に基づく行政を全面的に推し進め、政府職能の転換を加速させ、行政簡素化と権限委譲を推進し、行政審査・認可事項を最大限に取り消し、下放し、企業の生産経営と投資活動への介入を減らす<sup>291</sup>。
- (カ) 統一計画とトップレベルの設計を強化し、目標責任を明確にし、組織の協調と検査指導を強化し、各政策措置の実行を保証する。経済運行モニタリングと市場警報をしっかりと行い、計画実施過程における全局的な重大な問題をタイムリーに研究・解決する。モニタリング評価システムを確立し、重点企業の運行モニタリングを強化し、モニタリングネットワークプラットフォームと工業経済運行連席会議メカニズムを完備させ、業界情報統計と情報発表を強化し、計画実施動態評価システムを健全にする。国家マクロコントロール政策と市場変化に密接に注目し、計画実施案と実施手段を適時に調整・最適化し、計画目標の順調な実現を促進する。計画・実行状況の監督・検査を強化し、審査・評価を強化し、責任を実行し、実効を確保する<sup>292</sup>。

- (204) 「天津市工業経済発展第 13 次 5 カ年計画」は、中央政府の基本方針を基に、天津市における 2016 年から 2020 年までの 5 年間の開発戦略等を示したものであり、天津華源線材も、同計画は、中央政府が採択した第 13 次 5 カ年計画に関連する天津市人民政府の計画である旨を回答している<sup>293</sup>。上記(203)のとおり、同計画では溶融亜鉛めっき鉄線産業に原材料を供給する鉄鋼産業が対象の一部とされ、これらの産業の今後の方向性が示されるとともに、同計画の実現及びこれを確保するための具体的な仕組みについて言及されていた。また、

<sup>287</sup> 同上 p.59・60

<sup>288</sup> 同上 p.67

<sup>289</sup> 同上 p.92。なお、提出された資料の一部に誤訳があったため、同上 p.126・127 の中国語原文を基に、調査当局において補足、修正した。

<sup>290</sup> 同上 p.97

<sup>291</sup> 同上 p.100

<sup>292</sup> 同上 p.101

<sup>293</sup> 現地調査結果報告書（天津華源線材）(8.(2) [調査内容])

「企業の生産経営と投資活動への介入を減らす」との記載は、従来から中国において政府による介入が広範に行われてきたことの証左であると考えられた。

(205) 「天津市静海区国民経済及び社会発展第13次5カ年計画綱要」には、次の内容の記載があった<sup>294</sup>。

(ア) 優良鋼材及び金属製品基地を建設する。優良钢管及びパイプ製造、優良及び精製板材の製造、ハイエンド金属製品の製造等を発展の重点とし、最良製品を増やし、優勝劣敗、統合と高度化を図り、技術革新及び研究開発や転換を加速し、独自ブランドを育成し、単体規模を拡大し、製品の科学技術量を高め、産業チェーンを延長し、市場シェアと競争力を高める<sup>295</sup>。

(イ) 市場の資源配置における決定的役割を發揮し、政府の科学政策決定及び調整管理能力を増強し、計画実施の保障体制を確立し健全化し、求心力、集団協力による発展の気風を形成し、期限通りの計画目標任務実現を図る<sup>296</sup>。

(ウ) 法による地域治政を推進する。(中略) 計画の権威性を保持する。計画綱要の法的地位を明確にし、計画先行、計画による建設を堅持し、計画の権威性、厳肅性及び連續性を保持し、青写真の段階から最後まで長期にわたって努力し、発展の長期性と安定性を確保する<sup>297</sup>。

(206) 「天津市静海区国民経済及び社会発展第13次5カ年計画綱要」には、上記(203)(ウ)の「高級金属製品」及び以下(207)(ア)の「双塘高級金属製品産業園」に繋がる「金属製品」に係る記載があり、金属製品基地を建設し、各種の金属製品の製造等を発展の重点とし、技術革新等により、市場シェアと競争力を高めるといった産業構造の具体的な方向性が示されていた。また、計画の権威性を保持し、計画を最後まで長期にわたって努力し、期限通りの計画目標任務実現を図るとされていることからも、計画の重要性に対する認識とその実現性が強く求められていることが認められた。

(207) 「天津市静海区工業経済発展第13次5カ年計画」には、次の内容の記載があった<sup>298</sup>。

(ア) 6、双塘高級金属製品産業園

発展の位置づけ：全国で有名な「高級金属製品産業基地」。

主導産業：高級金属製品産業を重点的に発展させ、主な業種は金属製品加工、自転車部品と金属表面処理である。天津華源時代、信隆実業、海鋼板材、海格瑞などのトップ企業に委任し、製品構造のハイエンド化に着目し、建築用、生活用、工業用、軍事用、航空宇宙用の新型複合金属材料と金属材料高度加工製品を大いに発展させる。

主な製品は高品質めっき層金属ワイヤーロープ、予応力鋼絞り線を含み、中高級自転車部品及び各種金具、建築、交通、港、電力分野の亜鉛めっき加工など。

発展目標：工業固定資産投資は累計40億元を達成し、2020年までに工業総生産額90億

<sup>294</sup> 調査当局が収集及び分析した関係証拠「天津市静海区国民経済及び社会発展第13次5カ年計画綱要」（天津市静海区人民政府ホームページ）：

[http://www.tjjh.gov.cn/jhqzf/zwgk\\_28985/zfxxgk\\_qjjg1/fgw1/fdzdgknr4/ghxx4/202012/t20201214\\_4972863.html](http://www.tjjh.gov.cn/jhqzf/zwgk_28985/zfxxgk_qjjg1/fgw1/fdzdgknr4/ghxx4/202012/t20201214_4972863.html)

<sup>295</sup> 同上 p.4

<sup>296</sup> 同上 p.7

<sup>297</sup> 同上 p.7・8

<sup>298</sup> 市場経済現地調査提出資料（天津華源時代）（通番20）。なお、提出資料の一部に誤訳及び脱字があったため、天津市静海区人民政府ホームページ

[（http://www.tjjh.gov.cn/jhqzf/zwgk\\_28985/zfxxgk\\_qjjg1/fgw1/fdzdgknr4/ghxx4/202012/t20201214\\_4973105.html）](http://www.tjjh.gov.cn/jhqzf/zwgk_28985/zfxxgk_qjjg1/fgw1/fdzdgknr4/ghxx4/202012/t20201214_4973105.html)に掲載されている同計画を基に、調査当局において補足、修正した。

元を実現し、年平均 15%増加し、工業税収 3 億元、就業者 1 万人とする。

重点項目：園区の産業発展の方向性に基づき、第 1 弹としてストルト、堯舜実業などの 12 の重点プロジェクトを手配し、総投資額は 38.8 億元とする<sup>299</sup>。

(イ) 高級金属製品（表面コーティング処理を含む）。天津冶金グループ、華源工業などの企業に重点的に委任し、原子力発電用鋼絞り線、液化天然ガス事業用耐低温スチールワイヤ、特殊専用ワイヤーロープ、自動車用合金スプリングワイヤー、亜鉛・10%アルミニウムメッキワイヤー、超低水素 TME 711 SF シームレスフラックス入りワイヤー、高速鉄道車両専用耐候溶接ワイヤーなどのハイエンド製品を発展させる。金属表面コーティング処理は主に電気めっき及び溶融めっきの 2 種類の製品を発展させる<sup>300</sup>。

(ウ) 高品質、ハイエンド路線を堅持し、産業調整と最適化とグレードアップを推進する。市場の需要を重視し、高品質化、ハイエンド化の発展路線を歩み、省エネと排出削減を行う。グリーン開発を目標とし、ローエンドの生産能力過剰問題に対して、国家鉄鋼業界の政策の方向性と基準に基づき、立ち後れた生産能力の淘汰を加速させ、製品を効果的に向上させる<sup>301</sup>。

(208) 「天津市静海区工業經濟發展第 13 次 5 年計画」は、中央政府の基本方針及び天津市政府の方針を基に、天津市静海区における 2016 年から 2020 年までの 5 年間の開発戦略等を示したものであり、天津華源線材も、同計画は、中央政府が採択した第 13 次 5 年計画に関連する天津市静海区人民政府の計画である旨を回答している<sup>302</sup>。また、天津華源時代及び天津華源線材は、以下(300)のとおり、1 事業体として取り扱われる事が相当である関係性を有しており、両者はいずれも「天津華源工業」というグループに属している。上記(207)(イ)のとおり、「華源工業」は、同計画において重点企業の一つとして挙げられており、上記(207)(ア)のとおり、天津華源時代は、同計画において双塘高級金属製品産業園に所在するトップ企業の一つとして挙げられている。以上のことから、天津華源時代と天津華源線材が同計画の対象の一部とされている事が認められた。さらに、上記(207)(ウ)のとおり、地方政府において、国家鉄鋼業界の政策の方向性と基準に基づき、鉄鋼業界について、生産能力の淘汰と製品の品質の向上を目指している事が認められた。

(209) 天津華源時代は、天津市静海区双塘鎮に所在している。天津市静海区の人民政府が双塘鎮を対象として制定した「双塘鎮国民經濟及び社会發展第 13 次 5 年計画」には、次の内容の記載があった<sup>303</sup>。

(ア) 「双塘高級金属製品産業園」建設を経済仕事の最優先位置に置き、力を入れ、強力に推進することを堅持する。(中略) 2 つ目は企業のモデルチェンジ・グレードアップのスピードを上げることである。技術改造、管理向上などの手段で変革アップグレード企業 25 社を完成させる。科学技術型中小企業は急速に発展して、総数が 71 社に達して、町全体の企業の 30%を占めて、業界は設備製造、金属ワイヤーロープなどの多くの業界に関係して、企業の科学技術化レベルが次第に向上して、経済発展方式が更に転換した<sup>304</sup>。

(イ) 鄧小平理論と「三つの代表」の重要な思想を指導として、市委員会第 10 期第 7 回全

299 同上 p.14

300 同上 p.22

301 同上 p.22

302 現地調査結果報告書（天津華源線材）(8.(2) [調査内容])

303 市場經濟現地調査提出資料（天津華源時代）(通番 57)。なお、提出された資料の一部に誤訳があつたため、併せて提出のあつた中国語原文を基に、調査当局において修正した。

304 同上 p.1

体会議、区委員会第1回第2回全体会議の精神を真剣に貫徹し、安定の中で前進を求める活動の総基調を堅持し、社会主义新農村建設をメインラインとし、三次産業構造の調整・最適化を加速・推進し、全国的に有名な「高級金属製品産業基地」の建設、「現代施設農業生態園模範区」と「養老サービス住みやすい区」の建設を目標とする<sup>305</sup>。

(ウ) 双塘高級金属製品産業園の建設を引き続き強力に推進し、科学計画をしっかりと推進し、インフラ建設を強化し、「第13次五カ年計画」の末、団地に入居する企業120社を実現し、町全体の工業増加値は27.8元に達する。

1、団地の企業改造のアップグレードを加速する。「第13次五カ年計画」は、40社の企業の産業グレードアップを目指し、15社の立ち遅れた生産能力企業を淘汰する。団地企業のクリーン生産を推進し、「第13次五カ年計画」の最後に24社の企業のクリーン生産の実現を目指す。低消費電力、低汚染、高効率の新技术を提唱し、企業の科学技術含有量を高め、「第13次五カ年計画」末に科学技術型中小企業70社、小巨人企業10社を実現する。わが町の160社の企業はすべてモデルチェンジ・アップグレードを実現し、双塘高級金属製品産業園はキャリアアップを完成する。

(2、及び3、省略)

4、(中略)。③金物の生産・加工・招商・選定業者をめぐる枠の縛りを打ち破り、環境汚染の新しいプロジェクトについては断固として触れず、よいプロジェクトを導入し、しっかりと支え、よく発展させる。(後略)<sup>306</sup>

(210) 「双塘鎮国民経済及び社会発展第13次5カ年計画」には、上記(209)(イ)では、鄧小平理論や市委員会等の中国共産党の精神に基づいて、「高級金属製品産業基地」の建設を目標とする中で、天津華源時代が所在する「双塘高級金属製品産業園」の建設を最優先事項として強力に推進する旨が記載されている。同(ウ)では、「「第13次五カ年計画」は、40社の企業の産業グレードアップを目指し、15社の立ち遅れた生産能力企業を淘汰する。」との記載があり、地方政府において、市場経済原理ではなく、同計画に基づいて、生産能力の劣った企業を淘汰することを目指していることが認められた。

### 2-2-2-1-3 中国政府による産業界に対する関与についての結論

(211) 上記(192)から(210)までを総合的に判断すると、中国政府は、中長期の計画等の形で、中国の溶融亜鉛めっき鉄線産業及び同産業に原材料を提供する鉄鋼産業を対象とした産業政策の基本方針を示すだけでなく、地方政府を中心に、これらの計画等を実現するための具体的な施策を策定しており、中央政府から地方政府に至るまで、これらの産業に積極的に関与してきたことが認められた。以下、これらを踏まえた上で、上記「2-2-1 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方」に記載の各事実について検討する。

### 2-2-2-2 特定貨物の生産等に対する政府の介入

(212) 特定貨物の生産等に関連する法令及び政策を通じた政府の介入に関して、以下のとおり分析した。

### 2-2-2-2-1 生産等の決定に影響を及ぼす法令等

(213) 市場経済当初質問状調査項目A-1において、中国の生産者に対し、調査対象貨物及び同種の貨物の製造、販売、輸出、輸入並びに原材料の購入等の事業の開始に当たり適用された、あるいは適用される可能性のある政府の法律等について説明することを求めた。これに対

<sup>305</sup> 同上 p.3

<sup>306</sup> 同上 p.4・5

し、市場経済当初質問状に回答した3者のうち、会社の所有形態が「有限責任公司」であると回答した2者からは、「中華人民共和国会社法」の条文の提出があり<sup>307</sup>、また、会社の所有形態が「外資企業（独資企業）」であると回答した1者からは、同法及び「中華人民共和国外商投資法」の条文の提出があった<sup>308</sup>。

- (214) 「中華人民共和国会社法」は、有限公司等の会社の設立、組織、運営等について定めている。市場経済当初質問状に回答した3者はいずれも「有限公司」であり、「中華人民共和国会社法」の適用を受けていると認められた<sup>309</sup>。この点に関し、当該3者のうち2者からは、同法の適用を受ける旨の回答があった<sup>310</sup>。残りの1者からは、2020年1月1日以降、同法の適用を受けている旨の回答があった<sup>311</sup>。
- (215) 市場経済当初質問状調査項目A-19において、中国の生産者に対し、製品を国内で製造、販売又は輸出する際に、必要となるすべての政府の許認可等の手続について説明することを求めたところ、当該3者のうち2者<sup>312</sup>からは「関係の政府許可を必要としていない」旨、残りの1者<sup>313</sup>からは営業許可の申請手続がある旨回答があった。営業許可については、当該3者のうち1者<sup>314</sup>から、会社の設立登記が承認された場合、会社登録機関から営業許可証が発行される旨の回答があり<sup>315</sup>、同者の説明が「中華人民共和国会社法」の規定<sup>316</sup>と整合していることを確認した。
- (216) 一方、「中華人民共和国外商投資法」は、外資による中国への投資に関する基本法であり、2019年3月15日に成立し、2020年1月1日から施行されている。同法の施行により、従来外資による法人形式の投資を規律してきた「外資独資企業法」、「中外合弁企業法」及び「中外合作經營企業法」の三法が廃止され、各類型の外商投資企業の組織構成等には、内資企業と同様に「中華人民共和国会社法」が適用されることとなった<sup>317</sup>。市場経済当初質問状に回答した3者のうちの1者<sup>318</sup>は、外資独資企業として設立されており<sup>319</sup>、上記(214)のとおり、2020年1月1日以降は、「中華人民共和国会社法」に加え、「中華人民共和国外商投資法」の適用を受けていると認められた。
- (217) 市場経済当初質問状調査項目A-30-2において、外国資本を含めた中国の生産者への資本参加に関する政府による規制について説明を求めたところ、市場経済当初質問状に回答した3者のうちの1者<sup>320</sup>は、「ネガティブリスト」に掲載されている業種・事業については外国資本の流入を一切認めていないか、あるいは資本参加率が一定程度制限されている、「当社の営む鋼線製造業は「ネガティブリスト」に掲載されていないため、当社の外国投資家兼唯一の株主であるBekaert Wire Products Hong Kong Limitedは、鋼線製造業への投

307 市場経済当初質問状回答書（天津華源時代、天津華源線材）（いずれも調査項目A-27及び添付資料A-2-1）

308 市場経済当初質問状回答書（ベカルト青島）（調査項目A-27-1及び添付資料A-2-1）

309 中華人民共和国会社法第8条

310 市場経済追加質問状（令和3年11月）回答書（天津華源時代）（調査項目K-1）及び現地調査結果報告書（天津華源線材）（1.(1) [調査内容]）

311 現地調査結果報告書（ベカルト青島）（第2.1. [調査内容]）

312 天津華源時代、天津華源線材

313 ベカルト青島

314 天津華源時代

315 市場経済当初質問状不備改め版回答書（天津華源時代、令和3年8月24日）（「別記1」整理番号11）

316 中華人民共和国会社法第6条及び第7条

317 調査当局が収集及び分析した関係証拠「外商投資法について」（在中国日本国大使館ホームページ：  
[https://www.cn.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/20191029.html](https://www.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/20191029.html)）

318 ベカルト青島

319 市場経済当初質問状回答書（ベカルト青島）（添付資料A-12）p.3

320 ベカルト青島

資を許可されている」旨回答した<sup>321</sup>。同者から提出された資料<sup>322</sup>により、溶融亜鉛めっき鉄線の製造業が「外国投資参入特別行政措置（ネガティブリスト）（2020年版）」に含まれていないこと、同者の説明が「中華人民共和国外商投資法」の規定<sup>323</sup>と整合していることを確認した。

- (218) 市場経済当初質問状調査項目 A-8において、製品の価格、製造原価及び原材料の決定に影響を及ぼす（又は、過去に及ぼした）法律等について説明を求めたところ、市場経済当初質問状に回答した3者うちの1者<sup>324</sup>からは、「付加価値税率及び付加価値税還付率に対する規制は、会社の売上原価及び製品の収益性に影響を与える。」とした上で<sup>325</sup>、「財務省と国家税務管理局は、2020年3月20日から13%のVAT還付を受けるために、1000以上の製品に対する新しいVAT還付率に関するレギュレーションを正式に発表しました。輸出販売コストの3%の減少がFOB販売価格に影響します。」、「財務省税務行政局は、2021年5月1日付で、146点の鉄鋼製品について、合計13%の輸出還付率を取り消すための新たなVAT還付率に関するレギュレーションを正式に発表しました。これにより、輸出売上原価の増加がFOB出来高に影響します。」との回答があつた<sup>326</sup>。
- (219) 増税は、中国国内で貨物の販売若しくは加工、修理修復の役務の提供、サービス、無形資産、不動産の販売又は貨物の輸入をする者に課される付加価値税である<sup>327</sup>。輸出入経営権を有する生産企業が自社生産した製品を輸出する場合、輸出売上については増税が免除され、その輸出製品を生産するために仕入れた原材料部品にかかった増税額が控除されるほか、控除しきれない場合は、一定の還付率によって、仕入れにかかった増税額が還付される<sup>328</sup>。
- (220) 市場経済当初質問状に回答した1者から提出された資料<sup>329</sup>により、調査対象貨物に係る増税の還付率が、「表36 中国における溶融亜鉛めっき鉄線に係る増税の還付率の推移」とおり変化したことを確認した。2018年以降の増税の税率の引下げ及び還付率の引上げは、上記(197)(キ)に記載した中国製造2025の「増税改革を推進し、（中略）製造業企業の税収負担を軽減する」という方針に沿ったものであり、中国政府が、調査対象期間において、調査対象貨物に課される増税の税率引下げ及び還付率引上げを行い、調査対象貨物の生産者の売上原価を減少させることで、調査対象貨物の輸出販売価格に影響を与えていたことが認められた<sup>330</sup>。

**表36 中国における溶融亜鉛めっき鉄線に係る増税の還付率の推移**

対象期間	増税 税率(A)	増税 還付率(B)	(A)-(B)
2018年5月1日～2018年10月31日	16%	9%	7%
2018年11月1日～2019年3月31日		10%	6%

321 市場経済当初質問状不備改め版回答書（ベカルト青島、令和3年8月24日）（別記1）整理番号18）

322 市場経済当初質問状不備改め版回答書（ベカルト青島、令和3年8月24日）（添付資料A-30）

323 中華人民共和国外商投資法第4条

324 ベカルト青島

325 市場経済当初質問状回答書（ベカルト青島）（調査項目A-8-1）

326 市場経済当初質問状不備改め版回答書（ベカルト青島、令和3年9月24日）（別記1）整理番号2）

327 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中国税制 その他税制」（独立行政法人日本貿易振興機構ウェブサイト：[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/jfile/country/en/invest\\_04/pdfs/cn9C010\\_sonotazeisei.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/en/invest_04/pdfs/cn9C010_sonotazeisei.pdf)）

328 調査当局が収集及び分析した関係証拠「輸出増税の免税・還付方法：中国からの輸出」（独立行政法人日本貿易振興機構ウェブサイト：<https://www.jetro.go.jp/world/qa/A-010754.html>）

329 供給者当初質問状回答書（ベカルト青島）（添付資料B-3-13-2(1)～(4)及び(6)) 及び市場経済当初質問状不備改め版回答書（ベカルト青島、令和3年9月24日）（調査項目A-8-2及び添付資料A-8-1①）

330 産業上の使用者当初質問状回答書（藤田鉄網商工）（調査項目A-4）

2019年4月1日～2020年3月19日	13%		3%
2020年3月20日～2021年4月30日		13%	0%

- (221) 市場経済当初質問状調査項目 A-25において、輸出により得た外貨の扱い（外貨口座の開設や海外送金等）にかかる制約の有無について説明することを求めたところ、市場経済当初質問状に回答した3者から、溶融亜鉛めっき鉄線の輸出業者に対する海外からの送金については、制約を受けていない旨の回答があった<sup>331</sup>。当該3者のうち1者からは、輸出で得た外貨の代金回収の際、中国の外貨管理局に提出が必要な文書はないが、外貨管理局の「国家外貨管理局デジタル外国管理プラットフォーム（ASOne）」を通じて受領した外貨に関する情報を登録する旨の回答があった<sup>332</sup>。

## 2-2-2-2-2 中国における国内生産者の状況

- (222) 中華人民共和国憲法は、「中国の各民族人民は、引き続き中国共産党の指導の下、（中略）社会主義市場経済を発展させ、（中略）我が国を富強、民主的、かつ、文明的な社会主义国家として建設する」<sup>333</sup>と、社会主义的市場経済の発展を目指す中の「党の指導性」を規定している。また、中国共産党規約においても「生産力の発展を阻む経済体制を根本的に改革し、社会主義市場経済体制を堅持するとともに整備しなければならない」、「中国共産党は人民を指導して社会主義市場経済を発展させる」<sup>334</sup>と規定されており、同規約第30条において、「企業、農村、政府機関、学校、科学研究機関、居住区コミュニティ、社会組織、人民解放軍の中隊及びその他の末端組織において、正式党员を三名以上有する場合には、いずれも党の末端組織を設けるものとする」<sup>335</sup>とし、党の末端組織の基本的任務として「党の路線、方針、政策を宣伝並びに実行」<sup>336</sup>することを挙げ、「党の下級組織は、上級組織の決定を断固実行しなければならない」<sup>337</sup>と規定している。さらに同規約第33条は、「国有企業及び集団所有制企業における党の末端組織は、企業の生産・経営を軸に活動を進める。当該企業における党と国家の方針、政策の貫徹と執行を保証し、監督する。（中略）企業の重要な問題の意思決定に参画することを規定している。中華人民共和国会社法第19条（共産党的活動）においても、「中国共産党規約の規定に基づき、会社内に中国共産党的組織を設立し、党の活動を行うものとする。会社は党組織の活動のために必要な条件を提供しなければならない」と規定している。
- (223) このように、中国においては、中華人民共和国憲法及び中国共産党規約において、中国共産党が、党と国家の方針、政策の実行を図るべく、企業内に下級組織を設け、下級組織を通じて企業の意思決定に深く関与することが規定されていることが認められた。
- (224) また、中国共産党党员権利保障条例<sup>338</sup>の前文において、「最近、中国共産党中央委員会は改正された「中国共産党党员権利保障条例」（以下「条例」と略称する）を公布し、各地区的各部門に真剣に実行に従うよう通知を出した。」、「通知によると、2004年9月に中国共産党中央委員会が公布した条例は、党员チームの建設を強化する重要な基礎的法規として、

<sup>331</sup> 市場経済当初質問状回答書（調査項目 A-25-1）（ベカルト青島、天津華源時代、天津華源線材）

<sup>332</sup> 市場経済当初質問状回答書（ベカルト青島）（調査項目 A-25-5）及び市場経済当初質問状不備改め版回答書（ベカルト青島、令和3年8月24日）（添付資料 A-25-5）

<sup>333</sup> 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中華人民共和国憲法」（中国政府ホームページ：  
[http://www.gov.cn/gongbao/content/2004/content\\_62714.htm](http://www.gov.cn/gongbao/content/2004/content_62714.htm)）序言

<sup>334</sup> 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中国共産党規約」（人民網ホームページ：  
<http://politics.people.com.cn/n1/2017/1028/c1001-29614278.html>）総則

<sup>335</sup> 同上第30条

<sup>336</sup> 同上第32条（一）

<sup>337</sup> 同上第16条

<sup>338</sup> 市場経済現地調査提出資料（天津華源時代）（通番59）

党員権利を保障する上で重要な役割を果たした。」、「通知によると、広範な党員は義務と権利の弁証法的統一関係を正しく認識し、処理しなければならず、権利行使するには義務を履行し、責任を負い、規律を守ることを前提としなければならない。」と規定している。同条例第16条においては、「党員には党内に異なる意見を提出する権利があり、党の決議と政策に対して異なる意見がある場合、断固として実行することを前提に、党組織に保留を宣言する権利があり、かつ自分の意見を党の上級組織に中央まで反映させることができる。

(中略)。党員は中央の決定と一致しない意見を公表してはならない。」と規定している。また、同条例第46条においては「党員が権利を正しく行使せず、党、国家及び人民の利益を損ない、以下の行為のいずれかに該当する場合、規律に従って責任を追及しなければならない。(一) 党の理論路線・方針・政策と党中央の重要な政策決定・配置に反する観点と意見を公表する。(二) 組織の原則と手続きに従わず、批判、摘発、検挙、告訴及び処理、罷免、更迭の要求をしたり、勝手に拡散、伝播したりする。(後略)」と規定している。

(225) 中国共産党党員権利保障条例は、中国共産党員の団結を強化する重要な基礎的法規として位置付けられ、中国共産党員が党の決議と政策を断固として実行することが前提とされ、党的理論路線・方針・政策と党中央の重要な政策決定等に反する意見を公表した場合等には、中国共産党員がその責任を必ず追及される旨規定されていることが認められた。

(226) 上記(222)から(225)までを踏まえた上で、市場経済当初質問状に回答した3者について、以下のとおり、会社の所有関係、会社の意思決定の方法及び会社の中国共産党との関係を検討した。

(227) ベカルト青島については、以下の点を確認した。

(ア) Bekaert Wire Products Hong Kong Co Ltd.が、ベカルト青島の株式を100%保有し、【会社の所有関係】しており、【企業名】が間接的にベカルト青島の株式を【数値】保有している<sup>339</sup>。

(イ) ベカルト青島の定款によると、【株主の役割】とされている<sup>340</sup>。また、取締役会(董事会)は、【取締役会の役割】<sup>341</sup>。

(ウ) 取締役会は、【数値】名の取締役(董事)により構成され、取締役は、【任命権者】により任命されている<sup>342</sup>。【数値】名の取締役のうち【数値】名は、Bekaert Wire Products Hong Kong Co Ltd.と、国有企业である【企業名】が共同で出資して設立した【企業名】の取締役を兼務しているが<sup>343</sup>、ベカルト青島がその共同出資先企業との間で、調査対象貨物及び同種の貨物の販売も購入もしていないことを確認した<sup>344</sup>。取締役と中国共産党との関係については、【中国共産党との関係】との回答があった<sup>345</sup>。

(エ) ベカルト青島には、調査対象期間に、中国共産党員【数値】名以上から構成される中国共産党支部が存在していた<sup>346</sup>。ベカルト青島の中国共産党員の中に、直接経営に関与している者がいることは確認されなかったが<sup>347</sup>、【年月】に開催された同支部の党員大会の記録から、同支部が、ベカルト青島において、【活動目標】するための活動を実施して

<sup>339</sup> 供給者追加質問状(令和3年11月)回答書(ベカルト青島)(調査項目A-2、添付資料A-4-1(2))

<sup>340</sup> 市場経済当初質問状回答書(ベカルト青島)(添付資料A-29) p.7

<sup>341</sup> 同上 p.8

<sup>342</sup> 市場経済当初質問状不備改め版回答書(ベカルト青島、令和3年8月24日)(添付資料A-33-3①及び②)

<sup>343</sup> 市場経済追加質問状(令和3年11月)回答書(ベカルト青島)(調査項目H-3)

<sup>344</sup> 現地調査結果報告書(ベカルト青島)(第2.2.(4)【調査内容】)

<sup>345</sup> 市場経済当初質問状回答書(ベカルト青島)(様式A-31)

<sup>346</sup> 市場経済当初質問状不備改め版回答書(ベカルト青島、令和3年8月24日)(「別記1」整理番号21)

<sup>347</sup> 現地調査結果報告書(ベカルト青島)(第2.2.(3)【調査内容】)

いたと認められた<sup>348</sup>。

(オ) 以上から、ベカルト青島における生産等に関する決定への中国政府による直接的・個別的な介入はなかったことが確認された一方で、ベカルト青島に設立された中国共産党支部が、党と国家の方針を実現すべく、ベカルト青島内で活動を行っていたことが確認された。

(228) 天津華源時代については、以下の点を確認した。

(ア) 天津華源時代の会社の所有関係については、同者の株式を、同者の法定代表人及び執行締役（執行董事）を務めている【個人名】が 96.92%、同者の総經理及び監事を務めている【個人名】が 1.54%を保有し、残りの 1.54%については、2008 年から 2016 年 10 月 30 日までの間は、天津華源線材において経理部部長を務めている【個人名】が、2016 年 11 月 1 日以降は、同人から譲渡を受けた天津華源時代の従業員ではない【個人名】が保有していたことを確認した<sup>349</sup>。

(イ) 天津華源時代の定款<sup>350</sup>によると、全ての株主で構成する株主総会（株主会）を設置し、株主総会が取締役（董事）を選出し、取締役会（董事会）において執行取締役 1 名（任期 3 年）を選出するとされている<sup>351</sup>。執行取締役が総經理 1 名を任命するとともに、その解任権を有し、総經理は執行取締役に対して責任を負うとされている<sup>352</sup>。また、監事 1 名（任期 3 年）を設置し、監事会は設置しないとされている<sup>353</sup>。

(ウ) 会社の意思決定の方法については、「株主に会社の最終決定権があり、株主の決定を執行取締役が実施し、総經理は会社の日常経営管理業務を主宰し、年度経営計画と投資案を計画し、実施する。」旨の回答があった<sup>354</sup>。

(エ) 会社と中国共産党との関係については、総經理の【個人名】は中国共産党の党員であるが、同党の役職には就いていないとの回答があった<sup>355</sup>。

また、天津華源時代には、「社内における中国共産党の組織<sup>356</sup>があり、当該組織の正式名称は、「華源時代(連合)党支部」であり、同支部の上位組織の正式名称は、「中国共産党天津市静海区団泊鎮委員会」である。同支部の書記は、同支部の設立当初から総經理の【個人名】である」旨の回答があった<sup>357</sup>。

同支部の過去の活動実績としては、業務後の余暇に行う文化・レジャー活動の他、中華人民共和国成立 70 周年を祝うイベントの開催や「中国共産党党员権利保障条例」の勉強会等である旨の回答があった<sup>358</sup>。

天津華源時代と同支部の関係については、同支部は、天津華源時代の従業員のうち、

348 市場経済当初質問状不備改め版回答書（ベカルト青島、令和 3 年 8 月 24 日）（添付資料 A-36①）

349 市場経済当初質問状回答書（天津華源時代）（添付資料 A-28）及び現地調査結果報告書（天津華源時代）（7. 総論（NME）(2) [調査内容]）

350 市場経済当初質問状回答書（天津華源時代）（添付資料 A-29）

351 同上 p.3（第 13 条）

352 同上 p.3（第 16 条）

353 同上 p.3（第 17 条）

354 現地調査結果報告書（天津華源時代）（1.(2) [調査内容]）

355 市場経済当初質問状回答書（天津華源時代）（様式 A-32）及び現地調査結果報告書（天津華源時代）（7.NME 質問状（調査項目 A 及び追加質問項目 H）関連(2)① [調査内容]）

356 中華人民共和国会社法第 19 条

357 現地調査結果報告書（天津華源時代）（7.NME 質問状（調査項目 A 及び追加質問項目 H）関連(2)① [調査内容]）

358 市場経済当初質問状不備改め版回答書（天津華源時代、令和 3 年 8 月 24 日）（「別記 1」整理番号 13）及び現地調査結果報告書（天津華源時代）（7.NME 質問状（調査項目 A 及び追加質問項目 H）関連(2)② [調査内容]）

中国共産党员である者が参加する組織であり、「社内の党組織は、会社の内部の統治構造の一部ではないため、会社の日常運営には関与しない。」<sup>359</sup>、天津華源時代は「党支部の管理とかかわりはない。天津華源時代の運営の面では、取り決めや執行、日常の管理には党支部の管理とかかわりはない。」及び「同支部は、中華人民共和国会社法に基づいて設立されたものであり、当社の業務運営と、同支部に関連性はない。」旨の回答があつた<sup>360</sup>。

(オ) 以上から、天津華源時代における生産等に関する決定への中国政府による直接的・個別的な介入はなかつたことが確認された一方で、上記(エ)のとおり、同者の総經理が中国共産党员であることから、同者の経営計画等の経営方針に対する中国共産党の影響が一定程度及んでいたことが推測される状況であることを確認した。

(229) 天津華源線材については、以下の点を確認した。

(ア) 天津華源線材の会社の所有関係については、同者の株式を、同者の法定代表人及び執行取締役（執行董事）を務めている【個人名】が 95.0%、【個人情報】であり、監事を務めている【個人名】が 5.0%、それぞれ保有していることを確認した<sup>361</sup>。

(イ) 天津華源線材の定款<sup>362</sup>によると、全ての株主で構成する株主総会（株主会）を設置し、株主総会が執行取締役 1 名（任期 3 年）を選出するとされ、取締役会（董事会）については設置しないこととされていた<sup>363</sup>が、2019 年 1 月 6 日の株主総会において、中華人民共和国会社法に基づいて取締役会を設置すること、取締役会及び執行取締役は、株主総会の決議の実行、会社の経営計画と投資案の決定、会社の年度財務予算案、決算案の制定等の職権を行使すること、【個人名】を董事長に任命し、この他、2 名を取締役（董事）、3 名を独立取締役（独立董事）に任命し、これら 6 名で取締役会を構成すること、会社の重大な経営事項は法に基づいて取締役会を召集し、取締役全体の過半数の採決を経て採択しなければならないこと、等が決議された<sup>364</sup>。執行取締役は総經理 1 名を任命又は解任し、総經理は執行取締役に対して責任を負うとされている<sup>365</sup>。加えて、監事 1 名（任期 3 年）を設置し、监事会は設置しないとされている<sup>366</sup>。

(ウ) 会社の意思決定の方法については、同者から「2019 年 1 月 6 日付けの株主総会において、株主である【個人名】は、取締役会に経営管理の権限を委譲した。同日以降、【個人名】が経営を【個人名】に任せて経営には携わっておらず、実際の業務執行は総經理の【個人名】が行っている。権限委譲の前後で経営方針等の大きな変更は生じていない。」旨の回答があつた<sup>367</sup>。また、同者の定款によると、「会社の重大な経営事項は法に基づいて取締役会を召集し、取締役全体の過半数の採決を経て採択しなければならない。」、「会社の取締役会決議の採決は、一人一票制により実施する。」とされている<sup>368</sup>。

(エ) 会社の中国共産党との関係については、天津華源線材の法定代表人であり、2019 年 1

359 市場経済当初質問状不備改め版回答書（天津華源時代、令和 3 年 8 月 24 日）（「別記 1」整理番号 13）

360 現地調査結果報告書（天津華源時代）（7.NME 質問状（調査項目 A 及び追加質問項目 H）関連(2)①〔調査内容〕）

361 市場経済当初質問状回答書（天津華源線材）（添付資料 A-28）及び現地調査結果報告書（天津華源線材）（1.(1)〔調査内容〕及び 6.〔調査内容〕）

362 市場経済当初質問状回答書（天津華源線材）（添付資料 A-29）

363 同上 p.3（第 13 条）

364 同上 p.5（株主総会決議）

365 同上 p.3（第 15 条）

366 同上 p.3（第 16 条）

367 現地調査結果報告書（天津華源線材）（1.(1)〔調査内容〕）

368 市場経済当初質問状回答書（天津華源線材）（添付資料 A-29 p.5）

月 6 日まで執行取締役でもあった【個人名】<sup>369</sup>は、【中国共産党内における職務の内容】であることを確認した。なお、この点について、天津華源線材から、【個人名】が【中国共産党内における職務の内容】との回答があつた<sup>370</sup>。当該回答に対して、調査当局から、天津市静海区人民政府ホームページにおいて掲載されている 2018 年 11 月以降の情報に、【同人の党内職務に関する内容】が紹介されている記事があること<sup>371</sup>を指摘したところ、天津華源線材の担当者からは、「【個人名】氏が【同人の党内職務に関する内容】したことは事実であるため、当該指摘の人民政府ホームページの公表情報が誤っている。」との回答があつた<sup>372</sup>。これらを総合すると、【個人名】が【中国共産党内における職務の内容】ことについて確証を得ることができなかつた。

また、天津華源線材には、社内における中国共産党の組織<sup>373</sup>があり、「当該組織の正式名称は「天津華源線材党支部」であり、同支部の書記は【個人名】である。」旨の回答があつた<sup>374</sup>。同党支部の業務内容としては、「主に社会福祉活動（植樹造林など）や党员の仕事後の文化・レジャー活動」との回答があつた<sup>375</sup>。

(オ) 以上から、天津華源線材における生産等に関する決定への中国政府による直接的・個別的な介入はなかつたことが確認された一方で、上記(ア)及び(エ)のとおり、同者の法定代表人であり、2019 年 1 月 6 日まで執行取締役でもあり、また、株式の 95.0%を保有している【個人名】が【中国共産党内における職務の内容】であったことから、同者の経営計画等の経営方針だけでなく、同者の経営上の意思決定に対する中国共産党の影響が相当程度及んでいたことが推測される状況であることを確認した。

(230) 補助金等（贈与、軽減税率の適用、政府系金融機関からの融資等）の交付について、市場経済当初質問状に回答した 3 者のうち 2 者について、次のとおり補助金の交付を受けていることを確認した。

(ア) ベカルト青島については、【受給資格】に基づき、【支給内容】が支給されたことを確認した<sup>376</sup>。当該受給資格を充たすために、同者は、【義務の内容】の義務を果たす必要があり<sup>377</sup>、地方政府が交付する補助金が、同者の生産、投資等の決定に影響を及ぼしていたことが認められた。

(イ) 天津華源時代については、2016 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までの間に、複数の政府機関<sup>378</sup>から合計【件数】件の補助金の交付を受けており、その総額は【補助金の総額】人民元であることを確認した<sup>379</sup>。この【件数】件の補助金が、客観的な基準又は条件に基づいて交付されていたかを確認するため、補助金額が比較的高額な【件数】件について、当該補助金の受給資格、支給対象、支給金額の算定根拠・算定方法、補助金

369 現地調査結果報告書（天津華源線材）(1.(1) [調査内容])

370 市場経済追加質問状（令和 3 年 11 月）回答書（天津華源線材）（調査項目 H-1 及び添付資料 H-1）及び現地調査結果報告書（天津華源線材）(7.(1) [調査内容])

371 調査当局が収集及び分析した関係証拠「【個人名】が【同人の党内職務に関する内容】として紹介されている記事」（天津市静海区人民政府ホームページ）：

[http://www.tjjh.gov.cn/jhqzf/xwzx\\_28970/jhqxx/201912/t20191213\\_1596357.html](http://www.tjjh.gov.cn/jhqzf/xwzx_28970/jhqxx/201912/t20191213_1596357.html)

372 現地調査結果報告書（天津華源線材）(7.(1) [調査内容])

373 中華人民共和国会社法第 19 条

374 現地調査結果報告書（天津華源線材）(12.(1) [調査内容])

375 市場経済当初質問状不備改め版回答書（天津華源線材、令和 3 年 8 月 24 日）（「別記 1」整理番号 13）

376 市場経済追加質問状（令和 3 年 11 月）回答書（ベカルト青島）（添付資料 L-1(i)及び(ii)）及び現地調査結果報告書（ベカルト青島）（第 2.6.(2) [調査内容]）

377 市場経済当初質問状回答書（ベカルト青島）（添付資料 D-4-2(1)）及び現地調査結果報告書（ベカルト青島）（第 2.6.(2) [調査内容]）

378 【補助金の交付主体】

379 市場経済当初質問状回答書（天津華源時代）（調査項目 E-16-1、E-16-2 及び様式 E-16-2）及び市場経済当初質問状不備改め版回答書（天津華源時代、令和 3 年 9 月 16 日）（添付資料 E-16-2）

の目的（補助金の使途制限の有無等を含む）について回答するとともに、補助金の根拠法令や要綱、補助金の申請書（実際の申請に使用したもの）、補助金交付通知書等（実際に交付されたもの）、当該事項が記載された資料全てを提出するよう求めた。これに対して同者から、「調査当局から提出を求められた補助金の関連情報を持っていない。補助金の金額は当社の収入の僅かな割合であったことから、これらにあまり注意を払わず、受け取った補助金も当社のビジネス上の決定に影響しなかった。」旨の回答があつた<sup>380</sup>。

当該補助金が客観的な基準又は条件に基づいて交付されていたかを確認できなかつたことから、さらに同者に対する現地調査において、各補助金の申請を決定した部署及び最終承認者、当該承認に係る内部書類の有無、補助金の申請理由、受領した補助金がビジネス上の決定に影響しないと回答した理由の詳細について、回答を求めた。

これに対して同者から、「実際に交付された補助金について、補助金の交付を受けるために申請する必要はなく、例えば、企業が国内外の展示会に出展する際の交通費や宿泊費の領収書を補助金の担当部門に送ることにより、補助金が交付される。この他、当社の従業員が職業訓練を受けた場合、職業訓練で発生した費用について、【補助金の交付主体】から補助金をもらう。」「当社には、補助金に関する一切の書類（補助金の申請を行うに当たっての社内の承認書、補助金交付申請書、補助金交付に係る政府機関からの通知書等）が残っていない。」「補助金を申請した理由については、当社社員の記憶に基づき、調査当局に回答した。」「当社の高級管理職は、交付された補助金の金額は当社にとつては些細な金額であることから、これらの補助金は当社の経営上の意思決定に影響を及ぼさなかつた。」「補助金を受領する流れとしては、政府に補助金交付対象者のリストがあり、当該リストを基に、政府から各企業に電話連絡がある。この電話連絡を受けて、補助金を受領するために伝票を持参し、政府の担当部署を訪問する。」旨の回答があつた<sup>381</sup>。

上記のことから、調査当局は、当該補助金が客観的な基準又は条件に基づいて同者に交付されていることを確認することができなかつた。

### 2-2-2-2-3 特定貨物の生産等に対する政府の介入についての結論

- (231) 上記(213)から(230)までのとおり、溶融亜鉛めっき鉄線の中国の生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府の重大な介入がない<sup>382</sup>とは認められなかつた。

### 2-2-2-3 主要な投入財（原材料等）の状況

#### 2-2-2-3-1 軟鋼線材の価格

- (232) 市場経済当初質問状に回答した 1 者から、調査対象貨物及び同種の貨物の主要な原材料である軟鋼線材の価格は、市場における需給のバランス、原材料（鉄鉱石、コークス等）の価格動向及び中国政府の政策の影響を受けるとの回答があつた<sup>383</sup>。これらのうち中国政府の政策については、以下の具体的な計画等に言及があつた<sup>384</sup>。

- (a)中国製造 2025（2015 年 5 月公表）
- (b)「鉄鋼業の過剰生産能力の解決及び問題点を脱した発展を達成することに関する中国国務院の見解」（2016 年 2 月公表）
- (c)第 13 次 5 力年計画（2016 年 3 月採択）

<sup>380</sup> 市場経済追加質問状（令和 3 年 11 月）回答書（天津華源時代）（調査項目 L-1）

<sup>381</sup> 現地調査結果報告書（天津華源時代）（11.(1)②〔調査内容〕）

<sup>382</sup> ガイドライン 7.(6)-①

<sup>383</sup> 現地調査結果報告書（ベカルト青島）（第 2.2.(1)①〔調査内容〕）

<sup>384</sup> 市場経済当初質問状回答書（ベカルト青島）（調査項目 A-8-1）及び現地調査結果報告書（ベカルト青島）（第 2.2.(1)①〔調査内容〕）

- (d) 「青空防衛戦争に勝つための 3 カ年行動計画に関する国務院通知」(2018 年 6 月)  
(e) 第 14 次 5 カ年計画 (2021 年 3 月採択)

- (233) 上記(194)(カ)及び(197)(ウ)のとおり、中国製造 2025 には「生産力の過剰が深刻な産業に対する動態監視分析を強化し、警報メカニズムを構築・改善し、生産力過剰産業からの企業の自主撤退を誘導する」、第 13 次 5 カ年計画には「工業企業構造調整特別奨励補助資金を設立し、合併再編、債務の再編、破産・清算及び資産の活用により、鉄鋼、石炭等の業界における過剰生産能力の撤退を加速」するとの記載があり、中国政府が、2015 年以降、鉄鋼産業の過剰生産能力の解消に取り組んできたことが認められた。
- (234) その具体策が、上記(232)の 2016 年 2 月の「鉄鋼業の過剰生産能力の解決及び問題点を脱した発展を達成することに関する中国国務院の見解」に記載されており、次に記載した同見解の内容から<sup>385</sup>、調査対象期間において、中国政府が、許認可権、財政支援、税制優遇措置、投融資規制等を用いて、鉄鋼産業の過剰生産能力の解消に向けた取組を進めていたことが認められた。
- (ア) (二) 基本原則。(中略) 公平かつ開放的で透明な市場ルールを改善し、市場の競争メカニズムと強制メカニズムを強化し、有効な供給能力を高め、消費構造のアップグレードを誘導する。企業主体の役割を發揮し、企業の独立した意思決定を確保する。
- (イ) (三) 作業目標。近年の老朽化した鉄鋼生産能力の撤廃を踏まえ、2016 年からは粗鋼生産能力を 1 億から 1 億 5000 万トン削減するのに 5 年を要する。
- (ウ) (四) 生産能力の追加厳禁。(中略) 各地域及び部門は、いかなる名前又は方法でも、新たに生産能力を追加する鉄鋼プロジェクトを策定してはならない。また、関連する各部門及び機関は、土地供給、エネルギー評価、環境評価の承認、新しい信用支援等の関連事業を取り扱ってはならない。法律や規制に違反する人に対して、厳しく責任を問う。
- (エ) (五) 過剰生産能力の解消。法令と規則に従って撤退させる。環境保護、エネルギー消費、品質、安全、技術、その他の法律規則や産業政策を厳格に実施し、基準要件を満たしていない鉄鋼生産能力は、法律規則に従って撤退する必要がある。(中略)「産業構造調整指導カタログ (2011 年版) (修正)」の関連規定に基づき、直ちに 400 立方メートル以下の製鉄高炉、30 トン以下の製鋼転炉、30 トン以下の製鋼電気炉等の老朽化した生産設備を停止して撤去する。
- (オ) (六) 厳格な法執行及び監督。環境保護法執行の抑制的役割を強化し、鉄鋼業界の環境保護状況を包括的に調査し、環境保護基準を満たしていない鉄鋼企業を法に基づいて厳格に処分(中略)する。エネルギー消費量の法執行機関による検査を強化し、鉄鋼業界のエネルギー消費量を包括的に調査し、単位製品あたりの製造工程のエネルギー消費量が基準を満たしていない鉄鋼企業を法に基づいて厳格に処分する。(中略) 製造設備が立ち後れていて、環境保護又はエネルギー消費が基準を満たさず、法に基づいて停止された企業については、生産許可証を取り消す。
- (カ) (八) 賞与補助金による支援の強化。工業企業構造調整の特別賞与補助金を設立し、規定に従って地方の過剰生産能力の解消における人員の配置を統一的に計画し、地方の総合運用と再編、債務再編と破産清算などの方式を指導し、「ゾンビ企業」の処理を加速

<sup>385</sup> 市場経済当初質問状不備改め版回答書(ベカルト青島、令和 3 年 8 月 24 日)(添付資料 A-8-1②)。なお、提出された日本語訳の一部に意味が不明瞭な箇所があったため、中国政府ホームページ([http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-02/04/content\\_5039353.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-02/04/content_5039353.htm))に掲載されている中国語原文を基に、調査当局において修正した。

し、市場清算を実現する。

(キ) (九) 税制の改善。(中略) 鉄鋼企業は、残圧と廃熱を利用して発電することで、規定に準拠した資源総合利用増值税優遇政策を享受する。

(ク) (十) 金融支援の強化。(中略) 過剰生産能力を解消し、合併再編を実施する将来性と効果のある鉄鋼企業に対して、制御可能なリスク及び持続可能な事業の原則に従って、与信の支持力度を強め、各種社会資本が鉄鋼企業の合併再編に参加することを支持する。規定に違反して鉄鋼の生産能力を新たに追加した企業に対しては融資を停止する。

(ケ) (十三) 組織と指導の強化。関係する各省人民政府及び国務院国有資産監督管理委員会は、各地域と関連する中央企業に対して鉄鋼の過剰生産能力の解消に責任を負い、本意見に基づいて、総生産能力の撤退規模、各企業の撤退規模及びスケジュールを策定し、これらに応じて実施計画及び支援方針を策定し、国家発展改革委員会及び工業情報化部に報告する。

(235) 上記(234)(エ)後段に関し、中国国家発展改革委員会が2013年2月に公布し、同年5月に施行された「産業構造調整指導目録（2011年版）（修正）」では、上記(234)(エ)後段に記載した生産設備が「淘汰類」に分類されており<sup>386</sup>、当該設備に対する投資が禁止され、各金融機関には融資を回収すること、各地区、各部門及び関連企業には当該設備を全廃させるために有効な措置を取ることが義務付けられていた<sup>387</sup>。また、同委員会が2019年10月に公布し、2020年1月に施行された「産業構造調整指導目録（2019年版）」においても、上記(234)(エ)後段に記載した生産設備が、一部の例外を除き、「淘汰類」に分類されている<sup>388</sup>。

(236) 市場経済当初質問状に回答した1者からは、上記(232)の2016年2月の「鉄鋼業の過剰生産能力の解決及び問題点を脱した発展を達成することに関する中国国務院の見解」は、「原材料価格の上昇とともに、2016年から2017年末にかけての工業用の線材の価格上昇に影響を与えた」との回答があった<sup>389</sup>。

(237) 一方、上記(232)の2018年6月の「青空防衛戦争に勝つための3カ年行動計画に関する国務院通知」には、次の内容の記載があり<sup>390</sup>、中国政府が、地球温暖化ガスであるCO<sub>2</sub>等の排出量削減目標を掲げ、財政支援や罰則適用、生産制限等の手段を用いて、鉄鋼業界に対して目標達成のための新たな設備の導入等の対応を求めていたことが認められた。

(ア) (二) 目標指標。3年間の取組により、主要な大気汚染物質の総排出量を大幅に削減し、温室効果ガス排出量も協調して削減し、微小粒子状物質（PM2.5）濃度を大幅に低減し、大気汚染がひどい日数を大幅に減らし、大気環境を大幅に改善し、青空の下で人民の幸福感を大幅に向上させる。

2020年までに、SO<sub>2</sub>及びNO<sub>x</sub>の総排出量を2015年比でそれぞれ15%以上削減し、PM 2.5基準を満たさない地級市以上の都市の濃度を2015年比で18%以上低下させ、地級市以上の都市の大気良好日比率を80%に到達させ、重汚染日以上の比率を2015年比で25%以上低下させる。（後略）

<sup>386</sup> 調査当局が収集及び分析した関係証拠「産業構造調整指導目録（2011年版）（修正）」（中国政府ホームページ：[http://www.gov.cn/gongbao/content/2013/content\\_2404709.htm](http://www.gov.cn/gongbao/content/2013/content_2404709.htm)）

<sup>387</sup> 調査当局が収集及び分析した関係証拠「産業構造調整促進暫定施行規則（国發〔2005〕40号）19条」（中国政府ホームページ：[http://www.gov.cn/zwgk/2005-12/21/content\\_133214.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2005-12/21/content_133214.htm)）

<sup>388</sup> 市場経済当初質問状回答書（ベカルト青島）（添付資料A-2-2-③）p.66・67

<sup>389</sup> 現地調査結果報告書（ベカルト青島）（第2.2.(1)①〔調査内容〕）及び市場経済現地調査提出資料（ベカルト青島）（通番32）

<sup>390</sup> 市場経済現地調査提出資料（ベカルト青島）（通番33）。なお、提出された日本語訳の一部に意味が不明瞭な箇所があったため、併せて提出のあった中国語原文を基に、調査当局において修正した。

(イ) (五) 「両高」産業の生産能力の厳格な管理。重点地域において、鉄鋼、コークス、電解アルミ、鋳造、セメント、板ガラスの新規の生産能力増設を厳しく禁止する。(後略)

(ウ) (七) 産業汚染管理の深化。産業汚染源の完全な遵守を引き続き推進し、排ガスのオンライン監視データを法執行の基礎として使用し、基準超過の罰則と共同懲戒を強化する。法に基づき排出基準を満たさない全ての企業を停止させる。全ての定常汚染源を対象とした排出許可制度を確立し、2020年末までに排出許可管理リストに明記された業種の許可発行を完了する。

主要産業における汚染管理の高度化を推進する。大気汚染物質に対する特別な排出制限は、主要地域におけるSO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>、粒子状物質及び揮発性有機化合物(VOCs)に対して完全に実施する。鉄鋼その他の産業の超低排出ガスへの転換(中略)を促進する。産業界からの無秩序な排出への規制を強化する。鉄鋼(中略)等の主要産業における無秩序な排出の調査を実施し、管理台帳を確立し、材料(廃棄物残留物を含む)の輸送、積卸、保管、移動及び加工における無秩序な排出に対する徹底的な処理を実施し、2018年末までに北京市、天津市、河北省及びこれらの周辺地域で、2019年末までに長江デルタ地域及び汾渭平原で、2020年末までに全国で処理作業を完了させる。(後略)

(エ) (三十一) 経済政策支援の強化。中央の大気汚染防止・管理特別基金の取組と地方の大気質改善実績との連携メカニズムを確立し、地方政府を動員して積極的に大気汚染と戦うようにする。(中略) 鉄鋼業などにおける超低排出ガス化への支援を強化する。(後略)

(オ) (三十四) 環境法執行の取組の強化。鉄拳制圧を堅持し、連日の罰則、差押え、生産制限などの手段を総合的に用いて、法律に従って環境違反を厳しく処罰し、排出者の責任を強化する。法令に基づく排出許可の取得を怠り、または許可に従った排出を行わなかつた者は、法令に基づき厳正に処分される。

(238) 市場経済当初質問状に回答した1者からは、上記(232)の2018年6月の「青空防衛戦争に勝つための3カ年行動計画に関する国務院通知」に関し、「2018年後半は中国政府が打ち出した環境保護政策が市場心理に影響を与え、需要を増加させたため、価格が再び上昇に転じた」、「2019年に入ると中国政府の環境保護政策に対応した設備の導入が完了し、工業用の線材の価格は安定化した」との回答があった<sup>391</sup>。

(239) 市場経済当初質問状に回答した3者について、軟鋼線材の調達状況は以下のとおりであり、中国政府の政策が、軟鋼線材の価格に影響を与えていたことを確認した。

(240) ベカルト青島については、以下の点を確認した。

(ア) ベカルト青島について、関連会社からの軟鋼線材の調達はない一方、政府系企業による出資を受けている者(【企業名】)から軟鋼線材を調達していることを確認した<sup>392</sup>。軟鋼線材について、政府系企業による出資を受けている者からの平均調達単価と、他の企業からの平均調達単価を比較したところ、【平均調達単価の状況】<sup>393</sup>。この理由として、ベカルト青島からは【回答内容】との回答があった<sup>394</sup>。

<sup>391</sup> 現地調査結果報告書(ベカルト青島)(第2.2.(1)①[調査内容])及び市場経済現地調査提出資料(ベカルト青島)(通番32)

<sup>392</sup> 市場経済追加質問状(令和3年11月)回答書(ベカルト青島)(添付資料I-1(i)~(x))及び市場経済現地調査提出資料(ベカルト青島)(通番19~29、41)

<sup>393</sup> 市場経済現地調査提出資料(ベカルト青島)(通番41)

<sup>394</sup> 現地調査結果報告書(ベカルト青島)(第2.3.(1)①[調査内容])

(イ) 上記(197)(イ)に記載した中国製造 2025 には、「重点産業やハイエンド製品、鍵となる要素の技術革新を支援し、企業の先進的で適正技術の採用を誘導し、製品構成を最適化し、デザイン・製造・工程・管理のレベルを全面的に引き上げ、鉄鋼産業（中略）などのバリューチェーンのハイエンドへの発展を促進する」旨の記載がある。上記のベカルト青島の回答からは、中国政府が、政府系企業による出資を受けている者を通じて、中国製造 2025 に掲げた鉄鋼産業のバリューチェーンのハイエンド化に向けた取組を着実に進めており、そのことが軟鋼線材の価格に影響を与えていたことが認められた。

(241) 天津華源時代については、以下の点を確認した。

天津華源時代は、関連会社からの軟鋼線材の調達はなかったものの、以下(296)(ク)のとおり、調査対象期間中、同者と 1 事業体として取り扱うこととした天津華源線材から、約 391 トンの軟鋼線材を調達していたことを確認した<sup>395</sup>。当該調達のトン当たりの平均単価と、軟鋼線材の購入先情報として同者から回答された全ての軟鋼線材の購入情報（前者の数量・金額を除く）のトン当たりの平均単価を比較したところ、【平均調達単価の状況】が確認された。

(242) 天津華源線材については、以下の点を確認した。

天津華源線材は、関連会社からの軟鋼線材の調達はなかったものの、以下(296)(ケ)のとおり、調査対象期間中、同者と 1 事業体として取り扱うこととした天津華源時代から、約 2 トンの軟鋼線材を調達していたことを確認した<sup>396</sup>。当該調達のトン当たりの平均単価と、軟鋼線材の購入先情報として同者から回答された全ての軟鋼線材の購入情報（前者の数量・金額を除く）のトン当たりの平均単価を比較したところ、【平均調達単価の状況】が確認された。

(243) 以上から、鉄鋼産業の過剰生産能力の解消等の政策目標を実現するために中国政府によって実施された財政支援、生産制限等が、軟鋼線材の生産者との生産、投資等の決定に影響を与え、軟鋼線材の価格に影響を与えていたことが認められた。したがって、軟鋼線材の費用は、中国政府の介入による影響を受けており、市場原理に基づいて形成される市場価格を反映していたとは認められなかった。

## 2-2-2-3-2 亜鉛の価格

(244) 市場経済当初質問状に回答した 2 者について、亜鉛の調達状況は以下のとおりであり、政府系企業から亜鉛を調達していたことを確認した。

(ア) 天津華源時代については、関連会社からの調達はない一方、一部の調達については、非政府系企業の販売会社を通じて、政府系企業の製造業者（メーカー）である【製造業者の名称】が製造したものであることを確認した<sup>397</sup>。当該政府系企業から調達したトン当たりの平均単価と、亜鉛の購入先情報として同者から回答された全ての亜鉛の購入情報（前者の数量・金額を除く）のトン当たりの平均単価を比較したところ、【平均調達単価の状況】が確認された<sup>398</sup>。

(イ) 天津華源線材については、関連会社からの調達はない一方、一部の調達については、非政府系企業の販売会社を通じて、政府系企業の製造業者（メーカー）である【製造業

<sup>395</sup> 市場経済当初質問状回答書（天津華源時代）（様式 B-2）

<sup>396</sup> 市場経済当初質問状回答書（天津華源線材）（様式 B-2）

<sup>397</sup> 市場経済当初質問状回答書（天津華源時代）（様式 B-2）、現地調査結果報告書（天津華源時代）（8.(1)【調査内容】）及び市場経済現地調査提出資料（天津華源時代）（通番 19）

<sup>398</sup> 市場経済当初質問状回答書（天津華源時代）（様式 B-2）、市場経済追加質問状（令和 3 年 11 月）回答書（天津華源時代）（添付資料 I-1）及び調査当局が収集及び分析した関係証拠「天津華源時代に係る亜鉛調達価格の比較（様式 B-2、添付資料 I-1）」

者の名称】が製造したものであることを確認した<sup>399</sup>。当該政府系企業から調達したトン当たりの平均単価と、亜鉛の購入先情報として同者から回答された全ての亜鉛の購入情報（前者の数量・金額を除く）のトン当たりの平均単価を比較したところ、【平均調達単価の状況】が確認された<sup>400</sup>。

### 2-2-2-3-3 主要な投入財の状況についての結論

(245) 上記(232)から(244)までのとおり、溶融亜鉛めっき鉄線の中国の生産者が使用している主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している<sup>401</sup>とは認められなかった。

### 2-2-2-4 労働者の賃金の決定

(246) 労働組合の存在については、市場経済当初質問状に回答した3者から、労働組合が存在する旨回答があった<sup>402</sup>。各供給者における従業員の労働組合への加入状況及び労働組合による従業員の賃金決定への関与の状況について、以下のとおり確認した。

(ア) ベカルト青島については、従業員【労働組合への加入状況】から構成される労働組合が存在しており、会社と労働組合との間には「集団協約」、「賃金集団協商協定」及び「女性従業員の特別権利保護特定集団契約」の内容を含む契約が締結されていたことを確認した<sup>403</sup>。当該契約の中に、従業員の賃金について【記載内容】との記載があり、当該記載には労働組合の意思が反映されている旨回答があった<sup>404</sup>。ただし、同者に対して、従業員の賃金、保険等の従業員自身の利益と関わりのある事項の決定に関する同者と労働組合との交渉その他やり取りに関する記録の提出を求めたところ、同者からは、当該記録の提出はなかった<sup>405</sup>。

(イ) 天津華源時代については、従業員【人数】名の役員で構成される労働組合が存在しており、同組合の役員には、同者の管理職である生産副総經理の【個人名】、製造部部長の【個人名】、技術部部長の【個人名】の他、弁公室（事務室）主任の【個人名】が含まれており、特に【個人名】は労働組合の主席であることを確認した<sup>406</sup>。なお、役員の【個人名】は、中国共産党員ではないが、同者が所在する天津市静海区の総工会（中国の労働組合の全国的組織の傘下にある地方組織）において、複数名いる代表者のうちの一人であることを確認した<sup>407</sup>。

(ウ) 天津華源線材については、従業員【人数】名の役員で構成される労働組合が存在しており、同組合の役員には、同者の管理職である執行取締役（執行董事）の【個人名】、取締役（董事）の【個人名】及び【個人名】が含まれていることを確認した<sup>408</sup>。また、労働組合員である【個人名】は、中国共産党員であり、同者が所在する天津市静海区の

399 市場経済当初質問状不備改め版回答書（天津華源線材、令和3年9月16日）（様式B-2）、現地調査結果報告書（天津華源線材）(8.(1)[調査内容])及び市場経済現地調査提出資料（天津華源線材）（通番11）

400 市場経済当初質問状不備改め版回答書（天津華源線材、令和3年9月16日）（様式B-2）、市場経済追加質問状（令和3年11月）回答書（天津華源線材）（添付資料I-1）及び調査当局が収集及び分析した関係証拠「天津華源線材に係る亜鉛調達価格の比較（様式B-2、添付資料I-1）」

401 ガイドライン7.(6)-②

402 市場経済当初質問状回答書（調査項目C-5-1）（ベカルト青島、天津華源時代、天津華源線材）

403 現地調査結果報告書（ベカルト青島）（第2.4.(2)[調査内容]）及び市場経済現地調査提出資料（ベカルト青島）（通番48）

404 同上

405 現地調査結果報告書（ベカルト青島）（第2.4.(2)[調査内容]）

406 市場経済当初質問状回答書（天津華源時代）（様式C-5-2及び添付資料C-5-2）及び現地調査結果報告書（天津華源時代）(1.(2)[調査内容])

407 現地調査結果報告書（天津華源時代）(9.(2)③[調査内容])

408 市場経済当初質問状回答書（天津華源線材）（様式C-5-2及び添付資料C-5-2）

総工会において、複数名いる代表者のうちの一人であることを確認した<sup>409</sup>。

また、同者において、これまでに使用者と労働者の間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されたことが分かる、労使間の交渉記録等の資料の有無について、調査当局から質問したところ、同者から「中国国内の全ての会社において、給料や社会保障については労働者個人が会社と契約するのであり、これらについて労働組合は何も機能していない。」、「労働者の権利が侵害された際、労働者が労働組合に助けを求めることがあるが、助けを求めることが自体に意味があるのかは分からぬ。」との回答があり<sup>410</sup>、当該資料の提出はなかった。

- (247) 中華人民共和国労働契約法第4条は、「使用者が労働報酬（中略）等、労働者の利益に直接関わる規則又は重要事項を制定、改正又は決定する場合は、従業員代表大会又は従業員全体で討議し、提案及び意見を出し、労働組合又は従業員代表との対等な協議を経て決定しなければならない」旨規定している<sup>411</sup>。一方、中華人民共和国工会法第3条は、「賃金収入を主な生計手段とする中国国内の企業、事業体及び機関の肉体労働者及び頭脳労働者は、民族、人種、性別、職業、宗教、学歴に関わらず、法律に従って労働組合を結成し、加入する権利を有する」旨規定している<sup>412</sup>。同条の規定のとおり、中国では、労働組合に加入できる者について制限がなく、労働組合には企業の役員や使用者の利益を代表する者も加入することができるため、労働者の賃金の決定に関する労働組合との協議が、必ずしも労働者の利益を代表するものとならない可能性がある。
- (248) 以上から、労働者の賃金が、溶融亜鉛めっき鉄線の中国の生産者が従業員との間で締結している「集団協約」等の内容を含む契約において取り決められている場合があることは確認されたものの、労働者の賃金が、労使間の自由な交渉により決定されたものであること<sup>413</sup>を確認するには至らなかった。

## 2-2-2-5 生産手段の政府による所有又は管理

- (249) 中国において土地は、「都市の土地」と「農村及び都市郊外地区の土地」に区分され、前者は国家の所有に属し、後者は法律により国家の所有に属すると定められたものを除き、集団の所有（農民の集団所有<sup>414</sup>）に属する、とされている<sup>415</sup>。また、いかなる組織又は個人も、土地を不法に占有し、売買し、またはその他の形式により不法に譲り渡してはならず、土地の使用権は、法律の規定により譲り渡すことができる、とされている<sup>416</sup>。これらのことから、中国国内では、土地の私有は認められず、主として土地使用権が取引されている。市場経済当初質問状に回答した3者の中2者は入札により土地使用権を取得しており<sup>417</sup>、残りの1者は土地を賃借している旨回答した<sup>418</sup>。各供給者における土地使用権の取得等の状況について、以下のとおり確認した。

409 現地調査結果報告書（天津華源線材）(12.(2)②〔調査内容〕)

410 現地調査結果報告書（天津華源線材）(12.(2)①〔調査内容〕)

411 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中華人民共和国労働契約法」及び「中華人民共和国労働契約法の改正に関する全国人民代表大会常務委員会決定」（中国政府ホームページ：[http://www.gov.cn/flfg/2007-06/29/content\\_669394.htm](http://www.gov.cn/flfg/2007-06/29/content_669394.htm) 及び [http://www.gov.cn/flfg/2012-12/28/content\\_2305571.htm](http://www.gov.cn/flfg/2012-12/28/content_2305571.htm)）

412 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中華人民共和国工会法」（中華人民共和国国家信訪局ホームページ：<https://www.gjxfj.gov.cn/gjxfj/xxgk/fwj/flfg/webinfo/2016/03/1460585589863156.htm>）

413 ガイドライン7.(6)-③

414 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中華人民共和国土地管理法 第9条」（中華人民共和国全国人民代表大会ホームページ：<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/201909/d1e6c1a1eec345eba23796c6e8473347.shtml>）

415 中華人民共和国憲法第10条

416 同上

417 市場経済当初質問状回答書（調査項目D-5-4）（ベカルト青島、天津華源時代）

418 市場経済当初質問状回答書（天津華源線材）（調査項目D-5-7）

(ア) ベカルト青島については、入札により青島市から土地使用権を取得したところ、【応札の状況】であり、【取得価格に係る説明】であった<sup>419</sup>。この背景について、【土地使用権取得の経緯】を確認した<sup>420</sup>。また、同者に対し、その取得価格が市場価格と比較して妥当であることについて説明を求めたところ、当該土地の入札開始価格は【入札開始価格の設定に係る説明】旨説明があった<sup>421</sup>。以上から、この取引では、【取引の評価】が認められた。

(イ) 天津華源時代については、天津市から入札により土地使用権を取得したとの回答があつたが、一方で、入札当時の入札関係書類を所持していない旨の回答があつた<sup>422</sup>。同者に対し、入札による土地使用権の取得価格が市場価格と比較して妥当であるか否かについて説明を求めたところ、同者から、中華人民共和国城市房地産管理法第32条、「建設用地分類・計画建設用地基準」(GBJ137-90) 及び「天津中心部の地区、郡、町におけるベンチマーク地価の実施に関する通知」に基づく土地使用権の基準地価より当該取得価格の方が高いため、当該取得価格は妥当である旨の説明があつた<sup>423</sup>。

(ウ) 天津華源線材については、同者の所在地である天津市静海区团泊鎮張家房子村の村民委員会との賃貸借契約により、同委員会が集団所有する土地の土地使用権を賃貸借している旨の回答があつた<sup>424</sup>。中国における不動産取引に関する基本法である中華人民共和国城市房地産管理法<sup>425</sup>や不動産取引に関する関連法規の規定を踏まえ、土地使用権を競売、入札又は払い下げではなく、同委員会との賃貸借契約を選択した経緯について同者に説明を求めたところ、契約当時の交渉（価格交渉も含む）は口頭で行われ、書面として残っているのは土地使用権に係る賃貸借契約書のみである旨の説明があつた<sup>426</sup>。また、同者に対し、同委員会との賃貸借価格が適正であることについて説明を求めたところ、「土地使用権の譲渡と異なり、（村民委員会が所有する）集団所有の土地に係る賃貸借価格を規定する法律はないことから、賃貸借契約の当事者は、市場の原則に従って、賃貸借価格について自由に交渉し、交渉の結果、合意した賃貸借価格は、当事者双方が合理的と考える価格である。また、当該賃貸借価格は、同条件での賃貸借価格と比較しても、通常価格である。最も重要なことは、村民委員会が、天津華源線材のような強力な企業が地元に投資して工場を建設することが内需を刺激し、雇用を創出し、地元に大きな経済的利益をもたらすことができると信じていることである。」旨の説明があつた<sup>427</sup>。

調査対象期間において、同者の法定代表人、執行取締役（執行董事）及び株主であった【個人名】は、上記(229)(エ)のとおり、【中国共産党内における職務の内容】でもあつた。また、【個人名】は、同委員会の【役職（主任等）の就任に関する事実の有無】との回答があつた<sup>428</sup>。このような関係にある同委員会から、同者が土地使用権を賃貸借している価格が適正であることについては、上記の同者からの回答では認められなかつた。

419 市場経済追加質問状（令和3年11月）回答書（ベカルト青島）（調査項目K-2並びに添付資料K-2(i)及び(ii)

420 市場経済当初質問状回答書（ベカルト青島）（添付資料D-4-2(1)）、市場経済追加質問状（令和3年11月）回答書（ベカルト青島）（添付資料K-2(i)）及び現地調査結果報告書（ベカルト青島）（第2.5.(2)〔調査内容〕）

421 現地調査結果報告書（ベカルト青島）（第2.5.(3)〔調査内容〕）及び市場経済現地調査提出資料（ベカルト青島）（通番14）

422 市場経済追加質問状（令和3年11月）回答書（天津華源時代）（調査項目K-2）

423 市場経済追加質問状（令和3年11月）回答書（天津華源時代）（調査項目K-3）

424 市場経済追加質問状（令和3年11月）回答書（天津華源線材）（調査項目K-1）

425 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中華人民共和国城市房地産管理法」（全国人民代表大会ホームページ）：<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/201909/54daabc2a4014a3f8d3097bfaaf88f96.shtml>

426 市場経済追加質問状（令和3年11月）回答書（天津華源線材）（調査項目K-1①）

427 市場経済追加質問状（令和3年11月）回答書（天津華源線材）（調査項目K-1⑤及び⑥）

428 現地調査結果報告書（天津華源線材）（10.(1)〔調査内容〕）

(250) 以上から、中国では主たる生産手段である土地が政府により所有及び管理されており<sup>429</sup>、政府が、特定の政策目標を実現するために、溶融亜鉛めっき鉄線の生産者に対して土地使用権の譲渡等を行っていたことが認められた。

## 2-2-2-6 会計処理及び財務状況

(251) 市場経済当初質問状に回答した 3 者における会計処理の状況について、以下のとおり確認した。

(ア) ベカルト青島からは、同者は、中華人民共和国会計法、会計書類規則及び国際会計基準に準拠した中華人民共和国 GAAP（一般に公正妥当と認められた会計原則）に基づいて会計処理を行っており、監査法人による会計監査を年に一度受けている旨回答があつた<sup>430</sup>。

(イ) 天津華源時代からは、同者は、中華人民共和国会計法、企業財務報告条例及び小企業会計準則に基づいて会計処理を行っている旨、中国法及び会社定款において会計監査は義務付けられておらず、会計監査を受けていない旨回答があつた<sup>431</sup>。

(ウ) 天津華源線材からは、同者は、中華人民共和国会計法、企業財務報告条例及び小企業会計準則に基づいて会計処理を行っている旨、中国法及び会社定款において会計監査は義務付けられておらず、会計監査を受けていない旨回答があつた<sup>432</sup>。

(252) したがって、一部の生産者を除き、中国の溶融亜鉛めっき鉄線産業において、会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない<sup>433</sup>とは認められなかった。

## 2-2-3 市場経済の条件が浸透している事実に関する証言及び意見に係る検討

### 2-2-3-1 中国 WTO 加盟議定書第 15 条(a)(ii)の失効後は中国に対して非市場経済方式を利用することはできないと解釈すべきとの証言及び意見

(253) 中国 WTO 加盟議定書第 15 条(a)(ii)の失効に関し、以下のとおり、ベカルト青島から証言及び意見、ベカルトジャパンから意見並びに申請者から意見があつた。

(254) ベカルト青島からの証言<sup>434</sup>及び意見<sup>435</sup>並びにベカルトジャパンからの意見<sup>436</sup>は次のとおり。

非市場経済方式で正常価格を認定してダンピングマージンを算定することを許容している中国 WTO 加盟議定書第 15 条は、2016 年 12 月 11 日をもって既に失効している。そして、中国 WTO 加盟議定書第 15 条(a)(ii)の失効後は、確かにかかる仕組みが WTO 協定違反となると確定しているわけではないが、協定第 2.1 条が国内市場価格と正常価格を当然のように同一視している点を踏まえれば、中国 WTO 加盟議定書第 15 条(a)(ii)は創設的規定

429 ガイドライン 7.(6)一④

430 市場経済当初質問状回答書（ベカルト青島）（添付資料 E-10）及び市場経済当初質問状不備改め版回答書（ベカルト青島、令和 3 年 9 月 24 日）（調査項目 E-3、E-4、E-7-1、E-8、E-9 及び E-11）

431 市場経済当初質問状回答書（天津華源時代）（調査項目 E-1、E-3、E-7 及び E-9）

432 市場経済当初質問状回答書（天津華源線材）（調査項目 E-1、E-3、E-7 及び E-9）

433 ガイドライン 7.(6)一⑤

434 証言（ベカルト青島、令和 3 年 9 月 13 日）

435 意見の表明（ベカルト青島、令和 3 年 10 月 14 日）

436 意見の表明（ベカルトジャパン、令和 3 年 10 月 14 日）

であり、当該規定の失效後は中国に対して非市場経済方式を利用することはできないと解釈すべきである。なお、現に、EU 等諸外国の調査当局は、自ら立証を行う仕組みへと移行している。また、ニュージーランドの調査においても非市場経済方式での正常価額の算定は行われていない。

(255) 上記(254)に関する申請者からの意見<sup>437</sup>は次のとおり。

日本においては、政令第2条第3項が、「中華人民共和国（中略）を原産地とする特定の種類の輸入貨物に法第8条第1項の規定を適用する場合において、当該輸入貨物の生産者が、当該輸入貨物と同種の貨物を生産している当該輸入貨物の原産国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（中略）があることを明確に示すことができない場合」には、代替国価格を用いることができるとしている。このため、日本の法制度上、中国輸出者においては、代替国価格の利用を拒むには、中国WTO加盟議定書同様に、「当該輸入貨物の原産国の産業」において、市場経済の条件が浸透していることを示す必要があるため、本件でも、産業全体に市場経済の条件が浸透していることを示す必要がある。ベカルト青島の最終親会社が所在するベルギー王国の加盟している欧州連合も日本と同じ立場を採用している。

(256) 上記(254)及び(255)の証言及び意見に関し、調査当局は次のとおり検討した。

上記(185)に記載のとおり、調査当局は、政令第2条第3項の規定に基づき、中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格について、当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において、当該同種の貨物の生産及び販売について、市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合には、代替国価格を使用することとしている。

(257) したがって、上記(254)のベカルト青島による証言及び意見並びにベカルトジャパンによる意見は受け入れられない。

## 2-2-3-2 ベカルト青島との関係では中国において市場経済の条件が浸透している旨の証言及び意見

(258) 市場経済の条件が浸透している事実に関し、以下のとおり、ベカルト青島から証言及び意見、ベカルトジャパンから意見並びに申請者から意見があった。

(259) ベカルト青島からの証言<sup>438</sup>及び意見<sup>439</sup>並びにベカルトジャパンからの意見<sup>440</sup>は次のとおり。

(ア) これまでの日本国政府による調査においては、市場経済の条件が浸透しているか否かについて、上記(189)の各事実により、総合的に判断されているが、以下のとおり、ベカルト青島の固有の事情を踏まえれば、ベカルト青島との関係では中国においても市場経済の条件が浸透している。

(イ) 上記(189)(ア)の「価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府の重大な介入がない事実」について、【意思決定プロセス】。したがって、中国政府の重大な介入の事実は一切ない。

(ウ) 上記(189)(イ)の「主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実」については、投入財の購入先の選択や購入量、購入価格の決定について、中国政府の関

<sup>437</sup> 意見の表明（申請者、令和3年10月14日）

<sup>438</sup> 証言（ベカルト青島、令和3年9月13日）

<sup>439</sup> 意見の表明（ベカルト青島、令和3年10月14日）

<sup>440</sup> 意見の表明（ベカルトジャパン、令和3年10月14日）

与を受けることは一切ない。裏返せば、中国市場における自由競争の下、ベカルト青島が選択し、投入財を購入するという決断を下しており、そこに市場経済を歪めるような政策的操作が加わる余地はない。したがって、主要な投入財の費用が市場価格を反映していると考えている。

(エ) 上記(189)(ウ)の「労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実」については、ベカルト青島と従業員との間の対話の下、中国国内における適切な水準価格に基づいて賃金を決定している。その方法は、基本給は固定であるが、職位の違いに応じて試用期間後に賞与等を変更するといったどの国でも行われているであろう方法を採用している。したがって、労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されていると言える。

(オ) 上記(189)(エ)の「生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実」については、生産手段の政府による所有又は管理がなされているというような事実は一切ない。

(カ) 上記(189)(オ)の「会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実」については、当社が用いている会計基準は、中国 GAAS（一般に認められた監査基準）という国際会計基準に準拠した会計基準であり、特段非市場経済的要因を生み出しているとは考えていない。

(キ) 以上より、当社においては市場経済が浸透しているか否かを判断するための考慮要素につき、ポジティブな結果であるものと考えているので、非市場経済方式を採用する必要は無いものと理解している。

(260) 上記(259)に関する申請者からの意見<sup>441</sup>は次のとおり。

(ア) 中国の調査対象貨物の生産者において、産業全体に市場経済の条件が浸透している事実を立証する必要があるところ、少なくともベカルト青島がかかる事実を立証できているとは言えない。

(イ) 確かに、証言録<sup>442</sup>によれば、市場経済の条件が浸透していることを主張するために、価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府の重大な介入がない事実、主要な投入材の費用が市場価格を反映している事実、労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実、生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実、会計処理が国際会計基準又はそれを準じた形で適切に行われており、財政状況が非市場経済的な要因によりゆがめられていない旨がベカルト青島により陳述されている模様ではある。

(ウ) もっとも、これらの陳述内容は、結論を述べるのみであり、市場経済条件が浸透していることを示すには、その具体性や詳細、支える証拠が不十分であると考えられる。

(エ) 証拠<sup>443</sup>によれば、2016年2月に公表された政府規制「鉄鋼業の過剰生産能力の解決及び問題点を脱した発展を達成することに関する中国国務院の見解」の結果、軟鋼線材の価格が上昇し始めたことが示されており、また、証拠<sup>444</sup>によれば、2021年に中国国家発展改革委員会が供給サイドからの鋼鉄の供給の減少を明確に要求したことがあり、これらの事実から、政府の政策介入により影響を受けていることが窺われる。また、こ

<sup>441</sup> 意見の表明（申請者、令和3年10月14日）

<sup>442</sup> 証言（ベカルト青島、令和3年9月13日）

<sup>443</sup> 市場経済当初質問状回答書（ベカルト青島）（調査項目A-8-1）

<sup>444</sup> 市場経済当初質問状回答書（ベカルト青島）（調査項目A-8-2）

うした介入は過剰生産能力の解消のために行われていると仮定しても、従前の政府介入による市場の歪曲が解消したことを明確に示すものとは言えない。

(才) また、証拠<sup>445</sup>によれば、中国財務省及び中国国家税務総局による付加価値税率の引き下げが行われたことで、輸出販売費用が減少したことである。付加価値税が中国政府の産業政策や貿易政策を反映して頻繁に変更されるものであることからすると、政府による介入が具体的に示されたものと言える。

(カ) さらに、証拠<sup>446</sup>によれば、土地使用権に対する適切な対価の支払がないとされているため、市場経済条件が浸透していないことを推認させる一事情となるが、この点に関する説明もない。

(261) 上記(259)及び(260)の証言及び意見に関し、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(189)の各事実について、ベカルト青島に関する状況は、上記(227)、(230)(ア)、(240)、(246)(ア)、(249)(ア)及び(251)(ア)のとおりであり、以下が認められた。

(a) 同者における生産等に関する決定への中国政府による直接的・個別的な介入はなかった一方で、同者に設立された中国共産党支部が、党と国家の方針を実現すべく、同者内で活動を行っていた。

(b) 地方政府が交付する補助金が、同者の生産、投資等の決定に影響を及ぼしていた。

(c) 同者が政府系企業による出資を受けている者から調達していた軟鋼線材の価格が、中国政府による鉄鋼産業のバリューチェーンのハイエンド化に向けた取組の影響を受けていた。

(d) 同者の従業員の賃金は、同者が従業員との間で締結している「集団協約」等の内容を含む契約において取り決められているものの、当該賃金が労使間の自由な交渉により決定されたものであることを示す記録の提出はなかった。

(e) 同者が入札により青島市から取得した土地使用権は、青島市が特定の政策目標を実現するために同者に譲渡したと言えるものであり、また、その取得価格は、【取得価格の評価】だった。

(f) 同者の会計処理は、国際会計基準に準拠した中華人民共和国 GAAP（一般に公正妥当と認められた会計原則）に基づいて行われており、監査法人による会計監査を年に一度受けている。

(イ) 他方、上記(189)の各事実は、WTO 協定及び関係する国内法令に基づき、ベカルト青島だけでなく他の中国の生産者に関する状況も含めて、総合的に評価する必要がある。

(ウ) 上記(ア)のとおり、ベカルト青島については、同者における生産等に関する決定への中国政府による直接的・個別的な介入はなく、また、その会計処理が、国際会計基準に準拠した会計原則に基づいて行われていたことが認められるものの、同者における生産、投資等に関する決定への中国政府の間接的な影響があったことは窺われ、同者が調達していた軟鋼線材には、その価格について、中国政府の影響を受けていたものがあり、労使間の自由な交渉により同者の労働者の賃金が決定されていたことを示す証拠の提出はなく、生産手段である土地の使用権は、中国の地方政府から取得したものであった。これらのことと加え、上記(イ)のとおり、上記(189)の各事実は、ベカルト青島だけでなく他の中国の生産者に関する状況も含めて総合的に評価する必要があるところ、回答のあったその他の中国の生産者に関する状況は、上述してきたとおりである。

(262) 以上により、上記(259)のベカルト青島による証言及び意見並びにベカルトジャパンによ

<sup>445</sup> 市場経済当初質問状回答書（ベカルト青島）（調査項目 A-8-2）

<sup>446</sup> 市場経済当初質問状回答書（ベカルト青島）（調査項目 D-5-3）

る意見は受け入れられない。

## 2-2-4 市場経済条件の浸透事実についての結論

- (263) 以上のとおり、上記「**2-2-1 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方**」に掲げた事実を認めることができず、市場経済の条件が浸透している事実を確認できなかったことから、政令第2条第3項の規定に基づき、代替国価格を用いることとした。

## 2-3 代替国候補の選定及び正常価格

### 2-3-1 代替国候補の選定

- (264) 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の算定に当たり、代替国価格を用いる可能性を考慮し、上記「**1-6-3-1 代替国に係る選定通知（1回目）**」のとおり、令和3年6月14日、同日時点で調査当局が知り得た全ての中国の供給者4者、輸入者33者及び本邦生産者6者並びに中国政府に対して、また、同年6月30日、調査開始後に調査当局が知り得た中国の供給者1者に対して、「代替国選定1回目通知」を送付したところ、上記(50)のとおり、申請者4者<sup>447</sup>及び輸入者1者<sup>448</sup>から、調査当局が示した代替国候補を不適切と考える理由並びに提案する代替国候補及び提案する理由について意見の提出があった。

これらの意見を踏まえ、上記「**1-6-3-2 代替国に係る選定通知（2回目）**」のとおり、令和3年7月19日、同日時点で調査当局が知り得た全ての中国の供給者5者、輸入者24者及び本邦生産者6者並びに中国政府に対して、各代替国の候補における令和元年（2019年）又は令和2年（2020年）の1人当たりのGNIが中国に近い順に優先順位を付け、調査当局が知り得た全ての代替国候補の生産者を記載した「**表12 代替国候補の優先順位リスト**」とともに「代替国選定2回目通知」を送付し、代替国の候補等について意見を求めたところ、上記(53)のとおり中国の供給者1者<sup>449</sup>及び輸入者1者<sup>450</sup>から意見の提出があった。

- (265) 上記(264)を踏まえ、上記「**1-6-3-3 代替国候補の供給者への質問状等の送付等**」に記載のとおり、調査当局が知り得た代替国供給者に対し代替国当初質問状を送付したところ、回答提出期限までに2者から代替国当初質問状回答書が提出された。

- (266) 上記(265)を踏まえ、上記「**1-6-3 代替国に係る選定通知の送付等**」の「**表12 代替国候補の優先順位リスト**」に基づき検討した結果、代替国当初質問状に回答した2者がそれぞれ所在する国の中、優先順位の高い国を代替国とすることとした。

### 2-3-2 代替国選定に関する意見の検討

- (267) 代替国選定に関し、ベカルト青島及びベカルトジャパンから、以下のとおり意見の表明<sup>451</sup>があった。

(ア) 【企業名】で製造している製品は、本件の調査対象貨物と同一又は同種の貨物であることから、インドネシアにおいて調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われているといえる。

<sup>447</sup> 日亜鋼業、NS 北海製線、ガルバート・ジャパン、ワイヤーテクノ

<sup>448</sup> 片山鉄建

<sup>449</sup> ベカルト青島

<sup>450</sup> ベカルトジャパン

<sup>451</sup> 意見の表明（ベカルト青島及びベカルトジャパン、令和3年10月14日）

(イ) 【企業名】は、関連会社ではあるが、インドネシア国内における本件調査対象貨物の唯一の生産者であることから、同者の取引価格は、中国産の軟鋼線材の使用により市場価格が押し下げられているということもなく、調査対象貨物のインドネシア国内市場価格を正確に反映している。

(ウ) インドネシアでは、中国から日本に輸出されている調査対象貨物と同様の幅を持った品目を製造しており、中国産の同種貨物との間に対象性も認められる。

(268) 代替国選定に関し、申請者4者<sup>452</sup>から、以下のとおり意見の表明<sup>453</sup>があった。

(ア) インドネシアでは、2015年8月に軟鋼線材を含む各種線材に対してセーフガード措置がとられたため、軟鋼線材の価格が不安定。これにより、調査対象產品と同種の貨物の市場の価格も不安定になると予想されることから、代替国として用いることは適切でない。

(イ) インドネシアにおいて生産されている製品は、品質や顧客要求水準の達成度に照らして（例えば、物理的特性、化学的特性、用途等の観点から）中国からの輸入貨物と同種の貨物と言えない可能性が相当程度ある。

(ウ) 【企業名】は、【企業名】という関係会社と同一の敷地に工場を有しているようであり、また、【企業名】は調査対象產品と同種の貨物以外にも様々な製品を生産しており、各種数値を算出するに当たっての配賦方法が適切か否かは慎重に検討すべき。

(エ) 軟鋼線材の調達先が中国企業である場合、市場経済条件が浸透していない極めて安価な軟鋼線材により製造コストが小さくなつた結果、国内販売価格も安くなっている可能性があるため、慎重に検討すべき。

(オ) 【企業名】の製品は、【企業名】を通じた販売が行われている場合も多いと推測。グループ会社間で利益や損失が他社に移転されている可能性があるため、慎重に検討すべき。

(269) 上記(267)及び(268)の意見について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 申請者は、インドネシアにおける各種線材に対するセーフガード措置のため、軟鋼線材の価格が不安定となり、これにより、調査対象產品と同種の貨物の市場の価格も不安定になると予想されると主張するが、それを根拠とする具体的な価格の変動を示していない。

(イ) インドネシアの製品が、中国の製品に比べ、品質や顧客要求水準の達成度に照らし、同種の貨物と言えないという根拠が示されていない。

(ウ) 【企業名】が関係会社と同一の敷地に工場を有していることと調査対象產品と比較可能な製品の生産とは、関わりがない。

(エ) 申請者からは、【企業名】の調達先の情報、中国企業の軟鋼線材を使用することによる製造コスト及び国内販売価格への影響について具体的な数値が示されていない。また、仮に市場経済条件の浸透していない国における安価な調達先が含まれているとしても、そのことを以て費用が妥当に反映されていないと評価することはできず、インドネシアが代替国として不適切な理由とはならない。

<sup>452</sup> 日亜鋼業、NS 北海製線、ガルバート・ジャパン、ワイヤーテクノ

<sup>453</sup> 意見の表明（日亜鋼業、NS 北海製線、ガルバート・ジャパン、ワイヤーテクノ、令和3年10月14日）

(オ) 現地調査において、調査当局は、調査対象期間（2020年4月から2021年3月まで）中に【企業名】の【企業名】に対する亜鉛めっき鉄線の取引がなかったことを確認した<sup>454</sup>。

(270) 上記のとおり、調査当局は、代替国として認定した国に所在する代替国当初質問状に回答した代替国供給者1者が、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売を行っていると判断した。

### 2-3-3 代替国の正常価格

(271) 正常価格については、代替国における調査対象貨物と比較可能な貨物の生産費に当該比較可能な貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「代替国構成価格」という。）<sup>455</sup>を採用することとした。代替国構成価格の算出には、調査対象期間における当該代替国供給者の回答を用いた。

(272) 代替国構成価格の算出にあたり、物理的特性等を考慮し、規格、めっきの方法、線径、亜鉛付着量（規格品分類基準）、亜鉛付着量、原材料の組み合わせごとにグルーピングを行ったところ、中国から日本に向けて輸出された調査対象貨物は、代替国で生産された产品と同種ではあるが、品種は同一ではなかった。したがって、公正に比較可能な価格を算定するため、調査当局は以下の方法を検討した。

(273) 当該代替国供給者は、【原価計算方式】を採用しており、製造原価を、【原価計算方法】で算出していた。当該原価計算における原価要素は、【原価要素】であり、このうち【原価要素】を除いた原価要素は、本調査における生産費として適切であると認められた。また、調査当局は、当該原価計算によって算出された数値は物理的特性を反映した様式D<sup>456</sup>と一致することを確認した。

(274) そのため、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産費は、上記(273)の算出方法を用いて、物理的特性による差異を調整し、算定することができると認められた。

(275) 管理費、販売経費及び一般的な経費の額については、当該代替国供給者は【配賦基準】していた。

(276) 利潤の額については、まず、当該代替国供給者が生産している品種のうち、当該代替国供給者から【炭素含有量が調査対象外】と回答<sup>457</sup>があった品種を除いて利潤率を求めた。利潤率は、品種ごとに国内販売価格の合計から通常の取引とは認められなかった関連企業間の取引【数値】件及び原価割れ販売取引を除き、生産費、管理費、販売経費及び一般的な経費（以下「生産費用」という。）の額の合計を控除した金額の合計を、生産費用の合計で除して算出した。調査対象貨物と比較可能な貨物に係る利潤の額は、それぞれの生産費用に上記利潤率を乗じることで算出した。

(277) 上記(271)から(276)までのとおり、【数値】の品種について代替国構成価格を算出した。

### 2-4 中国の供給者

(278) 上記「1-6-1-1 供給者への質問状等の送付等」に記載のとおり、調査当局が調査

<sup>454</sup> 代替国現地調査提出資料（【企業名】）（【資料番号】）

<sup>455</sup> 政令第2条第1項第4号

<sup>456</sup> 代替国現地調査提出資料（【企業名】）（【資料番号】）

<sup>457</sup> 代替国当初質問状回答書（【企業名】）（【資料番号】）

開始時に知り得た中国の供給者 4 者<sup>458</sup>及び確認票の回答から新たに判明した中国の供給者 1 者<sup>459</sup>のうち、3 者<sup>460</sup>から調査対象期間中に調査対象貨物の生産及び輸出の実績がある旨並びに本調査へ協力する旨の回答があった。また、上記中国の供給者 4 者のうち 1 者<sup>461</sup>については、調査対象期間に調査対象貨物を生産しておらず、日本への輸出もなかったことから、利害関係者として扱わないとしたが、調査開始後新たに判明した中国の供給者 3 者<sup>462</sup>については、調査対象期間中に調査対象貨物を生産していたため、利害関係者として扱うこととした。

- (279) この他、駐日本国中華人民共和国大使館に対し、上記(278)に記載した中国の供給者 4 者以外の者で、調査対象貨物の生産又は輸出を行っている者に係る情報の提供を依頼するとともに、財務省及び経済産業省のホームページにおいて本調査に係る確認票及び質問状等を掲載したが、上記(278)で回答のあった 3 者以外の供給者から提出期限までに確認票及び供給者質問状に対する回答はなかった。

## 2-4-1 ベカルト青島

### 2-4-1-1 本邦向け輸出価格

- (280) ベカルト青島の回答<sup>463</sup>によると、同者は、規格、めっきの方法、線径、亜鉛付着量（規格品分類基準）、亜鉛付着量及び原材料で区別される多種の溶融亜鉛めっき鉄線を本邦に対し輸出していた。

また、調査対象期間中に同者が行った日本向け輸出取引の【数値】%<sup>464</sup>が、関連企業であるベカルトジャパン向け輸出取引であった。

- (281) ベカルト青島とベカルトジャパンのそれぞれの株式の【数値】%が同一の第三者によって保有されていたため<sup>465</sup>、調査当局は、ベカルト青島がベカルトジャパンと連合していると認めた<sup>466</sup>。

したがって、ベカルト青島とベカルトジャパンの取引に係る本邦向け輸出価格の算出に当たっては、ベカルト青島の回答<sup>467</sup>に記載された、ベカルトジャパンが調査対象貨物を日本国内において独立した買手に最初に販売した価格に基づいて行うこととした<sup>468</sup>。

- (282) ベカルト青島とベカルトジャパンとの間で調査対象期間中に行われた【数値】件の本邦向け輸出取引について、ベカルトジャパンの日本国内における最初の再販先はすべて【企業名】であり、非関連企業<sup>469</sup>であると認められた。

- (283) ベカルトジャパンと【企業名】との間で調査対象期間中に行われた取引は【数値】件であり、取引条件はすべて円建て【取引条件】であった。

- (284) 公正な価格比較を行うため、控除項目を検討した結果、全ての取引条件においてサンプル

458 ベカルト青島、天津華源時代、天津華源線材、天津市巨翔

459 瀋陽新隆泰貿易

460 ベカルト青島、天津華源時代、天津華源線材

461 天津市巨翔

462 瀋陽新隆泰貿易、天津市利偉天、瀋陽奎鼎貿易

463 供給者不備改め版回答書（ベカルト青島）（様式 B-1-2）

464 供給者追加質問状（令和 3 年 11 月）回答書（ベカルト青島）（様式 B）

465 供給者追加質問状（令和 3 年 11 月）回答書（ベカルト青島）（調査項目 H-2（調査項目 A-2））

466 ガイドライン 7.(2)及び(3)

467 供給者追加質問状（令和 3 年 11 月）回答書（ベカルト青島）（様式 G）

468 政令第 3 条

469 輸入者不備改め版回答書（ベカルトジャパン）（様式 D-2・D-3）

取引又は割引を控除した。

ベカルトジャパンの本邦における販売価格（消費税を含まない）から控除した費用は、【項目名】<sup>470</sup>及び利潤である。

ベカルト青島の国内販売価格から控除した費用は、【項目名】<sup>471</sup>である。

(285) ベカルトジャパンが【企業名】に販売した溶融亜鉛めっき鉄線のうち、規格、めっきの方法、線径、亜鉛付着量(規格品分類基準)、亜鉛付着量及び原材料の組み合わせにより特定した【数値】種の品種について、上記(281)から(284)のとおり、構成輸出価格を算出した。

(286) ベカルト青島と非関連企業との間で調査対象期間中に行われた【数値】件<sup>472</sup>の本邦向け輸出取引について、取引条件はすべて中国人民元建て【取引条件】であった。

(287) 公正な価格比較を行うため、控除項目を検討した結果、全ての取引条件においてサンプル取引又は割引を控除した。また、上記(286)の本邦向け輸出取引には、炭素含有量が調査対象外<sup>473</sup>のため調査対象貨物ではない貨物の取引も含まれていたため、当該取引を除外した。

ベカルト青島の輸出価格から控除した費用は、【項目名】<sup>474</sup>である。

(288) ベカルト青島が非関連企業に輸出した溶融亜鉛めっき鉄線のうち、規格、めっきの方法、線径、亜鉛付着量(規格品分類基準)、亜鉛付着量及び原材料の組み合わせにより特定した【数値】種の品種について、上記(286)及び(287)のとおり、それぞれ輸出価格を算出した。

## 2-4-1-2 通貨の換算

(289) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、上記(281)から(283)の価格及び(284)のベカルトジャパンの本邦における販売価格から控除した費用については、円建てであったことから、調査当局が認定した販売日において、供給者が会計システムに記帳する際用いている為替レートを用いて、供給者の現地通貨である中国人民元に換算した価格で比較した。

## 2-4-1-3 不当廉売差額率（ベカルト青島）

(290) 不当廉売差額は、上記「2-3-3 代替国の正常価格」において算出した正常価格と上記「2-4-1-1 本邦向け輸出価格」において算出した輸出価格との差額として、上記(285)及び(288)に記載した計【数値】種の品種それぞれについて算出した。また、各品種それぞれについて不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出し、各品種の数量で加重平均したところ、「表 37 不当廉売差額率（ベカルト青島）」のとおり 29.10%となり、僅少ではなかった。

表 37 不当廉売差額率（ベカルト青島）

供給者名	不当廉売差額率(%)
ベカルト青島	29.10

## 2-4-2 天津華源時代及び天津華源線材

### 2-4-2-1 供給者

470 供給者追加質問状（令和3年11月）回答書（ベカルト青島）（様式G）

471 供給者追加質問状（令和3年11月）回答書（ベカルト青島）（様式B）

472 供給者追加質問状（令和3年11月）回答書（ベカルト青島）（様式B）

473 供給者当初質問状回答書（ベカルト青島）（添付資料B-2-9-6）

474 供給者追加質問状（令和3年11月）回答書（ベカルト青島）（様式B）

(291) 天津華源時代の回答<sup>475</sup>によると、同者は、調査対象期間中に、規格、めっきの方法、線径、亜鉛付着量（規格品分類基準）、亜鉛付着量及び原材料で区別される多種の溶融亜鉛めっき鉄線を本邦に輸出していた。また、天津華源線材の回答<sup>476</sup>によると、同者も、調査対象期間中に、規格、めっきの方法、線径、亜鉛付着量（規格品分類基準）、亜鉛付着量及び原材料で区別される多種の溶融亜鉛めっき鉄線を本邦に輸出していた。

(292) 天津華源時代及び天津華源線材（以下併せて「天津2者」という。）に関し、以下の点を確認した。

(293) 天津華源線材に関し、以下の点を確認した。

(ア) 天津華源線材は、天津市静海区团泊鎮張家房子村村民委員会（以下「村民委員会」という。）が1992年に設立した「天津市静海区天津華源工場」を前身として、1995年に設立された<sup>477</sup>。

(イ) 天津華源線材が使用している土地及び建物は、村民委員会から賃借している<sup>478</sup>。

(ウ) 天津華源線材の法定代表人は【個人名】であり、同人は、設立時から法定代表人を務めている<sup>479</sup>。

(エ) 天津華源線材の董事長は【個人名】であり、同人は2008年に総經理に就任し、2019年1月6日の株主総会において董事長に選出された。同人は【個人名】の娘である【個人名】の配偶者であり、【個人名】の婿養子である<sup>480</sup>。

(オ) 天津華源線材の監事である【個人名】は、【個人情報】である<sup>481</sup>。

(カ) 天津華源線材の株式のうち、その95.0%を【個人名】が、残る5.0%を【個人名】が所有している<sup>482</sup>。

(294) 天津華源時代に関し、以下の点を確認した。

(ア) 天津華源時代は、2008年12月に、【株主名】<sup>483</sup>の3名によって設立された<sup>484</sup>。

(イ) 天津華源時代の法定代表人及び執行取締役（執行董事）は【個人名】であり、同人は、設立時から法定代表人及び執行取締役を務めている<sup>485</sup>。

(ウ) 天津華源時代の総經理及び監事は【個人名】が務めており、総經理については、設立時から務めている。天津華源時代の常務副総經理は、【個人名】が務めている。【個人名】と【個人名】は、【個人名】を兄、【個人名】を弟とする兄弟であり、【個人

475 供給者不備改め版回答書（天津華源時代）（様式B-1-2）

476 供給者不備改め版回答書（天津華源線材）（様式B-1-2）

477 現地調査結果報告書（天津華源線材）（6.〔調査内容〕）

478 市場経済追加質問状（令和3年11月）回答書（天津華源線材）（調査項目K-1）

479 現地調査結果報告書（天津華源線材）（6.〔調査内容〕）

480 同上

481 同上

482 市場経済当初質問状回答書（天津華源線材）（添付資料A-28）及び現地調査結果報告書（天津華源線材）（1.(1)〔調査内容〕及び6.〔調査内容〕）

483 【個人名】は、2016年、その所有する株式1.54%を全て【個人名】に譲渡した。（現地調査結果報告書（天津華源時代）（7.総論（NME）（2）〔調査内容〕））

484 現地調査結果報告書（天津華源時代）（7.総論（NME）（1）〔調査内容〕）

485 現地調査結果報告書（天津華源時代）（1.(2)及び7.総論（NME）（2）〔調査内容〕）

名】の配偶者【個人名】と【個人名】は、【個人名】を姉、【個人名】を妹とする姉妹である<sup>486</sup>。

(エ) 天津華源時代の株式のうち、その 96.92%を【個人名】が、1.54%を【個人名】が、残る 1.54%を【個人名】が所有している<sup>487</sup>。

(295) 天津 2 者に關係する天津華源工業公司（以下「天津華源工業」という。）に関し、以下の点を確認した。

(ア) 天津華源工業の共同所有者は、村民委員会である<sup>488</sup>。

(イ) 天津華源工業の法定代表人は【個人名】であり、上記(ア)の村民委員会から任命されたものである。同人は、合わせて総經理も務めている。同者には、董事長、副董事長、執行董事、董事及び監事は設置されていない<sup>489</sup>。

(ウ) 天津華源線材のホームページでは、天津華源工業（グループ）は、1992 年に設立され、天津華源線材、天津華源時代を含む 12 の企業を有する旨紹介されている<sup>490</sup>。天津市静海区人民政府のホームページには、天津華源工業（グループ）は、1992 年に設立され、天津華源線材、天津時代を含む 12 の企業を有する旨の記事<sup>491</sup>の他、【個人名】がそのグループの会長であるとの記事<sup>492</sup>もある。

(296) 天津 2 者と天津華源工業との關係性に関し、以下の点を確認した。

(ア) 天津 2 者は、天津市内の 3 者（【3 者の企業名】）と共に、同一の商業目的を達成するため、「華源集團」を表すロゴマーク及び「天津華源」の名称を使用している。当該ロゴマークは、天津華源時代が作成したもので、2011 年以前から使用している。天津華源時代は、天津華源線材や上記の 3 者に当該ロゴマークの使用を許諾している<sup>493</sup>。

天津華源時代は、当該ロゴマークを使用する意図について天津華源線材にも確認した上で、「天津華源線材と天津華源時代の所在地は距離が近く、生産している製品も類似している。また、両者の株主は、親族関係や知人関係にある。これらのことから、両者が共同で大きなグループを名乗り、マーケティング活動を行い、シェアを拡大したい、という意図のもとで、両者で共通のロゴマークを使用している」旨回答した<sup>494</sup>。

(イ) 天津華源時代の【建物の名称】の外壁には当該ロゴマークと「華源時代」及び「HUAYUAN TIMES」の文言を掲示しており、【建物の名称】の外壁には当該ロゴマークと「華源集團」及び「HUAYUAN GROUP」の文言を掲示している<sup>495</sup>。

(ウ) 天津華源線材は、自社発行の書面（売買契約書、製品の品質保証書等）に自社名を表

486 現地調査結果報告書（天津華源時代）(1.(2) [調査内容])

487 市場経済当初質問状回答書（天津華源時代）(添付資料 A-28)

488 現地調査結果報告書（天津華源線材）(9.(1) [調査内容])

489 現地調査結果報告書（天津華源線材）(9.(1) [調査内容])

490 調査当局が収集及び分析した関係証拠「天津華源線材ホームページ」

(<https://www.tjhuayuanwire.com/news/huayuan-industry-group-co-ltd-22570640.html>)

491 調査当局が収集及び分析した関係証拠「天津市静海区人民政府ホームページ」

([http://www.tjjh.gov.cn/jhqzf/xwzx\\_28970/jhqxx/201912/t20191213\\_1594977.html](http://www.tjjh.gov.cn/jhqzf/xwzx_28970/jhqxx/201912/t20191213_1594977.html))

492 調査当局が収集及び分析した関係証拠「天津市静海区人民政府ホームページ」

([http://www.tjjh.gov.cn/jhqzf/xwzx\\_28970/jhqxx/201912/t20191213\\_1585752.html](http://www.tjjh.gov.cn/jhqzf/xwzx_28970/jhqxx/201912/t20191213_1585752.html))

493 現地調査結果報告書（天津華源線材）(9.(1)② [調査内容]) 及び現地調査結果報告書（天津華源時代）(7.総論（NME）(1) [調査内容])

494 現地調査結果報告書（天津華源時代）(7.総論（NME）(1) [調査内容])

495 現地調査結果報告書（天津華源時代）(1.(4) [調査内容])

示する際、自社名ではなく、「天津華源工業集団公司」と記載することがある<sup>496</sup>。

(エ) 【年月】に開催された天津華源線材の従業員代表大会では、【従業員代表大会の内容】<sup>497</sup>、【従業員代表大会の内容】<sup>498</sup>。

(オ) 天津華源線材のホームページ中の「About us - Factory Video」の項目において、天津華源時代を紹介する動画が掲載されており、同動画内では、天津華源時代が天津華源工業の完全子会社である旨の表記がある<sup>499</sup>。また、同ホームページ中の「certificate」の項目において、天津華源時代が認証取得者とされている日本工業規格表示認証書等の証明書が紹介されている<sup>500</sup>。更に、同ホームページ中の「News」の項目において、天津華源線材の記事として、天津華源時代の顧客が年次工場視察のため天津華源時代の工場を訪問した旨が掲載されている<sup>501</sup>。

(カ) 天津華源線材は、2009年頃、天津華源時代と連名で、ISO9001の認証を得た<sup>502</sup>。

(キ) 天津華源線材が日々の営業活動において使用している同者の会社パンフレットには、同者を表わすものとして、当該ロゴマークとともに、天津華源時代を示す「HUAYUAN TIMES」が記載されている<sup>503</sup>。

(ク) 天津華源時代は、調査対象期間中、天津華源線材から、約391トンの軟鋼線材を調達した<sup>504</sup>他、約967トンの溶融亜鉛めっき鉄線を購入した<sup>505</sup>。

(ケ) 天津華源線材は、調査対象期間中、天津華源時代から、約2トンの軟鋼線材を調達した<sup>506</sup>他、少なくとも95トンの溶融亜鉛めっき鉄線を購入した<sup>507</sup>。

(コ) 天津2者は、いずれも、調査対象貨物を本邦に向けて輸出する際に、【会社名】に運送等を委託している<sup>508</sup>。

(サ) 調査対象期間中において、天津2者の調査対象貨物又は同種の貨物の販売先が次のとおり一部共通していた。中国国内向けの共通する販売先は、【販売先の企業名】。日本向けの共通する販売先は、【販売先の企業名】。第三国向けの共通する販売先は、【販売先の企業名】<sup>509</sup>。

496 現地調査結果報告書（天津華源線材）(3.(4)〔調査内容〕)

497 【従業員代表大会の内容】

498 市場経済当初質問状回答書（天津華源線材）（添付資料C-5-2）

499 現地調査結果報告書（天津華源時代）(7.総論(NME)(1)〔調査内容〕)、調査当局が収集及び分析した関係証拠「天津華源線材ホームページ」(<https://www.tjhuayuanwire.com/video>)

500 調査当局が収集及び分析した関係証拠「天津華源線材ホームページ」(<https://www.tjhuayuanwire.com/certificate>)

501 調査当局が収集及び分析した関係証拠「天津華源線材ホームページ」(<https://www.tjhuayuanwire.com/news/customer-field-visit-37005281.html>)

502 現地調査結果報告書（天津華源時代）(1.(7)〔調査内容〕)及び調査当局が収集及び分析した関係証拠「天津華源線材ホームページ」(<https://www.tjhuayuanwire.com/certificate>)

503 現地調査結果報告書（天津華源線材）(6.〔調査内容〕)

504 市場経済当初質問状回答書（天津華源時代）(様式B-2)

505 供給者追加質問状（令和3年11月）回答書（天津華源時代、令和3年10月15日）(様式A-7-3)

506 同上

507 供給者追加質問状（令和3年11月）回答書（天津華源時代）(添付資料J-2)、現地調査結果報告書（天津華源時代）(4.〔調査内容〕)

508 現地調査提出資料（天津華源線材）(通番2)、現地調査提出資料（天津華源時代）(通番8)

509 供給者当初質問状不備改め版回答書（天津華源時代、令和3年10月15日）(様式D)、供給者追加質問状

(シ) 天津 2 者と上記(ア)の 3 者との関係性について、上記の他、以下の事実を確認した<sup>510</sup>。  
【企業名】の法定代理人及び董事長は、【個人名】であった。  
【企業名】の株主（持株比率は 78.33%）は【個人名】であり、同人は、2019 年 11 月まで、同者の法定代理人及び董事長であった。  
【企業名】の董事は、【個人名】であった。

(ス) 天津華源時代は、調査対象期間中、上記(ア)の【企業名】から、約 5,000 トンの軟鋼線材を調達した<sup>511</sup>他、約 7 トンの溶融亜鉛めっき鉄線を購入した<sup>512</sup>。また、天津華源時代は、同者に対して、約 26 トンの溶融亜鉛めっき鉄線を販売した<sup>513</sup>。

(セ) 天津華源線材は、調査対象期間中、上記(ア)の【企業名】に、約 18 トンの溶融亜鉛めっき鉄線を販売した<sup>514</sup>。また、上記(ア)の【企業名】に、約 151 トンの溶融亜鉛めっき鉄線を販売した<sup>515</sup>。

(297) 上記(292)から(296)に関し、調査当局は次のとおり検討した。

(298) 天津華源線材の株式は、その 100%を【個人名】(95.0%) 及び【個人情報】(5.0%) が所有しており、天津華源時代の株式は、その 98.46%を【個人名】の娘が所有している。

また、天津華源線材の法定代表人である【個人名】は、天津華源時代の法定代表人である【個人名】の父であり、天津華源線材の総経理・董事長である【個人名】は、【個人名】の養子かつ天津華源時代の法定代表人・執行董事・支配株主である【個人名】の配偶者である。

【個人名】は、上記(229)(エ)のとおり、【中国共産党内における職務の内容】であり、天津華源線材が土地及び建物を賃借している村民委員会の【役職（主任等）の就任に関する事実の有無】こと、また、天津華源工業の法定代表人及び総経理であることからも、【個人名】に關係する親族で占められている天津 2 者の役員間は、【個人名】を中心として、非常に近しい親族關係にあるといえる。なお、上記(296)(ア)のとおり、当該親族關係を前提としつつ、天津 2 者が共同で大きなグループを名乗り、マーケティング活動を行い、シェアを拡大したい、という意図の下で事業活動を行っていることや天津 2 者からのこれまでの回答を踏まえても、当該親族關係が断絶していると言えるような事情は認められなかった。

(299) 天津 2 者は、同一の商業目的を達成するため、「華源集団」を表すロゴマーク及び「天津華源」の名称を使用しているだけでなく、天津華源線材は、天津華源時代を示す「HUAYUAN TIMES」を記載した自社のパンフレットを使用して営業活動を行い、自社のホームページに天津華源時代に関する記事を掲載していること等から、天津華源線材は、天津華源時代と同一視されることをいとわず、その事業活動を行っているといえる。なお、天津華源時代は、天津華源線材のこれらの事業活動について認識しているものの、これを問題視しているといえるような事情は認められなかった。

また、天津 2 者は、いずれも調査対象貨物を生産し、本邦に向けて輸出しているところ、天津 2 者は連名で ISO9001 の認証を得ており、また、上記(296)(サ)のとおり、その販売先の一部が共通していた。更に、天津 2 者は、溶融亜鉛めっき鉄線の原材料及び製品を相互に売買し、調査対象貨物を本邦に向けて輸出する際に、その運送等を同一の会社に委託してい

---

(令和 3 年 11 月) 回答書（天津華源時代）（様式 B、様式 C）、供給者当初質問状不備改め版回答書（天津華源線材、令和 3 年 10 月 15 日）（様式 C）、供給者追加質問状（令和 3 年 11 月）回答書（天津華源線材）（様式 B、様式 D）

510 市場経済現地調査提出資料（天津華源線材）（通番 14）

511 市場経済当初質問状回答書（天津華源時代）（様式 B-2）

512 供給者追加質問状（令和 3 年 11 月）回答書（天津華源時代、令和 3 年 10 月 15 日）（様式 A-7-3）

513 供給者追加質問状（令和 3 年 11 月）回答書（天津華源時代）（様式 C）

514 供給者当初質問状不備改め版回答書（天津華源線材、令和 3 年 10 月 15 日）（様式 C）

515 同上

た。

- (300) 以上から、調査当局は、天津 2 者が、調査対象貨物の生産及び販売に関して、共通の商業目的を達成するため、相互に調整することが可能であると判断し、不当廉売差額の算出に当たっては、天津 2 者を 1 事業体として取り扱うこととした。

#### 2-4-2-2 正常価格

- (301) 上記「**2-3-3 代替国の正常価格**」のとおり【数値】品種の調査対象貨物に対して品種ごとに正常価格を算出した。

#### 2-4-2-3 本邦向け輸出価格

- (302) 上記「**1-6-1-1 供給者への質問状等の送付等**」のとおり、調査当局は天津 2 者に対し、調査開始決定の通知を送付し、確認票及び供給者当初質問状への回答を求めた。また、供給者当初質問状の回答書を受領後、当該回答書について、複数箇所の回答内容に不備があったこと等から、調査当局は上記「**1-6-2 当初質問状回答書の不備等の指摘**」のとおり天津 2 者に対し不備指摘を送付し、供給者当初質問状の回答の不備等に対する確認を行った。

しかしながら、提出された供給者当初質問状に対する回答及び不備指摘に対する回答をもってもなお、回答が不十分であったため、調査当局は天津 2 者に対し、上記「**1-6-4-1 追加質問状の送付及び回答**」のとおり、供給者追加質問状及び添付資料等に関する指摘事項を送付し、更なる説明を求めた。

その後、上記「**1-6-6-1 供給者に対する現地調査の実施**」のとおり、これまでに天津 2 者から提出された質問状回答その他の書面等の内容の根拠となった関係書類等の確認・検証をするため、天津 2 者に対して現地調査を実施した。

なお、上記の各質問状等の送付の際、調査当局は指定された期限までに回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書 II、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

- (303) 上記(302)のとおり、調査当局は、回答内容の不備について、複数回にわたってその正確性の確認を試みたものの、確認するたびに複数の誤りが発見され、これまでに天津 2 者から提出された質問状回答その他の書面等の内容の根拠となった関係書類等の確認・検証を目的とした現地調査においてもなお、同様に誤りが発見される等した。これらのことから、結果として、天津 2 者から提出された様式 B（調査対象期間に行われた全ての日本向け輸出取引について記載する様式）及び様式 C（調査対象期間に行われた全ての国内向け取引について記載する様式）の回答内容の正確性を確認することができなかつた<sup>516</sup>。

- (304) 天津 2 者が様式 B 及び様式 C で回答した取引に係る情報は、天津 2 者自身が当然に把握しているものであり、回答することが困難とは言えない内容である上、調査当局は、天津 2 者からの回答期限の延長の求めを認めた上で、回答書を受領している。それにもかかわらず、上記のとおり、天津 2 者ともに回答を大幅に修正した上、その修正した回答にも不備や誤りがあることから、天津 2 者が回答をするに当たり最善を尽くしたとは認められなかった。

- (305) 天津 2 者の回答及び説明には数多くの誤り及び不整合が認められ、調査当局は同者の回答及び説明を理解すべく真摯に最大限の努力を行ったが、その正確性を確認するに当たり

<sup>516</sup> ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等及び不当廉売差額率の算定について（天津華源時代及び天津華源線材）（以下「FA・DM 計算書」という。）

多くの困難に直面した<sup>517</sup>。

- (306) このように、天津 2 者の対応は、最善を尽くしていたとは認められず、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に該当すると認められることから、調査当局は、天津 2 者の不当廉売差額率について、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて算出を行った。
- (307) 天津 2 者の輸出価格について、上記(303)のとおり、天津 2 者が提出した様式 B は正確性を確認することができないため、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づくこととした。知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）として、上記(302)の現地調査において確認・検証ができた、天津 2 者の様式 B の 6 件の本邦向け輸出取引を証拠として採用し、調査対象貨物の輸出価格を算出した。
- (308) 天津 2 者の回答<sup>518</sup>によると、調査対象期間中に同者は、規格、めっきの方法、線径、亜鉛付着量（規格品分類基準）、亜鉛付着量及び原材料で区別される多種の溶融亜鉛めっき鉄線を本邦に輸出していた。
- (309) 調査対象期間中に行われた、上記(307)の 6 件の本邦向け輸出取引について、天津華源時代の契約条件は【取引条件】、天津華源線材の契約条件は【取引条件】であった。  
公正な価格比較を行うため、同者の回答に記載されている控除項目に関し、控除項目を検討した結果、【取引条件】による輸出取引の場合は【項目名】を、【取引条件】による輸出取引の場合は【項目名】をそれぞれ控除した。  
なお、【加算項目を検討した結果、加算しなかった】。<sup>519</sup>、<sup>520</sup>
- (310) 上記(309)で輸出価格算出の基礎とした取引につき、物理的特性等を考慮するため、規格、めっきの方法、線径、亜鉛付着量（規格品分類基準）、亜鉛付着量及び原材料の組合せにより品種を定め、【数値】品種につき、品種ごとに 1kg 当たりの輸出価格を算出した。

## 2-4-2-4 通貨の換算

- (311) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、天津 2 者が取引に使用している通貨と代替国供給者が取引に使用している通貨は【使用通貨に係る説明】、輸出価格算出の基礎となつた輸出取引の価格から控除すべき項目については、【通貨単位】のものがあることから、調査当局が認定した販売日における、【為替レート】を用いて、【通貨単位】に換算した。

## 2-4-2-5 不当廉売差額率（天津華源時代及び天津華源線材）

- (312) 不当廉売差額は、上記「2-4-2-2 正常価格」において算出した正常価格と上記「2-4-2-3 本邦向け輸出価格」において算出した輸出価格との差額として、上記(310)に記載した【数値】品種それぞれについて算出した。また、各品種それぞれについて不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出し、各品種の数量で加重平均すると、「表 38 不当廉売差額率（天津華源時代及び天津華源線材）」のとおり 43.42%となり、僅少ではなかった。

<sup>517</sup> 同上

<sup>518</sup> 供給者当初質問状回答書（天津華源時代）（様式 B-1-2）及び供給者不備改め版回答書（天津華源線材、令和 3 年 9 月 16 日）（様式 B-1-2）

<sup>519</sup> 供給者追加質問状（令和 3 年 11 月）回答書（天津華源時代）（調査項目 I-1）

<sup>520</sup> 供給者追加質問状（令和 3 年 11 月）回答書（天津華源線材）（調査項目 I-3）

**表 38 不当廉売差額率（天津華源時代及び天津華源線材）**

供給者名	不当廉売差額率(%)
天津華源時代及び天津華源線材	43.42

## 2-4-3 知り得た供給者のうち調査に協力しなかった供給者及びその他の中国の供給者

### 2-4-3-1 不当廉売差額率

- (313) ベカルト青島、天津 2 者以外の調査当局が知り得た供給者 3 者及びその他の供給者については、調査当局が海外供給者から入手することを要する情報の詳細を明示し、また、当該必要な情報を得ることができない場合、調査当局は、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示したが、必要な情報を提供しなかった。
- (314) したがって、調査当局は、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づき<sup>521</sup>不当廉売差額率を算出することとし、当該供給者 3 者及びその他の中国の供給者が供給する溶融亜鉛めっき鉄線については、天津 2 者の不当廉売差額率と同率を適用した。

## 2-4-4 中国の供給者の不当廉売差額率

- (315) 上記(290)、(312)及び(314)で述べたとおり、中国の供給者の不当廉売差額率は、「**表 39 中国の供給者の不当廉売差額率**」のとおりとなった。

**表 39 中国の供給者の不当廉売差額率**

供給者名	不当廉売差額率(%)
ベカルト青島	29.10
天津華源時代及び天津華源線材	43.42
瀋陽新隆泰貿易	43.42
天津市利偉天	
瀋陽奎鼎貿易	
その他の中国の供給者	

## 2-5 韓国の供給者

- (316) 上記「**1-6-1-1 供給者への質問状等の送付等**」に記載のとおり、調査当局が調査開始時に知り得た韓国の供給者 6 者<sup>522</sup>及び確認票の回答から新たに判明した韓国の供給者 1 者<sup>523</sup>のうち、1 者<sup>524</sup>から、調査対象期間中に調査対象貨物の生産及び輸出の実績がある旨並びに本調査へ協力する旨の回答があった。
- (317) この他、駐日本国大韓民国大使館に対し、上記(316)に記載した韓国の供給者 7 者以外の者で、調査対象貨物の生産又は輸出を行っている者に係る情報の提供を依頼するとともに、財務省及び経済産業省のホームページにおいて質問状等を掲載したが、上記(316)で回答のあった 1 者以外の供給者から提出期限までに確認票及び供給者質問状に対する回答はなかった。

<sup>521</sup> 協定 6.8 及び同附属書II、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10.

<sup>522</sup> 韓国線材、Jinheung Iron & Steel、DAE A STEEL WIRE、JINHEUNG STEEL、CHUNG WOO ROPE、HANIL STEEL WIRE

<sup>523</sup> DONGYEONG TRADING

<sup>524</sup> 韓国線材

## 2-5-1 韓国線材

### 2-5-1-1 正常価格

(318) 韓国線材の回答<sup>525</sup>によると、調査対象期間中に同者は、規格、めっきの方法、線径、亜鉛付着量（規格品分類基準）、亜鉛付着量及び原材料で区別される多種の溶融亜鉛めっき鉄線を韓国国内で製造及び販売していた。

(319) 調査対象期間中に行われた【数値】件<sup>526</sup>の韓国国内販売取引について、全て非関連企業取引であり、受渡し条件は【受渡し条件】が【数値】取引、【受渡し条件】が【数値】取引、【受渡し条件】が【数値】取引、【受渡し条件】が【数値】取引であった。

これらの受渡し条件に関し、韓国線材の取引先が運賃を負担するものは、庭先渡しとその他、韓国線材が運賃を負担するものは、工場渡しと倉庫渡しであることを確認した<sup>527</sup>。

また、公正な価格比較を行うため、控除項目を検討した結果、【受渡し条件】及び【受渡し条件】による取引の場合は【項目名】を、【受渡し条件】による取引の場合は、【項目名】を、【受渡し条件】による取引の場合は【項目名】をそれぞれ控除した。

(320) 上記(319)で正常価格算定の基礎とした取引につき、物理的特性等を考慮するため、規格、めっきの方法、線径、亜鉛付着量（規格品分類基準）、亜鉛付着量及び原材料の組合せごとにグルーピングを行い、【数値】種の品種について、品種ごとに1kg当たりの国内販売価格を算出した<sup>528</sup>。

(321) また、韓国線材の回答<sup>529</sup>から、調査対象期間中に製造された溶融亜鉛めっき鉄線について、上記(320)と同様にグルーピングを行い、【数値】種の品種について、品種ごとに1kg当たりの構成価格を算出した。

なお、「その他の間接販売費・一般管理費」として回答された【費用】については、控除すべき費用とは認められなかったことから、公正な価格比較を行うため、韓国線材が様式Eにおいて「一般管理費」の算出に用いた数式に従い、「一般管理費」には【費用】<sup>530</sup>を加算した数値に修正した。

利潤の額については、品種ごとに国内販売価格の合計から原価割れ販売など通常の商取引とは認められなかった取引を除き、生産費、管理費、販売経費及び一般的な経費の額の合計を控除した金額の合計を、生産費用の合計で除して生産費用に対する率を算定し、上記(320)の品種ごとの生産費用に乗じて算出した。

(322) 正常価格には、上記(320)で算出した同種の貨物の国内販売価格を用い、それがない場合は上記(321)で算出した構成価格を用いた。

### 2-5-1-2 本邦向け輸出価格

(323) 韓国線材の回答<sup>531</sup>によると、調査対象期間中に同者は、規格、めっきの方法、線径、亜鉛付着量（規格品分類基準）、亜鉛付着量及び原材料で区別される多種の溶融亜鉛めっき鉄線を本邦に輸出していた。

525 供給者追加質問状回答書（韓国線材）（様式C-1-2）

526 供給者追加質問状回答書（韓国線材）（様式C）

527 現地調査結果報告書（韓国線材）(5.(1)【調査内容】)

528 不当廉売差額率の算定について（Hankuk Steel Wire Co., Ltd.）

529 供給者追加質問状回答書（韓国線材）（様式E）

530 供給者追加質問状回答書（韓国線材）（「指摘3」【非開示版】添付資料L-3(working file).xlsx）の項目【項目名】

531 供給者当初質問状回答書（韓国線材）（様式B-1-2）

- (324) 調査対象期間中に行われた【数値】件<sup>532</sup>の本邦向け輸出取引について、全て非関連企業間の取引であり、契約条件は【取引条件】であった。
- 公正な価格比較を行うため、同者の回答に記載されている控除項目に関し、控除項目を検討した結果、【取引条件】による輸出取引の場合は【項目名】を、【取引条件】による輸出取引の場合は【項目名】をそれぞれ控除した。
- (325) 上記(324)で輸出価格算定の基礎とした取引につき、物理的特性等を考慮するため、規格、めっきの方法、線径、亜鉛付着量（規格品分類基準）、亜鉛付着量及び原材料の組合せごとにグルーピングを行い、【数値】種の品種について、品種ごとに1kg当たりの輸出価格を算出した。

### 2-5-1-3 通貨の換算

- (326) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、国内取引及び輸出取引の価格については、供給者から提出された証拠において示された、供給者の現地通貨である韓国ウォン建ての価格で比較した。

### 2-5-1-4 不当廉売差額率（韓国線材）

- (327) 不当廉売差額は、上記「2-5-1-1 正常価格」において算出した正常価格と上記「2-4-2-3 本邦向け輸出価格」において算出した輸出価格との差額として、上記(325)に記載した【数値】品種それぞれについて算出した。また、各品種それぞれについて不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出し、各品種の数量で加重平均すると、「表40 不当廉売差額率（韓国線材）」のとおり10.42%となり、僅少ではなかった。

**表40 不当廉売差額率（韓国線材）**

供給者名	不当廉売差額率(%)
韓国線材	10.42

### 2-5-2 知り得た供給者のうち調査に協力しなかった供給者及びその他の韓国の供給者

#### 2-5-2-1 不当廉売差額率

- (328) 韓国線材以外の調査当局が知り得た供給者6者及びその他の供給者については、調査当局が海外供給者から入手することを要する情報の詳細を明示し、また、当該必要な情報を得ることができない場合、調査当局は知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示したが、必要な情報を提供しなかった。したがって、調査当局は、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づき<sup>533</sup>不当廉売差額率を算出することとした。

- (329) 正常価格は、上記「2-5-1-1 正常価格」における韓国線材の品種ごとの構成価格を数量で加重平均した価格を適用した。
- (330) 本邦向け輸出価格は、財務省貿易統計から韓国線材の輸出取引を除外して算出した。また、財務省貿易統計はCIF価格であるため、上記「2-5-1-2 本邦向け輸出価格」における韓国線材の輸出価格算出に係る控除費用に基づき、必要な費用を算出し控除することで工場渡し段階の価格とした。

<sup>532</sup> 供給者不備改め版回答書（韓国線材、令和3年9月16日）（様式B）

<sup>533</sup> 協定6.8及び同附属書II、政令第10条第4項並びにガイドライン10.

- (331) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、輸出価格については、財務省貿易統計が円建てであることから、税関長公示レートの月平均値を用いて供給国の現地通貨である韓国ウォンに換算した。
- (332) 不当廉売差額は、上記(329)、(330)及び(331)で算出した正常価格と輸出価格との差額として、これを輸出価格で除して不当廉売差額率を算出したところ、26.04%となり、僅少ではなかった。

### 2－5－3 韓国の供給者の不当廉売差額率

- (333) 上記(328)から(332)で述べたとおり、韓国の供給者の不当廉売差額率は、「表 41 韓国の供給者の不当廉売差額率」のとおりとなった。

**表 41 韓国の供給者の不当廉売差額率**

供給者名	不当廉売差額率(%)
韓国線材	10.42
Jinheung Iron & Steel	
DAE A STEEL WIRE	
JINHEUNG STEEL	
CHUNG WOO ROPE	26.04
HANIL STEEL WIRE	
DONGYEONG TRADING	
その他の韓国の供給者	

### 2－6 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項についての結論

- (334) 以上のとおり、中国及び韓国を原産国とする不当廉売された溶融亜鉛めっき鉄線の本邦への輸入の事実が認められた。

### 3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

(335) 調査対象貨物について、「**2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項**」のとおり、不当廉売された貨物の輸入の事実が認められたことを踏まえ、当該不当廉売された輸入貨物（以下「当該輸入貨物」という。）が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について検討を行った。

#### 3-1 同種の貨物の検討

(336) 損害の決定は、実証的な証拠に基づき、  
(ア) ダンピング<sup>534</sup>輸入の量及びダンピング輸入が国内市場における同種の產品の価格に及ぼす影響、並びに  
(イ) ダンピング輸入が同種の產品の国内生産者に結果として及ぼす影響の双方についての客観的な検討に基づいて行う<sup>535</sup>こととされている。  
そこで、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物が協定2.6で規定する同種の產品であることを確認するため、まず、本邦産同種の貨物について、物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、用途、価格の決定方法、代替性及び貿易統計上の分類等の検討を行った。

##### 3-1-1 物理的及び化学的特性

(337) 当該輸入貨物である溶融亜鉛めっき鉄線は、物理的特性としては、横断面の最大寸法が1.5ミリメートルを超える鉄線（ただし、電気めっきによるもの及び平線（横断面の形が平形のもの）を除く。）であり、軟鋼線材（線材のうち、炭素含有量0.25%未満のもの）を高温で溶かした亜鉛めっき液に浸し、表面に亜鉛めっきを施したものである<sup>536</sup>。化学的特性としては、亜鉛めっきを施すことにより、亜鉛めっきの表面に発生する亜鉛の酸化皮膜が、空気や水を極力通さない性質を有するため、錆の発生を防ぐ保護皮膜作用と、万が一傷が付き、下地の鉄線が露出した場合であっても、傷の周囲の亜鉛が鉄よりも先に溶け出すことで電気化学的に保護して鉄を腐食から守る犠牲防食作用を有する<sup>537</sup>。

一方、本邦産同種の貨物も、物理的特性としては、横断面の最大寸法が1.5ミリメートルを超える鉄線（ただし、電気めっきによるもの及び平線（横断面の形が平形のもの）を除く。）であり、化学的特性としては、軟鋼線材（線材のうち、炭素含有量0.25%未満のもの）を高温で溶かした亜鉛めっき液に浸し、表面に亜鉛めっきを施することで、亜鉛めっき皮膜を形成させたものであることを確認した<sup>538</sup>。

なお、調査対象貨物（ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線を除く。）と、ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線との間に、物理的及び化学的特性に関して実質的な違いはないことについては、上記(337)(ア)で検討したとおりである。

(338) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の物理的及び化学的特性は共通していた。

##### 3-1-2 製造工程

(339) 溶融亜鉛めっき鉄線の一般的な製造方法は、次のとおりである。  
まず、製鋼メーカーで製造された軟鋼線材の直径を細く伸ばす金属加工（伸線工程）を行う。本工程は、最初に軟鋼線材のスケールを取り、潤滑剤をコーティングした上で、伸線ダ

534 協定2.1

535 協定3.1

536 亜鉛付着量は各国の規格（JIS、KS等）により1種（下限値なし）～7種（400g/m<sup>2</sup>以上）に区分される。

537 申請書（2-3（1））、供給者当初質問状回答書（ベカルト青島）（調査項目A-5-1）

538 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目A-6）、申請書（4-1（1））

イスを用いて均一な金属組織かつ精密なサイズの線径に加工して、巻き取る。次に、伸線工程を終えた鉄線を高温で溶かした亜鉛の中に浸し、溶融亜鉛を表面に付着させた後で冷却して、亜鉛めっき皮膜を形成する<sup>539</sup>。

- (340) 当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物は、どちらも上記(339)に述べた方法で生産されており<sup>540</sup>、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の製造工程は共通していた。

なお、調査対象貨物（ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線を除く。）とほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線との間に、製造工程に関して実質的な違いはないことについては、上記(137)(ア)で検討したとおりである。

### 3－1－3 流通経路

- (341) 当該輸入貨物の本邦における流通経路については、当該輸入貨物の供給者から本邦の商社に対して輸出された上で、当該商社から産業上の使用者に販売されている場合や、更に他の商社を経由して販売されている場合が確認できたほか、当該輸入貨物の供給者から直接、本邦の産業上の使用者に輸出していることも確認できた<sup>541</sup>。本邦産同種の貨物についても、大部分は本邦の生産者から本邦の商社を介して産業上の使用者に販売されているが、本邦の生産者から産業上の使用者に直接販売されている場合もあることを確認した<sup>542</sup>。

- (342) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物は、いずれも、直接販売も間接販売も併用されており、流通経路は共通していた。

なお、調査対象貨物（ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線を除く。）とほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線との間に、流通経路に関して実質的な違いはないことについては、上記(137)(ア)で検討したとおりである。

### 3－1－4 用途

- (343) 当該輸入貨物は、主に金網類（フェンス、落石防護網、じゃかご、クリンプ金網、ひし形金網）に用いられていた。金網類は、高速道路脇のフェンス、公園の境界用のフェンス等、幅広く用いられ、官公需向けに多く使用される。一方、本邦産同種の貨物についても、フェンス、落石防護網、じゃかご、等の金網類等に用いられていた<sup>543</sup>。

- (344) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の用途は共通していた。

なお、調査対象貨物（ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線を除く。）とほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線との間に、用途に関して実質的な違いはないことについては、上記(137)(ア)で検討したとおりである。

### 3－1－5 値格の決定方法

- (345) 当該輸入貨物の本邦における購入価格の決定方法については、大部分が取引先との個別の交渉によって行われており、本邦産同種の貨物についても、同様に、大部分が取引先との個別の交渉によって行われていることを確認した<sup>544</sup>。

539 申請書（4-1 (4)）、供給者当初質問状回答書（調査項目 A-5-1）

540 供給者当初質問状回答書（添付資料 E-1-1-1）及び本邦生産者当初質問状回答書（添付資料 A-7）

541 輸入者当初質問状回答書（調査項目 D-1-6）及び産業上の使用者当初質問状回答書（様式 A-3）

542 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 A-10、様式 C-1）

543 申請書（2-3.(2)）、本邦生産者当初質問状回答書（添付資料 A-6-3-①）、産業上の使用者当初質問状回答書（様式 B-3）、同不備改め版回答書（様式 B-3）

544 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 C-2、添付資料 C-2-1）、産業上の使用者当初質問状回答書（調査項目 C-1）、現地調査結果報告書（日亜鋼業、ガルバート・ジャパン）（3.(3)）

(346) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における価格の決定方法は共通していた。

なお、調査対象貨物（ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線を除く。）とほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線との間に、価格の決定方法の差異は見られなかつた<sup>545</sup>。

### 3－1－6 代替性

(347) 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性については、「表 42 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性」<sup>546</sup>のとおり、質問状の該当する調査項目に回答のあった 13 者<sup>547</sup>のうち「代替可能性あり」との回答が全体の約 5 割を占め、「代替不可能」との回答は 1 割未満であった。「代替不可能」の内容として、一部の品種は海外での生産が無いことを理由にあげているほか、同じ原産国でも企業の設備の新旧等が異なるので、原産国別ではなくメーカー別の評価が必要との回答があった。これらの回答は、原産国の違いにより代替不可能であるという意見ではないと考えられる。実際に、質問状への回答内容が確認できる 13 者全てが原産国による違いは無いと回答していた<sup>548</sup>。

また、全体の約 5 割が、購入先の選定において価格が最も重要な要素であると回答しており、この割合は、品質、規格、供給安定性を最も重要な要素であると回答した割合と並んで高く、価格以外を最も重要な要素であると回答した者も、価格の重要性を、品質、規格、供給安定性の次に高く評価しており、価格を重視しないと回答した者は僅かであったことから、価格の重要性は相対的に高く評価されていた<sup>549</sup>。

そして、産業上の使用者は、購入先の選定において、同等規格かつ同一品種間では価格を競合理由と回答しており<sup>550</sup>、JIS 規格品又は相当品であって、必要な供給が見込まれれば価格が決定的な要素となっていることを確認した。

さらに、2 種品については、代替可能性「有」の回答が全体の 7 割超であり<sup>551</sup>、これらは、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物が、原産国の違いにもかかわらず高い代替性を有していることを裏付けるものである。

表 42 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性

原産国	回答	中国	韓国
日本	代替可能性あり	51.1%	41.9%
	条件付きで代替可能	0.0%	0.0%
	代替不可能	6.4%	7.0%
	わからない	42.6%	51.2%

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書（様式 E-2-1）、輸入者当初質問状回答書（様式 E-2-1）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 D-2-1）

(注) 小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはならない。

(348) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物は代替可能と認識されていることが認められた。なお、調査対象貨物（ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線を除く。）とほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線との間に、代替性に関して実質的な違いは見られな

545 本邦生産者追加質問状（令和 4 年 4 月）回答書（調査項目 AA-1）

546 報告書本文の数値は小数点第 2 位まで含めて計算。以下同様。

547 日亜鋼業、NS 北海製線、ガルバート・ジャパン、ワイヤーテクノ、東京製綱、ベカルトジャパン、藤田鉄網商工、中司商店、小財スチール、JFE 建材、鶴見金網、佐藤製線所、日広鋼機

548 輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 E-1）、本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 E-1）、産業上の使用者当初質問状回答書（調査項目 D-1）

549 輸入者当初質問状回答書（様式 E-5-1）、本邦生産者当初質問状回答書（様式 E-5-1）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 D-5-1）

550 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 D-4-2）

551 輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1、様式 E-2-1）

かつた<sup>552</sup>。

### 3－1－7 貿易統計上の分類

- (349) 当該輸入貨物は、商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第 7217.20 号に分類される溶融亜鉛めっき鉄線<sup>553</sup>又は 7229.90 号に分類される亜鉛をめっきしたその他の合金鋼の線<sup>554</sup>であり、本邦産同種の貨物も全ていずれかの HS 番号に分類されることを確認した。

### 3－1－8 同種の貨物の認定に係る意見等の検討

- (350) 産業上の使用者であるノブハラから、溶融亜鉛めっき鉄線の使用量を考えると、本邦産同種の貨物のみの仕入れでは納期などが間に合わないと思われるため、一度に大量に仕入れが可能な輸入品を使用している旨の意見の表明<sup>555</sup>があった。

- (351) 産業上の使用者である小財スチールから、当該輸入貨物を購入している理由は、本邦産同種の貨物と比較して当該輸入貨物の品質が安定しているからであり、当該輸入貨物が「正常価額」よりも高いか安いかにかかわらずこれを購入している旨の意見の表明<sup>556</sup>があった。

- (352) 輸入者かつ産業上の使用者である藤田鉄網商工から、以下の内容の意見の表明<sup>557</sup>があった。

(ア) 主として金網類に用いられる溶融亜鉛めっき鉄線は、フェンス・落石防護柵・落石防護網用の菱形金網、じやかご、クリンプ、亀甲金網など、二次製品の種類によってその製造工程はいずれも全く異なり、そのために求める亜鉛めっき鉄線の品質度合の許容範囲も違う。

(イ) 当社は、当社が求める品質と数量を安定的に信頼でき、かつ確保できる亜鉛めっき鉄線供給元との取引を常に模索しており、その長い業歴の中から、【選択した JIS 認証品工場】から供給される調査対象貨物を選択し購入している。当社に委託する金網同業者や当社の熟練職人の一番のニーズを満たすことを確認できたことが輸入及び使用の理由で、今回の調査対象指標の一つである「正常価格」よりも安いからではない。

- (353) 申請者から、以下の内容の意見の表明<sup>558</sup>があった。

(ア) 産業上の使用者である小財スチールの質問状回答書<sup>559</sup>において、「GS-2 及び GH-3 は国産の供給キャパシティが不足しているため、海外品と比較すると高値となる傾向にある」<sup>560</sup>、「基本的には海外品を購入し、国産については「急ぎで必要な時」など特別な理由

552 本邦生産者追加質問状（令和 4 年 4 月）回答書（調査項目 AA-1）

553 調査開始告示

554 一部改正後の調査開始告示

555 意見の表明（ノブハラ、令和 3 年 6 月 24 日）

556 意見の表明（小財スチール、令和 3 年 10 月 14 日）。なお、同者は、質問状回答（様式 D-4-1）においても、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物は競合しないと回答している。

557 意見の表明（藤田鉄網商工、令和 3 年 10 月 14 日）

558 意見の表明（申請者、令和 3 年 10 月 15 日）

559 産業上の使用者当初質問状回答書（様式 D-4）

560 なお、回答中にある「GS-2」、「GH-3」とは、それぞれ規格品における個別の品種名を指す。具体的には、「GS-2」は、材料に伸線加工及び焼きなましを行った後に溶融亜鉛めっきを行うという方法（S）により製造された、線径に応じ亜鉛付着量が  $20 \text{ g/m}^2 \sim 50 \text{ g/m}^2$  以上のもの（2 種品）を指す。また、「GH-3」は、材料に伸線加工を行ったままで溶融亜鉛めっきを行うという方法（H）により製造された、線径に応じ亜鉛付着量が  $75 \text{ g/m}^2 \sim 155 \text{ g/m}^2$  以上のもの（3 種品）を指す。

で高値でも購入せざるをえない時のみ購入」と回答している。

これは輸入品が不当廉売されていて、また産業上の使用者が価格によって購入する製品を決めているからこそ、海外輸入品が購入されていることを示しており、不当廉売輸入と国内産業の損害との因果関係の存在の事実を補強する事情である。また、不当廉売関税が課税されれば、国産品と海外品との競争が可能になる点で、むしろ申請者の主張と整合するものである。

さらに、GS-3<sup>561</sup>は価格でメーカーを決定する（国内の納期対応のメリットや海外品の梱包を解く手間等を考えても、海外品が5円/kg以上安ければ海外品を購入する）との回答もあり、これは、まさに価格が決定的な要素となっていることを示しており、申請者の主張と整合するものである。

(イ) 輸入者かつ産業上の使用者である藤田鉄網商工は、質問状回答書<sup>562</sup>において、2種品が代替不可能である理由について「国内に必要とされる一定水準（例えば長年の使用実績や本邦産同種の貨物と同等の品質）の亜鉛メッキ鉄線の数量を確保する為には地理的に日本に近く、海上輸送コストの低い、かつ供給力のあるメーカーのある国からの供給は必要。」と回答しているが、この説明からは、代替が不可能な理由が明らかではない。本邦向けに輸出される中国品・韓国品は、基本的にJIS規格を満たすこと、また、規格にとらわれない場合であっても、品種・性能が同様のものであるから、代替可能性はあると考えられる。実際、同回答に記載されている説明も数量確保の観点が記載されており、むしろこれは国産品と中国品・韓国品が代替可能であることを示す記載といえる。

(354) 上記(350)、(351)及び(352)の各意見について調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(350)、(351)及び(352)の意見は、当該輸入貨物を購入している産業上の使用者は、溶融亜鉛めっき鉄線の品質や供給安定性を重視した結果、当該輸入貨物を輸入又は購入しているのであって、価格が安価であっても購入先を変更しない、つまり、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物には代替性がないとの主張であると理解することができる。

(イ) このうち、まず上記(350)の意見については、本邦産同種の貨物のみでは需要を満たすような供給が不可能であることを示す証拠はこれまで提出されておらず、これは単なる主張にすぎない。

上記(351)及び(352)の各意見が指摘する品質の安定性につき、(351)については、申請者の意見表明にあるとおり、小財スチールの質問状回答書<sup>563</sup>では、価格を重視している旨の回答をしており、同回答書と意見表明の間で矛盾が起きており、品質を重視しているという主張を確認できる証拠はない。確かに品質の安定性等も産業上の使用者が溶融亜鉛めっき鉄線の購入先を選定するに当たり一つの要素となっているものの、産業上の使用者が溶融亜鉛めっき鉄線を購入する際に重視する事項については、上記(347)のとおり、価格を相対的に高く評価していることが確認できた。また、上記(353)のとおり、小財スチールが提出した質問状回答には、購入にあたり価格が決定的な要素であることを示す記載があり<sup>564</sup>、同者も価格を重視して購入先を選択していることがうかがわれるのであって、価格以外の要素により本邦産同種の貨物と当該輸入貨物の代替性が否定されるような事実は見当たらない。さらに、上記(352)については、当該回答者自身が「原産国間での相違点ではなく、その国の『メーカー』特色による相違点が影響を及ぼす可能

<sup>561</sup> 上記脚注560と同様に、「GS-3」とは規格品における個別の品種名を指したものであり、具体的には、材料に伸線加工及び焼きなましを行った後に溶融亜鉛めっきを行うという方法（S）により製造された、線径に応じ亜鉛付着量が75g/m<sup>2</sup>～155g/m<sup>2</sup>以上のもの（3種品）をいう。

<sup>562</sup> 輸入者当初質問状不備改め版回答書（様式E-2）

<sup>563</sup> 産業上の使用者当初質問状回答書（様式D-4）

<sup>564</sup> 産業上の使用者当初質問状回答書（様式D-4）

性が大きい」<sup>565</sup>と回答していることからも、原産国間の代替性を否定するものではなく、上記「3-1-6 代替性」における評価は妥当である。したがって、上記各意見が指摘するような要素は、いずれも本邦産同種の貨物と当該輸入貨物との代替性を否定するような事情には当たらない。

(ウ) 以上により、上記(350)のノブハラによる意見、上記(351)の小財スチールによる意見及び上記(352)の藤田鉄網商工による意見は受け入れられない。

### 3-1-9 同種の貨物の検討についての結論

(355) 上記のとおり、本邦産同種の貨物は、当該輸入貨物と物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途及び貿易統計上の分類に関して共通しており、高い代替性を有していることが認められた。

したがって、本邦産同種の貨物が協定 2.6 で規定する同種の产品であることを確認した。

### 3-2 本邦の産業

(356) 利害関係者から提出された書面<sup>566</sup>から、本邦において溶融亜鉛めっき鉄線を生産しているのは、日亜鋼業、NS 北海、ガルバート・ジャパン、ワイヤーテクノ、東京製綱、サクラテックの 6 者であることを確認した。

(357) 上記(356)の 6 者のうち、日亜鋼業、NS 北海、ガルバート・ジャパン、ワイヤーテクノ、東京製綱の 5 者について、当該輸入貨物の供給者又は輸入者との関係<sup>567</sup>を確認したところ、特段の関係がなかった<sup>568</sup>。また、政令第 4 条第 2 項により、本件課税申請の日の 6 か月前の日以後に輸入（少量なものを除く。）した生産者は本邦の生産者に含まないこととされているため、同課税申請の日の 6 か月前の日以降から同課税申請の日の前日まで（令和元年 10 月 30 日から令和 2 年 4 月 29 日まで）の当該輸入貨物の輸入の有無について確認したところ、当該 5 者には輸入の事実はなかった<sup>569</sup>。このため、当該 5 者は本邦の産業を構成する本邦の生産者に該当すると判断した<sup>570</sup>。

(358) 他方、サクラテックについては、申請書及び他の利害関係者等の質問状回答から、本邦産同種の貨物の生産者であると同時に、当該輸入貨物を輸入していることを確認した<sup>571</sup>。このことから、同者は政令第 4 条第 2 項に掲げる当該輸入貨物を輸入した生産者に該当することが認められた。この場合、同者の主たる事業が本邦産同種の貨物の生産であることについての証拠を提出しない限り、本邦の産業を構成する本邦の生産者に含まれない<sup>572</sup>ところ、同者は確認票及び質問状回答を提出しておらず、同項ただし書に規定する場合に該当する事実が認められなかつたことから、同者は本邦の産業を構成する本邦の生産者には含まれな

565 輸入者当初質問状回答書（様式 E-5-2）

566 申請書（4-2、別紙（非共有）1）、本邦生産者確認票

567 政令第 4 条第 2 項第 1 号から第 4 号まで

568 本邦生産者確認票（VI.1. 及びVIII.4.）

569 本邦生産者確認票（VII.1.）

570 政令第 4 条第 2 項本文。なお、当該 5 者のほかに本邦生産者に該当し得る者として東洋製線株式会社（以下「東洋製線」という。）が存在する。同者は、平成 29 年 9 月まで本邦産同種の貨物を生産していた（同月に生産停止）ことが推測される（申請書 別紙 11）ものの、現在は廃業しており質問状回答を得ることが不可能であった。調査当局は、同社が遅くとも平成 29 年 9 月には生産停止の状態にあり、調査対象期間においては最大でも 1 年半（平成 28 年 4 月～平成 29 年 9 月）の期間しか生産を行っていないかったであろう事実を踏まえ、本邦の産業の損害分析に与える影響は少ないものと判断し、以下における本邦の産業に係る損害分析に同者の数値は含まれないとした。

571 申請書（8-1、別紙 13）、供給者当初質問状回答書（様式 B-1-1）、産業上の使用者当初質問状回答書（様式 A-3）

572 政令第 4 条第 2 項ただし書

いものとした。

(359) 以上のとおり、本邦の産業を構成する本邦の生産者は、日亜鋼業、NS 北海、ガルバート・ジャパン、ワイヤーテクノ、東京製綱の 5 者とした<sup>573</sup>。

また、「表 43 本邦の産業の状況（令和 2 年度）」のとおり、当該 5 者の令和 2 年度における生産量は【数値】MT であり、当該 5 者が本邦で生産する溶融亜鉛めっき鉄線が、本邦における溶融亜鉛めっき鉄線の総生産高に占める割合は【80-95】%であった。

**表 43 本邦の産業の状況（令和 2 年度）**

生産者名	生産高及び本邦の総生産高に占める割合		当該輸入貨物の輸入の有無	申請に対する支持の状況	調査への協力
	生産高（MT）	占拠率（%）			
日亜鋼業	【数値】	【数値】	無し	-	協力する
NS北海製線	【数値】	【数値】	無し	-	協力する
ガルバート・ジャパン	【数値】	【数値】	無し	-	協力する
ワイヤーテクノ	【数値】	【数値】	無し	-	協力する
東京製綱	【数値】	【数値】	無し	意思表明しない	協力する
サクラテック	【数値】	【数値】	有り	-	-
合計	【数値】	100.0%			

(出所) 申請書<sup>574</sup>、本邦生産者確認票（IV.V.VIII.2,3.及びX.3.）、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

(注) NS 北海製線は、令和元年 9 月をもって自社生産を停止し、同年 10 月以降子会社であるガルバート・ジャパンに針金生産を集約・統合した。

### 3-3 累積的な評価

(360) 複数の供給国からの当該輸入貨物が本邦の産業へ及ぼす影響を累積的に評価することの妥当性に関して、

- (ア) 同時に複数の供給国が調査対象となっていること
- (イ) 各国からの輸入に係る不当廉売差額が僅少ではないこと
- (ウ) 各国からの輸入数量が無視できるものではないこと
- (エ) 輸入產品の間の競争の状態及び輸入產品と国内の同種の產品との間の競争の状態に照らして輸入の及ぼす影響を累積的に評価することが適當であることについて検討<sup>575</sup>した。

#### 3-3-1 当該輸入貨物の供給国

(361) 当該輸入貨物の供給国は中国及び韓国であり、複数の供給国が調査対象である。

#### 3-3-2 当該輸入貨物の不当廉売差額

(362) 当該輸入貨物の不当廉売による正常価格との価格差は、上記「2-4-4 中国の供給者の不当廉売差額率」及び「2-5-3 韓国の供給者の不当廉売差額率」のとおり、輸出取

<sup>573</sup> 協定 4.1、政令第 4 条第 1 項及びガイドライン 4.(1)

<sup>574</sup> サクラテックの生産量【数値】MT について、調査当局が収集及び分析した関係証拠「経済産業省生産動態統計」（鉄鋼 普通鋼 めっき鋼材 針金）の令和 2 年度の生産量 62,817MT から本邦生産者の総生産高を引いた数値（【数値】MT）との比較により検証した結果、両者の数値が近似したことから、申請書に記載の推定生産量は概ね妥当と判断し、これを使用した。

<sup>575</sup> 協定 3.3

引価格に対する百分率によって表示した場合、いずれも 2%を超えており、僅少ではない。

### 3－3－3 当該輸入貨物の輸入量

- (363) 当該輸入貨物の輸入量について、令和 2 年度では、「表 44 当該輸入貨物の輸入量」のとおり、総輸入量 49,380MT のうち、中国からの輸入量が 32,434MT(対総輸入量比 65.7%)、韓国からの輸入量が 10,664MT(対総輸入量比 21.6%) となっており、いずれも無視できる数量(全輸入量の 3%未満<sup>576</sup>) ではなかった。

表 44 当該輸入貨物の輸入量

		平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
当該輸入貨物の輸入量(合計)	輸入量(MT)	29,897	29,282	38,309	47,872	43,099
	対総輸入量(%)	71.7%	73.8%	79.2%	85.6%	87.3%
当該輸入貨物の輸入量(中国)	輸入量(MT)	21,008	18,921	26,492	36,636	32,434
	対総輸入量(%)	50.4%	47.7%	54.8%	65.5%	65.7%
当該輸入貨物の輸入量(韓国)	輸入量(MT)	8,889	10,360	11,817	11,235	10,664
	対総輸入量(%)	21.3%	26.1%	24.4%	20.1%	21.6%
第三国からの輸入量	輸入量(MT)	11,786	10,416	10,061	8,034	6,281
	対総輸入量(%)	28.3%	26.2%	20.8%	14.4%	12.7%
総輸入量(MT)		41,683	39,698	48,370	55,906	49,380

(出所) 財務省貿易統計

(注) 第三国からの輸入量(MT) = 総輸入量(MT) - 当該輸入貨物の輸入量(MT)

### 3－3－4 原産国の異なる溶融亜鉛めっき鉄線の間の競争状態

- (364) 原産国が異なる溶融亜鉛めっき鉄線の間の競争状態に関して、原産国間の代替性に関する輸入者質問状、本邦生産者質問状及び産業上の使用者質問状の回答を集計したところ、上記「表 42 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性」のとおり、本邦産同種の貨物と中国又は韓国を供給国とする輸入貨物との間では、「わからない」との回答<sup>577</sup>を除けば「代替可能性あり」との回答がそれぞれ約 9 割を占めていたことから、本邦産同種の貨物は中国又は韓国を供給国とする輸入貨物それぞれと競争状態にあることが認められた。

また、中国を供給国とする輸入貨物と韓国を供給国とする輸入貨物との間の競争状態については、調査対象期間中にどちらも取り扱ったことがある輸入者及び産業上の使用者<sup>578</sup>の回答を確認したところ、原産国の違いによる相違点は無いと回答していた<sup>579</sup>。よって、これらの輸入貨物の間に相違点はなく競争状態にあることが認められた。

- (365) このように、原産国の異なる溶融亜鉛めっき鉄線の間には競争状態にあることから、当該輸入貨物の輸入の及ぼす影響を累積的に評価<sup>580</sup>することが適当であると認められた。

### 3－3－5 累積的な評価に係る意見等の検討

<sup>576</sup> 協定 3.3 及び 5.8

<sup>577</sup> 「わからない」と回答したすべての者が、当該原産国の製品を取り扱っていないことを確認した。

<sup>578</sup> 藤田鉄網商工、小財スチール

<sup>579</sup> 輸入者当初質問状不備改め版回答書(調査項目 E-1-2、様式 E-5-2)及び産業上の使用者当初質問状回答書(調査項目 D-1-2、様式 D-5-2)

<sup>580</sup> 協定 3.3

(366) 海外供給者である韓国線材から、以下の意見の表明<sup>581</sup>があった。

韓国産溶融亜鉛めっき鉄線の輸入量及び輸入金額は、日本国内の産業に実質的な損害を与えるほど増加していないし、相対的シェアは減少したこと、輸入単価は平成28年度から令和2年度までの調査対象期間中に持続的に下落していなかったこと、輸入量が調査対象期間に継続的に増加したのは、韓国産ではなく中国産であったこと等から、輸入品が本邦の産業に損害を与えたことがあるとすれば、韓国を除いた、中国などの他の国からの輸入品によるものである。

(367) 上記(366)の意見について調査当局は次のとおり検討した。

上記意見は、韓国からの輸入品について個別に評価することを求める意見と考えられるが、本調査において、複数の供給国からの当該輸入貨物が本邦の産業へ及ぼす影響を累積的に評価する<sup>582</sup>ことの妥当性に関しては、上記「3-3-4 原産国の異なる溶融亜鉛めっき鉄線の間の競争状態」で検証したとおり、中国を供給国とする輸入貨物及び韓国を供給国とする輸入貨物の及ぼす影響を累積的に評価することが適当であると認められた。これに対し、韓国線材及び他の利害関係者から累積評価が相当ではないことを示す証拠等は何ら提出されていない。

したがって、上記(366)の韓国線材による主張は受け入れられない。

### 3-3-6 累積的な評価についての結論

(368) 以上により、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業へ及ぼす影響について、中国を供給国とする輸入貨物及び韓国を供給国とする輸入貨物の及ぼす影響を累積的に評価することが適当と判断した。

## 3-4 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響

### 3-4-1 当該輸入貨物の輸入量

(369) 当該輸入貨物の輸入量は、「表44 当該輸入貨物の輸入量」のとおり、平成29年度に前年度の29,897MTからほぼ横ばいに推移し29,282MTとなったが、その後大幅に増加し令和元年度には47,872MTとなった。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景とする国内需要減少の影響を受け43,099MTと減少したが<sup>583</sup>、調査対象期間全体では44.2%の増加となった。また、総輸入量に占める当該輸入貨物の割合は調査対象期間全体で見ると71.7%から87.3%に15.6ポイント増加した。

一方で、本邦産同種の貨物の国内販売量は、「表45 本邦産同種の貨物の販売量の変化」のとおり、平成28年度から平成29年度にかけて横ばいに推移し、平成30年度以降は減少し続けた結果、調査対象期間全体では17ポイントの減少となった。

表45 本邦産同種の貨物の販売量の変化

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
本邦産同種の貨物の販売量 (MT) (国内販売量)	【100】	【100】	【93】	【89】	【83】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式B-1）

(注) 各欄の【】は、平成28年度の数値を100とする指標である。

<sup>581</sup> 意見の表明（韓国線材、令和3年10月14日）

<sup>582</sup> 協定3.3

<sup>583</sup> 現地調査結果報告書（日亜鋼業）(3.(3)(イ)<対応内容>)

(370) 当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物の本邦における消費の相対的な変化を見ると、「表 46 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移」のとおり、当該輸入貨物の市場占拠率は平成 30 年度に対前年度比 25 ポイント上昇、令和元年度に対前年度比 26 ポイント上昇し、令和 2 年度は上記(369)のとおり輸入量が減少し、その減少率が需要量の減少率を上回っていたことから対前年度比 3 ポイント下落したが、調査対象期間全体としては 48 ポイントの大幅な増加となった。これに対して、本邦産同種の貨物の市場占拠率は平成 29 年度に対前年度比 1 ポイント上昇した後、令和元年度まで下落、令和 2 年度には対前年度比 2 ポイント上昇し、調査対象期間全体としては 14 ポイント下落した。

**表 46 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移**

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
当該輸入貨物の市場占拠率(%)	【100】	【100】	【125】	【151】	【148】
本邦産同種の貨物の市場占拠率(%)	【100】	【101】	【92】	【84】	【86】
第三国産同種の貨物の市場占拠率(%)	【100】	【90】	【83】	【64】	【55】
需要量 (MT)	【100】	【98】	【102】	【106】	【97】

(出所) 財務省貿易統計、申請書（別紙（非共有）1 及び 3）、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

(注 1) 需要量 (MT) = 本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 自家消費量 (MT) + 総輸入量 (MT) + 輸入生産者による本邦産同種の貨物の国内販売量<sup>584</sup> (MT)

(注 2) 当該輸入貨物の市場占拠率 (%) = 当該輸入貨物の輸入量 (MT) / 需要量 (MT) × 100

(注 3) 本邦産同種の貨物の市場占拠率 (%) = (本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 自家消費量 (MT)) / 需要量 (MT) × 100

(注 4) 各欄の【 】は、平成 28 年度の数値を 100 とする指標である。

### 3－4－2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響

(371) 本邦における当該輸入貨物の販売価格<sup>585</sup>と、本邦産同種の貨物の販売価格<sup>586</sup>について、まずは全品種<sup>587</sup>について分析することとし、「表 47 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、庭先渡し）」のとおり、年度別加重平均価格を比較した。

(ア) 「表 47 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、庭先渡し）」のとおり、調査対象期間を通じて当該輸入貨物の販売価格は本邦産同種の貨物の販売価格を【20-35】% 下回っていた。本邦の産業は、以下「3－5－13 国内価格に影響を及ぼす要因」で分析するとおり、平成 29 年度及び平成 30 年度に製造原価が上昇する中、その上昇分を国内販売価格に転嫁しようとしたものの、安価な当該輸入貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮及び値下げを要求された結果、製造原価の上昇に

<sup>584</sup> 上記「3－2 本邦の産業」のとおり、輸入生産者であるサクラテックは本邦の産業から除外されているため、同者の推定生産量を販売量とみなし、需要量に加算した。

<sup>585</sup> 非関連企業間取引のみを対象とした。なお、溶融亜鉛めつき鉄線は産業上の使用者である藤田鉄網商工が調査対象貨物を直接輸入している（実際に、産業上の使用者当初質問状回答書（様式 D-8）において、輸入品は基本的に転売目的ではなく自社使用材料を目的としている旨回答している。）ことから、当該産業上の使用者が輸入品を調達する際の購入金額（様式 B-1）、荷役・通関諸費用、国内運賃（いざれも様式 D-2・D-3）を加味して算出している。

<sup>586</sup> 非関連企業間取引のみを対象とした。

<sup>587</sup> 全品種とは調査対象貨物の全ての品種を指す。

見合った価格設定を行うことができなかつた<sup>588</sup>。令和元年度及び令和2年度に製造原価が下落傾向となる中、国内販売価格は令和元年度に上昇し、令和2年度は下落した。令和元年度は、「3-5-2 生産能力・稼働率（操業度）」で述べるとおり、本邦生産者のうち1者が生産を停止した結果、製造原価が対前年度比大幅に減少となる一方、国内販売価格は、一部の品種が僅かに上昇した。令和2年度は、国内販売価格の下落が製造原価の下落を僅かに上回っていた。この2年間について製造原価及び国内販売価格を平成28年度比でみると、製造原価の上昇分を国内販売価格におおむね転嫁できていたと考えられる。しかし、上記のとおり値上げの価格改定を行った結果、一部の産業上の使用者からは当該輸入貨物との価格差を指摘され、最終的には当該輸入貨物に販売の機会を奪われるなどの事実を確認した<sup>589</sup>。

(イ) 「表46 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移」及び「表47 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、庭先渡し）」のとおり、当該輸入貨物の販売価格が本邦産同種の貨物の販売価格を調査対象期間を通じて下回っており、調査対象期間を通じて当該輸入貨物の市場占拠率はおおむね上昇傾向にあった。これは、溶融亜鉛めっき鉄線の市場において、価格が調達先の選定において最も決定的な要素であり、それ故に本邦産同種の貨物より安価である当該輸入貨物への置き換えが進んだことによるものであることがうかがわれる。このことは、上記(347)で述べたとおり、顧客が購入先を決定する際に価格の重要性を相対的に高く評価していることが、産業上の使用者の回答からも裏付けられている。

このように、当該輸入貨物の販売価格は、調査対象期間を通じて本邦産同種の貨物の販売価格を常に下回っていたこと（プライスアンダーカッティング）が認められた。

**表47 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、庭先渡し）**

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
本邦産同種の貨物 (円/kg)	【100】	【106】	【115】	【117】	【112】
当該輸入貨物 (円/kg)	【100】	【107】	【123】	【120】	【116】
価格比 (%)	【100】	【101】	【107】	【103】	【104】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式C-1）、輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式B-1、様式C-1、様式D-2・D-3）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式B-1）

(注1) 価格比 (%) = 当該輸入貨物 (円/kg) / 本邦産同種の貨物 (円/kg) × 100

(注2) 各欄の【】は、平成28年度の数値を100とする指数である。ただし、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比については、【】内において実際の数値(%)を含む一定の範囲を表示している。

(372) また、溶融亜鉛めっき鉄線は、亜鉛めっき量の違いにより品種間の価格が大きく異なることから、品種別<sup>590</sup>に分析を行った。

品種別の分析にあたり、輸入者の質問状回答において、調査対象期間中、当該輸入貨物の【数値】を占める2種品について比較を行ったところ、「表48 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（2種品、庭先渡し）」のとおりであった。調査対象期間を通じて当該輸入貨物が本邦産同種の貨物の価格を【10-50】%下回っていた。2種品における

<sup>588</sup> 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目C-4-1及びC-4-2、添付資料C-3-3、添付資料C-4-3）、現地調査結果報告書（ガルバート・ジャパン）(3.(3) <対応内容>)

<sup>589</sup> 本邦生産者当初質問状回答書（添付資料C-3-3、調査項目C-4-1及びC-4-2、添付資料C-4-3）、現地調査結果報告書（ガルバート・ジャパン）(3.(3) <対応内容>)

<sup>590</sup> 品種については、日本国内における規格（JIS規格）を参考に、線径に応じて定められる亜鉛付着量に対応し、1種品（最も亜鉛付着量が少ない）から7種品（最も亜鉛付着量が多い）までに区分することとした。

る当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の価格は、いずれも調査対象期間を通じて「**表 47 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、庭先渡し）**」の全品種を合わせた総平均価格と同様の推移を示していた。このように、当該輸入貨物と本邦産同種の2種品の国内販売価格を「**表 48 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（2種品、庭先渡し）**」のとおり、比較した結果、当該輸入貨物の販売価格は、調査対象期間を通じて本邦産同種の貨物の販売価格を常に下回っていたこと（プライスアンダーカッティング）が認められた。

**表 48 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（2種品、庭先渡し）**

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
本邦産同種の貨物 (円/kg)	【100】	【107】	【121】	【124】	【113】
当該輸入貨物 (円/kg)	【100】	【112】	【132】	【121】	【111】
価格比 (%)	【100】	【104】	【109】	【97】	【98】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）、輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1、様式 C-1、様式 D-2・D-3）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

(注 1) 価格比 (%) = 当該輸入貨物 (円/kg) / 本邦産同種の貨物 (円/kg) × 100

(注 2) 各欄の【 】は、平成 28 年度の数値を 100 とする指標である。ただし、「本邦産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比」については、【 】内において実際の数値 (%) を含む一定の範囲を表示している。

### 3－4－3 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討

(373) 本邦産同種の貨物と当該輸入貨物の価格比較に関して、産業上の使用者である小財スチールから次の内容の意見の表明<sup>591</sup>があった。

本邦産同種の貨物は、納入後即時に利用できるよう、キャリアセットされた状態で納入される。これに対して、調査対象貨物及び同種の貨物は、キャリアセットされた状態で納入されないため、納入後に利用できる状態にするための梱包の荷解き作業などが生じる。かかる作業の入件費を考慮すると、調査対象貨物及び同種の貨物は、本邦産同種の貨物よりも少なくとも 5%程度安くなければ、本邦産同種の貨物よりも割高になってしまう。上記のような相違点から、調査対象貨物及び同種の貨物は、単に本邦産同種の貨物よりも安いというだけでは購入する理由とはならない。

(374) 本邦産同種の貨物と当該輸入貨物の価格比較に関して、輸入者かつ産業上の使用者である藤田鉄網商工から、以下の内容の意見の表明<sup>592</sup>があった。

本邦産同種の貨物は、納入後即時に利用できるよう、キャリアセットされた状態で納入される。さらに、本邦産同種の貨物は、在庫を最小限とするため差し当たり必要な分だけ少しずつ購入するという、いわゆる「当用買い」が可能である。これに対して、調査対象貨物及び同種の貨物は、キャリアセットされた状態で納入されないため、納入後に利用できる状態にするための作業上の負担が生じる。また、調査対象貨物は「当用買い」ができず、まとまった数量を購入する必要があるため、必然的に大量一括購入となる。上記のような相違点から、調査対象貨物及び同種の貨物は、必然的に本邦産同種の貨物よりも契約単価が下がることになるが、生産段階までには諸処に負担が発生するので使用者側としてはこの点も留意しなければならない。

<sup>591</sup> 意見の表明（小財スチール、令和 3 年 10 月 14 日）

<sup>592</sup> 意見の表明（藤田鉄網商工、令和 3 年 10 月 14 日）

(375) 当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物の価格比較に関して、供給者であるベカルト青島及び輸入者であるベカルトジャパンから、以下の内容の証言及び意見の表明<sup>593</sup>があった。

(ア) 調査対象貨物及び同種の貨物は、キャリアセットされた状態で納入されず、納入後に利用できる状態にするための作業上の負担が生じるため、産業上の使用者の立場に立てば、当該作業に要する人件費相当額の分だけ国産より外国産の方が安いのは当然である。実際に、ベカルト青島から納入された製品を産業上の使用者において使用するには、【産業上の使用者側のコストの詳細】を負担する必要がある。

(イ) また、外国からの輸入に際しては「当用買い」(さしあたって必要な分だけ購入すること)ができないため、小ロットでも購入できる国産品と比較して大量一括購入となり、その分割安になることもある。仮にベカルト青島が、「当用買い」を受け入れた場合、【「当用買い」による価格上昇分】。

(376) 申請者から、上記(375)の証言及び意見の表明に対し、以下の内容の意見の表明<sup>594</sup>があつた。

ここで主張されているような、キャリアセットされていないことによって生じる作業負担について、ベカルト青島及びベカルトジャパンは明確な説明も立証もしていない。

(377) 上記(373)から(376)までの意見について調査当局は次のとおり検討した。

調査当局は、当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物の入荷時の荷姿に関して、当該輸入貨物の入荷時の荷姿は包装紙で完全梱包されており、キャリアがないこと、本邦産同種の貨物はほぼ100%がビニール袋掛けでキャリアセットされていることを確認した。しかし、上記(374)及び(375)で指摘されている【コストの種類】は、いずれも荷姿の相違にかかわらず輸出取引において常に発生する費用であり、結局、荷姿の違いによって産業上の使用者に生ずるコストとは無関係のものである。そうすると、上記意見のうち、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の適切な価格比較を行う上で調整が必要とされるのは【コストの種類】のみにとどまるとして解されるところ、ベカルト青島の回答によれば、それらはそれぞれ【数値】円/kg、【数値】円/kg(合計【数値】円/kg)に留まるものであることを確認した<sup>595</sup>。これらの費用を、「表47 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格(全品種、庭先渡し)」における当該輸入貨物の販売価格に上乗せしても、なお当該輸入貨物の販売価格は本邦産同種の貨物の国内販売価格を常に下回っており、プライスアンダーカッティングが生じることが確認できた。

以上からすれば、ベカルト青島の上記意見のうち、価格比較において調整が相当であると考えられる費用について考慮したとしても、上記「3-4-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」で示した調査当局の判断は否定されない。

(378) 供給者である韓国線材より、以下の内容の証拠の提出<sup>596</sup>及び意見の表明<sup>597</sup>があった。

(ア) 申請者は、本邦産同種の貨物の国内販売価格が下落していない理由として、①標準的な型番の輸入量が増加し、これに対応するために、本邦産同種の貨物の型番が手頃な価格の標準型番から高価な価格帯の製品に移動したこと、及び、②原材料である軟鋼線材の価格が上がったことの2点を主張しているが、次のような理由から、これらの主張は

<sup>593</sup> 証言（ベカルト青島及びベカルトジャパン、令和3年9月13日）、意見の表明（ベカルト青島及びベカルトジャパン、令和3年10月14日）

<sup>594</sup> 意見の表明（申請者、令和3年10月14日）

<sup>595</sup> 現地調査結果報告書（ベカルト青島）（第2の6.(1)〔調査内容〕）

<sup>596</sup> 証拠の提出（韓国線材、令和3年9月14日）

<sup>597</sup> 意見の表明（韓国線材、令和3年10月14日）

根拠のないものである。

- (イ) ①について、本邦産同種の貨物の型番構成が標準的なものから高価なものに移動した場合、これを代替した韓国産品の型番構成は、高価なものから標準的なものに移動したことになるが、財務省貿易統計<sup>598</sup>によると韓国産品の輸入単価は上昇しており、申請者の主張と相反する。
- (ウ) ②について、軟鋼線材の価格上昇率以上に韓国産品の輸入単価が上昇しており、このことからすると、韓国産品が本邦産同種の貨物の価格下落を圧迫したり、値上げを抑制したりした事実はない。
- (エ) 以上から、韓国産品の輸入単価の下落で本邦産同種の貨物の販売価格を下落させ、これにより、本邦の産業に損害を引き起こしたという主張は根拠がない。

(379) 上記(378)の意見について調査当局は次のとおり検討した。

- (ア) 本邦産同種の貨物の国内販売価格の推移については「**3－4－2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響**」で述べたとおり、原材料価格の上昇の影響を受けて一定程度の価格転嫁を行ったことを確認しており、型番構成の変化のみによって販売価格が上昇又は下落しているわけではない。
- (イ) また、「**表 47 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、庭先渡し）**」のとおり、当該輸入貨物の国内販売価格は本邦産同種の貨物の国内販売価格を常に下回っており、取引先との価格交渉に影響を及ぼしていたほか、「**3－4－2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響**」で述べたとおり、一部では交渉の結果、一部の産業上の使用者からは当該輸入貨物との価格差を指摘され、最終的には当該輸入貨物に販売の機会を奪われるなどの事実を確認した<sup>599</sup>。

(380) 以上により、上記(378)の韓国線材による意見は受け入れられない。

#### **3－4－4 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論**

- (381) 以上のとおり、当該輸入貨物の輸入量は、調査対象期間全体で見ると大幅に増加した一方で、本邦産同種の貨物の販売量は、調査対象期間全体で見ると減少した。
- また、当該輸入貨物の価格は、本邦産同種の貨物の価格を常に下回っており、プライスアンダーカッティングが認められた。
- 上記「**3－1 同種の貨物の検討**」で検討したとおり、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物とは高い代替性があり、また、本邦産同種の貨物及び当該輸入貨物の数量及び価格動向から、溶融亜鉛めっき鉄線は、調達先の選定において価格が決定的な要素であると認められた。さらに、製造原価の上昇に伴い国内販売価格の引き上げを行ってきたところ、取引先からは安価な当該輸入貨物を引き合いに値上げ幅の圧縮及び値下げ要求があり、当該輸入貨物に販売の機会を奪われている<sup>600</sup>。
- これらの事実から、調査対象期間における本邦産同種の貨物の販売量は、当該輸入貨物の影響により減少していたことが認められた。

<sup>598</sup> 証拠の提出（韓国線材、令和3年9月14日）

<sup>599</sup> 本邦生産者当初質問状回答書（添付資料C-3-3、調査項目C-4-1及びC-4-2、添付資料C-4-3）、現地調査結果報告書（ガルバート・ジャパン）(3.(3)<対応内容>)

<sup>600</sup> 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目C-4-2、添付資料C-4-3）

### 3-5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

(382) 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関し、当該国内産業の状態に關係を有する経済的な要因及び指標（販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益若しくは操業度における現実の及び潜在的な低下、資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、国内価格に影響を及ぼす要因又は不当廉売価格差の大きさを含む。）について評価<sup>601,602,603</sup>した。

#### 3-5-1 生産高（生産量）

(383) 本邦の産業の生産高（生産量）は、「表49 本邦の産業の生産量の推移」のとおり、平成29年度は対前年度比で7ポイント減少した後、平成30年度に2ポイント増加し、令和元年度は再び減少に転じ対前年度比3ポイント減少した。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景とする国内需要減少の影響を受け<sup>604</sup>、対前年度比12ポイント減少し、調査対象期間中20ポイントの減少となった。調査対象期間中において国内販売量に対する自家消費量の割合は【5-15】%程度で推移しており影響は限定的であることから、生産量の当該減少は国内販売量の減少に対応したものと認められる。

表49 本邦の産業の生産量の推移

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
生産量(MT)	【100】	【93】	【95】	【92】	【80】
国内販売量(MT)	【100】	【100】	【93】	【89】	【83】
自家消費量(MT)	【100】	【93】	【109】	【100】	【92】
輸出量(MT)	【100】	【100】	【100】	【100】	【100】
期末在庫量(MT)	【100】	【75】	【79】	【93】	【81】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式B-1）

(注) 各欄の【 】は、平成28年度の数値を100とする指標である。

#### 3-5-2 生産能力・稼働率（操業度）

(384) 本邦産同種の貨物の生産量を本邦の産業の生産能力で除した稼働率（操業度）は、「表50 本邦の産業の稼働率の推移」のとおりであった。生産能力が調査対象期間を通じて低下する中、稼働率は平成29年度に対前年度比5ポイント下落した後、令和元年度まで徐々に回復したものの、令和2年度は対前年度比9ポイント下落し、調査対象期間全体としては10ポイントの下落となった。生産能力が、平成29年度、平成30年度に対前年度比で低下した要因は、【生産能力の変動】。生産能力は調査対象期間を通じて減少傾向にあり、生産量の減少と同様の減少傾向を示しており、また、令和元年度及び令和2年度に生産能力が低下し

601 協定3.4

602 調査当局は、本邦生産者に対し、本邦産同種の貨物の輸出による影響を除外して回答するよう求め、本邦産同種の貨物の輸出実績が除外された本邦生産者の回答書を基に、評価を行った。

603 本邦生産者のうちの1者（東京製鋼）は回答が十分ではなかったため、適切な回答のあった一部の指標（生産高、生産能力・操業度、在庫、販売及び市場占拠率、不当廉売価格差の大きさ）についてのみ分析対象とした。その他の利潤、設備投資、キャッシュフロー等の指標については、回答がなかったことから分析対象としていないものの、同者の本邦産同種の貨物の生産量は全体の【0-5】%に過ぎず、当該輸入貨物が本邦の産業に及ぼす影響を判断するにあたり、同社の数字を除いたとしても産業全体での評価に影響はない」と判断した。

604 現地調査結果報告書（日亜鋼業）(3.(3)(イ)<対応内容>)

た要因は、令和元年 9 月に本邦生産者 1 者<sup>605</sup>が、【生産停止の背景】を確認した<sup>606</sup>。国内需要量が減少した令和 2 年度には生産量の削減率が生産能力の下落率を上回ったため、稼働率は悪化した。

**表 50 本邦の産業の稼働率の推移**

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
生産量(MT)	【100】	【93】	【95】	【92】	【80】
生産能力(MT)	【100】	【98】	【97】	【94】	【89】
稼働率(%)	【100】	【95】	【98】	【99】	【90】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

(注 1) 稼働率 (%) = 生産量 (MT) / 生産能力 (MT/年) ×100

(注 2) 各欄の【 】は、平成 28 年度の数値を 100 とする指標である。

### 3-5-3 在庫

(385) 本邦の産業の期末在庫について、「**表 51 本邦の産業の在庫の推移**」のとおり、在庫量は平成 29 年度に対前年度比 25 ポイント減少した後、令和元年にかけて増加を続けたが、令和 2 年度は対前年度比 12 ポイント減少となった。

このような中、在庫率も令和元年度までは在庫量と同様に推移し、平成 29 年度に減少した後令和元年まで増加傾向となった。令和 2 年度は、在庫量が減少する中、上記「**3-5-1 生産高（生産量）**」に示したとおり需要減少の影響を受け生産量も減少したため、在庫率はほぼ横ばいで推移した。

平成 29 年度に在庫量が減少したのは、本邦生産者のうちの 1 者が、販売量に見合った在庫販売を行っており、在庫量を調整したこと<sup>607</sup>、また、別の 1 者が、【在庫量が通常よりも大きかった理由】<sup>608</sup>による。

**表 51 本邦の産業の在庫の推移**

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
在庫量 (MT)	【100】	【75】	【79】	【93】	【81】
在庫率(%)	【100】	【81】	【84】	【100】	【101】
生産量 (MT)	【100】	【93】	【95】	【92】	【80】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

(注 1) 在庫率 (%) = 本邦生産者の期末在庫量 (MT) / 本邦産同種の貨物の生産量 (MT) ×100

(注 2) 各欄の【 】は平成 28 年度の数値を 100 とする指標である。

### 3-5-4 販売及び市場占拠率

(386) 本邦産同種の貨物の国内販売量は、「**表 52 本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移**」のとおり、平成 29 年度まで横ばい、平成 30 年度に対前年度比 7 ポイント減少、令和元年度に対前年度比 4 ポイント減少、令和 2 年度に対前年度比 6

605 【本邦生産者】

606 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-2-1、様式 A-9、添付資料 F-1）

607 現地調査結果報告書（日亜鋼業）(3.(2)<対応内容>)

608 本邦生産者当初質問状不備改め版回答書（調査項目 B-1）

ポイント減少し、調査対象期間中 17 ポイント減少した。上記「**3-4-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響**」で述べたとおり、当該輸入貨物の販売価格が本邦産同種の貨物の価格を常に下回っている状況において、平成 29 年度及び平成 30 年度には製造原価が上昇する中、その上昇分に見合った価格設定ができなかつたが、令和元年度及び令和 2 年度は、平成 28 年度からの製造原価上昇分を価格に転嫁することができた反面、取引先からの安価な当該輸入貨物を引き合いとした交渉の結果、販売の機会を奪われていた<sup>609</sup>。

なお、自家消費量は、調査対象期間を通じて増加と減少を繰り返したものの、国内販売量に対する自家消費量の割合は、調査対象期間を通じて【5-15】%程度であり、国内販売量と自家消費量の合計に顕著な影響を与えるものではなかった。

- (387) また、本邦産同種の貨物の市場占拠率は、上記「**3-4-1 当該輸入貨物の輸入量**」及び「**表 52 本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移**」のとおり、当該輸入貨物の輸入量の増加、国内販売量の減少を反映して推移し、調査対象期間中 14 ポイント減少した。

**表 52 本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移**

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
国内販売量 (MT)	【100】	【100】	【93】	【89】	【83】
自家消費量 (MT)	【100】	【93】	【109】	【100】	【92】
本邦産同種の貨物の 市場占拠率(%)	【100】	【101】	【92】	【84】	【86】

(出所) 財務省貿易統計、申請書（別紙（非共有）1 及び 3）、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

(注 1) 本邦産同種の貨物の市場占拠率 (%) = (本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 本邦産同種の貨物の自家消費量 (MT)) / 需要量 (MT) ×100

(注 2) 需要量 (MT) = 本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 本邦産同種の貨物の自家消費量 (MT) + 総輸入量 (MT) + 輸入生産者による本邦産同種の貨物の国内販売量<sup>610</sup> (MT)

(注 3) 各欄の【 】は、平成 28 年度の数値を 100 とする指標である。

### 3-5-5 利潤

- (388) 本邦の産業の売上高は、「**表 53 本邦の産業の利潤の推移**」のとおり、平成 29 年度に対前年度比 5 ポイント増加、平成 30 年度に対前年度比 2 ポイント増加、令和元年度に対前年度比 4 ポイント減少、令和 2 年度に対前年度比 10 ポイント減少し、調査対象期間全体では 7 ポイントの減少となった。

上記「**3-4-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響**」及び「**3-5-4 販売及び市場占拠率**」に述べたとおり、平成 29 年度は、国内販売量は対前年度比で横ばいであったものの、製造原価の上昇に伴い国内販売価格の引き上げを行ったことにより、売上高が増加したものとみられる。平成 30 年度は、国内販売量は対前年度比で減少したものの、製造原価上昇に伴う国内販売価格の引き上げが国内販売量の対前年度比減少率を上回っていたため、売上高が対前年度比増加したと考えられる。その後、令和元年度も国内販売価格が上昇したものの、販売量の減少をより反映したこと、また令和 2 年度は国内販売価格と国内販売量のどちらも減少したことにより、売上高は減少した。

<sup>609</sup> 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-4-2、添付資料 C-4-3）

<sup>610</sup> 脚注 584 と同じ。

(389) 一方、売上総利益は、平成 29 年度に対前年度比 7 ポイント減少、平成 30 年度に対前年度比 7 ポイント減少した後、令和元年度は対前年度比 5 ポイント増加したが、令和 2 年度に対前年度比 8 ポイント減少し、調査対象期間中では 17 ポイントの減少となった。

平成 30 年度まで売上高が増加したにもかかわらず、売上総利益が減少したのは、「**3-5-13 国内価格に影響を及ぼす要因**」で述べるとおり、製造原価の上昇による影響を反映していた。特に製造原価が大きく上昇した平成 29 年度及び平成 30 年度に、製造原価の上昇分を国内販売価格に転嫁することを試みたものの、安価な輸入品の影響により一部では製造原価の上昇分に見合った価格設定ができなかった。令和元年度は、前年度に比べて製造原価が下落した一方で、国内販売価格が上昇したため売上総利益は増加した。令和 2 年度には売上高減少の影響を受けて売上総利益も減少した。

(390) 営業利益は、平成 29 年度に対前年度比 44 ポイント減少、平成 30 年度に対前年度比 16 ポイント減少、令和元年度に対前年度比 48 ポイント増加、令和 2 年度は横ばいで推移し、調査対象期間中に 12 ポイント減少となった。

売上総利益と同様に、「**3-4-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響**」で述べたとおり、当該輸入貨物の販売価格が本邦産同種の貨物の販売価格を常に、大幅に下回っていたことにより、製造原価の上昇に見合った価格設定ができなかった影響を受けていた。平成 29 年度は、売上高の上昇に伴い販売管理費も上昇したことから、営業利益の減少率は売上総利益の減少率を上回っていた。令和元年度は、本邦生産者 1 者の売上高の増加<sup>611</sup>、本邦生産者 1 者の減価償却費の減少<sup>612</sup>、本邦生産者 1 者<sup>613</sup>の【営業利益増加の理由】等により、対前年度比で上昇し、令和 2 年度も同様の取組みを行った結果、対前年度比で横ばいとなった。

売上高営業利益率についても営業利益と同様の傾向となった。営業利益が横ばいで推移した令和 2 年度は、売上高が減少したことにより売上高営業利益率が上昇したが、調査対象期間全体では 5 ポイントの減少となった。売上高営業利益率は、調査対象期間を通じて【数値】%で推移しており、これは平成 28 年度から令和 2 年度における製造業の金属製品業の売上高営業利益率の業界平均である 2.7%~4.4%<sup>614</sup>と比較して低水準であり、本邦の産業の収益性が十分でないことが認められる。

**表 53 本邦の産業の利潤の推移**

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
売上高（百万円）	【100】	【105】	【107】	【103】	【93】
売上総利益（百万円）	【100】	【93】	【86】	【91】	【83】
営業利益（百万円）	【100】	【56】	【40】	【88】	【88】
売上高総利益率(%)	【100】	【89】	【80】	【88】	【89】
売上高営業利益率(%)	【100】	【54】	【38】	【85】	【95】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-2-2）

(注 1) 売上高総利益率(%) = 売上総利益（百万円）／売上高（百万円）×100

(注 2) 売上高営業利益率(%) = 営業利益（百万円）／売上高（百万円）×100

(注 3) 各欄の【】は、平成 28 年度の数値を 100 とする指標である。

611 【本邦生産者】

612 【本邦生産者】

613 【本邦生産者】

614 調査当局が収集及び分析した関係証拠「財務省法人企業統計調査」。本邦産同種の貨物が所属する「鉄鋼」区分は、一次産品メーカーの割合が大きいため二次産品業界の基準としては適当でないとして、本文にあるとおり「金属製品」区分を参照することが適当と判断した。

### 3-5-6 投資及び投資収益

(391) 本邦の産業の投資は、「表 54 本邦の産業の設備投資額の推移」のとおり、平成 29 年度に對前年度比 163 ポイント増加した後、平成 30 年度は對前年度比 190 ポイント減少、その後も増加と減少を繰り返して推移した。平成 29 年度に設備投資額が大幅に増加したのは、本邦生産者のうちの 1 者<sup>615</sup>が【要因】ことが理由であることを確認した<sup>616</sup>。また、令和元年度の増加については、本邦生産者のうちの 1 者<sup>617</sup>が、【要因】ことを確認した<sup>618</sup>。

**表 54 本邦の産業の設備投資額の推移**

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
設備投資額（百万円）	【100】	【263】	【73】	【222】	【57】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-4-1）

(注) 各欄の【】は、平成 28 年度の数値を 100 とする指標である。

(392) 本邦の産業の投資収益は、営業利益を本邦の産業の設備投資評価額（帳簿価額又は取得原価）で除して算出した投資収益率により分析したところ、「表 55 本邦の産業の設備投資収益率の推移」のとおりとなった。設備投資評価額は帳簿価額及び取得原価のいずれも調査対象期間を通じて減少傾向であったが、上記「3-5-5 利潤」で述べたとおり、営業利益は平成 30 年度まで大幅に減少した後、令和元年度に増加し、令和 2 年度は横ばいで推移したことにより、投資収益率は営業利益の増減を反映して推移しつつ、令和 2 年度は上昇した。

**表 55 本邦の産業の設備投資収益率の推移**

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
投資収益率（%）					
営業利益／設備投資評価額 (帳簿価額)	【100】	【61】	【52】	【123】	【159】
営業利益／設備投資評価額 (取得原価)	【100】	【58】	【43】	【96】	【106】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-2-2、様式 F-4-1、様式 F-4-2）

(注) 各欄の【】は、平成 28 年度の数値を 100 とする指標である。

### 3-5-7 資金流出入（キャッシュフロー）

(393) 本邦の産業のキャッシュフロー（営業活動によるキャッシュフロー）は、「表 56 本邦の産業のキャッシュフローの推移」のとおり、平成 30 年度にかけて大幅に減少し、平成 28 年度に比べて 92 ポイント減少した。その後、令和 2 年度まで増加し、調査対象期間中で見ると 6 ポイントの減少となった。

上記「3-5-5 利潤」で述べたとおり、キャッシュフローは、主に営業利益の推移を反映したものであった<sup>619</sup>。令和 2 年度は営業利益が横ばいで推移する中、たな卸資産が大幅に減少した影響を受け、キャッシュフローは増加した。これは、「表 51 本邦の産業の在

615 【本邦生産者】

616 本邦生産者当初質問状回答書（様式 F-4-3）

617 【本邦生産者】

618 本邦生産者当初質問状回答書（様式 F-4-3）、現地調査結果報告書（日亜鋼業）（3.(5)<対応内容>）

619 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-3-2）

庫の推移」のとおり令和元年度に増加していた在庫が令和2年度に減少したためであった。

表 56 本邦の産業のキャッシュフローの推移

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
営業活動による キャッシュフロー (百万円)	【100】	【38】	【8】	【35】	【94】
投資活動による キャッシュフロー (百万円)	【100】	【118】	【169】	【80】	【74】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-3-2）

(注) 各欄の【】は、平成28年度の数値を100とする指標である。

### 3-5-8 資本調達能力

(394) 本邦の産業に関する資本調達能力については、上記「3-5-6 投資及び投資収益」で述べたとおり、平成29年度に設備投資が大幅に増加したが、これは、本邦生産者のうちの1者<sup>620</sup>が【要因】ことが理由であること<sup>621</sup>、令和元年度の設備投資の増加については、本邦生産者のうちの1者が<sup>622</sup>、【設備投資の目的及び内容】ことが理由であることを、それぞれ確認した<sup>623</sup>。一方、いずれの本邦の生産者も他の事業を営んでおり、本邦の同種の貨物の売上高の変動による本邦の生産者の資本調達能力への顕著な影響は認められなかった。

### 3-5-9 雇用

(395) 本邦の産業の平均雇用人数は、「表 57 本邦の産業の平均雇用人数の推移」のとおり、平成30年度に対前年度比6ポイント減少、令和元年に對前年度比8ポイント減少、令和2年度に対前年度比1ポイント減少となり、調査対象期間を通じて15ポイント減少した。平成30年度の減少については、本邦生産者の1者<sup>624</sup>が【雇用減少の要因】ためであった<sup>625</sup>。また、上記(384)のとおり、令和元年9月に本邦生産者1者<sup>626</sup>が自社生産を停止したことにより、同時期以降の雇用人数が減少した<sup>627</sup>。

表 57 本邦の産業の平均雇用人数の推移

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
平均雇用人数（人）	【100】	【100】	【94】	【86】	【85】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

(注) 各欄の【】は、平成28年度の数値を100とする指標である。

### 3-5-10 賃金

(396) 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金（月平均）は、「表 58 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金の推移」のとおり、平成30年度までほぼ横ばいで推移した後、令和元年度に対前年度比8ポイント増加、令和2年度に対前年度比6ポイント減少し、調査対象期間全体

620 【本邦生産者】

621 本邦生産者当初質問状回答書（様式 F-4-3）

622 【本邦生産者】

623 本邦生産者当初質問状回答書（様式 F-4-3）、現地調査結果報告書（日亜鋼業）(3.(5)<対応内容>)

624 【本邦生産者】

625 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 B-4-1）

626 【本邦生産者】

627 本邦生産者当初質問状回答書（様式 B-1）

としては4ポイントの増加であり大きな変化はなかった。

**表 58 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金の推移**

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
一人当たり月平均賃金 (千円)	【100】	【99】	【102】	【110】	【104】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式B-1）

(注1) 一人当たりの月平均賃金（千円）＝賃金の合計（千円／月）／平均雇用人数（人）

(注2) 平均雇用人数は、「**表 57 本邦の産業の平均雇用人数の推移**」を使用した。

(注3) 各欄の【】は、平成28年度の数値を100とする指標である。

### 3-5-1-1 生産性

(397) 本邦の産業の生産性は、「**表 59 本邦の産業の生産性の推移**」のとおりであった。雇用者一人当たりの生産量を示す物的生産性については、平成29年度に対前年度比6ポイント低下、平成30年度に対前年度比7ポイント上昇、令和元年度に対前年度比7ポイント上昇、令和2年度に対前年度比13ポイント低下し、調査対象期間全体としては5ポイントの低下となった。

また、雇用者一人当たりの販売額を示す価値生産性については、平成29年度に対前年度比5ポイント上昇、平成30年度に対前年度比9ポイント上昇、令和元年度に対前年度比7ポイント上昇した後、令和2年度に対前年度比11ポイント低下したが、調査対象期間全体としては10ポイントの上昇となった。

上記「**3-5-9 雇用**」で述べたとおり、平成28年度及び平成29年度には平均雇用人数が横ばいで推移したため、生産量の減少により物的生産性は低下し、売上高の増加により価値生産性は上昇した。平成30年度及び令和元年度は、平均雇用人数が減少傾向となる中、生産量及び売上高が増加し、平均雇用人数が減少したことによって、物的生産性及び価値生産性は上昇した。令和2年度にも平均雇用人数は減少したが、生産量及び売上高がそれ以上の割合で減少したことを反映して、物的生産性及び価値生産性は低下した。

**表 59 本邦の産業の生産性の推移**

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
物的生産性（MT／人）	【100】	【94】	【101】	【108】	【95】
価値生産性（千円／人）	【100】	【105】	【114】	【121】	【110】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式B-1及び様式F-2-2）

(注1) 物的生産性（MT／人）＝本邦産同種の貨物の生産量（MT）／平均雇用人数（人）

(注2) 価値生産性（千円／人）＝売上高（千円）／平均雇用人数（人）

(注3) 平均雇用人数は、「**表 57 本邦の産業の平均雇用人数の推移**」を使用した。

(注4) 各欄の【】は、平成28年度の数値を100とする指標である。

### 3-5-1-2 成長

(398) 製造業においては、一般的に、研究開発が企業の成長のための重要な要素であることから、研究開発が成長に及ぼす影響について検討するために、「**表 60 本邦の産業の研究開発費の推移**」のとおり、本邦産業の研究開発の動向を確認したところ、研究開発費は平成29年度に大幅に増加した後、調査対象期間を通じてほぼ横ばいで推移した<sup>628</sup>。研究開発の内容とし

<sup>628</sup> 本邦生産者当初質問状回答書（様式F-5）

ては、【研究開発の目的及び内容】について研究を行う目的で行われており、事業を継続するため必要な研究であることを確認した<sup>629</sup>。また、投資も企業の成長のための重要な要素であるが、これについては上記「3-5-6 投資及び投資収益」で分析したとおり、平成29年度、令和元年度に設備投資が大幅に増加したが、これは、【設備投資の目的】等を目的として行われており、事業を継続するために必要な投資であったことを確認した<sup>630</sup>。

以上のとおり、本邦の産業の成長については、実質的な改善は見られなかった。

**表 60 本邦の産業の研究開発費の推移**

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
研究開発費（百万円）	【100】	【225】	【200】	【225】	【200】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-5）

(注) 各欄の【 】は、平成28年度の数値を100とする指標である。

### 3-5-13 国内価格に影響を及ぼす要因

(399) 本邦産同種の貨物の国内価格に影響を及ぼす要因として、原材料の購入費用を含む製造原価について検討した。

(400) 本邦産同種の貨物の1kg当たりの製造原価と国内販売価格は、「表 61 本邦の産業の1kg当たりの製造原価と国内販売価格の推移」のとおりであった。

製造原価の【数値】%を占める原材料費は平成30年度まで増加し、平成28年度に比べて28ポイント増加した後、令和元年度は対前年度比3ポイント低下、令和2年度は対前年度比8ポイント低下し、調査対象期間全体では17ポイントの増加となった。労務費は調査対象期間を通じて増加し、令和2年度は平成28年度比で11ポイント増加した。経費は僅な増減があったが調査対象期間中大きな変動はなかった。

製造原価は原材料費の推移を反映し、平成29年度に前年度比10ポイント増加、平成30年度に前年度比10ポイント増加、令和元年度に前年度比3ポイント減少、令和2年度に前年度比4ポイント減少し、調査対象期間全体では13ポイントの増加となった。

国内販売価格は、平成29年度に前年度比6ポイント上昇、平成30年度に前年度比9ポイント上昇、令和元年度に前年度比2ポイント上昇、令和2年度は前年度比5ポイント下落し、調査対象期間中12ポイント上昇した。

(401) 本邦の産業は、上記「3-4-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」で述べたとおり、当該輸入貨物の輸入量が増加し、その市場占拠率が上昇する状況において、平成29年度及び平成30年度に製造原価が上昇する中、安価な当該輸入貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮及び値下げを要求され、製造原価の上昇に見合った価格設定を行うことができなかった<sup>631</sup>。令和元年度及び令和2年度は、製造原価が下落傾向となる中、国内販売価格は令和元年度に上昇し、令和2年度は下落した。この2年間の製造原価及び国内販売価格を平成28年度比でみると、製造原価の上昇分を国内販売価格におおむね転嫁できていたと考えられる。その結果、安価な輸入品に販売を奪われ、販売機会を喪失していたことを確認した<sup>632</sup>。

**表 61 本邦の産業の1kg当たりの製造原価と国内販売価格の推移**

629 現地調査結果報告書（日亜鋼業）

630 本邦生産者当初質問状回答書（様式F-4-3）、現地調査結果報告書（日亜鋼業）(3.(5)<対応内容>)

631 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（添付資料C-3-3、調査項目C-4-1及びC-4-2、添付資料C-4-3）

632 本邦生産者当初質問状回答書（添付資料C-3-3、調査項目C-4-1及びC-4-2、添付資料C-4-3）

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
製造原価合計（円/kg）	【100】	【110】	【120】	【117】	【113】
原材料費（円/kg）	【100】	【115】	【128】	【125】	【117】
労務費（円/kg）	【100】	【103】	【105】	【106】	【111】
経費（円/kg）	【100】	【99】	【101】	【98】	【100】
国内販売価格（円/kg）	【100】	【106】	【115】	【117】	【112】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1、様式 F-2-2 及び様式 F-2-4）

(注 1) 1kg 当たりの原材料費（円/kg）＝原材料費（円）／国内向け生産量（kg）

(注 2) 1kg 当たりの労務費（円/kg）＝労務費（円）／国内向け生産量（kg）

(注 3) 1kg 当たりの経費（円/kg）＝経費（円）／国内向け生産量（kg）

(注 4) 各欄の【 】は平成 28 年度の数値を 100 とする指標である。

### 3-5-14 不当廉売価格差の大きさ

(402) 当該輸入貨物の不当廉売価格差、すなわち、不当廉売差額と、本邦産同種の貨物の国内販売価格と当該輸入貨物の国内販売価格との差について、「表 62 不当廉売差額率と国内販売価格差率」とおり比較した。令和 2 年度の不当廉売差額率は 33.8% であった一方、調査対象期間における国内販売価格差率は【20・40】% で推移し、不当廉売差額率が国内販売価格差率を上回ることが認められた。このことから、不当廉売価格差の大きさは、国内産業に相当影響を及ぼすものであったと判断した。

表 62 不当廉売差額率と国内販売価格差率

	令和 2 年度 (2020)
不当廉売差額率	33.8%
国内販売価格差率	【20・40】%

(出所) 本邦生産者質問状回答書（様式 C-1）及び財務省貿易統計

(注 1) 不当廉売差額率（%）は、「表 63 不当廉売差額率」により算出した加重平均後の数値を使用した。

(注 2) 国内販売価格差率（%）＝（本邦産同種の貨物の国内販売価格（円/kg）－当該輸入貨物の輸入価格（円/kg））／当該輸入貨物の輸入価格（円/kg）

表 63 不当廉売差額率

	令和 2 年度 (2020)	
	中国	韓国
調査対象国別不当廉売差額率	29.10～43.42	10.42～26.04
輸入量	32,434	10,664
加重平均後不当廉売差額率	33.8%	

(出所) 財務省貿易統計

(注) 調査対象国別不当廉売差額率（%）のうち、中国については「表 39 中国の供給者の不当廉売差額率」の数値、韓国については「表 41 韓国の供給者の不当廉売差額率」の数値を使用した。

### 3-5-15 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る意見等の検討

(403) 供給者である韓国線材から、以下の内容の証拠の提出及び意見の表明があった<sup>633</sup>。

(ア) 本邦の産業の損害発生と不当廉売輸入との因果関係があるとされるためには、一般的に輸入量が増加して、これにより、経常利益が減少しなければならないはずである。最近3年間の経常利益と韓国製品の輸入量を比較してみると、韓国製品の輸入量が2018年度11,817MTで2020年度10,393MTに減少しており、他方、有価証券報告書から読み取れる日亜鋼業の経常利益は、新型コロナウイルスの影響があるにもかかわらず、2018年度1,152,077千円、2020年度1,599,713千円で39%も増加した。

結論として不当廉売輸入に起因して営業利益が悪化したとする申請者の主張は事実と異なり、韓国製品は本邦の産業の損害を生じさせておらず韓国製品は本邦の産業の損害とは何の因果関係もない。

(イ) 輸入の増加が本邦の産業に損害を引き起こす要因である場合、一般的に、本邦の産業の生産量は減少し、販売不振で在庫量は増加する傾向がある。

経済産業省の生産動態統計<sup>634</sup>によると、本邦の産業の生産量は、2016年の69,742MTから2020年の62,190MTとやや減少しているが、これは申請者の生産量が減少したのではなく、東洋製線の廃業（2017年9月）に由来するものである。仮に東洋製線の生産量を除いて本邦生産者の生産量を計算すると、2016年の生産量と2020年の生産量の差はますます小さくなる。

また、他の損害指標である在庫量は、2016年の12,046MTから2020年10,192MTへ減少した。これは前述したように、2016年には2017年9月に廃業した東洋製線の在庫が在庫量に含まれている影響が一定程度あるものと思われるが、在庫量の減少幅（15%）は生産量の減少幅（11%）をはるかに上回り、これらの在庫傾向は輸入品による損害があるという申請者の主張が事実ではないことを証明するものである。

(ウ) 東洋製線の廃業にみられるように、本邦の産業は、施設老朽化、人材不足、追加設備投資不在などが原因で営業利益が悪化しており、当該輸入貨物が原因なのではない。

(404) 韓国線材の上記(403)の証拠の提出及び意見の表明について調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(403)(ア)の当該輸入貨物の輸入量と利潤との関係についてみると、当該輸入貨物の輸入量は、「表44 当該輸入貨物の輸入量」のとおり、調査対象期間全体では44.2%の増加となっていた一方、上記「3-5-5 利潤」で分析したとおり、本邦の産業の営業利益は調査対象期間全体では減少しており、当該輸入貨物の輸入量増加によって本邦の産業の営業利益は減少していることが確認できた。

韓国線材は、韓国製品の輸入量と申請者のうちの1者の全者単位の経常利益を比較して両者に因果関係がないと主張しているが、輸入品の数量は上記「3-3 累積的な評価」のとおり、中国を供給国とする製品と韓国を供給国とする製品を累積的に評価することが相当であり、また、本邦の産業の利潤も、特定の1者のみではなく本邦の産業を構成する企業全体の本邦産同種の貨物に係る事業に限定して評価するのが相当である。韓国線材の上記主張は、損害分析の対象となる輸入量と利潤の前提に誤りがある。

(イ) また、上記(403)(イ)の生産量と在庫量の関係について、本邦の産業の生産量は、「3-5-1 生産高（生産量）」で述べたとおり、調査対象期間中は国内販売量の減少に対応

633 証拠の提出（韓国線材、令和3年9月14日）、意見の表明（韓国線材、令和3年10月14日）

634 証拠の提出（韓国線材、令和3年9月14日）

して減少したことを確認した<sup>635</sup>。

在庫についても、「表 51 本邦の産業の在庫の推移」のとおり、調査対象期間全体でみると在庫量の減少率より生産量の減少率が大きかったことから、令和 2 年度の在庫率は平成 28 年度に比べて 1 ポイント上昇した。

以上のとおり、韓国線材の主張は、調査当局が認定した上記事実と異なった事実関係を前提としており、採用しない。

(ウ) さらに、上記(403)(ウ)の営業利益の悪化の要因については、「3-5-5 利潤」で分析したとおり、当該輸入貨物の影響によるものであったことを確認しており、施設の老朽化、人材不足、追加設備投資の不存在などが原因であったとの事実はなかった。実際に、本邦の産業は、「3-5-6 投資及び投資収益」のとおり、生産品種拡大を目的とした設備投資も行っており、設備の老朽化が営業利益を悪化させているという事実は認められない。

(エ) 以上により、上記(403)の韓国線材による意見は受け入れられない。

(405) また、供給者であるベカルト青島及び輸入者であるベカルトジャパンから、以下の内容の意見の表明<sup>636</sup>があった。

ベカルト青島の取引先である産業上の使用者らの意見によれば、需要量が直近 30 年で半減しているにもかかわらず、産業上の使用者らが申請者 4 者から調達している数量は減少していない。したがって、申請者 4 者を含む国内産業が、日本国内における調査対象貨物及び同種の貨物市場の縮小ペースを超えて販売量が減少しているという事実はなく、国内産業に対する損害は発生していないし、仮に不当廉売の事実や損害が認定されたとしても、少なくともベカルト青島の不当廉売の事実と国内産業の損害との間に因果関係は認められない。

(406) ベカルト青島及びベカルトジャパンによる上記(405)の意見について調査当局は次のとおり検討した。

上記「3-5-4 販売及び市場占拠率」で述べたとおり、本邦産同種の貨物の国内販売量は調査対象期間を通じて減少し続けている。また、本邦産同種の貨物の市場占拠率についても、販売数量の減少に伴い、調査対象期間中一貫して減少傾向であることが認められる。ベカルト青島及びベカルトジャパンの上記主張は、調査当局が確認した事実と異なる事実関係を前提としており、受け入れられない。

### 3-5-16 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論

(407) 当該輸入貨物の輸入量は、調査対象期間全体として増加傾向であった一方、本邦産同種の貨物の販売量は減少傾向となった。その結果、本邦産同種の貨物の市場占拠率は調査対象期間を通じて減少した。本邦の産業は、製造原価の増加を国内販売価格に転嫁しようと試みたが、値上げの価格改定を行おうとした結果、一部の産業上の使用者からは当該輸入貨物との価格差を指摘され、最終的には当該輸入貨物に販売の機会を奪われるなどの事実を確認し<sup>637</sup>、価格を重視する取引先への販売機会を失ったほか、一部の取引先においては当該輸入貨物を引き合いとした価格に関する要求により、製造原価の上昇に見合った価格設定を行うことができなかつたことから、売上総利益及び営業利益は大きく減少した。

(408) 本邦産同種の貨物の国内販売量の減少に伴い、本邦の産業の生産量及び稼働率はおおむね

635 脚注 570 のとおり、本邦の産業に係る損害分析に東洋製線の数値は含まれていない。

636 意見の表明（ベカルト青島及びベカルトジャパン、令和 3 年 10 月 14 日）

637 本邦生産者当初質問状回答書（添付資料 C-3-3、調査項目 C-4-1 及び C-4-2、添付資料 C-4-3）、現地調査結果報告書（ガルバート・ジャパン）(3.(3) <対応内容>)

国内販売量と同様の推移となった。在庫量は、調査対象期間中、生産量とほぼ同様の増減傾向を示しており、当該輸入貨物の輸入増の影響により国内販売量が予想を下回ったことにより、生産量も減少した結果、減少した。在庫率は、在庫量とほぼ同様の増減傾向を示していたが、令和2年度は、生産量の減少幅が在庫の減少幅よりも大きいため増加した。本邦の産業の雇用は、本邦生産者1者が自社生産を停止したことを受け減少したが、賃金は、調査対象期間全体として大きな変化はない状態から改善が見られなかった。物的生産性及び価値生産性は、雇用の減少、生産量及び売上高の推移を反映していた。キャッシュフローの悪化は、利潤の低下を反映しており、当該輸入貨物による悪影響が認められた。また、調査対象期間中の投資は、主に生産維持のために必要最低限のものに限られており、本邦の産業の成長に改善は見られなかった。

- (409) 当該輸入貨物の不当廉売差額の大きさは、国内産業に相当影響を及ぼすものであったことが認められた。
- (410) 以上のとおり、当該輸入貨物が本邦の産業に悪影響を及ぼし、これにより本邦の産業に実質的損害が生じたことが認められた。

### 3－6 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論

- (411) 本邦における溶融亜鉛めっき鉄線の需要が調査対象期間を通じて大きな変化がない中、当該輸入貨物の輸入量は増加傾向にあった一方で、本邦産同種の貨物の販売量は減少傾向となり、これを反映して本邦産同種の貨物の市場占拠率は低下した。
- (412) 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物は上記「**3－1－6 代替性**」で分析したとおり高い代替性を有しており、産業上の使用者が購入先の選定の際に、価格の重要性を高く評価している中<sup>638</sup>、上記「**3－4－2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響**」で分析したとおり、当該輸入貨物は本邦産同種の貨物を常に下回る価格で販売されていた。

かかる状況を踏まえれば、本邦の産業が、製造原価の増加を国内販売価格に転嫁しようとするも、安価な当該輸入貨物の影響により取引先との販売機会を失うといった事例が生じているほか、本邦産同種の貨物の販売先を維持又は確保するべく、取引先からの当該輸入貨物を引き合いとした価格に関する要求に応じ、販売価格の引上げの抑制及び引下げを行ってきた結果、製造原価の上昇分を十分に価格に転嫁することができず、利潤の低下がもたらされ、その他の指標も悪化したと認められる。

したがって、当該輸入貨物の輸入が、本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと認められた。

---

<sup>638</sup> 輸入者当初質問状回答書（様式E-5-1）、本邦生産者当初質問状回答書（様式E-5-1）、産業上の使用者当初質問状回答書（様式D-5-1）

## 4 因果関係

### 4-1 当該輸入貨物の輸入による影響

(413) 上記「**2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項**」で述べたとおり、調査対象貨物について不当廉売された貨物の輸入の事実が認められ、また、上記「**3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項**」で述べたとおり、当該輸入貨物による本邦の産業への実質的損害が認められた。

### 4-2 当該輸入貨物以外による影響

(414) 次に、当該輸入貨物以外による本邦の産業への影響を検討するために、不当廉売価格によることなく販売されている輸入の量及び価格、需要の減少又は消費態様の変化、外国の生産者及び本邦の生産者の制限的な商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争、技術の進歩、本邦の産業の輸出実績及び生産性、並びにその他の要因について、利害関係者等から提出された証拠及び意見、並びに一般的に公開されている情報から関連する証拠等、調査当局が入手した全ての関連する証拠を基に分析<sup>639</sup>した。

#### 4-2-1 第三国からの輸入の量及び価格

##### 4-2-1-1 第三国からの輸入の量

(415) 当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の輸入量の推移は、「**表 44 当該輸入貨物の輸入量（再掲）**」のとおりであった。

第三国産同種の貨物の輸入量は、平成 28 年度に 11,786MT となって以降、調査対象期間中は毎年減少し続け、令和 2 年度には 6,281MT と、調査対象期間全体を通じて 46.7% の減少となった。これに対応し、第三国産同種の貨物の輸入量が総輸入量に占める割合も、平成 28 年度から令和 2 年度に 28.3% から 12.7% まで低下した。

このとおり、第三国産同種の貨物の輸入量は、調査対象期間を通じて一貫して減少しており、調査対象期間における当該輸入貨物の輸入量の増加幅（13,202MT）は、第三国産同種の貨物の減少量（5,505MT）を優に凌ぐものであった。他方、「**表 45 本邦産同種の貨物の販売量の変化（再掲）**」のとおり、同期間に本邦産同種の貨物の国内販売量は【数値】MT 減少しており、当該輸入貨物の輸入量が増加する一方、本邦産同種の貨物の国内販売量は減少していた。

**表 44 当該輸入貨物の輸入量（再掲）**

		平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
当該輸入貨物の輸入量(合計)	輸入量(MT)	29,897	29,282	38,309	47,872	43,099
	対総輸入量(%)	71.7%	73.8%	79.2%	85.6%	87.3%
当該輸入貨物の輸入量(中国)	輸入量(MT)	21,008	18,921	26,492	36,636	32,434
	対総輸入量(%)	50.4%	47.7%	54.8%	65.5%	65.7%
当該輸入貨物の輸入量(韓国)	輸入量(MT)	8,889	10,360	11,817	11,235	10,664
	対総輸入量(%)	21.3%	26.1%	24.4%	20.1%	21.6%
第三国からの輸入量	輸入量(MT)	11,786	10,416	10,061	8,034	6,281
	対総輸入量(%)	28.3%	26.2%	20.8%	14.4%	12.7%
総輸入量(MT)		41,683	39,698	48,370	55,906	49,380

<sup>639</sup> 協定 3.5

(出所) 財務省貿易統計

(注) 第三国からの輸入量 (MT) = 総輸入量 (MT) - 当該輸入貨物の輸入量 (MT)

**表 45 本邦産同種の貨物の販売量の変化（再掲）**

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
本邦産同種の貨物の販売量 (MT) (国内販売量)	【100】	【100】	【93】	【89】	【83】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

(注) 各欄の【】は、平成 28 年度の数値を 100 とする指標である。

(416) また、第三国産同種の貨物の市場占拠率は、「**表 46 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的評価（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移（再掲）**」のとおり、調査対象期間を通じて【数値】%にとどまっており、上記「**表 44 当該輸入貨物の輸入量（再掲）**」で見たとおりの第三国産同種の貨物の輸入量の減少傾向に対応し、調査対象期間を通じて一貫して減少した。この間、本邦産同種の貨物の市場占拠率も減少傾向にあり、当該輸入貨物のみが市場占拠率を増加させていた。

**表 46 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的評価（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移（再掲）**

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
当該輸入貨物の市場占拠率(%)	【100】	【100】	【125】	【151】	【148】
本邦産同種の貨物の市場占拠率(%)	【100】	【101】	【92】	【84】	【86】
第三国産同種の貨物の市場占拠率(%)	【100】	【90】	【83】	【64】	【55】
需要量 (MT)	【100】	【98】	【102】	【106】	【97】

(出所) 財務省貿易統計、申請書（別紙（非共有）1 及び 3）、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

(注 1) 需要量 (MT) = 本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 自家消費量 (MT) + 総輸入量 (MT) + 輸入生産者による本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT)

(注 2) 当該輸入貨物の市場占拠率 (%) = 当該輸入貨物の輸入量 (MT) / 需要量 (MT) × 100

(注 3) 本邦産同種の貨物の市場占拠率 (%) = (本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 自家消費量 (MT)) / 需要量 (MT) × 100

(注 4) 各欄の【】は、平成 28 年度の数値を 100 とする指標である。

(417) さらに、第三国からの輸入について、主要な第三国ごとの輸入量の推移を確認したところ、「**表 64 主要な第三国・地域からの各国別輸入量表**」のとおりであった。調査対象期間で輸入が確認できた第三国としては、南アフリカ共和国（以下「南アフリカ」という。）からの輸入が最も多く、第三国からの総輸入量の 46.9%～66.9%を占めていた。この南アフリカ産同種の貨物については、調査対象期間中、【第三国産同種の貨物の特定の輸入者又は使用者における輸入、購入又は使用の状況】<sup>640</sup>。同者は、本邦産同種の貨物を購入・使用しておらず、また、同者の他に、南アフリカ産同種の貨物を輸入・購入・使用している産業上の

<sup>640</sup> 第三国品質問状回答書においては、【財務省貿易統計と回答の関係】。もっとも、【同回答が信用できると考えられる理由】。よって、本文記載のとおり、認定することが相当であると判断した。

使用者は本調査において確認できなかつた<sup>641</sup>。さらに、同者が輸入・購入・使用している南アフリカ産同種の貨物はそのすべてが非規格品であり<sup>642</sup>、規格品（JIS 規格品）が販売量の【数値】%を占める本邦産同種の貨物<sup>643</sup>と品種構成が大きく異なつてゐる。本邦生産者が、取引先から南アフリカ産同種の貨物を引き合いに出され、値下げ等の要求をされた事実は確認されなかつた<sup>644</sup>。これらの事実から、南アフリカ産同種の貨物は、販路や流通経路等が限定されており、本邦産同種の貨物と市場において競合していなかつたと認められた。

**表 64 主要な第三国・地域からの各國別輸入量**

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
国名等	輸入量(MT)				
	第三国産同種の貨物の輸入量に占める割合 (%)				
南アフリカ共和国	5,525	5,604	5,967	4,399	4,203
	46.9%	53.8%	59.3%	54.8%	66.9%
タイ	3,170	3,287	3,388	2,248	1,049
	26.9%	31.6%	33.7%	28.0%	16.7%
トルコ	0	0	55	607	648
	0.0%	0.0%	0.5%	7.6%	10.3%
台湾	1,143	359	331	195	216
	9.7%	3.4%	3.3%	2.4%	3.4%
インドネシア	1,568	1,000	147	10	0
	13.3%	9.6%	1.5%	0.1%	0.0%
その他	380	166	173	575	165
	3.2%	1.6%	1.7%	7.2%	2.6%
合計	11,786	10,416	10,061	8,034	6,281
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（出所）財務省貿易統計

（418）以上より、第三国産同種の貨物は、輸入量の大半を占める南アフリカ産同種の貨物が本邦産同種の貨物と市場において競合しておらず、また、調査対象期間中、総輸入量に占める割合は12.7%～28.3%、市場占拠率も【数値】%と低調であった。

#### 4－2－1－2 第三国からの輸入価格

（419）次に、第三国からの輸入価格について、本邦産同種の貨物及び当該輸入貨物の国内販売価格と比較を行つたところ、「表 65 本邦産同種の貨物及び当該輸入貨物の国内販売価格並びに第三国産同種の貨物の輸入価格」のとおりであった。第三国産同種の貨物の輸入価格は、平成29年度は対前年度比13ポイント上昇し、平成30年度は対前年度比10ポイント上昇したが、その後、令和元年度は対前年度比8ポイント低下し、令和2年度は対前年度比11ポイント低下した。当該輸入貨物の販売価格と比較すると、第三国産同種の貨物は調査対象期間を通じて【0-20】%安価であった。

641 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式B-3）

642 第三国産品質問状回答書

643 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式C-1）

644 現地調査結果報告書（ガルバート・ジャパン）（調査項目4.<対応内容>）

**表 65 本邦産同種の貨物及び当該輸入貨物の国内販売価格並びに第三国産同種の貨物の輸入価格**

	品種	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
本邦産同種の貨物の 国内販売価格（円/kg）	全種	【100】	【106】	【115】	【117】	【113】
当該輸入貨物の 国内販売価格（円/kg）	全種	【100】	【107】	【122】	【120】	【116】
第三国産同種の貨物の輸入価格 (円/kg)	全種	【100】	【113】	【123】	【115】	【104】
本邦産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比		【65-80】	【65-80】	【65-80】	【65-80】	【65-80】
第三国産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比		【85-100】	【85-100】	【85-100】	【80-95】	【80-95】

(出所) 財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）、輸入者  
当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1、様式 C-1、様式 D-2・D-3）、産業上の使  
用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

(注 1) 本邦産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比（%）＝当該輸入貨物（円/kg）／本邦産同種の  
貨物（円/kg）×100

(注 2) 第三国産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比（%）＝第三国産同種の貨物（円/kg）／当該  
輸入貨物（円/kg）×100

(注 3) 各欄の【 】は、平成 28 年度の数値を 100 とする指標である。ただし、「本邦産同種の貨物  
と当該輸入貨物との価格比」及び「第三国産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比」については、  
【 】内において実際の数値（%）を含む一定の範囲を表示している。

#### 4－2－1－3 第三国からの輸入の量及び価格についての検討

(420) 上記(415)及び(416)のとおり、第三国産同種の貨物の輸入量及び市場占拠率は、調査対象  
期間中常に減少傾向にあり、特に市場占拠率は【数値】%と限定的なものとなっていた。こ  
の間、本邦産同種の貨物は販売量も市場占拠率も減少傾向にあり、他方で当該輸入貨物のみ  
輸入量も市場占拠率も増加させていた。これらの事実は、当該輸入貨物の輸入量及び市場占  
拠率の増加が、本邦産同種の貨物から販売シェアを奪取したことによりもたらされたもの  
であることをうかがわせるものである。また、上記(417)のとおり、第三国産同種の貨物の大半を構成する南アフリカ産同種の貨物は、本邦産同種の貨物と市場において競合してい  
なかつた。これらの点から、第三国産同種の貨物の輸入が、本邦産同種の貨物の販売量及び  
市場占拠率の減少に影響を与えたとは認められなかつた。

また、第三国産同種の貨物の輸入価格は、当該輸入貨物の国内販売価格より【0-20】%安  
価であり、この点において価格上の優位性がうかがわれるものの、上記(416)のとおり、市  
場占拠率が【数値】%と限定的であり、さらに、上記(417)のとおり、第三国産同種の貨物  
の大半を構成する南アフリカ産同種の貨物は、本邦産同種の貨物と市場において競合してい  
なかつた。これらの点を考慮すると、第三国産同種の貨物が本邦産同種の貨物の価格に対  
して影響を与えたとは認められなかつた。

したがって、第三国からの輸入は、本邦の産業に損害を与えた要因には当たらないと判断  
した。

#### 4－2－1－4 第三国からの輸入量及び価格についての証拠及び意見等の検討

(421) 第三国からの輸入に関し、海外供給者である韓国線材より以下の意見が表明<sup>645</sup>された。

南アフリカ産品は特定の需要者しか使用していないため本邦の産業に損害を与えていな  
いという申請者の主張は不合理である。

<sup>645</sup> 意見の表明（韓国線材、令和 3 年 10 月 14 日）

南アフリカ產品は、韓國產品よりも 20%以上安価に輸入されており、さらに、2017 年度以降毎年価格が下落している。財務省貿易統計によれば、2020 年度の南アフリカ產品の輸入単価は 75.28 円/kg である一方、韓國產品の輸入単価は 98.62 円/kg であり、南アフリカ產品は韓國產品よりも 31% も安価であった。

仮に、南アフリカ產品が特定の需要者にのみ輸入・使用されていたとしても、本邦の産業に属する産業上の使用者が購入・使用したものであることに変わりはない。南アフリカ產品の総輸入量は韓國產品の総輸入量の 50%にも相当する量に上っているため、南アフリカ產品が本邦の産業に与える影響を少ないと評価することはできない。

申請者の上記主張は、南アフリカ產品によって生じた損害を韓國產品に転嫁しようとする不当な主張である。

(422) 韓國線材の上記(421)の意見について、調査当局は以下のとおり検討した。

上記(417)で述べたとおり、南アフリカ産同種の貨物は、【第三国産同種の貨物の特定の輸入者又は使用者における輸入、購入又は使用の状況】、同者は、調査対象期間において、本邦産同種の貨物を購入・使用していなかった。また、同者の他に南アフリカ産同種の貨物を輸入・購入・使用している産業上の使用者も確認できなかった。さらに、同者が輸入・購入・使用している南アフリカ産同種の貨物はそのすべてが非規格品であり、規格品 (JIS 規格品) が販売量の大部分を占める本邦産同種の貨物と製品構成が大きく異なっていた。本邦生産者が、取引先から南アフリカ産同種の貨物を引き合いに出されたことは確認されなかった。調査当局は、これらの事実を踏まえ、南アフリカ産同種の貨物は本邦産同種の貨物と本邦の溶融亜鉛めっき鉄線市場において競合していなかったと判断したものである。

(423) 以上により、上記(421)の韓國線材の主張は受け入れられない。

#### 4－2－1－5 第三国からの輸入量及び価格についての結論

(424) 以上のとおり、第三国産同種の貨物は、輸入量及び市場占拠率がいずれも限定的であり、第三国産同種の貨物の大半を構成する南アフリカ産同種の貨物が本邦産同種の貨物と市場において競合していないことから、調査当局は、第三国産同種の貨物について、本邦の産業に損害をもたらす要因ではなかったと判断した。

#### 4－2－2 需要又は消費態様の変化

##### 4－2－2－1 需要の変化

(425) 本邦における溶融亜鉛めっき鉄線の需要量は、「表 66 需要量の変化」のとおり、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて 2 ポイント低下したが、その後、平成 29 年度から平成 30 年度、平成 30 年度から令和元年度にかけて、それぞれ 4 ポイントずつ上昇した。

調査対象期間において、当該輸入貨物の輸入量と本邦産同種の貨物の販売量は、いずれも前年度とほぼ横ばいであった平成 28 年度から平成 29 年度まで、及び、令和 2 年度を除き、当該輸入貨物の輸入量が増加すれば本邦産同種の貨物の販売量が減少する関係（相関性）が認められた。これに対応し、相関性が認められた平成 29 年度から令和元年度は当該輸入貨物の市場占拠率が 51 ポイントの大幅な上昇となった一方、本邦産同種の貨物の市場占拠率は 17 ポイントの低下となった。

(426) 本邦における溶融亜鉛めっき鉄線の需要量は、令和元年度から令和 2 年度にかけて 9 ポイント低下した。これは、【考えられる需要減少の理由】と考えられる<sup>646</sup>。

<sup>646</sup> 申請書（別紙 1-4）、本邦生産者当初質問状回答書（添付資料 F-1）、現地調査結果報告書（日亜鋼業）（調査

本邦産同種の貨物の販売量と当該輸入貨物の輸入量は、令和元年度から令和2年度にかけて、需要量の減少に合わせて減少しており、前者は【数値】MT（対前年度比【数値】%）、後者は4,773MT（対前年度比10.0%）それぞれ減少した。後者の減少量が前者よりも大きかったため、前者の市場占拠率は2ポイント上昇した一方、後者の市場占拠率は3ポイント低下した。

(427) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響等を受けて需要量が大きく減少した令和2年度について、仮に、令和元年度から令和2年度にかけての本邦産同種の貨物の販売量の減少量（【数値】MT）の全てが新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によるものだったとしても、平成28年度から令和元年度までに、本邦産同種の貨物の販売量は、需要量が6ポイント上昇する中で、当該減少量を上回る【数値】MT減少していた。これは、上記感染症の感染拡大が生じる前に確認できる事象であり、また、上記(425)に記載した当該輸入貨物の輸入量と本邦産同種の貨物の販売量の相関性から、当該輸入貨物の輸入量増加による影響であると認められる。

したがって、令和2年度に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大による需要量減少の影響を考慮に入れても、調査対象期間に当該輸入貨物によって本邦の産業に実質的な損害が発生したという判断は否定されない。

**表 66 需要量の変化**

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
需要量(MT)	【100】	【98】	【102】	【106】	【97】

(出所) 財務省貿易統計、申請書（別紙（非共有）1及び3）、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式B-1）

(注) 需要量(MT)=本邦産同種の貨物の国内販売量(MT)+自家消費量(MT)+総輸入量(MT)+輸入生産者による本邦産同種の貨物の国内販売量(MT)

**表 44 当該輸入貨物の輸入量（再掲）**

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
当該輸入貨物の輸入量(合計)	輸入量(MT)	29,897	29,282	38,309	47,872
	対総輸入量(%)	71.7%	73.8%	79.2%	85.6%
当該輸入貨物の輸入量(中国)	輸入量(MT)	21,008	18,921	26,492	36,636
	対総輸入量(%)	50.4%	47.7%	54.8%	65.5%
当該輸入貨物の輸入量(韓国)	輸入量(MT)	8,889	10,360	11,817	11,235
	対総輸入量(%)	21.3%	26.1%	24.4%	20.1%
第三国からの輸入量	輸入量(MT)	11,786	10,416	10,061	8,034
	対総輸入量(%)	28.3%	26.2%	20.8%	14.4%
総輸入量(MT)	41,683	39,698	48,370	55,906	49,380

(出所) 財務省貿易統計

(注) 第三国からの輸入量(MT)=総輸入量(MT)-当該輸入貨物の輸入量(MT)

**表 45 本邦産同種の貨物の販売量の変化（再掲）**

---

項目3.(3)(イ)<対応内容>及び現地調査結果報告書（ガルバート・ジャパン）（調査項目3.(3)(イ)<対応内容>）

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
本邦産同種の貨物の販売量 (MT) (国内販売量)	【100】	【100】	【93】	【89】	【83】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

(注) 各欄の【】は、平成 28 年度の数値を 100 とする指標である。

**表 46 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的評価（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移（再掲）**

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
当該輸入貨物の 市場占拠率(%)	【100】	【100】	【125】	【151】	【148】
本邦産同種の貨物の 市場占拠率(%)	【100】	【101】	【92】	【84】	【86】
第三国産同種の貨物の 市場占拠率(%)	【100】	【90】	【83】	【64】	【55】
需要量 (MT)	【100】	【98】	【102】	【106】	【97】

(出所) 財務省貿易統計、申請書（別紙（非共有）1 及び 3）、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

(注 1) 需要量 (MT) = 本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 自家消費量 (MT) + 総輸入量 (MT)  
+ 輸入生産者による本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT)

(注 2) 当該輸入貨物の市場占拠率 (%) = 当該輸入貨物の輸入量 (MT) / 需要量 (MT) × 100

(注 3) 本邦産同種の貨物の市場占拠率 (%) = (本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 自家消費量 (MT)) / 需要量 (MT) × 100

(注 4) 各欄の【】は、平成 28 年度の数値を 100 とする指標である。

#### 4-2-2-2 消費態様の変化

(428) 調査対象期間における消費態様の変化については、産業上の使用者 6 者<sup>647</sup>に係る産業上の使用者当初質問状回答書から、「購入に係る変動の有無」<sup>648</sup>、「購入パターンの変更の有無」<sup>649</sup>及び「需要動向に変化を与えた事項の有無」<sup>650</sup>に係る回答を確認した。

(ア) 「購入に係る変動の有無」については、回答内容が確認できる産業上の使用者 6 者のうち 5 者が、調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物の購入量又は購入金額に係る大幅な変動の有無に関して「無」と回答した。残りの 1 者<sup>651</sup>については「有」と回答したもの、「購入に係る変動の理由」は、土木公共工事や主な向け先である官公庁の需要動向が変化したことに関するものであり<sup>652</sup>、上記「4-2-2-1 需要の変化」で検討した点とは別個に本邦の産業に損害を与える要因となるようなものとは認められなかった。

(イ) 「購入パターンの変更の有無」については、回答内容が確認できる産業上の使用者 6

647 小財スチール、JFE 建材、藤田鉄網商工、鶴見金網、佐藤製線所、日広鋼機

648 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-2-1）

649 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-2-3）

650 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-4-1）

651 小財スチール

652 産業上の使用者当初質問状回答書（小財スチール）（調査項目 B-2-2）

者のうち 5 者が、調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物に係る購入パターン（購入頻度等）の変更の有無に関して「無」と回答した。残りの 1 者<sup>653</sup>については「有」と回答したもの、「購入パターンの変更理由」は、当該産業上の使用者が生産する二次製品の受注量が増減したことによって、本邦産同種の貨物の購入頻度が変化したという理由であり<sup>654</sup>、上記「4-2-2-1 需要の変化」で検討した点とは別個に本邦の産業に損害を与える要因となるものとは認められなかった。

(ウ) 「需要動向に変化を与えた事項の有無」については、回答内容が確認できる産業上の使用者 6 者全てが、自社の生産した製品の生産及び技術の動向が、調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物の需給動向に変化を与えた事項の有無に関して「無」と回答した。

(エ) 以上の回答のほかに、消費態様の変化を示す証拠は確認できなかった。

(429) 以上のとおり、本邦の産業に損害を与える要因となるような消費態様の変化は認められなかつた。

#### 4-2-2-3 需要又は消費態様の変化に関する証拠及び意見等の検討

(430) 需要量の変化に関して、利害関係者及び産業上の使用者から、以下の各意見が表明されたため、調査当局はこれらについて以下のとおり検討した。

(ア) 海外供給者である韓国線材より、以下の証拠<sup>655</sup>及び意見<sup>656</sup>が提出された。

溶融亜鉛めっき鉄線の需要量は、主要な需要業界である日本国内建設業の需要に大きく左右される。国土交通省の建設総合統計によれば、2020 会計年度の民間取引量は 25,346 億円（前年度比 6.3% の減少）、公共取引量も 22,986 億円（前年度比 7.6% の減少）となっており、民間・公共のいずれもが減少に転じている<sup>657</sup>。これは業界全体の経済活動の足かせとなった新型コロナウイルス感染症の感染拡大とも関連がある。このように、建設取引量が 2020 会計年度に減少したために溶融亜鉛めっき鉄線の需要量も当然減少したものであり、これにより発生した本邦の産業の損害は、韓国產品の輸入とは何の関係もない。

また、経済産業省が発表した鋼材需要見通しによれば、2020 年度の四半期ごとの鉄鋼需要は、前年度同期比ですべて減少した。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の理由によるものであり、韓国產品の輸入と本邦の産業に損害が発生したこととの間には何らの関係もない。

(イ) 輸入者かつ産業上の使用者である藤田鉄網商工より、以下の意見が表明<sup>658</sup>された。

我が国をはじめ、世界各国がコロナ禍の中、可能な限りの経済活動を政府補助で模索している時期であることから、調査当局は、調査対象期間前後の該当国の経済施策の経緯と、その期間の日本国内の金網総需要量との相関関係にも着目して判断を行う必要がある。具体的には、調査対象期間においては、東日本大水害、西日本豪雨等の災害続

653 佐藤製線所

654 産業上の使用者当初質問状回答書（佐藤製線所）（調査項目 B-2-4）

655 証拠（韓国線材、令和 3 年 9 月 14 日）

656 意見の表明（韓国線材、令和 3 年 10 月 14 日）

657 韓国線材が証拠として提出した別添 9（建設総合統計）は、我が国における令和 2 年（2020 年）12 月（単月）の建設工事出来高の総計であり、同者の意見において「2020 会計年度」の数値として示されているものは、令和 2 年度（2020 年度）の総計ではない。

658 意見の表明（藤田鉄網商工、令和 3 年 10 月 14 日）

の復旧事業で、品質の安定した土木用菱形金網を供給する責任が発生したり、あるいは、金網が官公需向けの製品であることから、その材料である溶融亜鉛めっき鉄線を、国内外を問わず、良好な品質で、かつ例年以上の数量を信頼できる供給元から安定的に確保する必要が生じたりと、様々な要因によって総受給バランスが推移していた。調査当局はこうした事情も併せて調査・判断しなければならない。

- (431) 上記(430)の意見について、調査当局は次のとおり検討した。

上記証拠及び各意見は、いずれも、当該輸入貨物と本邦の産業の実質的損害の因果関係判断にあたっては、調査対象期間における需要量の変化、とりわけ、令和2年度における新型コロナウイルスの感染拡大による影響を考慮すべきという内容のものであるところ、上記「4-2-2-1 需要の変化」において検討したとおり、新型コロナウイルスの感染拡大による影響を考慮に入れても、調査対象期間全体でみれば、当該輸入貨物の輸入量の増加によって本邦産同種の貨物の販売量が減少したという事実は否定されない。また、上記(430)(イ)の意見のうち、信頼できる供給元から安定的に数量を確保する必要性があったという主張に関しては、上記「3-1-6 代替性」で述べたとおり、産業上の使用者は購入先の選定において同等規格かつ同一品種間では価格が決定的な要素であると考えており、不当廉売された輸入品によって本邦産同種の貨物の販売量が減少したことを否定するものではない。

- (432) 以上により、上記(430)の韓国線材及び藤田鉄網商工の主張はいずれも受け入れられない。

#### 4-2-2-4 需要又は消費態様の変化に関する結論

- (433) 以上のとおり、需要の変化については、特に令和2年度において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による需要減少がみられるものの、調査対象期間全体を通じてみると、当該需要減少による影響を考慮に入れてもなお当該輸入貨物によって本邦の産業に損害が生じていることが確認できた。また、消費態様の変化については、需要の変化とは別個に検討が必要な変化は認められなかった。

したがって、調査当局は、需要又は消費態様の変化については、いずれも当該輸入貨物によって本邦の産業に損害が生じたという判断に影響を与える要因ではないと判断した。

#### 4-2-3 外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争

- (434) 調査対象期間における溶融亜鉛めっき鉄線の取引において、外国の生産者及び本邦の生産者の制限的な商慣行により、外国の生産者と本邦の生産者との間の競争が阻害されている実態については、本邦生産者当初質問状回答書、輸入者当初質問状回答書及び産業上の使用者当初質問状回答書<sup>659</sup>から、回答内容が確認できる14者全てが阻害「無」と回答し、「有」と回答したものはいなかった。

- (435) 本邦の生産者の制限的商慣行に関連し、産業上の使用者であるノブハラより、以下の意見が表明<sup>660</sup>された。

本邦産同種の貨物の原材料のほとんどを大手製鉄グループが製造しており、本邦産同種の貨物については適切な価格競争が行われていないと思われるため、当社はこれを購入・使用していない。

<sup>659</sup> 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 E-6-1）、輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 E-6-1）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 D-6-1）

<sup>660</sup> 意見の表明（ノブハラ、令和3年6月24日）

また、国内の商流においては、「他金網メーカー（競合他社）に販売しているため御社には売れない」といった暗黙のルールのようなものが存在しており、そもそも当社は本邦産同種の貨物を購入させてもらえないために当該輸入貨物を購入・使用せざるを得ない状況となっている。

- (436) 上記(435)の意見について、調査当局は次のとおり検討した。

上記意見は、国内の溶融亜鉛めっき鉄線市場においては、特殊な暗黙の慣行が存在しているため、当該慣行のせいで本邦産同種の貨物が購入できないのであって、当該輸入貨物が安価であるためにこれを嗜好しているわけではない旨の意見として理解することができる。

しかし、本邦生産者が【原材料供給者に関する内容】原材料を購入していることは質問状回答書<sup>661</sup>より確認できるものの、上記意見にあるような商慣行が存在することを裏付ける事実は何ら示されておらず、これは単なる主張にすぎない。実際に、以下(442)(ウ)のとおり、回答のあった輸入者及び産業上の使用者は、本邦産同種の貨物を制限的な商慣行による影響を受けることなく、特に支障なく購入できていることを確認しており、上記商慣行の存在をうかがわせる事実は認められなかった。

- (437) その他、調査対象期間における溶融亜鉛めっき鉄線の取引において、外国の生産者及び本邦の生産者のいずれかの制限的な商慣行や、外国の生産者と本邦の生産者との間の競争の阻害要因の存在により、公正かつ自由な競争状態が確保されていないことを示す証拠は確認できなかった。

#### 4－2－4 技術の進歩

- (438) 本邦の生産者と当該輸入貨物の供給者との間に、溶融亜鉛めっき鉄線の生産技術に大きな差異を生じる、又は、既存の溶融亜鉛めっき鉄線の需要の減少をもたらすような新製品の開発につながる技術の進歩に関する回答は存在せず<sup>662</sup>、その他、本邦の産業に対して損害を与える要因となるような技術の進歩を示す証拠は認められなかった。

#### 4－2－5 本邦の産業の輸出実績

- (439) 調査対象期間中、本邦生産者による輸出は存在しなかった<sup>663</sup>。

したがって、輸出実績は、本邦の産業に対して損害を与える要因ではないことが認められた。

#### 4－2－6 本邦の産業の生産性

- (440) 本邦の産業の生産性は、上記「3－5－11 生産性」のとおり、生産量及び平均雇用人数の減少等の理由により若干の増減はあったものの、それ以外に本邦の産業に対して損害を与える要因となるような事実は確認できなかった。

したがって、本邦の産業の生産性は、本邦の産業に対して損害を与える要因ではないことが認められた。

#### 4－2－7 その他因果関係に関する要因

- (441) 本調査においては、輸入生産者であるサクラテックが本邦の産業から除外されていること

661 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 A-3-2）

662 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-3-1）並びに海外供給者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-9-6、A-9-7）

663 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

から、調査当局は、当該輸入生産者が本邦の産業に損害を与える要因となっていないかについて、以下のとおり検討した。

まず、当該輸入生産者の推定年間販売量は【数値】MT程度と考えられるところ、当該輸入生産者が販売する溶融亜鉛めっき鉄線の市場占拠率は、調査対象期間中、最大でも【数値】%にとどまっていた<sup>664</sup>。

また、当該輸入生産者が生産・販売した溶融亜鉛めっき鉄線の国内販売価格について、本調査において利害関係者等から提出された質問状回答より価格比較が可能であった2種品及び3種品（いずれも規格相当品を含む。）の庭先渡し価格に係る検討を行ったところ、「表67 輸入生産者が生産・販売した同種の貨物の国内販売価格（庭先渡し）」のとおりであった。すなわち、輸入生産者が生産・販売した溶融亜鉛めっき鉄線の国内販売価格は、平成30年度・2種品、令和2年度・2種品を除き、本邦産同種の貨物よりも高価であった。また、本邦産同種の貨物より安価であったこれらの年においても、僅か【0-15】%未満の価格差しか生じていなかつた。その一方で、当該輸入貨物の国内販売価格と比較すると、輸入生産者が生産・販売した同種の貨物の国内販売価格は、調査対象期間を通じて【20-30】%以上高価であった。

以上の事実からすれば、市場占拠率もここまで大きいものではなく、また、価格の重要性が相対的に高く評価されている溶融亜鉛めっき鉄線市場において、当該輸入貨物と比較して相対的に高価である当該輸入生産者が生産・販売した溶融亜鉛めっき鉄線が、本邦産同種の貨物に対して優位性を有しているとは認められない。したがって、当該輸入生産者は、本邦の産業に損害を与える要因になっているとはいえないと判断した。

**表67 輸入生産者が生産・販売した同種の貨物の国内販売価格（庭先渡し）**

	品種	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
本邦産同種の貨物の 国内販売価格 (円/kg)	2種 2種相当	【100】	【107】	【121】	【124】	【113】
	3種 3種相当	【100】	【105】	【112】	【114】	【113】
当該輸入貨物の 国内販売価格 (円/kg)	2種 2種相当	【100】	【105】	【119】	【109】	【101】
	3種 3種相当	-	【100】	【96】	【98】	【98】
輸入生産者が生産・販売した 同種の貨物の国内販売価格 (円/kg)	2種 2種相当	【100】	【107】	【105】	【111】	【99】
	3種 3種相当	-	-	【100】	【113】	【103】
本邦産同種の貨物と輸入生産者が 生産・販売した同種の貨物との 価格比	2種 2種相当	【110-125】	【110-125】	【85-100】	【100-115】	【85-100】
	3種 3種相当	-	-	【100-115】	【110-125】	【100-115】
当該輸入貨物と輸入生産者が 生産・販売した同種の貨物との 価格比	2種 2種相当	【130-145】	【140-155】	【120-135】	【140-155】	【130-145】
	3種 3種相当	-	-	【120-135】	【130-145】	【120-135】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式C-1）、輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式B-1、様式C-1、様式D-2・D-3）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式B-1）、産業上の使用者追加質問状（令和3年11月）回答書（JFE建材）（調査項目E-1）

(注1) 本邦産同種の貨物と輸入生産者が生産・販売した同種の貨物との価格比(%) = 輸入生産者が生産・販売した同種の貨物の国内販売価格(円/kg) / 本邦産同種の貨物の国内販売価格(円/kg) × 100

<sup>664</sup> 脚注574のとおり。

- (注 2) 当該輸入貨物と輸入生産者が生産・販売した同種の貨物との価格比(%) = 輸入生産者が生産・販売した同種の貨物の販売価格(円/kg) / 当該輸入貨物の国内販売価格(円/kg) × 100
- (注 3) 各欄の【】は、平成 28 年度（「当該輸入貨物の国内販売価格(円/kg)・3 種・3 種相当」については平成 29 年度、「輸入生産者が生産・販売した同種の貨物の国内販売価格(円/kg)・3 種・3 種相当」については平成 30 年度）の数値を 100 とする指標である。ただし、「本邦産同種の貨物と輸入生産者が生産・販売した同種の貨物との価格比」及び「当該輸入貨物と輸入生産者が生産・販売した同種の貨物との価格比」については、【】内において実際の数値(%)を含む一定の範囲を表示している。
- (注 4) 「-」とある箇所は、利害関係者等から回答が得られなかつたために数値を算出することができなかつたものである。

(442) 本邦の産業の供給能力及び供給安定性の点について、利害関係者及び産業上の使用者より、以下の証拠及び意見等が提出された。

(ア) 海外供給者であるベカルト青島から証言<sup>665</sup>及び意見<sup>666</sup>、輸入者であるベカルトジャパンから意見<sup>667</sup>があつた。

産業上の使用者にとっては、自らの事業遂行にあたり必要な溶融亜鉛めつき鉄線の安定的な供給を確保することが重要である。現状では、本邦生産者だけでは国内市場における安定的な供給を確保することは困難である。すなわち、当該輸入貨物を購入している産業上の使用者は、供給安定性の観点からこれらを購入しているのであって、これらが安価であることを理由として購入しているわけではない。このことは産業上の使用者による意見からも明らかである。したがつて、当該輸入貨物の存在と本邦の産業に損害が発生していることとの間には因果関係が存在しない。

(イ) 輸入者かつ産業上の使用者である藤田鉄網商工からは、以下の意見が表明<sup>668</sup>され、輸入者当初質問状回答書においても同趣旨の回答<sup>669</sup>がなされた。

当社が求める SWMGS-2、線径 2.0mm を供給できる本邦生産者は現在 2 社のみ、西日本地区では 1 社のみとなつてしまつており、本邦生産者のみの供給能力では国内需要をまかうことはできず、いずれにせよ輸入品に頼らざるを得ない。

また、仮に本邦生産者が当社の需要をまかうことができるような生産が可能であつたとしても、特定の生産者のみに供給を全面的に依存するということは経営判断としてできず、その供給先は広く分散させなければならない。その意味において、仮に、輸入品のダンピングが存在しなかつたとしても、本邦産同種の貨物と同様の品質を有する海外供給者から一定量を購入せざるを得ない。

(ウ) 輸入者かつ産業上の使用者である小財スチールからは、以下の意見が表明<sup>670</sup>され、産業上の使用者当初質問状回答書においても同趣旨の回答<sup>671</sup>がなされた。

本邦生産者は、特に、獣害柵の材料（規格：GH-3、線径：5.0mm）及び法面資材の材料（規格：GS-2、線径 2.0mm～2.3mm）等の品種に関しては、当社を含む日本国内の金網業界全体の需要を満たすような供給はできておらず、本邦生産者の供給だけでは日本

<sup>665</sup> 証言（ベカルト青島、令和 3 年 9 月 13 日）

<sup>666</sup> 意見の表明（ベカルト青島、令和 3 年 10 月 14 日）

<sup>667</sup> 意見の表明（ベカルトジャパン、令和 3 年 10 月 14 日）

<sup>668</sup> 意見の表明（藤田鉄網商工、令和 3 年 10 月 14 日）

<sup>669</sup> 輸入者当初質問状回答書（藤田鉄網商工）（調査項目 A-7-1）及び同不備改め版回答書（藤田鉄網商工、令和 3 年 8 月 23 日）（調査項目 E-7 及び様式 E-4）

<sup>670</sup> 意見の表明（小財スチール、令和 3 年 10 月 14 日）

<sup>671</sup> 産業上の使用者当初質問状回答書（小財スチール）（調査項目 A-4）

国内で十分な量を確保できない。実際、取引関係にある本邦生産者からは当社が必要とする量に及ばない程度の供給しか不可能であると説明を受けている。

当社が中国産品を購入しているのはこのような事情によるものであり、これが安価であるからではない。したがって、仮に中国産品のダンピングがなかったとしても、当社はこれを購入せざるを得ない。

(エ) 上記各意見に加え、産業上の使用者である鶴見金網及び日広鋼機より、その質問状回答書<sup>672</sup>において、本邦生産者のみの供給量では国内の需要を満たすことができない、また、そもそも国内で製造されていない製品や絶対的に供給量が不足している製品もあるため、産業上の使用者はいずれにせよ輸入品に頼らざるを得ない、などといった回答が提出された。

(443) 本邦の産業の供給能力及び供給安定性について、申請者より以下の意見が表明<sup>673</sup>された。

(ア) ベカルト青島及びベカルトジャパンによる上記(442)(ア)の証言にあるような、申請者である本邦生産者4社からの供給だけでは必要量を安定的に確保することは困難であるとの説明は、国内産業が現状に至った経緯及び調査対象期間の意味を正確に理解していない。

申請者4社は、全体的な傾向として、安価な中国・韓国産の輸入品の影響を受けて、相対的に高付加価値品にシフトせざるを得なくなっているが、不当廉売関税が課され、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物との価格競争が可能になれば、従前、申請者4社が製造・販売をしていた低付加価値品を製造・販売することは技術的に可能であるし、現在の各社の供給余力の観点からも十分に可能であるため、必要量の安定確保が困難という説明は妥当しない。

そもそも、東洋製線が廃業に至り、また、申請者を構成する1社であるNS北海製線が自社工場での生産を打ち切って、ガルバート・ジャパンに生産を集約することになり、国内生産者の生産能力が減少したのは、価格が不当に安い輸入品が産業上の使用者に購入された結果であって、これはまさに、海外からの安価な輸入品による損害及び因果関係を説明する事象である。本邦への安価輸出により本邦生産者の生産能力を減少させた中国輸出者が「既に本邦生産者の生産能力が減っているのだから、ダンピング輸出と損害の間には因果関係がない」と主張するのは不適切である。

(イ) 藤田鉄網商工による上記(442)(イ)の回答内容については、まず、同社が取り扱っている製品は、いずれも本邦生産者が生産可能なものであると考えられ、本邦生産者の供給余力を踏まえれば、供給量の増大により対応可能であるし、これに加え、第三国からの輸入によっても需要を満たすことができる可能性がある。これらの点からして、本邦生産者による供給だけでは国内供給が追いつかないという主張は不適切である。

申請者4社は、安価な当該輸入貨物が流通しているために、低価格帯から高付加価値品へ生産の中心をシフトせざるを得ない状況に至っているのであり、この傾向が継続すれば、本邦生産者の生産可能な線径の多様性が失われ、国内の産業上の使用者が輸入品に頼らざるを得なくなる状況に陥ることが容易に想定される。こうした事態を避けるためには、不当廉売課税措置によって、本邦生産者が多岐にわたる製品を製造することが可能な市場環境を整えることが重要であり、線径が細い製品群は輸入依存度が強い旨の藤田鉄網商工の回答は、まさにこうした申請者の主張と整合するものである。

(ウ) 上記(442)(ウ)及び(442)(エ)の小財スチール及び日広鋼機の回答内容については、これも上記(イ)において記載したとおり、これは海外からの安価な輸入品によって低付加価

<sup>672</sup> 産業上の使用者当初質問状不備改め版回答書（鶴見金網）（調査項目 A-4）及び産業上の使用者当初質問状回答書（日広鋼機）（調査項目 A-4 及び D-8）

<sup>673</sup> 意見の表明（申請者、令和3年10月14日）

値品から高付加価値品へシフトせざるを得なかつたという経緯であり、不当廉売関税課税措置によって安価な輸入品が減少し、これによつて適正な価格競争が行われるようになれば、供給余力のある本邦生産者は、相対的に低付加価値品の供給量を増加させることも可能となる。小財スチール及び日広鋼機の上記回答は、むしろ、ダンピング輸入と本邦の産業の損害との因果関係を強化する事情である。

(エ) 上記(442)(エ)の鶴見金網の回答内容については、同者の質問状回答書を見ると、そもそも同者は当該輸入貨物を購入していないと思われるにもかかわらず、輸入品に頼らざるを得ないと回答しており、これらの回答は相互に整合的とはいひ難い。また、同者が取り扱っている製品の中に本邦生産者が製造していない製品は存在しない。

(444) 各利害関係者及び産業上の使用者の意見及び回答について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記各意見及び回答は、いずれも、本邦生産者の供給能力は本邦の需要を満たすのに十分ではないため、産業上の使用者は多かれ少なかれ輸入品を購入せざるを得ないのであって、当該輸入貨物が安価であることを理由としてこれを選好しているわけではないこと、さらに、仮に供給能力が十分であったとしても、経営戦略上、供給先を本邦生産者のみに集中させることはできないから、当該輸入貨物が高価であったとしてもこれを購入せざるをえないことを指摘するものであり、これらは、当該輸入貨物と本邦の産業の実質的な損害の発生との因果関係が認められない旨を主張するものと理解できる。

(イ) 上記「表 50 本邦の産業の稼働率の推移」及び「表 66 需要量の変化」のとおり、本邦生産者の調査対象期間における生産能力が【数値】MT であるのに対し、需要量は【数値】MT となっていることからすると、確かに本邦生産者の供給のみで国内の需要全てをまかなうことはできない。しかし、本邦生産者の稼働率は調査対象期間中、常に【数値】%を下回っており、十分な供給余力を有している。この事実からすると、本邦生産者の供給能力が不足しているために産業上の使用者が当該輸入貨物を購入しているという事実は認められない。

かえって、上記「3-4-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」で見たとおり、本邦生産者は、調査対象期間を通じて本邦産同種の貨物より安価な当該輸入貨物による失注を繰り返しており、上記「表 45 本邦産同種の貨物の販売量の変化（再掲）」にあるとおり、調査対象期間全体で国内販売量は17ポイントも低下するに至ったことが認められる。したがって、本邦生産者の生産能力によって国内の需要全てをまかなう供給ができなかつたとしても、当該事実が、当該輸入貨物と本邦の産業の実質的な損害の発生の間の因果関係を否定する理由となるものではない。

(ウ) また、経営戦略上の供給先分散を指摘する点についても、確かに、産業上の使用者は一定程度、供給安定性を重視した製品の調達を行つてゐることがうかがえるものの、それでも購入先選定において価格の重要性は相対的に高く評価されており、上記「3-4-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」のとおり、調査対象期間を通じて当該輸入貨物が本邦産同種の貨物より安価であったために、本邦産同種の貨物は安価な当該輸入貨物に販売を奪われていた。したがって、供給安定性という観点を考慮したとしても、当該輸入貨物によって本邦の産業に実質的な損害が発生したという判断は否定されない。

(445) 以上により、上記(442)記載の各意見及び回答において示された見解はいずれも受け入れられない。

#### 4－2－8 その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討

(446) 海外供給者である韓国線材より、以下の意見が表明<sup>674</sup>された。

- (ア) 申請者は、申請書において、東洋製線は輸入品の影響により廃業したと記載しているが、これは事実と異なる。すなわち、東洋製線は2017年4月に廃業を決定しているが、これは、輸入量が増加する前の時期（輸入量が最も少ない39,698MTであった頃）であるから、輸入品の増加によって東洋製線が廃業したという主張は非論理的である。
- (イ) また、申請書添付の資料（別紙11〔ネットの新聞記事〕）に記載されているとおり、東洋製線の廃業は、施設の老朽化、人材不足、需要動向を考慮した結果、追加の設備投資による事業継続は困難と判断されたことを理由とするものである。このことからも分かることおり、同社の清算原因是、施設老朽化に伴う競争力の喪失と投資誘因の欠如にあって、輸入品による影響にあるわけではない。

(447) 韓国線材の上記(446)の意見について、調査当局は以下のとおり検討した。

- (ア) 調査当局は、東洋製線の廃業理由について何ら認定を行っておらず、また、本邦の産業に係る損害分析に同者の数値は含まないこととしており<sup>675</sup>、当該廃業の事実を本邦の産業に実質的な損害が発生した根拠ともしていない。
- (イ) したがって、仮に韓国線材が主張するような事実が存在するとしても、本邦の産業に実質的な損害が発生したという事実は否定されない。

(448) 以上により、上記(446)の韓国線材の主張は受け入れられない。

#### 4－3 因果関係に関する結論

(449) 以上のとおり、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に損害をもたらしたものと認められ、当該輸入貨物と本邦の産業に対する実質的な損害との間に因果関係が認められると判断した。

---

<sup>674</sup> 意見の表明（韓国線材、令和3年10月14日）

<sup>675</sup> 脚注570のとおり。

## 5 最終決定の基礎となる重要な事実に対する反論及び再反論、並びにこれらに係る調査当局の見解

### 5-1 調査の経緯に関する事項

- (450) 調査開始告示で告示した法第8条第5項の調査において、政令第15条の規定に基づく最終決定の基礎となる重要な事実（以下「重要事実」という。）の開示以降の調査の経緯等は、以下のとおりであった。

#### 5-1-1 重要事実の開示

- (451) 令和4年9月13日、本調査に係る重要事実を直接の利害関係人に対して書面で通知<sup>676</sup>するとともに、重要事実に係る意見の表明<sup>677</sup>（以下「重要事実に係る反論」という。）についての期限を同年9月27日とし、当該期限までに提出された重要事実に係る反論について、同年10月4日から利害関係者の閲覧に供し、他の利害関係者から提出された重要事実に係る反論に対する更なる反論（以下「重要事実に係る再反論」という。）（以下重要事実に係る反論及び重要事実に係る再反論を総称して「重要事実に係る反論・再反論」という。）についての期限を同年10月11日とする旨を、利害関係者に対して併せて書面で通知（以下「重要事実に係る反論・再反論に関する通知」という。）した。

この際、重要事実に係る反論・再反論に関する通知において、重要事実に係る反論・再反論の機会は、「これまで調査当局が政令第10条第2項及び第10条の2第2項に基づき貴社に提出を求めていた証拠のうち、これまで調査当局に提出していなかった証拠を提出する機会」ではないことを明示した。

また、中国及び韓国政府に対しても重要事実を書面で送付<sup>678</sup>するとともに、重要事実に係る反論・再反論に関する通知を併せて送付<sup>679</sup>した。

- (452) 重要事実の通知に際して、供給者に対して、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）の適用に至った経緯及び理由並びに採用した証拠並びに適用した手法を示す書面並びに不当廉売差額率の算定を示す書面を送付するとともに、利害関係者に対して当該書面の開示版を閲覧に供した。

#### 5-1-2 重要事実に対する利害関係者からの意見

- (453) 重要事実に係る反論は、その期限である令和4年9月27日までに、利害関係者8者（東日本線材工業、韓国線材、天津2者及び申請者4者<sup>680</sup>）から提出があり、また、重要事実に係る再反論は、その期限である同年10月11日までに申請者4者から提出があった。

利害関係者から提出された重要事実に係る反論・再反論を検討した上で調査当局の見解については、以下「5-5 重要事実に係る反論・再反論の検討についての結論」のとおりである。

#### 5-1-3 秘密の情報

- (454) 利害関係者が提出した書面のうち、秘密情報について、調査当局は秘密の理由書の提出を求め、これを受領した。

この際、他の利害関係者の閲覧に供するため、これらの書面に係る開示版の書面の提出

676 政令第15条

677 政令第12条の2第2項

678 協定6.9

679 協定6.2

680 日亜鋼業、NS北海製線、ガルバート・ジャパン、ワイヤーテクノ

を求め、これを受領した。

#### 5－1－4 重要事実に係る反論・再反論等の閲覧

- (455) 調査当局の求めに応じて提出された書面（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）及び調査当局が作成した書面について、利害関係者に対し閲覧に供した。

#### 5－1－5 約束の申出<sup>681</sup>等

- (456) 約束に関して、その期限<sup>682</sup>である令和4年9月26日、天津2者から、約束を申し出る旨の書面<sup>683</sup>が提出された。

- (457) 調査当局は、令和4年10月3日、天津2者から約束の申出があつた旨及び同年10月11日を期限として当該約束の申出に対する意見を表明する機会を付与する旨を申請者4者に対し書面で通知<sup>684</sup>（当該申出の写し（開示版）を添付）した。また、当該申出の書面（ただし、当該書面における秘密情報については開示版要約に限る。）及び約束の申出に対する意見表明の機会付与についての通知書面を利害関係者に対し閲覧に供した。

- (458) 令和4年10月11日、申請者4者から、天津2者からの約束の申出について、以下の意見の表明<sup>685</sup>があつた。また、当該意見を利害関係者に対し閲覧に供した。

(ア) 本約束の申出は、溶融亜鉛めっき鉄線の中国国内販売に係る情報、その生産に関する情報等を、天津2者が定期的に提出すること等について、何ら規定していない。また、本約束の申出では、「約束価格」又は「コミットメント価格」なる価格が提示されているが、今後、溶融亜鉛めっき鉄線の価格は、原燃料価格に応じて、変動することが予想されるにもかかわらず、本約束の申出は、日本国内の産業の損害が除去される形で約束価格も連動させること及び当該価格の検証可能な算出方法を何ら規定していない。そのほかにも、本約束の申出は、ガイドライン14.(1)に定める事項をほとんど規定しておらず、その形式において、ガイドライン14.(1)が規定する約束受諾の要件をほとんど満たしていない。したがって、ガイドライン14.(1)の規定に基づき、本約束は、受諾されるべきでないと考えられる。

(イ) 天津2者は、本約束の申出において、「約束価格」又は「コミットメント価格」なる固定的な価格を提示するかのようであるが、原燃料価格及び為替が大きく変動する市場環境下では、天津2者が提示する約束価格を、適切なデータによって、不当廉売の本邦の産業に及ぼす有害な影響が除去されると認められるものであると証明することは、困難であると考えられる。したがって、本約束については、その遵守状況の監視が困難になると判断される客觀的事情が存在するといえ、本約束の申出は、受諾されるべきでないと考えられる。

(ウ) 本約束の申出には、「最終採決に基づく課税が適用される日から1年内に（中略）【約束価格】を下回らないことをコミットメント」することが規定されている。しかし、課税が適用されてから、当該コミットメントが実現するまでの期間については、何らの

<sup>681</sup> 法第8条第7項

<sup>682</sup> ガイドライン14.(2)一

<sup>683</sup> 約束の申出（天津華源時代、令和4年9月26日）、約束の申出（天津華源線材、令和4年9月26日）

<sup>684</sup> ガイドライン14.(2)二

<sup>685</sup> 約束の申出に対する意見表明書（日亜鋼業、令和4年10月11日）、約束の申出に対する意見表明書（NS北海製線、令和4年10月11日）、約束の申出に対する意見表明書（ガルバート・ジャパン、令和4年10月11日）、約束の申出に対する意見表明書（ワイヤーテクノ、令和4年10月11日）

履行も確保されないことから、本約束があるという事実は、本邦の産業に与える実質的な損害等の事実（法第8条第1項）がない旨の認定に使用するには不十分であり、不当である。また、本約束の申出には、「日本の業界（中略）と再協議してコミットメント価格の金額を確定する」こと、「価格コミットメントの上に、日本の業界（中略）とさらなるコミュニケーションを取」ること及び「価格コミットメントについて（中略）日本の業界と交渉」することが規定されている。この「日本の業界」については、日本国内における溶融亜鉛めっき鉄線の生産者、すなわち申請者らを意味すると考えるのが自然であり、そうだとすると、本約束の申出は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条後段及び第2条第6項の規定に反する行為を積極的に推進する内容であるといわざるを得ず、不当である。したがって、本約束の申出には、一部不当な内容が含まれているため、本約束については、その受諾が不適切と考えられ、本約束の申出は、受諾されるべきでないと考えられる。

- (459) 調査当局は、天津2者からの約束の申出の内容について検討した結果、当該申出がガイドライン14.(1)に定める事項のいずれもが規定されている申出とは認められないことから、令和4年11月22日、天津2者に対して当該約束の申出は受諾困難である旨を通知した。

## 5－2 「1 総論」に係る反論等の検討

### 5－2－1 調査対象貨物から除外されるべき貨物の存在に係る反論等の検討

- (460) 重要事実に係る反論・再反論のうち、「1 総論」に係る反論等について、以下のとおり検討した。

#### 5－2－1－1 調査対象貨物から除外されるべき貨物の存在に係る反論

- (461) 輸入者である東日本線材工業から、上記「1－6－5－3－1－2 調査対象貨物から除外されるべき貨物の存在」に対して以下の重要事実に係る反論<sup>686</sup>が提出された。

- (ア) 上記(82)(ア)において、「価格の比較に影響を及ぼす差異に対して、それぞれの場合に応じて妥当な考慮を払って、公正に行われる。」とあるが、本邦生産者が製造していない貨物を公正に判断しているとは思えない。
- (イ) 上記(82)(イ)において、「具体的な証拠を示していない。」とあるが、本邦生産者に問い合わせれば、生産していない、または、検討するとの回答を得るはずである。
- (ウ) 上記(82)(ウ)において、「線径に上限を設けて調査対象貨物から除外することは適切ではない。」とあるが、1.5mmを超える線径と限定していること自体に矛盾があり、本末転倒である。
- (エ) 主張を要約すると、本邦生産者が生産できない、または、生産する気のない線径にまで関税の課税措置をとるのは不合理この上無い。確かに、線径2.0mm以上は、本邦生産者において生産できるものの、採算が取れないのも理解できる。線径4.0mmを生産する場合と比べ、2.0mmを生産するには2倍でなく4倍の伸線が必要である。これが、1.6mmとなれば線径4.0mmを生産する場合と比べ6.2倍の伸線が必要となる。本邦生産者は、高付加価値品へと舵を取っているにもかかわらず、この様な生産性の低い商品に今後積極的な設備投資をする対象とは考えていない。線径1.6mmの日本国内での需要量は2.0mm以上の線径の商品と比べると多くはないが、少量でもない。最後に重ねて主張したいのは、本邦生産者が生産できない、また今後も生産する計画もない線径2.0mm未満

<sup>686</sup> 重要事実反論書（東日本線材工業、令和4年9月22日）

の商品に關税の課税措置をとるのは極めて不合理である。

(才) よって、「横断面の寸法が 1.5 ミリメートルを超えるもの」を本調査の対象貨物線径としているが、1.5mm を超えて 1.9mm 以下の横断面の寸法の溶融亜鉛めっき鉄線は、本邦にて生産されておらず、この 1.5mm を超えて 1.9mm 以下までの溶融亜鉛めっき鉄線を調査対象にすることは不合理である。調査対象の出発点まで遡ることとなるが、本邦生産者の 1.5mm を超える線径は、1.9mm を超える線径とすべきである。なお、当社は、令和 3 年 6 月 14 日の質問状からは除外されており、令和 4 年 4 月 28 日の追加質問状からの調査開始となった経緯があることは記載しておきたい。

### 5-2-1-2 調査対象貨物から除外されるべき貨物の存在に係る再反論

(462) 申請者 4 者から、上記(461)の東日本線材工業からの反論に対して、以下の重要事実に係る再反論<sup>687</sup>の提出があった。再反論において、本邦生産者の生産状況につき、日亜鋼業は、【本邦生産者の生産状況】、ワイヤーテクノは、【本邦生産者の生産状況】、NS 北海製線及びガルバート・ジャパンは、1.5mm を超えて 1.9mm 以下に該当する線径を製造可能線径としてそのウェブサイトで明示している本邦生産者もいる、とそれぞれ主張した。

東日本線材工業は、1.5mm を超えて 1.9mm 以下の線径の溶融亜鉛めっき鉄線は、本邦にて生産されていない、あるいは生産できないと根拠なく述べるが、これは明確な誤りである。東日本線材工業は、そのほかにも、上記のような誤った認識のもと、本邦生産者が、1.5mm を超えて 1.9mm 以下の線径の溶融亜鉛めっき鉄線に今後積極的な設備投資をする対象とは考えていないなどと主張しているが、これらの主張は、当該線径の差が、価格の比較に影響を及ぼす差異として考慮されるべきでないことについて、何らの説明にもなっていない。

### 5-2-1-3 調査対象貨物から除外されるべき貨物の存在に係る検討

(463) 上記(461)及び(462)の反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 利害関係者から、調査対象貨物について、横断面の最大寸法を「1.5 ミリメートルを超えるもの」から「1.9 ミリメートルを超えるもの」へと変更することが適切であることを示す証拠は期限内に提出されておらず、また、1.5 ミリメートルを超えて 1.9 ミリメートル以下の線径の溶融亜鉛めっき鉄線が本邦で生産されていない、あるいは生産できないことを裏付けるものもない。

(イ) 上記(12)から(14)のとおり、令和 3 年 6 月 14 日の質問状の送付を受けていなくても、調査開始告示において、「利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出した上で、財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状を入手し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行うものと」していたため、東日本線材工業は、令和 3 年 6 月 14 日から調査開始告示に定める期限までの間に証拠等を提出することができた。

(464) 以上のことから、上記(461)の東日本線材工業の反論は受け入れられない。

### 5-3 「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に係る反論等の検討

<sup>687</sup> 重要事実再反論書（日亜鋼業、令和 4 年 10 月 11 日）、重要事実再反論書（NS 北海製線、令和 4 年 10 月 11 日）、重要事実再反論書（ガルバート・ジャパン、令和 4 年 10 月 11 日）、重要事実再反論書（ワイヤーテクノ、令和 4 年 10 月 11 日）

(465) 重要事実に係る反論・再反論のうち、「**2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項**」に係る反論等について、以下のとおり検討した。

### 5-3-1 代替国選定に係る反論等の検討

#### 5-3-1-1 代替国選定に係る反論

(466) 申請者4者から、上記「**2-3-2 代替国選定に関する意見の検討**」に対して以下の重要事実に係る反論<sup>688</sup>が提出された。

重要事実では、代替国選定に関し、ベカルトインドネシアが、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売を行っているとの判断がされた。しかし、意見の表明(日亜鋼業、NS 北海製線、ガルバート・ジャパン、ワイヤーテクノ、令和3年10月14日)を敷えんした次の理由から、そのような判断は適切でない。

- (ア) 重要事実では、インドネシアにおける各種線材に対するセーフガード措置のため、軟鋼線材の価格が不安定となり、これにより、ベカルトインドネシアが生産及び販売する調査対象產品と同種の貨物（ベカルトインドネシアが生産及び販売する產品が、調査対象產品と同種とは言えない可能性がある点は以下(b)で述べるとおりだが、ここではあえて「同種の貨物」という用語を用いる。）の市場価格も不安定になるという申請者の主張が、具体的な価格の変動を示していないという理由だけで退けられている。しかし、セーフガード措置が採られている事実それ自体で、軟鋼線材の価格が不安定となることは、市場経済の機能が働いている限り当然の帰結であって、そのため、市場価格が不安定というべきベカルトインドネシアが生産及び販売する調査対象產品と同種の貨物を、代替国の正常価格の算定の基礎とすることは、適切でない。
- (イ) 重要事実では、インドネシアの製品が、中国の製品に比べ、同種の貨物と言えないことの根拠が示されていないと述べられている。しかし、意見の表明（日亜鋼業、NS 北海製線、ガルバート・ジャパン、ワイヤーテクノ、令和3年10月14日）で示したとおり、ベカルトインドネシアについては、2019年6月29日に亜鉛めっき鉄線(JIS G3547)に係るJIS認証契約が終了しているようである。JIS規格を有しないことを理由に、中国からの輸入貨物と同種の貨物ではないと断じる趣旨ではないことは付言するが、JIS認証契約が終了したことで、JIS規格から性質上乖離した貨物の生産が可能となる点で、このことは、ベカルトインドネシアの製品が、中国の製品に比べて同種の貨物と言えないことの根拠となる。
- (ウ) 重要事実では、【企業名】が関係会社と同一の敷地に工場を有していることと調査対象產品と比較可能な製品の生産とは関わりがないと述べられている。申請者が、意見の表明（日亜鋼業、NS 北海製線、ガルバート・ジャパン、ワイヤーテクノ、令和3年10月14日）で、【企業名】が関係会社と同一の敷地に工場を有していることを指摘した趣旨は、同一の敷地に調査対象產品と同種の貨物を含む複数製品の工場が存在する場合、当該同一敷地内の工場を稼働させるための諸費用が、調査対象產品と同種の貨物の製造原価に適切に配賦されない（実態よりも少なく配賦される）おそれがある、というものであった。このような費用の各種製品への適切な配賦がなされたことを示す論拠も示されていない。したがって、仮にベカルトインドネシアが調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売を行っていると判断して代替国の正常価格を算定するとしても、当該製品に係る製造原価に適切な数値の配賦がなされているかは、慎重に検討されるべきであ

<sup>688</sup> 重要事実反論書（日亜鋼業、令和4年9月27日）、重要事実反論書（NS 北海製線、令和4年9月27日）、重要事実反論書（ガルバート・ジャパン、令和4年9月27日）、重要事実反論書（ワイヤーテクノ、令和4年9月27日）

る。

### 5-3-1-2 代替国選定に係る再反論

(467) 上記(466)の申請者4者からの反論に対して、重要事実に係る再反論の提出はなかった。

### 5-3-1-3 代替国選定に係る検討

(468) 上記(466)の申請者4者からの反論に関して、調査当局は次のとおり検討した。

- (ア) 調査当局は「**1-6-3 代替国に係る選定通知の送付等**」に記載のとおり、代替国候補の選定理由を示して、利害関係者及び輸出国政府に対する代替国選定1回目通知において代替国の選定についての意見を求め、当該意見の提出の結果を踏まえ、代替国選定2回目通知においては、代替国候補について、優先順位とともに当該国に所在する調査当局が知り得た生産者の名称も明らかにするとともに、「複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合には、優先順位が高い国に所在する生産者の情報を使用する」旨、「同一国内の複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合には、日本国政府が適当と判断した生産者の情報を使用する」とする旨を明示して意見を求めた。
- (イ) 更に、上記(56)に記載のとおり、調査当局は知り得た全ての代替国候補の生産者25者に対して調査の協力を求めるための確認票及び質問状を送付し、公正に調査に対する協力を求め、その回答結果に基づき代替国の選定を行った。
- (ウ) セーフガード措置が採られている事実それ自体で、軟鋼線材の価格が不安定となることは、市場経済の機能が働いている限り当然という主張は、その因果関係を裏付ける根拠がない。また、同主張がインドネシアにおけるセーフガード措置と調査対象貨物及び同種の貨物にも該当するという具体的な証拠は示されていない。
- (エ) JIS規格から性質上乖離した貨物の生産が可能となる点をもって、直ちにベカルトインドネシアの製品が、中国の製品に比べて同種の貨物と言えないことの根拠とはならない。
- (オ) 代替国の正常価格を算定するに当たり、当該製品に係る製造原価に適切な数値の配賦がなされているかは、慎重に検討されるべきという意見については、上記「**2-3-3 代替国の正常価格**」のとおり、代替国供給者による製造原価の算出方法も検討した上で公正に比較可能な価格を算出しており、代替国の正常価格の算出は適切に行われた。また、様式Dに記載されている各費用項目が監査済みの財務諸表等に基づく数値であることは確認している<sup>689</sup>。

(469) 以上のことから、上記(466)の申請者4者からの反論は受け入れられない。

### 5-3-2 代替国の正常価格に係る反論等の検討

#### 5-3-2-1 代替国の正常価格に係る反論

(470) 供給者である天津2者から、上記「**2-3-3 代替国の正常価格**」に対して以下の重要

<sup>689</sup> 代替国質問状添付資料（【企業名】）（【資料番号】、【資料番号】、【資料番号】、【資料番号】、【資料番号】）

事実に係る反論<sup>690</sup>が提出された。

- (ア) 協定 6.9 により、調査当局は最終措置が確定される根拠が分かることの重要な事実を全ての利害関係者に連絡すべきだと要求されており、利害関係者が自己の利益のために擁護できるように調査当局が開示した事実は調査当局の決定と算出根拠が利害関係者に十分分かるようにするすることが要求されている。
- (イ) 調査当局は、上記(273)において、調査当局が使用している原価要素を簡単に説明しただけで、生産原価の算出にどんな原価要素を使用しているのかについての具体的な説明がない。協定 6.5 の規定により、秘密情報とは、その開示が競争者に対して競争上の著しい利益を与える、又はその開示が情報を提供した者に対して若しくは情報を提供した者の当該情報についての情報源である者に対して著しい悪影響を及ぼす情報である。今回、正常価格の算出に使用している原価要素は、協定 6.5 に規定されている情報には該当しないため、調査当局が使用している原価要素の合理性の判断のために開示されるべきだと考える。調査当局が開示していないことにより、利害関係者が使用されている原価要素の合理性と利害関係者の利益に害があることがあるか確認ができない。
- (ウ) 調査当局は生産原価算出時に、保留された原価要素、排除された原価要素及びその原因を開示していない。この情報は協定 6.5 に規定されている秘密情報ではなく、利害関係者が使用されている原価要素及びその合理性の確認のために開示されるべきだと考える。調査当局がこの情報を開示していないため、利害関係者が使用されている原価要素とその原因が分からず、調査当局の判断の合理性を確認できない。
- (エ) よって、調査当局は、協定 6.5 及び 6.9 の規定に基づいて、正常価格算出用の原価要素及びその原因を開示するべきである。
- (オ) 調査当局は、上記(274)において、調査対象貨物の生産原価算出に物理的特性による差異の調整を行ったことのみ説明したが、具体的にどのような物理的特性の調整を行ったかは開示していない。この情報は協定 6.5 に規定されている秘密情報ではなく、当情報が開示されていないため、調査当局の算出根拠が分からず、その合理性の判断もできない。
- (カ) よって、調査当局は、協定 6.5 及び 6.9 の規定に基づいて、正常価格の算出において行った物理的特性の調整内容及びその原因を開示するべきである。
- (キ) 調査当局は、上記(275)において、配賦基準により正常価格を構成している販売経費、財務経費と管理費を算出していることのみ説明しているが、具体的な配賦基準は開示していない。協定 6.5 の規定により、販売経費、財務経費と管理費は秘密情報には該当しない。
- (ク) よって、調査当局は、協定 6.5 及び 6.9 の規定に基づいて、正常価格を構成している財務経費、販売経費及び管理費の配賦基準を開示すべきである。
- (ケ) 上記(276)において、調査当局は、正常価格を構成している利潤を算出する際、「貨物の生産コスト×利潤率」の方法で計算しているが、企業活動において、貨物の生産コストが高ければ、その貨物の利潤率も高いわけではないため、当該計算方法は実際の状況と合わず、不合理的であり、調整が必要である。生産価格算出時は代替国データにより確定されている利潤の額を出して、その利潤の額を生産コストにプラスしてから正常

<sup>690</sup> 重要事実反論書（天津華源時代、令和 4 年 9 月 27 日）、重要事実反論書（天津華源線材、令和 4 年 9 月 27 日）

価格の算出に使用すべきである。

(コ) 加えて、調査当局が代替利潤率を計算する際、原価割れ販売取引と関連企業間の取引を除いているが、その計算方法は不合理的であり、現在のダンピング防止の実践に反している。代替利潤を計算する際に関連企業間の取引を除くこと及び原価割れ販売(OCOT)テストをするべきではない。

### 5-3-2-2 代替国の正常価格に係る再反論

(471) 申請者4者から、上記(470)の天津2者からの反論に対して、以下の重要事実に係る再反論<sup>691</sup>の提出があった。

(ア) 天津2者は、重要事実の情報が一部非開示であることに対し、協定6.5を引用し、同条が規定する秘密情報が、「その開示が競争者に対して競争上の著しい利益を与えること又はその開示が情報を提供した者に対して若しくは情報を提供した者の当該情報についての情報源である者に対して著しい悪影響を及ぼす」情報に限られると解釈しているかのようであるが、秘密として取り扱われる情報には、「当事者が秘密の情報として提供したもの」も含まれるため（ただし、「正当な理由」は必要。）、上記解釈は誤りである。

(イ) したがって、天津2者が指摘する情報は、秘密として取り扱われるべきでない情報とは直ちにいえず、協定6.5は問題とならない。

(ウ) また、天津2者は、重要事実の情報が一部非開示であることに対し、協定6.9をも引用している。天津2者は、協定6.9が、重要事実を、利害関係者に十分理解できる程度にまで開示することを求めていると解釈しているかのようであるが、協定6.9はそのように定められてはおらず、天津2者が主張するような協定6.9の問題はない。

(エ) よって、上記の反論は、協定に係る前提を欠き、失当である。

### 5-3-2-3 代替国の正常価格に係る検討

(472) 上記(470)及び(471)の反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 天津2者は、協定6.5及び6.9の規定を根拠として、上記(273)から(275)における算出根拠を全ての利害関係者に十分分かるようにすることを求めている。しかし、調査の当事者が秘密の情報として提供したものは、正当な理由が示される場合には、調査当局により秘密として取り扱われる上、当該情報は当該当事者の明示的な同意を得ないで開示してはならない<sup>692</sup>ところ、本件では、情報の提供者より、当該情報を秘密とすることについて正当な理由が示されたことから<sup>693</sup>、非開示部分が協定6.5に規定されている情報には該当しないという主張は事実誤認である。また、調査当局による算出方法については、上記「2-1-3 不当廉売差額の基本的考え方」及び「2-1-5 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方」において、全ての原価要素と算出方法の詳細を示しており、考慮した物理的特性については、上記(272)において規格、めつきの方法、線径、亜鉛付着量（規格品分類基準）、亜鉛付着量、原材料であることを示している。

<sup>691</sup> 重要事実再反論書（日亜鋼業、令和4年10月11日）、重要事実再反論書（NS北海製線、令和4年10月11日）、重要事実再反論書（ガルバート・ジャパン、令和4年10月11日）、重要事実再反論書（ワイヤーテクノ、令和4年10月11日）

<sup>692</sup> 協定6.5

<sup>693</sup> 秘密扱いを求める書面（【企業名】）、現地調査結果報告書の一部について秘密として取り扱うことを求める書面（【企業名】）

(イ) 天津 2 者は、調査当局が正常価格を構成している利潤の算出の際に、貨物の生産コストに利潤率を乗ずる方法について、貨物の生産コストが貨物の利潤率に比例するものではなく、実状と合わず不合理との見解であるが、具体的な根拠は示されていない。正常価格の算出について、代替国供給者から提供されたデータにより確定している利潤の額を算出し、利潤額を生産コストに加算した上で、正常価格の算出に使用すべきとする具体的な根拠は示されていない。

(ウ) さらに、調査当局が代替国の利潤率を計算する際、現在のダンピング防止の実践に反していると主張するが、具体的な根拠は示されていない。また、当該計算方法は、上記「**2－1－5 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方**」(ウ)に基づいたものであり、通常の取引とは認められなかった関連企業間の取引及び原価割れ販売取引は通常の利潤を算出する過程で取り除いている。

(473) 以上のことから、上記(470)の天津 2 者からの反論は受け入れられない。

### 5－3－3 供給者に係る反論等の検討

#### 5－3－3－1 供給者に係る反論

(474) 供給者である天津 2 者から、上記「**2－4－2－1 供給者**」に対して、以下の重要事実に係る反論<sup>694</sup>が提出された。

(ア) 法第 8 条及び政令並びに不当廉売関税手続等の中には、2 つの会社を 1 つの商業体として認識する規定と基準がない。調査当局が天津華源時代と天津華源線材を 1 つの商業体として認識し、合計で不当廉売関税率を算出することには法律的な根拠がない。

(イ) 天津華源時代と天津華源線材は、それぞれ独立経営していて、支配関係はない。両者はともに、日本のアンチダンピング法制に規定されている関連会社ではない。調査当局は、両者を一体として認識し、不当廉売関税率を同じ税率で算出すべきではない。

(ウ) 協定 6.10 の規定により、調査当局は、調査対象貨物についてそれぞれ確定されたメーカーのそれぞれの不当廉売差額を算出することが要求されている。本件では、天津華源時代と天津華源線材は、それぞれ独立経営して調査対象貨物を日本へ輸出しているメーカーであり、本調査にも積極的に協力している。調査当局は、両者からそれぞれ提出された質問状の回答とデータに基づき、天津華源時代と天津華源線材のそれぞれの不当廉売差額を確定すべである。

(エ) 以上より、調査当局は、協定 6.10 に基づき、天津華源時代と天津華源線材について、それぞれの不当廉売差額率を算出すべきである。

#### 5－3－3－2 供給者に係る再反論

(475) 申請者 4 者から、上記(474)の天津 2 者からの反論に対して、以下の重要事実に係る再反論<sup>695</sup>が提出された。

<sup>694</sup> 重要事実反論書（天津華源時代、令和 4 年 9 月 27 日）、重要事実反論書（天津華源線材、令和 4 年 9 月 27 日）

<sup>695</sup> 重要事実再反論書（日亜鋼業、令和 4 年 10 月 11 日）、重要事実再反論書（NS 北海製線、令和 4 年 10 月 11 日）、重要事実再反論書（ガルバート・ジャパン、令和 4 年 10 月 11 日）、重要事実再反論書（ワイヤーテクノ、令和 4 年 10 月 11 日）

過去のパネルの判断（Panel Report, Korea – *Certain Paper*, para. 7.159）によれば、協定 6.10 が、いついかなる場合でも各事業者について個別の不当廉売差額を計算しなければならないと解釈されるべきではないとされている。したがって、調査当局が重要事実の「2 – 4 – 2 – 1」で認定した内容を理由として、天津 2 者を 1 事業体として取り扱い、不当廉売差額を算出した判断は、前記パネルの判断とも整合し妥当である。

### 5－3－3－3 供給者に係る検討

(476) 上記(474)及び(475)の反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

- (ア) 不当廉売関税の課税に関する日本の法令は、不当廉売差額の算出に当たって、複数の法人を 1 事業体として取り扱うことを排除しておらず、また、こうした取扱いは、協定に反するものでもなく、過去のパネルの判断では、こうした取扱いを排除しない旨の判断が示されている。
- (イ) そして、天津華源時代と天津華源線材は、それぞれ独立に経営がされ、支配関係はないと主張するが、天津 2 者に関しては、上記(293)から(296)までのとおりの事実が確認でき、上記(298)から(300)までのとおり、天津 2 者は、調査対象貨物の生産及び販売に関して、共通の商業目的を達成するため、相互に調整することが可能であると判断でき、不当廉売差額の算出に当たっては、天津 2 者を 1 事業体として取り扱うことが相当である。

(477) 以上のことから、上記(474)の天津 2 者の反論は受け入れられない。

### 5－3－4 ファクツ・アヴェイラブルの適用に係る反論等の検討

#### 5－3－4－1 ファクツ・アヴェイラブルの適用に係る反論

(478) 天津華源時代から、FA・DM 計算書の「2 ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由」に対して以下の重要事実に係る反論<sup>696</sup>が提出された。

- (ア) FA・DM 計算書の第 1 の 2(1) (ア)において天津華源時代が回答した本邦向け取引の中には、調査対象貨物ではないものが含まれていることが明らかになった旨指摘した点については、以下のとおり。
- (a) 天津華源時代が提出した様式 B の中の貨物は、全部調査対象貨物であり、調査対象貨物ではないものは含まれていない。
- (b) 調査当局が指摘している、現地調査時に発見された様式 B にあった調査対象貨物ではないものについては、天津華源時代は、現地調査時に調査当局に対し、この貨物は、塗装にアルミが含まれている亜鉛めっき鉄線で、購入された亜鉛のアルミが含まれていることを説明した。そして、天津華源時代は、調査当局の要求により、様式 B の中には、他に亜鉛とアルミ合金で生産された亜鉛めっき鉄線が含まれていないことも確認した。
- (c) 調査当局が公示した内容と、重要事実の 1 – 1 – 2 の銘柄及び型式で示された調査対象貨物が指摘している亜鉛とアルミ合金鉄線は、亜鉛めっき鉄線の生産に使用されている線材にアルミが含まれているものであるが、天津華源時代が様式 B の中に記入しているのは、塗装にアルミが含まれている亜鉛めっき鉄線で、これは調査対象貨物

<sup>696</sup> 重要事実反論書（天津華源時代、令和 4 年 9 月 27 日）

になる。

- (d) 以上により、天津華源時代が提出した様式 B の中の貨物は、全部今回の調査対象貨物であり、調査当局は、天津華源時代が提出した様式 B の中、調査対象貨物ではないものが含まれているとの理由で、抜き取ったデータで輸出価格を算出してはならない。
- (イ) FA・DM 計算書の第 1 の 2(1) (ア) 及び(3)における調査当局の指摘については、以下のとおり。
- (a) 記帳日以降に請求された売上は、調査期間内に収まらない場合であっても、調査期間前に請求された売上が記帳日によって調査期間内に収まる場合があるため、全体の売上高はバランスが取れており、漏れの問題はない。
- (b) 特定の販売行為の発生時期を、請求時間、出荷時間、会計時間などを含む調査期間中に販売行為が発生したかどうかを判断するための根拠とするべきである。これらの販売行為同士に優劣は存在せず、特定の応訴企業の実際の販売プロセスに応じて判断する必要がある。
- (c) 天津華源時代が記帳日に従って調査対象期間中の売上を定めた理由は、完全に中国の財政及び税務制度によるものである。輸出売上は、商業領収書発行の時に収益として認識できず、通関所が承認された後の記帳証憑としての付加価値税領収書が発行されて初めて収入を確認することができ、同時に売上原価を繰り越して売上利益の会計処理を完了できる。
- (d) 調査当局は、天津華源時代が提出したデータが調査対象期間の全ての売上をカバーしていない可能性があると考え、一部の書類だけを用いて輸出価格を計算したが、以上のとおり、これは合理的ではない。
- (ウ) FA・DM 計算書の第 1 の 2(1) (イ) における調査当局の指摘については、以下のとおり。
- (a) 天津華源時代は、積極的に調査当局の調査に協力し、様式 C に、調査対象貨物と同種の貨物の国内向け取引も記入した。協定 2.6 の規定により、同種の貨物は、調査対象貨物と完全に同様又は最も似ている貨物である。
- (b) 調査当局から送付された「不当廉売関税の課税に関する調査への協力のお願い」33 頁の【資料 1】用語の定義の（2）には、同種の貨物について、調査対象貨物と最も似ている貨物になると記載されている。この定義に基づき、天津華源時代は、調査対象貨物と完全に同様又は最も似ている貨物を識別し、その国内向け取引も様式 C に記入した。
- (c) 天津華源時代は、2021 年 10 月 1 日に調査当局から送付された追加質問状を受領し、調査対象貨物と完全に同様又は最も似ている貨物の国内向け取引ではなく、全ての調査対象貨物の説明に適合する国内向け販売貨物を記入するように要求された。調査当局の調査に協力するために、天津華源時代は、調査当局の要求に応じて様式 C を修正した。
- (d) 天津華源時代が様式 C に記入した調査対象貨物と完全に同様又は最も似ている貨物は、協定 2.6 及び日本のアンチダンピング調査の要求を満たすものである。その後の様式 C の修正により、貨物が大幅に増加した原因是、天津華源時代が調査当局の調査に協力するために、調査当局の要求により、調査対象貨物と完全に同様又は最も似

ている貨物の国内向け取引だけではなく、全ての調査対象貨物の説明に適合する国内向け販売貨物を記入するようにしたからである。

- (e) 以上のとおり、天津華源時代が、様式 C の中に記入していた内容は、協定 2.6 及び日本の同種の貨物の定義の内容を満たすものであって、その後の修正は、調査当局の調査に協力するために、調査当局の要求により、記載内容の範囲について調整を行ったものである。したがって、調査当局は、天津華源時代が様式 C の修正を行ったことを理由に、抜き取ったデータで輸出価格を算出してはならない。

(479) 天津華源線材から、FA・DM 計算書の「2 ファクト・アヴェイラブルの適用に至った理由」に対して以下の重要事実に係る反論<sup>697</sup>が提出された。

- (ア) FA・DM 計算書の第 1 の 2(2) (イ) において、天津華源線材が、様式 C の回答を大幅に修正したことを指摘した点については、以下のとおり。
- (a) 天津華源線材は、積極的に調査当局の調査に協力し、様式 C に、調査対象貨物と同種の貨物の国内向け取引も記入した。協定 2.6 の規定により、同種の貨物は、調査対象貨物と完全に同様又は最も似ている貨物である。
- (b) 調査当局から送付された「不当廉売関税の課税に関する調査への協力のお願い」33 頁の【資料 1】用語の定義の (2) には、同種の貨物について、調査対象貨物と最も似ている貨物になると記載されている。この定義に基づき、天津華源線材は、調査対象貨物と完全に同様又は最も似ている貨物を識別し、その国内向け取引も様式 C に記入した。
- (c) 天津華源線材は、2021 年 10 月 1 日に調査当局から送付された追加質問状を受領し、調査対象貨物と完全に同様又は最も似ている貨物の国内向け取引ではなく、全ての調査対象貨物の説明に適合する国内向け販売貨物を記入するように要求された。調査当局の調査に協力するために、天津華源線材は、調査当局の要求に応じて様式 C を修正した。
- (d) 天津華源線材が様式 C に記入した調査対象貨物と完全に同様又は最も似ている貨物は、協定 2.6 及び日本のアンチダンピング調査の要求に満足するものである。その後の様式 C の修正により、貨物が大幅に増加した原因は、天津華源線材が調査当局の調査に協力するために、調査当局の要求により、調査対象貨物と完全に同様又は最も似ている貨物の国内向け取引だけではなく、全ての調査対象貨物の説明に適合する国内向け販売貨物を記入するようにしたからである。
- (e) 以上のとおり、天津華源線材が、様式 C の中に記入していた内容は、協定 2.6 及び日本の同種の貨物の定義の内容を満たすものであって、その後の修正は、調査当局の調査に協力するために、調査当局の要求により、記載内容の範囲について調整を行ったものである。したがって、調査当局は、天津華源線材が様式 C の修正を行ったことを理由に、抜き取ったデータで輸出価格を算出してはならない。

(イ) FA・DM 計算書の第 1 の 2(2) (カ) における調査当局の指摘については、以下のとおり。

天津華源線材にとって、天津華源時代から購入した製品は原材料であり、天津華源線材の工場で加工を行う必要がある。加工が完了してから製品として入庫する。天津華源

<sup>697</sup> 重要事実反論書（天津華源線材、令和 4 年 9 月 27 日）

線材は、天津華源線材が加工した製品を販売しており、天津華源時代から直接購入した製品を販売しているのではない。したがって、天津華源線材には、他社から製品を購入して販売する取引は存在せず、同者の回答に矛盾はない。

(ウ) FA・DM 計算書の第 1 の 2(3)において、天津華源線材が本邦向け取引として回答した様式 B は、調査対象期間の取引を全て網羅するものではないと指摘した点については、以下のとおり。

- (a) 記帳日以降に請求された売上は、調査期間内に収まらない場合であっても、調査期間前に請求された売上が記帳日によって調査期間内に納まる場合があるため、全体の売上高はバランスが取れており、漏れの問題はない。
- (b) 特定の販売行為の発生時期を、請求時間、出荷時間、会計時間などを含む調査期間中に販売行為が発生したかどうかを判断するための根拠とするべきである。これらの販売行為同士に優劣は存在せず、特定の応訴企業の実際の販売プロセスに応じて判断する必要がある。
- (c) 天津華源線材が記帳日に従って調査対象期間中の売上を定めた理由は、完全に中国の財政及び税務制度によるものである。輸出売上は、商業領収書発行の時に収益として認識できず、通関所が承認された後の記帳証憑としての付加価値税領収書が発行されて初めて収入を確認することができ、同時に売上原価を繰り越して売上利益の会計処理を完了できる。
- (d) 調査当局は、天津華源線材が提出したデータが調査対象期間の全ての売上をカバーしていない可能性があると考え、一部の書類だけを用いて輸出価格を計算したが、以上のとおり、これは合理的ではない。

### 5-3-4-2 ファクツ・アヴェイラブルの適用に係る再反論

(480) 申請者 4 者から、上記(478)及び(479)の天津 2 者からの反論に対して、以下の重要事実に係る再反論<sup>698</sup>が提出された。

(ア) 上記(478)(ア)の反論に対しては、以下のとおり。

- (a) 天津華源時代は、提出した様式 B が示す貨物は全て調査対象貨物である、と主張しているようである。しかし、サンプルとして調査当局が抽出した取引の一部が調査対象貨物でない亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線に係るものであったことについて、天津華源時代は、塗装にアルミが含まれているものは調査対象貨物であるとの独自かつ不合理な説明をし、抽出されたもの以外の取引については、亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線に係るものが含まれないと根拠なく述べているにすぎないと思われる。
- (b) よって、上記(478)(ア)の反論には依然として根拠がなく、一部不合理な内容も含まれていると言わざるを得ない。

(イ) 上記(478)(イ)及び(479)(ウ)の反論に対しては、以下のとおり。

- (a) 天津 2 者は、同者らが本邦向け取引として回答したものに、調査対象期間外のもの

<sup>698</sup> 重要事実再反論書（日亜鋼業、令和 4 年 10 月 11 日）、重要事実再反論書（NS 北海製線、令和 4 年 10 月 11 日）、重要事実再反論書（ガルバート・ジャパン、令和 4 年 10 月 11 日）、重要事実再反論書（ワイヤーテクノ、令和 4 年 10 月 11 日）

が含まれていた、逆に、調査対象期間内の全ての取引を含んでいなかった可能性があるとの調査当局の認定に対して、必要なデータが提出資料から漏れていることはない、と何ら根拠無く主張するかのようである。

- (b) しかし、天津 2 者の説明は、「記帳日以降に請求された売上は調査期間内に収まらない場合でも、調査期間前に請求された売上が記帳日によって調査期間内に収まる場合があるため、全体の売上高はバランスが取れて」いるという、求められた質問内容との齟齬を意に介さぬ粗雑で不十分な内容である。
- (c) 天津 2 者による中国の財務及び税務に係る制度等の説明も、同者の提出資料について、調査対象期間に係るデータの漏れがないことの説明としては、不十分な内容である。

(ウ) 上記(478)(ウ)及び(479)(ア)の反論に対しては、以下のとおり。

- (a) 天津 2 者は、調査当局から不備指摘を受ける前の国内向け取引件数を提出した理由として、協定 2.6 及びお願い紙（令和 3 年 6 月）の資料に記載された「同種の产品」又は「同種の貨物」について、調査対象貨物と完全同様又は最も似ている貨物のみを指すと解釈できるためである旨を述べているようである。
- (b) しかし、協定 2.6 及び前記資料によれば、「同種の产品」又は「同種の貨物」は、調査対象貨物と完全同様又は最も似ている貨物のみを指すのではなく、完全同様又は極めて類似した性質を持つ貨物を指すものと読める。
- (c) よって、上記(478)(ウ)及び(479)(ア)の反論は、協定 2.6 及び前記資料に係る前提の認識を誤ったものであり、失当である。

### 5-3-4-3 ファクツ・アヴェイラブルの適用に係る検討

(481) 上記(478)及び(480)の反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 天津華源時代は、同者が様式 B で回答した貨物は全て調査対象貨物であったと主張する。

しかし、天津華源時代の現地調査では、様式 B の取引通番 17 及び 92 に係る契約書には「10%亜鉛アルミニウムコーティング」との記載があり、品質検査証明書には「アルミニウム 10%」、製品名として「亜鉛アルミニウムめっき鋼線」の記載があったことを確認した<sup>699</sup>。調査対象貨物銘柄及び型式は上記「1-1-2 銘柄及び型式」のとおり、「亜鉛」をめっきしたものであるから、少なくとも現地調査で確認した様式 B の取引通番 17 及び 92 に係る貨物(亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線)は調査対象貨物ではない。

したがって、天津華源時代が様式 B で回答した貨物には調査対象貨物以外のものが含まれている。

(イ) 天津華源時代は、調査当局が、天津華源時代が提出したデータが調査対象期間の全ての売上をカバーしていない可能性があると考え、一部の書類だけを用いて輸出価格を計算したことは合理的ではないと主張する。

調査当局は、販売日を「実質的な販売条件が定められる日」として調査を進め、お願

<sup>699</sup> 現地調査結果報告書（天津華源時代）(3.(3)〔調査内容〕)

い紙（令和3年6月）の「【資料1】用語の定義」でもその旨を明示していたところ、天津華源時代は、供給者当初質問状回答書において、様式Bの販売日について、インボイスの日付は会社が販売収入を確認した日であり、会社の実質的な販売条件が定められた日は商業インボイスの日付であると回答した<sup>700</sup>。

しかし、天津華源時代は、現地調査において、「B-2-11-1 販売日」「C-2-8-1 販売日」に回答した「日付」は、増税インボイスの日付である。これは、中国における税法の規定により、増税インボイスを発行した日付で販売日付が確定し、販売収入が認識されるためである。」と回答した<sup>701</sup>。

天津華源時代は、【販売プロセス】。このようなプロセスで販売をしていることから<sup>702</sup>、遅くとも出荷日までに実質的な販売条件が定められたと考えられるところ、天津華源時代が様式Bにおいて「出荷日」として回答した日付と「販売日」として回答した日付との間には乖離がある<sup>703</sup>。

上記(478)(イ)の反論も、天津華源時代が様式Bに販売日として記載した日が実質的な販売条件が定められる日であることを示すものではない。

これらのこと加え、調査結果報告書に係る「ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等及び不当廉売差額率の算定について」（以下「最終FA・DM計算書」という。）の第1の1及び2に記載のとおり、天津華源時代からの回答には、様式Bに関する回答に誤りがあつただけなく、他の回答事項についても誤りがあった。

以上を踏まえると、天津華源時代が本邦向け取引として回答したものには、調査対象期間外のものが含まれていたり、調査対象期間内の全ての取引を含んでいなかつたりする可能性がある。

(ウ) 天津華源時代は、同者が様式Cの修正を行ったことを理由に抜き取ったデータで輸出価格を算出してはならないと主張する。

天津華源時代は、供給者当初質問状回答の様式Cにおいて、調査対象期間内の同種の貨物の国内向け取引は合計269件であると回答した。同者が提出した製品リスト（添付資料E-3-2-4-1）を確認すると、同リスト記載の製品内容の説明からすれば、同種の貨物の定義に含まれていると考えられるものについても、同者は、同種の貨物に含まれないとしているものがあり、また、様式Cの回答内容には、他の回答内容と整合しない点があった。調査当局は、天津華源時代に対し、同種の貨物の定義に含まれていると考えられるものについても該当しないと判断した理由の説明や、他の回答内容と整合しない点の確認等を求める不備指摘（令和3年9月2日付け不備指摘）をした。

天津華源時代は、令和3年9月2日付け不備指摘に対する回答を提出し、様式Cにつき、9件取引を追加した（合計278件）。製品リストに関する指摘については、「亜鉛めつき鉄線の費用構成に基づき、華源会社は製品の亜鉛付着量及び線径によって日本向けの輸出の対象製品と完全に同じ又は最も近似する同種製品と判断しています。このうち亜鉛付着量が製品の費用の差異を生じる大きな決定要素であるため、完全に同じ製品がない場合、まずは亜鉛付着量が一致する製品を先に探し、その後に線径が近似する製品を探します。」と回答した。

700 供給者当初質問状回答書（天津華源時代）（調査項目B-2-1）

701 現地調査結果報告書（天津華源時代）（3.(4)〔調査内容〕）

702 現地調査結果報告書（天津華源時代）（3.(2)〔調査内容〕）

703 供給者当初質問状不備改め版回答書（様式B）

調査当局は、天津華源時代に対し、「令和3年9月2日付けで貴社宛てに通知しました「中華人民共和国産及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る質問状回答書に対する調査当局からの指摘事項について」に係る「別記1 質問状回答書の指摘事項について（海外供給者に対する質問状）」の整理番号56の指摘事項に対し、貴社から「亜鉛めっき鉄線の費用構成に基づき、華源会社は製品の亜鉛付着量及び線径によって日本向けの輸出の対象製品と完全に同じ又は最も近似する同種製品と判断しています。このうち亜鉛付着量が製品の費用の差異を生じる大きな決定要素であるため、完全に同じ製品がない場合、まずは亜鉛付着量が一致する製品を先に探し、その後に線径が近似する製品を探します。」との回答がありました。調査当局は、（中略）の理由から、貴社からこれまでに提出された質問状回答書において、調査対象貨物及び同種の貨物の定義に含まれる製品が全て回答されていないと認識しています。」との内容を含む不備指摘（令和3年10月1日付け不備指摘）をした。

天津華源時代は、令和3年10月1日付け不備指摘に対する回答を提出し、様式Cにつき、417件取引を追加した（合計695件）。天津華源時代は、調査項目A、C、D、Eの回答に係る補足事項として、「弊社は「指摘事項」の要求に従い、調査対象製品の定義に基づき調査対象製品の販売及びコストデータを改めて提出致しました。かかる様式表及び添付資料も修正致しました。」と前記回答の回答書に記載した。

以上のとおり、天津華源時代が、供給者当初質問状に対して最初に様式Cに回答した内容では、同種の貨物に該当する貨物が全て含まれていなかつたため、令和3年9月2日付け不備指摘及び同年10月1日付け不備指摘の2回にわたる不備指摘によって、その不備の訂正を求め、2回目の不備指摘によって様式Cの回答が大幅に修正されたものである。天津華源時代は、供給者当初質問状に対してする最初の回答の段階で、同種の貨物に該当する貨物を全て回答すべきであったのであり、本件における最初の回答が十分なものであったということはできず、また、同年9月2日付け不備指摘の後にされた回答もなお不十分なものだった。

(エ) 以上により、上記(478)の天津華源時代からの反論は受け入れられない。

(482) 上記(479)及び(480)の反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 天津華源線材は、同者が様式Cの修正を行ったことを理由に抜き取ったデータで輸出価格を算出してはならないと主張する。

天津華源線材は、供給者当初質問状回答の様式Cにおいて、調査対象期間内の同種の貨物の国内向け取引は合計【数値】件であると回答した。同者が提出した原価項目が記載された資料（添付資料E-3-2-4-2）を確認すると、同資料記載の製品内容の説明からすれば、同種の貨物の定義に含まれていると考えられるものについても、同者は、同種の貨物に含まれないとしているものがあった。調査当局は、天津華源線材に対し、同種の貨物の定義に含まれていると考えられるものについても該当しないと判断した理由の説明等を求める不備指摘（令和3年9月2日付け不備指摘）をした。

天津華源線材は、令和3年9月2日付け不備指摘に対する回答を提出したが、原価項目が記載された資料に関する指摘については、「亜鉛めっき鉄線の費用構成に基づき、華源会社は製品の亜鉛付着量及び線径によって日本向けの輸出の対象製品と完全に同じ又は最も近似する同種製品と判断しています。このうち亜鉛付着量が製品の費用の差異を生じる大きな決定要素であるため、完全に同じ製品がない場合、まずは亜鉛付着量が一致する製品を先に探し、その後に線径が近似する製品を探します。」と回答した。

調査当局は、天津華源線材に対し、「令和3年9月2日付け貴社宛てに通知しました「中華人民共和国産及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る質問状回答書に対する調査当局からの指摘事項について」に係る「別記1 質問状回答書の指摘事項について（海外供給者に対する質問状）」の整理番号26の指摘事項に対し、貴社から「亜鉛めっき鉄線の費用構成に基づき、華源会社は製品の亜鉛付着量及び線径によって日本向けの輸出の対象製品と完全に同じ又は最も近似する同種製品と判断しています。このうち亜鉛付着量が製品の費用の差異を生じる大きな決定要素であるため、完全に同じ製品がない場合、まずは亜鉛付着量が一致する製品を先に探し、その後に線径が近似する製品を探します。」との回答がありました。調査当局は、（中略）の理由から、貴社からこれまでに提出された質問状回答書において、調査対象貨物及び同種の貨物の定義に含まれる製品が全て回答されていないと認識しています。」との内容を含む不備指摘（令和3年10月1日付け不備指摘）をした。

天津華源線材は、令和3年10月1日付け不備指摘に対する回答を提出し、様式Cにおいて、同種の貨物の国内向け取引は合計【数値】件であると回答した。

以上のとおり、天津華源線材が、供給者当初質問状に対して最初に様式Cに回答した内容では、同種の貨物に該当する貨物が全て含まれていなかったため、令和3年9月2日付け不備指摘及び同年10月1日付け不備指摘の2回にわたる不備指摘によって、その不備の訂正を求め、2回目の不備指摘によって様式Cの回答が大幅に修正されたものである。天津華源線材は、供給者当初質問状に対してする最初の回答の段階で、同種の貨物に該当する貨物を全て回答すべきであったのであり、本件における最初の回答が十分なものであったということはできず、また、同年9月2日付け不備指摘の後にされた回答もなお不十分なものだった。

(イ) 天津華源線材は、同者には、他社から製品を購入して販売する取引は存在せず、同者の回答に矛盾はないと主張する。

天津華源時代は、現地調査において、天津2者の間の売買契約書が存在し、当該契約に基づいて天津華源線材が天津華源時代から完成品を購入していたと回答した<sup>704</sup>。一方で、天津華源線材は、現地調査において、他社から完成品を購入して販売する取引はないと回答した<sup>705</sup>。

この点につき、天津華源線材は、同者が天津華源時代から購入した製品は、天津華源時代にとては完成品であったが、天津華源線材にとては原材料であり、同者は、天津華源時代から購入した製品を加工して販売したと主張する。この主張の当否を確認できる資料はなく、天津華源線材の、同者には他社から製品を購入して販売する取引は存在しないとの回答については、他の資料等と矛盾するものではないことを前提に判断をすることが相当である。

(ウ) 天津華源線材は、調査当局が、天津華源線材が提出したデータが調査対象期間の全ての売上をカバーしていない可能性があると考え、一部の書類だけを用いて輸出価格を計算したことは合理的ではないと主張する。

調査当局は、販売日を「実質的な販売条件が定められる日」として調査を進め、お願い紙（令和3年6月）の「【資料1】用語の定義」でもその旨を明示していたところ、天津華源線材は、供給者当初質問状回答書において、様式Bの販売日について、インボイスの日付は会社が販売収入を確認した日であり、会社の実質的な販売条件が定められた

<sup>704</sup> 現地調査結果報告書（天津華源時代）(4.(1)〔調査内容〕)

<sup>705</sup> 現地調査結果報告書（天津華源線材）(2.(2)〔調査内容〕)

日は商業インボイスの日付であると回答した<sup>706</sup>。また、調査対象期間の本邦向け輸出取引の件数は【数値】件であると回答した<sup>707</sup>。

しかし、現地調査の結果、【記帳メカニズム】が明らかとなり<sup>708</sup>、この結果、調査対象期間内の取引は【数値】件のみとなり、令和3年1月26日から同年3月31日までの取引は1件も回答されていなかったことが分かった。天津華源線材は、上記(479)(ウ)のとおり主張するが、同主張は、同者が様式Bに販売日として記載した日が実質的な販売条件が定められる日であることを示すものではなく、様式Bは、調査対象期間内の取引を全て網羅するものではなかったとの上記判断を左右するものではない。

(エ) 以上のとおり、天津華源線材の上記(479)(イ)の反論については受け入れができる。しかしながら、最終FA・DM計算書の第1の1及び2に記載のとおり、天津華源線材が本邦向け取引として回答した様式Bには、調査対象期間内の取引を全て網羅するものではなく、同者が様式B以外に大幅に修正した上で回答したものについても、同種の貨物ではないものが含まれていることが現地調査で判明したこと、同者自身の説明と整合しない回答や、提出された資料には、原本を変造した上で作成したものがあったこと、同者は、本来供給者当初質問状に対する最初の回答で回答すべきであった調査対象期間内の調査対象貨物及び同種の貨物の合計取引量について、当初質問状に対する最初の回答をした後に大幅に修正し、その量は最初に回答したものから5倍以上の量になったこと等が指摘できる。天津華源線材の、同者には他社から製品を購入して販売する取引は存在しないとの回答については、他の資料等と矛盾するものではないということを前提としても、天津2者について、上記(307)のとおりファクツ・アヴェイラブルを適用することは妨げられない。

## 5-3-5 正常価格に係る反論等の検討

### 5-3-5-1 正常価格に係る反論

(483) 供給者である韓国線材から、上記「2-5-1-1 正常価格」に対して以下の重要事実に係る反論<sup>709</sup>が提出された。

工場出荷前に韓国線材は貸倒損失が発生するとは考えていない。したがって、販売価格は貸倒損失が反映されていない金額である。添付資料C-3-20-4の貸倒損失は、調査対象期間に実際に発生した貸倒損失であり、販売の時には貸倒損失が発生するとは考えなかったことから、貸倒損失は、販売後に発生した直接費用であるため、工場出荷段階の価格から除くべき費用である。

### 5-3-5-2 正常価格に係る再反論

(484) 申請者4者から、上記(483)の韓国線材からの反論に対して、以下の重要事実に係る再反論<sup>710</sup>の提出があった。

(ア) 韓国線材は、貸倒損失は、(溶融亜鉛めっき鉄線の)販売後に発生した費用であるため、工場出荷段階の価格から除くべき費用である旨述べているようであるが、その根拠

706 供給者当初質問状回答書（天津華源線材）（調査項目B-2-1）

707 供給者当初質問状回答書（天津華源線材）（様式B）

708 現地調査結果報告書（天津華源線材）(3.(4)〔調査内容〕)

709 重要事実反論書（韓国線材、令和4年9月27日）

710 重要事実再反論書（日亜鋼業、令和4年10月11日）、重要事実再反論書（NS北海製線、令和4年10月11日）、重要事実再反論書（ガルバート・ジャパン、令和4年10月11日）、重要事実再反論書（ワイヤーテクノ、令和4年10月11日）

は不明である。

- (イ) 韓国線材は、同者の貸倒損失を販売後に発生した「直接費用」と表記しているが、物流費などと異なり、販売の時には「発生するとは考えなかつた」費用である以上、工場出荷段階での正常価格と輸出価格とを比較する不当廉売関税の趣旨からすれば、これを、工場出荷段階の価格から控除しないのはむしろ当然である。
- (ウ) よって、貸倒損失を本邦向け輸出価格及び国内販売価格から控除すべき費用であるとは認めない調査当局の判断は妥当である。

### 5－3－5－3 正常価格に係る検討

(485) 上記(483)及び(484)の反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

- (ア) 調査当局が令和3年9月2日付け不備指摘通知において、当該貸倒損失について、韓国線材が適用している会計基準と、これを控除すべき費用として考える理由を説明するよう求めたところ、同者は、供給者当初質問状不備改め版回答書(令和3年9月16日)において、「販売価格を設定する時、一部の金額が回収できない場合を考慮して価格を定めています。したがって、出荷価格の公正な比較のためには貸倒損失比を控除しなければなりません。」と回答し、また、当該貸倒損失に係る会計基準については、「期待信用損失を測定する際に、当社は、合理的に裏付けられた未来展望情報を利用し、このような情報は、異なる経済的変数の将来の変動及び変数相互間にどう影響を与えるかの仮定に基づいています。債務不履行時の損失率は、債務不履行が発生したときの損失額の推定値です。これは「契約上のキャッシュフロー」と、「債権者が受領すると予想されるキャッシュフロー」の違いに基づいており、担保と信用補強によるキャッシュフローを考慮します。債務不履行が発生する確率は、期待信用損失を測定するための主要な投入変数を設定します。債務不履行の発生確率は、対象期間にわたる債務不履行の発生可能性についての推定値であり、過去の情報及び将来状況の仮定期待が含まれます。」と回答した。

- (イ) 調査当局は、上記(ア)の質問に対する韓国線材の回答から、当該貸倒損失は、韓国線材の【費用の性質】であるとして、本邦向け輸出価格及び国内販売価格から控除すべき費用であるとは認めていない。

(486) 以上のことから、上記(483)の韓国線材の反論は受け入れられない。

### 5－3－6 本邦向け輸出価格に係る反論等の検討

#### 5－3－6－1 本邦向け輸出価格に係る反論

(487) 供給者である天津華源時代から、上記「2－4－2－3 本邦向け輸出価格」に対して以下の重要事実に係る反論<sup>711</sup>が提出された。

- (ア) 協定2.4により、輸出価格と正常の価額との比較は商取引の同一の段階において行うべきだと要求されており、案件ごとに価格の比較に影響する差異を考慮すべきである。
- (イ) 日本向け販売取引の中には【調査当局が加算しなかった加算項目】が含まれているが、中国国内向け販売取引には海上運賃がないため、【調査当局が加算しなかった加算項目】

<sup>711</sup> 重要事実反論書（天津華源時代、令和4年9月27日）

はない。さらに、天津華源時代は質問状の回答と現地調査において、【調査当局が加算しなかった加算項目】の存在を証明できる十分な証拠（領収書、契約書等）を提出しており、調査対象貨物の日本向け販売取引において【調査当局が加算しなかった加算項目】が存在していることは明らかである。

(ウ) 天津華源時代は質問状の回答と現地調査において、調査当局に会社が価格を決める根拠を説明し、【調査当局が加算しなかった加算項目】も考慮した上、日本向け取引価格を決めている。調査当局は【加算項目を加算しなかったこと】すべきではない。

(エ) 天津華源時代は質問状の回答と現地調査において、調査当局に【加算項目に係る取り決めと調査当局が加算項目を加算しなかったこと】は事実とは適合せず、法律的根拠もない。

(オ) よって、調査当局は協定 2.4 の規定により、輸出価格に対して【調査当局が加算しなかった加算項目】の調整を行うべきである。

(488) 供給者である天津華源時代から、上記「**2－4－2－3 本邦向け輸出価格**」のファクツ・アヴェイラブルの適用に関する事項に対して以下の重要事実に係る反論が提出された。

天津華源時代は、本調査において、調査当局の要求に応えて質問状の回答及び販売データを提出し、調査当局からの追加質問状に応じて販売データの修正もして積極的に調査の協力をし、提出したデータの正確性を証明した。調査当局は、抜き取った一部のデータだけではなく、提出された様式 B 中のデータを使用して天津華源時代の輸出価格を算出すべきである。

(489) 供給者である天津華源線材から、上記「**2－4－2－3 本邦向け輸出価格**」に対して以下の重要事実に係る反論<sup>712</sup>が提出された。

(ア) 協定 2.4 により、輸出価格と正常の価額との比較は商取引の同一の段階において行うべきだと要求されており、案件ごとに価格の比較に影響する差異を考慮すべきである。

(イ) 日本向け販売取引の中には【調査当局が加算しなかった加算項目】が含まれているが、中国国内向け販売取引には海上運賃がないため、【調査当局が加算しなかった加算項目】はない。さらに、天津華源線材は質問状の回答と現地調査において、【調査当局が加算しなかった加算項目】の存在を証明できる十分な証拠（領収書、契約書等）を提出しており、調査対象貨物の日本向け販売取引において【調査当局が加算しなかった加算項目】が存在していることは明らかである。

(ウ) 天津華源線材は質問状の回答と現地調査において、調査当局に会社が価格を決める根拠を説明し、【調査当局が加算しなかった加算項目】も考慮した上、日本向け取引価格を決めている。調査当局は【加算項目を加算しなかったこと】すべきではない。

(エ) 天津華源線材は質問状の回答と現地調査において、調査当局に【加算項目に係る取り決めと調査当局が加算項目を加算しなかったこと】は事実とは適合せず、法律的根拠もない。

(オ) よって、調査当局は協定 2.4 の規定により、輸出価格に対して【調査当局が加算しなかった加算項目】の調整を行うべきである。

---

<sup>712</sup> 重要事実反論書（天津華源線材、令和 4 年 9 月 27 日）

- (490) 供給者である天津華源線材から、上記「**2－4－2－3 本邦向け輸出価格**」のファクツ・アヴェイラブルの適用に関する事項に対して以下の重要事実に係る反論が提出された。

天津華源線材は、本調査において、調査当局の要求に応えて質問状の回答及び販売データを出し、調査当局からの追加質問状に応じて販売データの修正もして積極的に調査の協力をし、提出したデータの正確性を証明した。調査当局は、抜き取った一部のデータだけではなく、提出された様式B中のデータを使用して天津華源線材の輸出価格を算出すべきである。

### **5－3－6－2 本邦向け輸出価格に係る再反論**

- (491) 上記(487)の天津華源時代及び上記(489)の天津華源線材からの反論に対して、利害関係者から重要事実に係る再反論の提出はなかった。

- (492) 申請者4者から、上記(488)の天津華源時代及び上記(490)の天津華源線材からの反論に対して、以下の重要事実に係る再反論<sup>713</sup>の提出があった。

(ア) 天津2者は、提出した様式Bの全てのデータが採用されるべきと主張しているようであるが、FA・DM計算書に記載された事情を踏まえると、天津2者が提出した様式Bはほとんど信用できない。

(イ) よって、確認・検証ができた6件の取引を除き、天津2者の様式Bの正確性を確認でいないとした調査当局の判断は妥当である。

### **5－3－6－3 本邦向け輸出価格に係る検討**

- (493) 上記(487)から(490)及び(492)の反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(487)(イ)及び上記(489)(イ)について、天津2者に対する現地調査において、同者から、日本向け販売取引と【調査当局が加算しなかった加算項目】との関連性を明確にする根拠資料等の提出及び具体的な説明はなかった。

(イ) 上記(487)(ウ)及び上記(489)(ウ)について、天津2者に対する現地調査において、同者から、【海上運賃に関する内容】を明確にする根拠資料等の提出及び具体的な説明はなかった。

(ウ) 上記(487)(エ)及び上記(489)(エ)について、調査当局は、【海上運賃に関する内容】を明確にする根拠資料等の提出がなかったことから、【調査当局が加算しなかった加算項目】の調整を行わなかつたのであり、天津2者が主張する【海上運賃の取り決めに係る内容】を理由に調整しなかつたのではない。

(エ) 上記(488)及び(490)について、上記「**5－3－4 ファクツ・アヴェイラブルの適用に係る反論等の検討**」のとおり、天津2者について、上記(307)のとおりファクツ・アヴェイラブルを適用することは妨げられない。

- (494) 以上のことから、上記(487)及び(488)の天津華源時代並びに上記(489)及び(490)の天津華

<sup>713</sup> 重要事実再反論書（日亜鋼業、令和4年10月11日）、重要事実再反論書（NS北海製線、令和4年10月11日）、重要事実再反論書（ガルバート・ジャパン、令和4年10月11日）、重要事実再反論書（ワイヤーテクノ、令和4年10月11日）

源線材の反論は受け入れられない。

### 5-3-7 不当廉売差額率に係る反論等の検討

#### 5-3-7-1 不当廉売差額率に係る反論

(495) 供給者である天津2者から、上記「**2-4-2-5 不当廉売差額率（天津華源時代及び天津華源線材）**」に対して以下の重要事実に係る反論<sup>714</sup>が提出された。

- (ア) 協定6.9により、調査当局は最終措置が確定される根拠が分かるような重要な事実を全ての利害関係者に連絡すべきだと要求されており、利害関係者が自己の利益のために擁護できるように調査当局が開示した事実は調査当局の決定と算出根拠が利害関係者に十分分かるようにすることが要求されている。
- (イ) 調査当局は「不当廉売差額率の算定について」の中で当社の不当廉売差額を計算するための輸出価格単価だけ開示したが、その正常価格のデータ、計算方法及び出処、品種別の貨物の最終に算出された不当廉売差額の計算式及び具体的なデータは開示していない。調査対象者の不当廉売差額の計算方法と計算式は協定6.5に規定されている秘密情報ではないため、当社の理解のために、調査当局は当社に当社の不当廉売差額を計算するための計算式と具体的なデータを開示すべきである。この情報を開示しなければ、利害関係者が調査当局の具体的算出方法が分からず、その合理性の判断もできない。

(496) 供給者である韓国線材から、上記「**2-5-3 韓国の供給者の不当廉売差額率**」に対して次の重要事実に係る反論<sup>715</sup>が提出された。

- (ア) 調査当局は不当廉売差額を計算する際、CIF基準ではなく工場出荷段階の価格で算定しているが、最終判定ではこれを修正すべきである。
- (イ) 韓国線材の不当廉売差額率を重量基準で計算すると10.39%となる。重要事実の開示の不当廉売差額率は10.42%となっている。

#### 5-3-7-2 不当廉売差額率に係る再反論

(497) 上記(495)の天津2者からの反論に対して、利害関係者から重要事実に係る再反論の提出はなかった。

(498) 申請者4者から、上記(496)の韓国線材からの反論に対して、以下の重要事実に係る再反論<sup>716</sup>の提出があった。

- (ア) 韓国線材は、調査当局が不当廉売差額を計算する際、CIF基準ではなく工場出荷段階の価格で算定したが、最終判定ではこれを修正するべきとする。しかし、これは、不当廉売差額率と不当廉売関税率の違い及び不当廉売関税制度の基本概念に対する同社の理解不足を示すものである。

- (イ) 韓国線材は、重要事実の開示以前に提出したはずの証拠等を引用することなく、品種、

<sup>714</sup> 重要事実反論書（天津華源時代、令和4年9月27日）、重要事実反論書（天津華源線材、令和4年9月27日）

<sup>715</sup> 重要事実反論書（韓国線材、令和4年9月27日）

<sup>716</sup> 重要事実再反論書（日亜鋼業、令和4年10月11日）、重要事実再反論書（NS北海製線、令和4年10月11日）、重要事実再反論書（ガルバート・ジャパン、令和4年10月11日）、重要事実再反論書（ワイヤーテクノ、令和4年10月11日）

輸出価格等の項目ごとに数値を記載した資料を反論の書面で提示し、当該資料の数値に基づく不当廉売差額率を主張している模様である。しかし、反論は、これまで調査当局が政令第10条第2項及び第10条の2第2項の規定に基づき提出を求めていた証拠のうち、これまで調査当局に提出していなかった証拠を新たに提出する機会ではない。韓国線材が反論の書面で提示した資料も、重要事実の開示以前に提出したものではなく新たに提供されたものであるとすれば、証拠として認められるべきではない。よって、そのような資料を証拠として不当廉売差額率を算定する上記の反論は前提を欠き失当である。

### 5-3-7-3 不当廉売差額率に係る検討

(499) 上記(495)の天津2者からの反論に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 本邦向け輸出価格の算出方法については、上記「**2-1-6 輸出価格の算出の基本的考え方**」において明記しており、また、天津2者の本邦向け輸出価格の算定に用いた取引や控除項目等についても、個別に送付したFA・DM計算書において、それぞれ明示していることから、天津2者が主張している「輸出価格単価だけ開示している」わけではない。

(イ) 正常価格の算出方法については、上記「**2-1-5 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方**」において明記している。

(ウ) 秘密情報とは、その開示が競争者に対して競争上の著しい利益を与える、又はその開示が情報を提供した者に対して若しくは情報を提供した者の当該情報についての情報源である者に対して著しい悪影響を及ぼす情報に限られるものではなく、「当事者が秘密の情報として提供したもの」で、正当な理由が示されたものについては、秘密として取り扱われるものであるところ、本件では、情報の提供者から秘密の情報として提供を受け、また、当該情報を秘密とすることについて正当な理由が示された<sup>717</sup>。

(エ) よって、不当廉売差額の算定に係る具体的な計算式と使用したデータを開示していないからといって、調査当局が行った算出方法の合理性が判断できないとは言えない。

(500) 以上のことから、上記(495)の天津2者の反論は受け入れられない。

(501) 上記(496)及び(498)の反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 不当廉売差額の算出について、ガイドライン7.(1)四において、「正常価格と輸出価格との比較は工場渡しの段階の価格で行う。」と規定されている。

(イ) 韓国線材が主張している不当廉売差額率は、韓国線材の「**不当廉売差額率の算定について**」における輸出価格の算定において控除している【項目名】を反映していない重量基準により算出されており、計算誤りである。

(502) 以上のことから、上記(496)の韓国線材の反論は受け入れられない。

### 5-4 重要事実を支持する意見

---

<sup>717</sup> 秘密扱いを求める書面（【企業名】）、現地調査結果報告書の一部について秘密として取り扱うことを求める書面（【企業名】）

(503) 申請者 4 者から以下の反論<sup>718</sup>が提出された。なお、当該反論は、重要事実を支持する旨の意見であった。

(ア) 上記「3－6 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論」について、調査対象期間中、中国及び韓国からの溶融亜鉛めっき鉄線の輸入量が増加し、国産品から輸入品へ切り替えが進んだことで、申請者の国内販売量は著しく減少し、営業利益も減少したのであり、このことを理由として、中国及び韓国からの溶融亜鉛めっき鉄線の輸入が、本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたとする調査当局の判断は妥当である。

(イ) 上記「4－3 因果関係に関する結論」について、顧客は、購入先を決定する際、溶融亜鉛めっき鉄線の価格を重要な要素として考慮するところ、不当廉売輸入が行われなければ、コストに見合った価格での販売が妨げられた結果の営業利益の減少や、失注した結果の販売量の減少のような損害は生じなかった。また、第三国からの輸入は、数量が少ないとから、本邦の産業に損害をもたらすことのできる要因とはいえない。これらを理由として、溶融亜鉛めっき鉄線の不当廉売輸入と本邦の産業に対する実質的な損害との間に因果関係が認められるとする調査当局の判断は妥当である。

## 5－5 重要事実に係る反論・再反論の検討についての結論

(504) 以上のとおり、利害関係者から提出された重要事実に係る反論・再反論を検討した結果、重要事実で示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

## 6 結論

(505) 以上のとおり、不当廉売された溶融亜鉛めっき鉄線の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められた。

---

<sup>718</sup> 重要事実反論書（日亜鋼業、令和4年9月27日）、重要事実反論書（NS 北海製線、令和4年9月27日）、重要事実反論書（ガルバート・ジャパン、令和4年9月27日）、重要事実反論書（ワイヤーテクノ、令和4年9月27日）

## 主要証拠等目録

番号	標目
1	中華人民共和国及び大韓民国産の溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税を課することを求める書面(日亜鋼業株式会社、NS北海製線株式会社、株式会社ガルバート・ジャパン、株式会社ワイヤーテクノ)
2	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票及び質問状への回答書(ベカルト(青島)鋼線產品有限公司)
3	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票及び質問状への回答書(天津華源時代金属製品有限公司)
4	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票及び質問状への回答書(天津華源線材製品有限公司)
5	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票及び質問状への回答書(Hankuk Steel Wire Co., Ltd.)
6	調査対象貨物の輸入者に対する確認票(森本興業株式会社)
7	調査対象貨物の輸入者に対する確認票(【輸入者A社】)
8	調査対象貨物の輸入者に対する確認票(片山鉄建株式会社)
9	調査対象貨物の輸入者に対する確認票(株式会社力ネヒサ)
10	調査対象貨物の輸入者に対する確認票及び質問状への回答書(ベカルトジャパン株式会社)
11	調査対象貨物の輸入者に対する確認票及び質問状への回答書(株式会社中司商店)
12	調査対象貨物の輸入者及び産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(株式会社小財スチール)
13	調査対象貨物の輸入者及び産業上の使用者に対する確認票(筑豊金網工業株式会社)
14	調査対象貨物の輸入者及び産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(藤田鉄網商工株式会社)
15	産業上の使用者に対する確認票(株式会社ノブハラ)
16	産業上の使用者に対する確認票(株式会社イゲタ金網)
17	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(株式会社佐藤製線所)
18	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(鶴見金網株式会社)
19	産業上の使用者に対する確認票(栗原建材産業株式会社)
20	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(JFE建材株式会社)
21	産業上の使用者に対する確認票(小岩金網株式会社)
22	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(日広鋼機株式会社)
23	産業上の使用者に対する確認票(【産業上の使用者A社】)
24	本邦の生産者に対する確認票及び質問状への回答書(日亜鋼業株式会社)
25	本邦の生産者に対する確認票及び質問状への回答書(株式会社ワイヤーテクノ)
26	本邦の生産者に対する確認票及び質問状への回答書(NS北海製線株式会社)
27	本邦の生産者に対する確認票及び質問状への回答書(株式会社ガルバート・ジャパン)
28	本邦の生産者に対する確認票及び質問状への回答書(東京製綱株式会社)

番号	標目
29	令和3年8月10日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(ベカルト(青島)鋼線產品有限公司)
30	令和3年8月10日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(天津華源時代金属製品有限公司)
31	令和3年8月10日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(天津華源線材製品有限公司)
32	令和3年8月10日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(Hankuk Steel Wire Co., Ltd.)
33	令和3年8月10日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(ベカルトジャパン株式会社)
34	令和3年8月10日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(藤田鉄網商工株式会社)
35	令和3年8月10日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(株式会社中司商店)
36	令和3年8月10日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(鶴見金網株式会社)
37	令和3年9月2日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(ベカルト(青島)鋼線產品有限公司)
38	令和3年9月2日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(天津華源時代金属製品有限公司)
39	令和3年9月2日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(天津華源線材製品有限公司)
40	令和3年9月2日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(Hankuk Steel Wire Co., Ltd.)
41	令和3年9月2日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(ベカルトジャパン株式会社)
42	令和3年9月2日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(日亜鋼業株式会社)
43	令和3年9月2日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(NS北海製線株式会社)
44	令和3年9月2日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(株式会社ガルバート・ジャパン)
45	令和3年9月2日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(株式会社ワイヤーテクノ)
46	令和3年9月2日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(東京製綱株式会社)
47	令和3年10月1日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(天津華源時代金属製品有限公司)
48	令和3年10月1日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(天津華源線材製品有限公司)
49	令和3年10月1日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(藤田鉄網商工株式会社)
50	令和3年10月1日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(株式会社中司商店)
51	令和3年10月1日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(株式会社佐藤製線所)
52	令和3年10月1日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(日広鋼機株式会社)
53	令和3年10月19日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(天津華源時代金属製品有限公司)
54	令和3年10月19日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(ベカルトジャパン株式会社)
55	令和3年10月19日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(NS北海製線株式会社)
56	令和3年10月19日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(株式会社ワイヤーテクノ)
57	代替国選定1回目通知に対する意見(日亜鋼業株式会社、NS北海製線株式会社、株式会社ガルバート・ジャパン、株式会社ワイヤーテクノ)

番号	標目
58	代替国選定1回目通知に対する意見(片山鉄建株式会社)
59	代替国選定2回目通知に対する意見(ベカルト(青島)鋼線產品有限公司)
60	代替国選定2回目通知に対する意見(ベカルトジャパン株式会社)
61	代替国供給者に対する確認票及び質問状への回答書(PT. Bekaert Wire Indonesia)
62	代替国供給者に対する確認票及び質問状への回答書(日亜鋼業株式会社)
63	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する追加質問状への回答書(ベカルト(青島)鋼線產品有限公司)
64	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する追加質問状への回答書(天津華源時代金属製品有限公司)
65	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する追加質問状への回答書(天津華源線材製品有限公司)
66	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する追加質問状への回答書(Hankuk Steel Wire Co., Ltd.)
67	代替国供給者に対する追加質問状への回答書(PT. Bekaert Wire Indonesia)
68	産業上の使用者に対する追加質問状への回答書(JFE建材株式会社)
69	証拠の提出(ベカルト(青島)鋼線產品有限公司)
70	証拠の提出(ベカルトジャパン株式会社)
71	証拠の提出(Hankuk Steel Wire Co., Ltd.)
72	証拠の提出(天津市巨翔金属製品股份有限公司)
73	証言の記録(ベカルト(青島)鋼線產品有限公司)
74	証言の記録(ベカルトジャパン株式会社)
75	意見の表明(ベカルト(青島)鋼線產品有限公司)
76	意見の表明(Hankuk Steel Wire Co., Ltd.)
77	意見の表明(株式会社小財スチール)
78	意見の表明(ベカルトジャパン株式会社)
79	意見の表明(藤田鉄網商工株式会社)
80	意見の表明(株式会社ノブハラ)
81	意見の表明(日亜鋼業株式会社、NS北海製線株式会社、株式会社ガルバート・ジャパン、株式会社ワイヤーテクノ)
82	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する現地調査結果報告書及び提出資料(ベカルト(青島)鋼線產品有限公司)
83	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する現地調査結果報告書及び提出資料(天津華源時代金属製品有限公司)
84	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する現地調査結果報告書及び提出資料(天津華源線材有限公司)
85	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する現地調査結果報告書及び提出資料(Hankuk Steel Wire Co., Ltd.)
86	本邦の生産者に対する現地調査結果報告書及び提出資料(株式会社ガルバート・ジャパン)

番号	標目
87	本邦の生産者に対する現地調査結果報告書及び提出資料(日亜鋼業株式会社)
88	代替国供給者に対する現地調査結果報告書及び提出資料(PT. Bekaert Wire Indonesia)
89	第三国产の輸入者に対する質問状への回答書(【第三国产輸入者A社】)
90	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する追加質問状への回答書(調査対象貨物の変更)(ベカルト(青島)鋼線產品有限公司)
91	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する追加質問状への回答書(調査対象貨物の変更)(天津華源時代金属製品有限公司)
92	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する追加質問状への回答書(調査対象貨物の変更)(天津華源線材製品有限公司)
93	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する追加質問状への回答書(調査対象貨物の変更)(Hankuk Steel Wire Co., Ltd.)
94	調査対象貨物の輸入者及び産業上の使用者に対する追加質問状への回答書(調査対象貨物の変更)(株式会社小財スチール)
95	調査対象貨物の輸入者及び産業上の使用者に対する追加質問状への回答書(調査対象貨物の変更)(藤田鉄網商工株式会社)
96	調査対象貨物の輸入者に対する追加質問状への回答書(調査対象貨物の変更)(筑豊金網工業株式会社)
97	調査対象貨物の輸入者に対する追加質問状への回答書(調査対象貨物の変更)(ベカルトジャパン株式会社)
98	調査対象貨物の輸入者に対する追加質問状への回答書(調査対象貨物の変更)(株式会社中司商店)
99	調査対象貨物の輸入者に対する追加質問状への回答書(調査対象貨物の変更)(株式会社カネヒサ)
100	調査対象貨物の輸入者に対する追加質問状への回答書(調査対象貨物の変更)(東日本線材工業株式会社)
101	調査対象貨物の輸入者に対する追加質問状への回答書(調査対象貨物の変更)(株式会社マイホウテック)
102	調査対象貨物の輸入者に対する追加質問状への回答書(調査対象貨物の変更)(株式会社森田製作所)
103	調査対象貨物の輸入者に対する追加質問状への回答書(調査対象貨物の変更)(エムプロム株式会社)
104	調査対象貨物の輸入者に対する追加質問状への回答書(調査対象貨物の変更)(株式会社メタックス)
105	調査対象貨物の輸入者に対する追加質問状への回答書(調査対象貨物の変更)(住友電気工業株式会社)
106	申請者に対する追加質問状への回答書(調査対象貨物の変更)(日亜鋼業株式会社、NS北海製線株式会社、株式会社ガルバート・ジャパン、株式会社ワイヤーテクノ)
107	意見の表明(調査対象貨物の変更)(日亜鋼業株式会社、NS北海製線株式会社、株式会社ガルバート・ジャパン、株式会社ワイヤーテクノ)
108	本邦の生産者に対する追加質問状への回答書(調査対象貨物の変更)(日亜鋼業株式会社)
109	本邦の生産者に対する追加質問状への回答書(調査対象貨物の変更)(NS北海製線株式会社)
110	本邦の生産者に対する追加質問状への回答書(調査対象貨物の変更)(株式会社ガルバート・ジャパン)
111	本邦の生産者に対する追加質問状への回答書(調査対象貨物の変更)(株式会社ワイヤーテクノ)
112	産業上の使用者に対する追加質問状の回答書(調査対象貨物の変更)(JFE建材株式会社)
113	産業上の使用者に対する追加質問状の回答書(調査対象貨物の変更)(鶴見金網株式会社)
114	産業上の使用者に対する追加質問状の回答書(調査対象貨物の変更)(株式会社佐藤製線所)
115	産業上の使用者に対する追加質問状の回答書(調査対象貨物の変更)(日広鋼機株式会社)

番号	標目
116	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票及び追加質問状への回答書(調査対象貨物の変更後)(ベカルト(青島)鋼線產品有限公司)
117	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票及び追加質問状への回答書(調査対象貨物の変更後)(天津華源時代金属製品有限公司)
118	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票及び追加質問状への回答書(調査対象貨物の変更後)(天津華源線材製品有限公司)
119	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票及び追加質問状への回答書(調査対象貨物の変更後)(Hankuk Steel Wire Co., Ltd.)
120	調査対象貨物の輸入者に対する確認票(調査対象貨物の変更後)(ベカルトジャパン株式会社)
121	調査対象貨物の輸入者に対する確認票(調査対象貨物の変更後)(株式会社中司商店)
122	調査対象貨物の輸入者に対する確認票(調査対象貨物の変更後)(株式会社マイホウテック)
123	調査対象貨物の輸入者に対する確認票(調査対象貨物の変更後)(岡谷鋼機株式会社)
124	調査対象貨物の輸入者に対する確認票(調査対象貨物の変更後)(株式会社メタックス)
125	調査対象貨物の輸入者に対する確認票(調査対象貨物の変更後)(住友電気工業株式会社)
126	調査対象貨物の輸入者に対する確認票(調査対象貨物の変更後)(筑豊金網工業株式会社)
127	調査対象貨物の輸入者及び産業上の使用者に対する確認票及び追加質問状への回答書(調査対象貨物の変更後)(藤田鉄網商工株式会社)
128	本邦の生産者に対する確認票及び追加質問状への回答書(調査対象貨物の変更後)(日亜鋼業株式会社)
129	本邦の生産者に対する確認票及び追加質問状への回答書(調査対象貨物の変更後)(NS北海製線株式会社)
130	本邦の生産者に対する確認票及び追加質問状への回答書(調査対象貨物の変更後)(株式会社ガルバート・ジャパン)
131	本邦の生産者に対する確認票及び追加質問状への回答書(調査対象貨物の変更後)(株式会社ワイヤーテクノ)
132	産業上の使用者に対する確認票及び追加質問状の回答書(調査対象貨物の変更後)(JFE建材株式会社)
133	産業上の使用者に対する確認票(調査対象貨物の変更後)(株式会社佐藤製線所)
134	産業上の使用者に対する確認票(調査対象貨物の変更後)(鶴見金網株式会社)
135	代替国供給者に対する追加質問状の回答書(調査対象貨物の変更後)(PT. Bekaert Wire Indonesia)
136	重要事実反論書(重要事実の開示に係る意見の表明(反論))(Hankuk Steel Wire Co., Ltd.)
137	重要事実反論書(重要事実の開示に係る意見の表明(反論))(天津華源時代金属製品有限公司)
138	重要事実反論書(重要事実の開示に係る意見の表明(反論))(天津華源線材製品有限公司)
139	重要事実反論書(重要事実の開示に係る意見の表明(反論))(東日本線材工業株式会社)
140	重要事実反論書(重要事実の開示に係る意見の表明(反論))(日亜鋼業株式会社)
141	重要事実反論書(重要事実の開示に係る意見の表明(反論))(NS北海製線株式会社)
142	重要事実反論書(重要事実の開示に係る意見の表明(反論))(株式会社ガルバート・ジャパン)
143	重要事実反論書(重要事実の開示に係る意見の表明(反論))(株式会社ワイヤーテクノ)
144	重要事実再反論書(重要事実の開示に係る意見の表明(再反論))(日亜鋼業株式会社)

番号	標目
145	重要事実再反論書(重要事実の開示に係る意見の表明(再反論))(NS北海製線株式会社)
146	重要事実再反論書(重要事実の開示に係る意見の表明(再反論))(株式会社ガルバート・ジャパン)
147	重要事実再反論書(重要事実の開示に係る意見の表明(再反論))(株式会社ワイヤーテクノ)
148	約束の申出(天津華源時代金属製品有限公司)
149	約束の申出(天津華源線材製品有限公司)
150	約束の申出に対する意見表明書(日亜鋼業株式会社)
151	約束の申出に対する意見表明書(NS北海製線株式会社)
152	約束の申出に対する意見表明書(株式会社ガルバート・ジャパン)
153	約束の申出に対する意見表明書(株式会社ワイヤーテクノ)
154	調査当局が収集及び分析した関係証拠